

公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関する
アンケート調査結果
(2015年7月実施分)

報告書

2016年3月

公益財団法人 公益法人協会

目 次

アンケート調査の概要・意義	1
1 アンケート調査対象法人	1
2 アンケート質問項目	2
3 本アンケートの意義	4
1. 社団・財団別	5
2. 行政庁別（一般法人は移行申請先の行政庁別）	5
3. 公益目的事業費用別法人数	6
4. 寄附金収入別法人数	7
4 その他の回答法人の基本事項	7
1. 登記年度	7
2. 実施している事業	8
3. 一般法人の税制上の選択	9
アンケート結果	10
I. 法人選択と認定選択動向	10
1 法人選択に対する意識	10
i. 公益法人	10
1. 総論	10
2. 「よかった」と考える理由	10
3. 「後悔している」と考える理由	11
4. 法人属性に応じた分析	11
5. 法人格を再度選択する場合	14
ii. 一般法人	17
1. 総論	17
2. 一般法人を選択して「よかった」と考える理由	17
3. 「後悔している」と考える理由	18
4. 法人属性に応じた分析	18
5. 公益認定申請の意向	19
6. 法人格を再度選択する場合	20
II. 法人運営について	22
1 組織運営・日常業務に対する意識	22
1. 総論	22
2. 法人属性に応じた分析	23
i. 公益法人	23

ii.	一般法人	24
2	事業変更届出・変更申請に対する意識	26
1.	総論	26
2.	法人属性に応じた分析	26
3	公益法人の財務3基準に対する意識	28
1.	総論	28
2.	法人属性に応じた分析	28
4	一般法人の公益目的支出計画に対する取組状況・意識	31
1.	公益目的支出計画に関する現在の状況	31
2.	公益目的支出計画期間	31
3.	移行認可後の公益目的支出計画の期間の延長変更申請	31
4.	公益目的支出計画対象事業の内訳	32
5.	公益目的支出計画に係る情報公開	32
6.	公益目的支出計画の実施について困っていること	32
5	会計基準に対する意識	34
1.	総論	34
2.	法人属性に応じた分析	34
6	インターネットによる情報公開の実施状況	36
i.	公益法人	36
ii.	一般法人	36
7	立入検査に対する意識	37
8	行政庁の指導等に対する意識	38
III.	寄附金について	39
1	寄附金に対する姿勢	39
2	総収入に占める寄附金の割合	40
3	税額控除証明とPST要件	41
IV.	税制について	43
1	資産寄附税制	43
2	税制に関する要望事項	43
i.	公益法人	43
ii.	一般法人	43
V.	行政庁・公益法人協会に対する要望	44
1	行政庁に対する要望	44
i.	公益法人	44
ii.	一般法人	44
2	公益法人協会に対する要望	44

i.	公益法人	44
ii.	一般法人	44
VI.	東日本大震災への対応	45
1	東日本大震災関連事業について	45
2	東日本大震災事業についての自由記入回答	46
	付属資料 記述式回答	47
I.	公益法人	47
1	公益法人の財務3基準に対する意識	47
1.	収支相償	47
2.	公益目的事業比率	73
3.	遊休財産	77
2	立入検査に対する意識	88
3	事業変更届出・変更申請に対する意識	90
4	会計基準に対する意識	91
5	行政庁の指導等に対する意識	104
6	寄付金について	108
7	税制について	116
8	行政庁・公益法人協会に対する要望	124
1.	行政庁に対する要望	124
2.	公益法人協会に対する要望	139
9	東日本大震災関連事業について	151
II.	一般法人	163
1	法人運営について	163
2	会計基準に対する意識	165
3	税制に関する要望事項	168
4	行政庁・公益法人協会に対する要望	174
1.	行政庁に対する要望	174
2.	公益法人協会に対する要望	180
5	東日本大震災関連事業について	185
	アンケート質問全文	191
I.	公益法人	191
II.	一般法人	197

目 次

<表1>アンケート調査対象法人・回答数等	1
<表2>アンケート質問項目一覧	2
<表3>社団・財団別：法人数	5
<表4>行政庁別：法人数	5
<表5>公益目的事業費用分布別：法人数	6
<表6>寄附金収入分布別：法人数	7
<表7>移行登記年度別：法人数	7
<表8>事業区分に応じた法人数	8
<表9>公益法人を選択した結果	10
<表10>公益法人を選択して「よかった」と考える理由（複数回答）	11
<表11>公益法人を選択して「後悔している」理由（複数回答）	11
<表12>移行法人／新規設立法人別：公益法人を選択した結果	11
<表13>社団／財団別：公益法人を選択した結果	12
<表14>社団／財団別：公益法人を選択して「満足している」・「後悔している」理由	12
<表15>行政庁別公益法人を選択した結果	13
<表16>活動期間別：公益法人を選択した結果	14
<表17>再度選択できた場合の法人選択（公益法人）	14
<表18>社団／財団別、行政庁別、登記年度別：再度選択できた場合の法人選択（公益法人）	16
<表19>一般法人を選択した結果	17
<表20>よかったとする理由 複数回答可	17
<表21>後悔している理由 複数回答可	18
<表22>社団／財団別：一般法人を選択した結果	19
<表23>公益認定申請の意向	19
<表24>公益法人を目指す理由 複数回答可	20
<表25>再度選択できた場合の法人選択（一般法人）	20
<表26>社団／財団別、行政庁別、登記年度別：再度選択できた場合の法人選択（一般法人）	21
<表27>運営について困っていることの有無	22
<表28>運営について困っていることの内容	22
<表29>社団／財団別：運営について困っていることの有無	23
<表30>行政庁別：運営について困っていることの有無	23

<表 3 1> 登記年度別：運営について困っていることの有無	24
<表 3 2> 社団／財団別：運営について困っていることの有無（一般法人）	24
<表 3 3> 行政庁別：運営について困っていることの有無（一般法人）	25
<表 3 4> 登記年度別：運営について困っていることの有無（一般法人）	25
<表 3 5> 変更認定申請・届出の有無	26
<表 3 6> 事業の変更認定申請・変更届出をした契機	26
<表 3 7> 行政庁別：変更認定申請・届出の有無	27
<表 3 8> 行政庁別：事業の変更認定申請・変更届出をした契機	27
<表 3 9> 財務 3 基準の妥当性に関する意識	28
<表 4 0> 法人属性別：財務 3 基準の妥当性に関する意識（妥当と思わない比率）	29
<表 4 1> 公益目的支出計画の現状	31
<表 4 2> 公益目的支出計画期間の分布	31
<表 4 3> 公益目的支出計画の期間の延長変更申請の有無・変更後の期間	32
<表 4 4> 公益目的支出計画対象事業の内訳（複数回答）	32
<表 4 5> 公益目的支出計画について困っていることの内容	33
<表 4 6> 会計基準に対する意識	34
<表 4 7> インターネットにおける情報公開の状況（公益法人）	36
<表 4 8> インターネットにおける情報公開の状況及びしていない理由（一般法人）	36
<表 4 9> 立入検査の有無及びその評価	37
<表 5 0> 行政庁の指導等に対する意識	38
<表 5 1> 寄附金に対する姿勢（公益法人）	39
<表 5 2> 寄附金に対する姿勢（一般法人）	40
<表 5 3> 総収入に占める寄附金の割合	40
<表 5 4> 税額控除制度への対応状況	41
<表 5 5> 行政庁別：税額控除制度への対応状況	41
<表 5 6> 東日本大震災関連事業について	45
<表 5 7> 被災地支援活動の実施法人数	45
<表 5 8> 継続実施している事業について	46

アンケート調査の概要・意義

公益法人協会では平成 17 年以降、毎年 6 月から 7 月にかけて公益法人制度改革に関連するアンケートを実施しており、今年度も 7 月にアンケートの配布・回収を行った。

まずは、ご多忙中にもかかわらずご協力をいただいた法人の方々に厚くお礼申し上げたい。

1 アンケート調査対象法人

昨年度から、調査対象を公益法人に加え一般法人も加えたが、今年度は、新制度施行後に一般法人から公益認定を受けた公益法人については、一般法人となる前の法人形態を問うなどさらに詳細化して調査を行った。

(本アンケートの対象や回答数等は、<表 1>のとおりである。)

調査内容については昨年度同様、①新制度下における運営に関する質問、②寄附及び税制に関する質問、③東日本大震災への対応に関する質問の 3 部に分け、①については公益法人と一般法人とでは異なる内容の質問となるものも多いことから、両法人を分けて質問を設定した。

アンケート調査は、例年通りウェブ方式とし、発信先は当協会がメールアドレスを把握している公益法人約 8,000 法人及び一般法人約 7,000 法人に依頼メールを発信した。

その結果、以下のとおり、公益法人からは 1,583 件 (回答率 22%)、一般法人からは 737 件 (回答率 13%) の回答があった。(括弧内は、全送信先 (未到着分を除く。) に占める回答率を示す。)

<表 1>アンケート調査対象法人・回答数等

	平成 26 年度			平成 27 年度		
	(合計)	(内訳)		(合計)	(内訳)	
アンケート対象	公益法人 一般法人	公益法人	一般法人	公益法人 一般法人	公益法人	一般法人
アンケート依頼数	13,800	6,800	7,000	12,794	7,056	5,738
回答数 (回答率)	3,814 (27.6%)	2,103 (30.9%)	1,711 (24.4%)	2,320 (18.1%)	1,583 (22.4%)	737 (12.8%)

2 アンケート質問項目

本アンケートの質問項目は、＜表2＞のとおりであり、大きく分けて、①新制度下における運営に関する質問、②寄附及び税制に関する質問、③東日本大震災への対応に関する質問の3部設け、公益法人には22問、一般法人には15問の質問項目を設けた。（その他、法人の基本情報や、各質問の枝番号としての質問もある。）表の番号数字でアンダーラインのあるものは、択一式質問に加えて自由記入欄を設けている問であり、強調数字のものは、択一式質問はなく、すべて自由記入欄の問である。なお、Noに◆と記載のある項目は、アンケートの分析の前提となる基本情報に関する質問項目を示す。（3本アンケートの意義・4その他の回答法人の基本事項を参照。）

具体の質問内容及び自由記入欄に書き込まれたコメントは、すべてを付属資料として収録している。（47頁以降）

また、質問の全文は、末尾に掲載しており、そちらを参照されたい。

＜表2＞アンケート質問項目一覧

公益法人			一般法人		
No	項目	質問要旨	No	項目	質問要旨
◆	法人属性	社団・財団の別	◆	法人属性	社団・財団の別
◆	法人属性	法人の形態	◆	法人属性	移行申請行政庁の別
◆	法人属性	行政庁の別	◆	法人属性	移行登記日
◆	法人属性	移行登記日	◆	法人属性	税法区分
◆	法人属性	常勤・非常勤役職員数	◆	法人属性	常勤・非常勤役職員数
◆	法人属性	事業規模（2014年度決算額）	◆	法人属性	事業規模（2014年度決算額）
◆	法人属性	2014年収入内訳	◆	法人属性	2014年収入内訳
<u>1</u>	事業	事業内容の分類	<u>1</u>	事業	事業内容の分類
2	法人選択	公益法人を選択した評価	2	法人選択	一般法人を選択した評価
2-1	法人選択	選択して良かった理由	2-1	法人選択	選択して良かった理由
2-2	法人選択	選択して後悔する理由	2-2	法人選択	選択して後悔する理由
3	法人運営	困っていることの有無	3	公益認定	公益認定申請の意向
<u>3-1</u>	法人運営	困っていることの内容	3-1	公益認定	公益法人を目指す理由
<u>4</u>	財務3基準	収支相償に対する意識	4	法人運営	困っていることの有無
<u>5</u>	財務3基準	公益目的事業比率に対する意識	<u>4-1</u>	法人運営	困っていることの内容
<u>6</u>	財務3基準	遊休財産に対する意識	5	公益目的支出計画	実施の有無

7	立入検査	受けたことの有無	5-1	公益目的支出 計画	期間
7-1	立入検査	立入検査の評価	5-2	公益目的支出 計画	延長申請の有無
8	会計基準	会計基準に対する意識	5-3	公益目的支出 計画	対象事業の種類
9	事業変更	変更認定申請・届出の有無	5-4	公益目的支出 計画	困っていること
9-1	事業変更	変更認定申請・届出の契機	5-5	公益目的支出 計画	インターネットでの情報公開
10	情報公開	インターネットでの情報公開の状況	6	情報公開	インターネットでの情報公開の状況
10-1	情報公開	インターネットでの情報公開をしていない理由	6-1	情報公開	インターネットでの情報公開をしていない理由
11	行政庁	指導や対応に対する意識	7	会計基準	会計基準に対する意識
12	法人選択	再度選択する場合の法人類型	8	法人選択	再度選択する場合の法人類型
13	寄附金	寄附金に対する姿勢	9	寄附金	寄附金に対する姿勢
14	寄附金	総収入に占める割合	10	寄附金	総収入に占める割合
15	税制	税額控除証明への対応	11	税制	税制への要望
15-1	税制	取得していない理由	12	行政庁	行政庁への要望
16	税制	P S T要件の評価	13	要望	公法協への要望
17	税制	資産寄附税制	14	東日本大震災	関連事業の状況
18	税制	税制への要望	15	東日本大震災	事業についての考え
19	行政庁	行政庁への要望			
20	要望	公法協への要望			
21	東日本大震災	関連事業の状況			
22	東日本大震災	事業についての考え			

3 本アンケートの意義

以下では、本アンケートに回答した法人に関する基本情報として、社団・財団の別、事業規模、組織規模、寄附金受入額等の客観的事項について、様々な属性ごとに分類した上で、公益法人については、それぞれに対応する「平成 26 年 公益法人に関する概況」（平成 27 年 7 月 内閣府。以下「概況調査結果」という。）に掲載されたデータと突合した結果、本アンケートへの回答法人数（1,583 法人）は母数としては全公益法人の 1/6 程度でありながら、概ね全法人の分布状況に対応していることが明らかとなった。（<表 1-1>から<表 1-3>で、代表的な指標として、本アンケート結果及び概況調査結果を比較した社団／財団別、行政庁別、公益目的費用額の分布別の表を掲載する。）

本アンケートは、まさに客観的なデータのみでは把握が困難な、各法人の主観的側面である“生の声”を偏りなく、収集・分析出来ることが最大の意義であると考えます。

1. 社団・財団別

公益法人・一般法人別に、社団・財団を区別したものが、〈表3〉であり、その比率は内閣府の概況調査結果と一致している。

〈表3〉社団・財団別：法人数

	社団／財団	本アンケート結果	概況調査結果
公益法人	社団	704 (44%)	4,089 (44%)
	財団	879 (56%)	5,211 (56%)
	計	1,583	9,300
一般法人	社団	450 (61%)	-
	財団	287 (39%)	-
	計	737	-

* 括弧内の数値は、本アンケート結果・概況調査結果の「計」に対する内訳比率を示す。

2. 行政庁別（一般法人は移行申請先の行政庁別）

公益法人・一般法人別に、行政庁を内閣府と都道府県に区別したものが、〈表4〉であり、その比率は、若干、本アンケートへの回答法人は内閣府を行政庁とする法人が占める比重がやや大きい。

なお、一般法人については、移行認定申請の申請先行政庁を示している。

〈表4〉行政庁別：法人数

	行政庁	本アンケート結果	概況調査結果
公益法人	内閣府	509 (32%)	2,334 (25%)
	都道府県	1,074 (68%)	6,966 (75%)
	計	1,583	9,300
一般法人	内閣府	199 (27%)	-
	都道府県	538 (73%)	-
	計	737	-

* 括弧内の数値は、本アンケート結果・概況調査結果の「計」に対する内訳比率を示す。

3. 公益目的事業費用別法人数

法人が公益目的事業に支出した費用を概況調査結果における「公益目的事業費用額」と比較して示したものが、＜表5＞である。1億円～10億円を占める法人が最大値であることや、その分布状況、特に50%以上の法人が費用支出1億円以下の比較的小規模の法人であることなども、概ね概況調査結果と同じ傾向を示していることが分かる。

＜表5＞公益目的事業費用分布別：法人数

	本アンケート結果 (経常費用)	概況調査結果 (公益目的事業費用額)
100億円超	26(1%)	32(1%)
10億円超～100億円以下	118(7%)	421(8%)
1億円超～10億円以下	648(41%)	2,170(40%)
5,000万円超～1億円以下	251(16%)	744(14%)
1,000万円超～5,000万円以下	426(27%)	1,466(27%)
300万円超～1,000万円以下	89(6%)	463(8%)
～300万円以下	18(1%)	181(3%)
0円以下	6(0.4%)	7(0.1%)
計	1,582	5,484
無効	1	3,144

4. 寄附金収入別法人数

本アンケートは、寄附金に係る意識の把握もその趣旨とすることから、ここでは、寄附金収入額を、概況調査結果における寄附金の額と比較して、＜表6＞において示している。ここでも、寄附金収入がない法人の割合、寄附金収入がある法人の収入額の分布状況について、概ね概況調査結果と同じ傾向を示していることが分かる。

＜表6＞寄附金収入分布別：法人数

寄附の額	本アンケート結果	概況調査結果
1,000億円以上	1(0.1%)	0
100億超～1000億円以下	0	5(0.1%)
10億円超～100億円以下	7(0.4%)	19(0.3%)
1億円超～10億円以下	39(2%)	192(4%)
1,000万円超～1億円以下	181(11%)	751(14%)
100万円超～1,000万円以下	236(15%)	928(17%)
1円～100万円以下	233(15%)	771(14%)
0円	886(56%)	2818(51%)
計	1,583	5,484

4 その他の回答法人の基本事項

3において、各法人に係る客観的事項を紹介してきたが、ここでは、内閣府の概況調査結果との比較が困難な事項ではあるが、以降の分析において有意義と考えられる基本情報を紹介する。

1. 登記年度

公益法人の登記年度別にみた分布は、＜表7＞のとおりである。

＜表7＞移行登記年度別：法人数

登記年度	公益法人	一般法人
平成21年度	32(2%)	3(0.4%)
平成22年度	131(8%)	17(2.3%)
平成23年度	312(20%)	51(6.9%)
平成24年度	601(38%)	231(31%)
平成25年度	444(28%)	368(50%)

平成 26 年度	57(4%)	65(8.8%)
平成 27 年度	6(0.3%)	2(0.3%)

2. 実施している事業

本アンケートでは、＜表 8＞に掲げる事業内容に応じて、実施している事業について、回答を得た。同一業種でありながら異なるコードで回答したものも相当数あると思われるが、傾向は十分把握できる。

公益法人では、ボランティア活動、まちづくり、観光推進等々の「地域社会貢献活動」が最も多く、「助成・表彰」、「芸術文化活動」、「社会福祉活動」、「行政関連」などがこれに続く。

一般法人では、「業界団体」が最も多く、次いで「地域社会貢献活動」、「行政関連」、「教育関係」、「医療施設」と続く。

＜表 8＞事業区分に応じた法人数

最も経費と労力の比重が高い事業	公益法人	一般法人
1. 社会福祉関係	124	14
2. 福祉関係の助成	14	3
3. 健康維持・増進団体等	48	27
4. 医療施設、病院等	42	40
5. 教育関係	76	47
6. 学会・学術団体 70	47	20
7. 研究・分析機関	54	39
8. 助成・表彰	133	17
9. 奨学	71	10
10. 児童・青少年の健全育成	32	9
11. 美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園	56	14
12. 芸術・文化関係	130	36
13. スポーツ関係	71	16
14. 趣味・愛好会・同好会	2	2
15. 地域社会貢献活動・団体	168	57
16. 環境保護	49	11
17. 災害・地域安全	27	17

18. 動物愛護	2	1
19. 生活・権利保護支援	51	9
20. 人権・平和	4	1
21. 国際協力	52	8
22. 男女共同参画社会	7	0
23. 情報化社会	4	4
24. 産業創造・企業経営、起業支援	56	19
25. 業界団体	27	129
26. 同一資格者団体	17	18
27. 免許・資格付与・検査・検定	7	13
28. 互助・共済、親睦団体	2	25
29. 精神修養団体	0	0
30. 祭祀・慰霊	5	0
31. 会館運営	8	17
32. 新聞その他メディア	1	0
33. 行政関連	112	54
34. 非営利活動支援団体	6	3
その他	78	57

3. 一般法人の税制上の選択

一般法人には税制上の取り扱いによって3種類あるが、非営利徹底型が512件（69%）と圧倒的多数を占め、共益型は91件（12%）、普通法人型は134件（18%）といずれも20%程度である。

アンケート結果

1. 法人選択と認定選択動向

1 法人選択に対する意識

本アンケートにおける「法人選択」に係る調査の趣旨は、法人類型には、公益法人・一般法人だけでなく、他の非営利法人（社会福祉法人や特定非営利活動法人）や営利法人（株式会社等）が存在し、選択することのできる法人格の選択肢が多岐に渡るところ、本アンケートの対象法人である公益法人・一般法人にとって、現在の法人格を選択した結果についての意識を把握することである。

また、現在の法人格を選択して「よかった」理由並びに「悪かった」理由及び法人運営に当たって困っていること等への回答結果と突合することによって、それぞれの回答結果に表れた有意な差異に関して、大きく以下の点が得られた示唆として挙げられる。

- ① 公益法人を選択した満足度は、一般法人のそれに比べて高い割合を示しており、特に、一般法人については、「一般法人を選択せざるを得なかった」という回答率が高い。
- ② 公益法人・一般法人ともに、社団／財団の別や行政庁の別により、満足度や「一般法人しか選択できなかった」という回答率に有意な差が見られる。これは、後掲の法人運営を行うに当たって実感した「困っていること」等と相関していると考えられる。

i. 公益法人

1. 総論

公益法人を選択した結果に対する意識としては、＜表9＞のとおり、公益法人を「選択してよかった」と考える法人が67%、「後悔している」は5%と大多数は、法人選択が良かったと評価している。母集団が異なるため一概に比較はできないが、昨年度の結果（「選択してよかった」が65%）と比較して、横ばい傾向である。

なお、「どちらともいえない」という回答が28%を占めるが、この点は、後述する。

＜表9＞公益法人を選択した結果

1. 公益法人を選択して良かった。	1,056 (67%)
2. 公益法人を選択して後悔している。	86 (5%)
3. どちらともいえない。	441 (28%)

2. 「よかった」と考える理由

公益法人を選択して「よかった」と回答した法人について、その理由が＜表10＞のとおりである。

社会的信用度が一般法人より高いとする理由が全回答数2,116件のうち43%を占め、税関連のメリット（2, 3, 4の合計）を理由とする48%と拮抗する。この点についても、昨年度とほぼ同様の傾向にある。

<表10>公益法人を選択して「よかった」と考える理由（複数回答）

1. 社会的な信用が一般法人よりも高いと感じること。	902
2. 公益目的事業が非課税であること。	736
3. 2. 以外の法人本体に係る税制優遇措置（みなし寄附金など）が充実していること。	111
4. 補助金・助成金が受けやすいこと	177
5. 寄附金控除の優遇措置（寄附金が集めやすくなった）。	162
6. 特にない。	12
7. その他	16

3. 「後悔している」と考える理由

次に、公益法人を選択して「後悔している」と回答した法人の理由が<表11>のとおりである。

後悔している理由としては、定期提出書類作成事務負担と収支相償を挙げるものが多い。

<表11>公益法人を選択して「後悔している」理由（複数回答）

1. 収支相償で事業活動が制限されること。	65
2. 公益目的事業比率 50%以上で事業活動が制限されること。	40
3. 遊休財産の規制があること。	26
4. 立入検査など行政庁の監督が続くこと。	48
5. 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きいこと。	79
6. 適正な機関運営（社員総会・評議員会・理事会など）が難しい。	21
7. その他	8

4. 法人属性に応じた分析

1) 移行法人／新規設立法人別

公益法人制度改革前から公益法人として活動し、新制度で移行認定を受け公益法人へ移行した公益法人と、制度施行後に新たに一般法人を設立した後に公益認定を受け公益法人となった法人別に、公益法人を選択した結果について、分析を加えたものが、<表12>である。新規設立法人については母数が少ないため一概には言えないが、概ね、移行法人・新規設立法人ともに、「よかった」とする回答がともに6割程度である。

<表12>移行法人／新規設立法人別：公益法人を選択した結果

	全数	よかった	後悔している	どちらともいえない
移行法人	1,513	1,013 (67%)	82 (5%)	418 (28%)
新規設立法人	70	43 (61%)	4 (6%)	23 (33%)

2) 社団／財団別

社団／財団の別に、公益法人を選択した結果について、分析を加えたものが<表13>である。

公益法人を選択して「よかった」と考える比率は、社団が55%であるのに対し、財団法人では76%に上る。逆に公益法人となって後悔するとした社団法人の比率10%に対し、財団法人の比率は2%と1/5程度であった。

<表13>社団／財団別：公益法人を選択した結果

	全数	よかった	後悔している	どちらともいえない
社団	704	390 (55%)	67 (10%)	247 (35%)
財団	879	666 (76%)	19 (2%)	194 (22%)

さらに、公益法人を選択して「満足している」・「後悔している」とした理由を分析した結果が<表14>である。財団では、選択して「よかった」と考える理由が、公益目的事業の非課税や寄付金控除に重点が置かれている（表15の項目2,5）のに対して、社団では、一般的な信用度の高さ（表5の項目1）に重点が置かれる。また、事業や遊休財産等の制度による制約（表6の1,2,3）が目に見える負担として感じるためではないかとも考えられる。

<表14>社団／財団別：公益法人を選択して「満足している」・「後悔している」理由

公益法人を選択して「よかった」と考える理由（複数回答）	社団	財団
1. 社会的な信用が一般法人よりも高いと感じること。	354(46%)	548(41%)
2. 公益目的事業が非課税であること。	239(31%)	497(37%)
3. 2. 以外の法人本体に係る税制優遇措置（みなし寄附金など）が充実していること。	34(4%)	77(6%)
4. 補助金・助成金が受けやすいこと	93(12%)	84(6%)
5. 寄附金控除の優遇措置（寄附金が集めやすくなった）。	48(6%)	114(9%)
6. 特にない。	4(1%)	8(1%)
7. その他	4(1%)	12(1%)

公益法人を選択して「後悔している」理由（複数回答）	社団	財団
1. 収支相償で事業活動が制限されること。	53 (24%)	12 (18%)
2. 公益目的事業比率 50%以上で事業活動が制限されること	32 (14%)	8 (12%)
3. 遊休財産の規制があること。	20 (9%)	6 (9%)
4. 立入検査など行政庁の監督が続くこと。	39 (18%)	9 (14%)
5. 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きいこと。	62 (28%)	17 (26%)
6. 適正な機関運営（社員総会・評議員会・理事会など） が難しい。	11 (5%)	10 (15%)
7. その他	5 (2%)	3 (5%)

1) 行政庁別

行政庁別に見ると、<表 15>のとおり、内閣府所管法人の「公益法人を選択して良かった」が 80%近くに及び、都道府県所管法人の 61%に比べ突出して高いことが分かる。また、「公益法人を選択して後悔している」（内閣府 2% 都道府県 7%）は、内閣府所管法人の比率が低い。

一方、都道府県も一様ではなく、82%が「良かった」と回答した岐阜県（82%）から 40%程度の県まで、「後悔している」ではトップの奈良県 23%から群馬県、茨城県、長野県、徳島県、福岡県、長崎県のように 0 のところまで大きな差がある。

この点、アンケート回答法人の母集団数が十分でないこともあり、一概に判定することは早計かもしれないが、ある程度行政庁の対応に差異があること（あったこと）を示唆する傾向値ではなかろうか。

<表 15> 行政庁別公益法人を選択した結果

		良かった (%)		後悔している (%)	
内閣府所管法人		79		内閣府所管法人	2
都道府県所管法人		61		都道府県所管法人	7
上位 10 行政 庁	岐阜	82		奈良	23
	福井	82		沖縄	20
	大分	73		山梨	20
	滋賀	71		青森	18
	島根	71		佐賀	18
	高知	69		福島	17
	福岡	69		岩手	17
	鹿児島	69		北海道	16
	宮城	68		和歌山	13
	新潟	68		熊本・秋田	12

1) 登記年度別

公益法人としての経験年数の長短による傾向をみるために、登記年度別に分析を加えたものが、<表16>である。

公益法人としての決算や定期提出書類作成を経験していない平成27年度を除外してみると、「公益法人を選択して良かった。」は、70%前後を推移している。

「どちらともいえない」について、登記年度が早い、すなわち公益法人としての活動期間が長い法人の比率が低く、3～4年程度の活動期間である法人の比率が高く、近年活動を開始した法人の比率が低い。このことは、公益法人としての実務経験が長くなるにつれて、一種の「慣れ」「要領」のようなものを体得し、不満が解消する方向に向かうとも考えられるが、もう少し長期に傾向を見ることが必要と考えられる。

<表16>活動期間別：公益法人を選択した結果

登記年度	回答件数	よかった	後悔している	どちらともいえない
平成21年度	32	78%	9%	13%
平成22年度	131	78%	2%	20%
平成23年度	312	71%	4%	26%
平成24年度	601	65%	6%	29%
平成25年度	444	61%	7%	32%
平成26年度	57	74%	4%	23%
平成27年度	6	83%	0%	17%

5. 法人格を再度選択する場合

これまで公益法人を選択した結果に対する意識を問う質問であったが、本問は、アンケート回答時点で、再度自由に法人格を選択することができるとしたらどの法人格を選択するかということを知っている。その結果が<表17>である。さらに、①社団／財団別、②行政庁別、③登記年度別に分析したものが<表18>である。

<表17>再度選択できた場合の法人選択（公益法人）

1. やはり公益法人	1,311
2. 一般法人	227
3. 特定非営利活動法人	17
4. 認定特定非営利活動法人	4
5. 営利会社（株式会社・合同会社など）	9
6. その他の法人	15

やはり公益法人を選択するという率が高い（83%）が、内訳を見ると、社団の場合はその比率は72%、財団は91%とかなり大きな違いがある。逆に公益法人が、一般法人を今なら選択するというのは14%であるが、社団の場合は24%、財団の場合は7%弱と満足度の格差は大きい。

また、行政庁別にみると、内閣府の公益法人が公益法人を選択するものが91%に比べ地方行政庁の公益法人が公益法人を選択する率は79%とかなりの差が出ている。

また、これを移行年度前半（平成21～23年度）と後半（平成24～26年度）で見ると公益法人・一般法人とも元の選択した法人を選ぶとするものが、前半がいずれも低く後半が高い。

これは、前掲各問において、公益法人を選択して「よかった」と回答した回答率と相関していると考えられる。

その他の法人格を選ぶものの中では、一般法人が最多となり、認定特定非営利活動法人を含む特定非営利活動法人が数%、その他は少数ながら営利会社やその他の法人類型がある。

<表18> 社団／財団別、行政庁別、登記年度別：再度選択できた場合の法人選択（公益法人）

		全数	やはり 公益法 人	一般法 人	特定非 営利活 動法人	認定特 定非営 利活動 法人	営利会 社	その他 の法人
社団／ 財団	社団	704	510 (72%)	170 (24%)	9 (1%)	1 (0.1%)	5 (1%)	9 (1%)
	財団	879	801 (91%)	57 (6%)	8 (1%)	3 (0.3%)	4 (0.5%)	6 (1%)
移行／ 新設	移行	1,513	1,255 (83%)	216 (14%)	17 (1%)	4 (0.3%)	7 (0.5%)	14 (1%)
	新設	70	56 (80%)	11 (16%)	0	0	2 (3%)	1 (1%)
行政庁	内閣府	509	461 (91%)	38 (7%)	3 (1%)	1 (0.2%)	2 (0.4%)	4 (1%)
	都道府県	1,074	850 (79%)	189 (18%)	14 (1%)	3 (0.3%)	7 (1%)	11 (1%)
登記 年度	21年度	32	29 (91%)	2 (6%)	0	1 (3%)	0	0
	22年度	131	119 (91%)	12 (9%)	0	0	0	0
	23年度	312	264 (85%)	38 (12%)	5 (2%)	0	2 (1%)	3 (1%)
	24年度	601	500 (83%)	86 (14%)	2 (0.3%)	1 (0.2%)	3 (0.5%)	9 (1%)
	25年度	444	345 (78%)	82 (18%)	10 (2%)	1 (0.2%)	3 (1%)	3 (1%)
	26年度	57	48 (84%)	7 (12%)	0	1 (2%)	1 (2%)	0
	27年度	6	6 (100%)	0	0	0	0	0

*括弧内の%は、「全数」に対する内訳を示す。

ii. 一般法人

1. 総論

一般法人を選択した結果についてまとめたものが<表19>であり、52%が一般法人を選択して「よかった」と回答しており、一般法人を選択して「後悔している」は僅か1%で公益法人の5%に比べて少ない。特に、母集団が異なるため一概には言えないが、昨年度の一般法人を選択して「よかった」という回答（64%）と比較して、減少傾向にある。

また、本年度からは、新たに「一般法人しか選択できなかった」という項目を追加したところ、当該項目への回答が30%を占め、「どちらともいえない」が18%に留まった。

なお、「一般法人しか選択できなかった」という項目については、後述する。

<表19>一般法人を選択した結果

1. 一般法人を選択してよかった。	380 (52%)
2. 一般法人を選択して後悔している。	8 (1%)
3. 一般法人しか選択できなかった。	218 (30%)
4. どちらともいえない。	131 (18%)

2. 一般法人を選択して「よかった」と考える理由

一般法人を選択して「よかった」と考える理由を<表20>に掲載しているが、まさに公益法人では「後悔している」と挙げられた理由である、比較的自由的な運営が可能であること（項目1）や、定期提出書類が公益法人に比べ簡単なこと（項目5）に重点が置かれている。

<表20>よかったとする理由 複数回答可

1. 法人の比較的自由的な運営が可能であること。	312
2. 収支相償の制限がないこと。	116
3. 公益目的事業比率の制限がないこと。	141
4. 遊休財産の規制がないこと。	54
5. 毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単なこと。	208
6. 法人税は収益事業のみの課税であること。 (但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象)	116
7. 特にない。	18
8. その他	5

3. 「後悔している」と考える理由

一般法人を選択して「後悔している」と考える理由をまとめたものが<表21>であり、件数が少ないが、こちらも公益法人では「よかった」と挙げられた理由と対照である公益法人と比較した信用の低さを理由とするものが多い。

<表21>後悔している理由 複数回答可

1. 社会的な信用が公益法人よりも低いと感じること。	3
2. 公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務および、行政庁の監督が続くこと。	4
3. 相談する先がないこと。	1
4. 行政からの支援が得られないこと。	1
5. 特定普通法人については、税法上の普通法人と同等の全所得課税であること。	4
6. 預金利子に対し源泉徴収課税がされること。	0
7. 寄附者への寄附金控除の優遇措置がないこと。	1

4. 法人属性に応じた分析

一般法人を選択した結果について、①社団／財団別、②行政庁別、③税制上の区分別に分析を加えたものが、<表22>である。

一般法人を選択して「よかった」とする回答は内閣府で63%、都道府県で47%、「後悔する」は内閣府、都道府県とも0～1%、「どちらともいえない」は内閣府で13%、都道府県で20%であり、やはり「よかった」とする回答に差異がある。

また、「一般法人しか選択できなかった」にも差異がある。特に、行政庁によって差異が見られることは、公益認定基準が法令で明確にされている中で、法人の所在場所によって事業内容等に偏りがあるとは想定できないことに鑑みると、移行期間時における行政庁の姿勢・取組が、法人による認定選択に影響を及ぼしていた可能性も考えられる。

税法上の3区分で見ると非営利徹底型と共益型ではほぼ同じ傾向値である。

普通法人型は他に比べ、良かったとする比率は低く逆に、後悔している又はわからないとする比率はいずれも高いことが窺える。

<表 2 2> 社団／財団別：一般法人を選択した結果

	全数	よかった。	後悔している。	一般法人しか 選択できなかった	どちらともい えない
社団	450	246 (55%)	3 (1%)	118 (26%)	83 (18%)
財団	287	134 (47%)	5 (2%)	100 (35%)	48 (17%)
内閣府	199	125 (63%)	0	48 (24%)	26 (13%)
都道府県	538	255 (47%)	8 (1%)	170 (32%)	105 (20%)
非営利徹 底型	512	291 (57%)	7 (1%)	131 (26%)	83 (16%)
共益型	91	41 (45%)	0	29 (32%)	21 (23%)
普通法人 型	134	48 (36%)	1 (1%)	58 (43%)	27 (20%)

*括弧内の%は、「全数」に対する内訳を示す。

5. 公益認定申請の意向

一般法人の公益認定申請に関する意向をまとめたものが<表 2 3>である。

公益認定を申請中、準備中及び早期に申請したいを合わせて、回答総数 737 件のうち、公益法人移行を具体的に検討しており、将来は考えたいとするものまで含めると 13%となるが、当面考えない、全く考えないが 87%と圧倒的に多い。

<表 2 3> 公益認定申請の意向

1. 既に、公益認定を申請している。	5
2. 準備中。	2
3. 早期に申請したい。	5
4. 将来は考えたい。	87
5. 当面考えない。	348
6. 全く考えていない。	290

次に、<表 2 3>の質問で 1, 2, 3 または 4 と答えた 99 法人に対して公益法人を目指す理由を質問したものが<表 2 4>であり、社会的信用が高いことを理由とするものが最も多く、次いでもともと公益法人移行を予定していたとするものと続く。

<表 2 4> 公益法人を目指す理由 複数回答可

1. もともと公益法人への移行を予定していた。	39
2. 社会的な信用が一般法人よりも得られること。	51
3. 公益目的事業が非課税となること。	35
4. 税制優遇措置（みなし寄附金など）を受けられるから。	27
5. 寄附金控除の優遇措置（寄附金が集めやすくなる）が得られるから。	16
6. 総合的に一般法人のメリットを感じないから。	16

6. 法人格を再度選択する場合

再度自由に法人格を選択することができるとしたら、どの法人格を選択するかについて、一般法人の結果が<表 2 5>であり、①社団／財団別、②行政庁別、③登記年度別に分析したものが<表 2 6>である。

一般法人が、やはり一般法人を選択するという率は77%で公益法人（83%）より低い。（なお、一般法人の税法上の区分である非営利型か普通法人型かによる相違はほとんど見られなかった。）

社団と財団では、やはり、財団の方が、公益法人を選択するという回答率が高く、これは、前述のとおり、新制度が社団にとって使い勝手の悪い制度・運用になっていることを示唆するものと考えられる。

また、行政庁別にみると、一般法人がやはり一般法人を選択するという率を見ると、内閣府が77%、地方行政庁も77%と同数となった。

また、これを移行年度前半（平成21～23年度）と後半（平成24～26年度）で見ると公益法人・一般法人とも元の選択した法人を選ぶとするものが、前半がいずれも低く後半が高い。

<表 2 5> 再度選択できた場合の法人選択（一般法人）

1. やはり一般法人	565
2. 公益法人	132
3. 特定非営利活動法人	15
4. 認定特定非営利活動法人	2
5. 営利会社（株式会社・合同会社など）	18
6. その他の法人	5

<表 2 6 > 社団／財団別、行政庁別、登記年度別：再度選択できた場合の法人選択（一般法人）

		全数	やはり 一般法 人	公益法 人	特定非 営利活 動法人	認定特 定非営 利活動 法人	営利会 社	その他 の法人
社団／ 財団	社団	450	356 (79%)	74 (16%)	12 (3%)	0	4 (1%)	4 (1%)
	財団	287	209 (73%)	58 (20%)	3 (1%)	2 (1%)	14 (5%)	1 (0.3%)
行政庁	内閣府	199	153 (77%)	34 (17%)	5 (3%)	2 (1%)	5 (3%)	0
	都道府県	538	412 (77%)	98 (18%)	10 (2%)	0	13 (2%)	5 (1%)
登記 年度	21 年度	3	3 (100%)	0	0	0	0	0
	22 年度	17	13 (76%)	4 (24%)	0	0	0	0
	23 年度	51	43 (84%)	8 (16%)	0	0	0	0
	24 年度	231	180 (78%)	34 (15%)	7 (3%)	1 (0.4%)	9 (4%)	0
	25 年度	368	285 (77%)	65 (18%)	8 (2%)	1 (0.3%)	7 (2%)	2 (1%)
	26 年度	65	40 (62%)	20 (31%)	0	0	2 (3%)	3 (5%)
	27 年度	2	1 (50%)	1 (50%)	0	0	0	0

* 括弧内の%は、「全数」に対する内訳を示す。

II. 法人運営について

1 組織運営・日常業務に対する意識

1. 総論

公益法人・一般法人の双方に対して、組織運営や日常業務に対して困っていることがあるかを集計したものが<表 27>、困っている内容は何かを集計したものが<表 28>である。

法人運営に困っていると答えた法人は公益法人と一般法人で対比的であり、公益法人では56%対44%で困っている法人が多く、一般法人では逆に21%対79%と困っていると訴える法人は少数派である。

また、困っている内容は、公益法人では予算・決算・定期提出書類関係（合計で34%）、収支相償等財務基準に関すること（合計で40%）、機関運営手続き（15%）、変更認定・届出（9%）と多岐にわたる悩みを抱えていることがわかる。一方、一般法人では、公益目的支出計画の作成・提出に集中している。

公益法人について行政庁別にみると、内閣府所管法人では48%、都道府県所管法人では59%という結果であり、ここでも両者の対応の違いが窺えるのかもしれない。

一方、一般法人では機関運営と公益目的支出計画の作成・行政庁宛届出がそれぞれ約3分の1、また相談する先がないことも14%程度挙げられている。

<表 27>運営について困っていることの有無

	公益法人	一般法人
困っていることがある	884 (56%)	152 (21%)
困っていることはない	699 (44%)	585 (79%)

<表 28>運営について困っていることの内容

困っていることの内容	公益法人	一般法人
1 / 1 理事会の運営	137	33
2 / 2 社員総会・評議員会の運営	126	28
3 / 3 その他の機関運営	56	27
4 / 収支相償	556	—
5 / 公益目的事業比率	123	—
6 / 遊休財産の保有制限	167	—
7 / 毎年の事業計画・予算	149	—
8 / 毎年の事業報告・計算書類	210	—
/ 4 公益目的支出計画の作成・提出		73

9/ 定期提出書類の作成	344	—
10/6 変更認定（認可）・届出	189	29
/5 相談する先がないこと		32
11/7 行政庁の不適切と思われる指導	38	14

2. 法人属性に応じた分析

i. 公益法人

1) 社団／財団別

＜表29＞は、社団／財団別に分析したものである。「運営について現在困っていることがある」については、社団法人では62%、財団法人では51%となっており、財団の方がやや少ない。この傾向は、前掲の公益法人を選択して「よかった」とする回答と関係し、公益法人になった後に運営の難しさを感じたことが影響を及ぼしていると考えられる。

＜表29＞社団／財団別：運営について困っていることの有無

	全数	困っていることがある	困っていることはない
社団	704	437(62%)	267(38%)
財団	879	447(51%)	432(49%)

2) 行政庁別

＜表30＞は、行政庁別に分析したものである。公益法人について行政庁別にみると、「運営について現在困っていることがある」との回答比率は、内閣府所管法人では48%、都道府県所管法人では59%という結果であり、ここでも両者の対応の違いが窺えるのかもしれない。

困っている比率が70%以上である行政庁は、岩手、佐賀、山梨、徳島、茨城、兵庫、三重、石川、栃木、北海道、福島の11県で、逆に50%未満と低いところは、高知、宮城、鳥取、富山、鹿児島、愛知、新潟、山形であった。この傾向は、前掲の公益法人を選択して「よかった」とする回答を行政庁別に分析した結果に影響を及ぼしていると考えられる。

＜表30＞行政庁別：運営について困っていることの有無

	全数	困っていることがある	困っていることはない
内閣府	509	245(48%)	267(52%)
都道府県	1,074	639(59%)	432(41%)

3) 登記年度別

次に公益法人について登記年度別に分析したものが<表31>である。平成21年度44%、22年度51%に対し、23年度57%、24年度55%、25年度57%、26年度63%、27年度50%と緩やかながら移行後の経験年数が短期間であるほど「困っていることがある」率が高くなっていることがわかる。「慣れ」や「要領」により多少は改善する傾向があるとも考えられる。

一般法人についても、平成22年度0%、23年度14%、24年度19%、25年度21%、26年度37%と同様の傾向が見られる。

<表31>登記年度別：運営について困っていることの有無

登記年度	全数	困っていることがある	困っていることはない
平成21年度	32	14(44%)	18(56%)
平成22年度	131	67(51%)	64(49%)
平成23年度	312	178(57%)	134(43%)
平成24年度	601	332(55%)	269(45%)
平成25年度	444	254(57%)	190(43%)
平成26年度	57	36(63%)	21(37%)
平成27年度	6	3(50%)	3(50%)

ii. 一般法人

1) 社団／財団別

<表32>は、一般法人について、社団／財団別に分析したものである。一般法人では公益法人と逆に「運営について現在困っていることがある」については、社団法人では17%であるのに対して、財団法人では26%となっており、財団の方がやや高くなる。このことから、社団については公益法人となった後の規制・運用がネガティブな影響を及ぼしていることの示唆であると考えられる。この傾向は、前掲の公益法人を選択して「よかった」とする回答と関係し、公益法人になった後に運営の難しさを感じたことが影響を及ぼしていると考えられる。

<表32>社団／財団別：運営について困っていることの有無（一般法人）

	全数	困っていることがある	困っていることはない
社団	450	76(17%)	374(83%)
財団	287	76(26%)	211(74%)

2) 行政庁別

<表33>のとおり、行政庁別にみると、「運営について現在困っていることがある」との回答比率は、公益法人と同様に、内閣府所管法人では16%、都道府県所管法人では22%という結果であり、やはり都道府県の方が比率が高い。

<表33>行政庁別：運営について困っていることの有無（一般法人）

行政庁	全数	困っていることがある	困っていることはない
内閣府	199	31(16%)	168(84%)
都道府県	538	121(22%)	417(78%)

3) 登記年度別

<表34>のとおり、登記年度別にも、公益法人と同様に、移行後の経験年数が短期間であるほど「困っていることがある」率が高くなっていることがわかる。

<表34>登記年度別：運営について困っていることの有無（一般法人）

登記年度	全数	困っていることがある	困っていることはない
平成21年度	3	0	3(100%)
平成22年度	17	0	17(100%)
平成23年度	51	7(14%)	44(86%)
平成24年度	231	44(19%)	187(81%)
平成25年度	368	76(21%)	292(79%)
平成26年度	65	24(37%)	41(63%)
平成27年度	2	1(50%)	1(50%)

2 事業変更届出・変更申請に対する意識

1. 総論

今年度から、事業変更届出・変更認定申請に対する質問項目を追加した。

まず、変更届出・変更認定申請の有無について、集計したものが<表35>である。これによれば、既に40%近くの公益法人が変更届出・変更認定申請を経験している。

<表35>変更認定申請・届出の有無

1. 変更認定申請・届出両方とも提出したことがある。	192(12%)
2. 変更認定申請は提出したことがある。	71(5%)
3. 変更届出は提出したことがある。	363(23%)
4. 変更認定申請・届出両方とも提出したことはない。	957(60%)

次に、変更届出・変更認定申請の契機として、法人の自主判断によるものか、行政庁からの指摘に基づいたものかを集計したものが<表36>である。これによれば、法人の自主的判断によるものが80%近くに上った一方、行政庁からの指摘を受けて実施したものが21%、特に行政庁からの指摘によったが納得できなかったという回答も2%程度存在し、行政庁と法人との間において、変更届出・変更認定に対する考え方の相場観が異なることが見受けられる。

<表36>事業の変更認定申請・変更届出をした契機

1. 法人の自主的判断による。	482(77%)
2. 行政庁からの指摘による。(納得した)	131(21%)
3. 行政庁からの指摘による。(納得できなかった)	13(2%)

2. 法人属性に応じた分析

行政庁別に変更認定・変更届出に関する状況を分析したものが<表37>であり、変更認定申請・変更届出のいずれも行っていない法人が、内閣府の73%に比して、都道府県は54%であり、都道府県では半数近い法人が変更認定・変更届出を行っていることが分かる。変更認定申請は、内閣府3%、都道府県5%と有意な差異は見られない一方で、両方行ったことがある、変更届出はしたことがある法人が、内閣府に比して都道府県では多いことが分かる。

一方で、行政庁によって、事業内容や公益法人としての活動開始後に生じる事実の変化の発生頻度に差異があることは通常想定しえないことから、法令が定める変更認定申請・変更届出の要件解釈・運用が、行政庁によって異なっているのではないかと考えられる。

<表 3 7> 行政庁別：変更認定申請・届出の有無

行政庁	全数	変更認定申請・届出両方とも提出したことがある。	変更認定申請は提出したことがある。	変更届出は提出したことがある。	変更認定申請・届出両方とも提出したことはない。
内閣府	509	39(8%)	17(3%)	81(16%)	372(73%)
都道府県	1,074	153(14%)	54(5%)	282(26%)	585(54%)

また、事業の変更認定申請・変更届出をした契機として、<表 3 8>のとおり、行政庁によって差が見られ、法人の自主的判断によるものが、内閣府が 21%であるのに対して都道府県が 35%、行政庁からの指摘によるものが、内閣府が 6%であるのに対して都道府県が 10%と、都道府県の方が事業変更・変更認定申請を行おうとする傾向が高い。このことは、行政庁間においても、変更届出・変更認定に対する考え方の相場観が異なることが見受けられる。サンプル数は少ないが、行政庁からの指摘によって変更認定申請・変更届出を行政庁からの指摘によって行ったが法人が納得できなかったとする回答に僅かながら差があることも、このような問題意識に関係していると考えられる。

<表 3 8> 行政庁別：事業の変更認定申請・変更届出をした契機

	全数	法人の自主的 判断による。	行政庁からの 指摘による。 (納得した)	行政庁からの 指摘による。 (納得できなかった)
内閣府	509	107(21%)	28(6%)	2(0.4%)
都道府県	1,074	375(35%)	103(10%)	11(1%)

3 公益法人の財務3基準に対する意識

1. 総論

いわゆる財務3基準（収支相償、公益目的事業比率、遊休財産規制）に対する意識を集計したものが<表39>である。

収支相償については、妥当と思う、思わない、わからないがそれぞれ3分の1とほぼ拮抗している。公益目的事業比率は、妥当と思うが65%、遊休財産規制については、わからないが41%とそれぞれ多くを占める。

<表39>財務3基準の妥当性に関する意識

財務基準	妥当と思う	妥当と思わない	わからない
収支相償	511 (32%)	567 (36%)	505 (32%)
公益目的事業比率	1,033 (65%)	85 (5%)	465 (29%)
遊休財産規制	701 (44%)	231 (15%)	651 (41%)

2. 法人属性に応じた分析

財務3基準について妥当と思わないと回答したものを、①社団/財団別、②行政庁別、③登記年度別に分析したものが<表40>である。

これによると、遊休財産規制については財団法人が社団法人を上回り、公益目的事業比率については逆に社団法人の方が財団法人を上回り妥当でないと考え、収支相償についてはほぼ同じということになる。また、移行年度別では、公益目的事業比率と遊休財産規制では有意の傾向は見られないが、収支相償については移行後年数の長いほど妥当と思わない比率が高くなる傾向が見られる。

<表 4 0> 法人属性別：財務 3 基準の妥当性に関する意識（妥当と思わない比率）

		収支相償	公益目的事業比率	遊休財産規制
社団／財団	社団	35%	8%	12%
	財団	37%	4%	17%
行政庁	内閣府	41%	6%	24%
	都道府県	33%	5%	10%
登記年度	平成 21 年度	44%	0%	16%
	平成 22 年度	49%	5%	19%
	平成 23 年度	42%	6%	17%
	平成 24 年度	37%	5%	15%
	平成 25 年度	28%	6%	11%
	平成 26 年度	18%	7%	16%
	平成 27 年度	0%	0%	0%

妥当と思わない理由について、収支相償では 532 件、公益目的事業比率では 89 件、遊休財産規制では 219 件の具体的記入があった。以下では、多くの回答が寄せられた回答を中心に、概要を紹介する。

収支相償について（自由記述の全回答については、48 頁以下を参照。）

(1) 持続的な経営が困難というもの

法人の維持運営、事業継続の確保に対する障害となっていることを中心に 171 件の回答があった。

(2) モラルハザードを招来

収支相償を維持すること自体が目的化し、無駄遣いを招来するといったことを中心に 51 件の回答があった。

(3) 単年度主義はおかしい

単年度の収支は大幅な変動もあり、運営実態に沿わないこと、規模の小さい法人に負担が大きいことを中心に 66 件の回答があった。

(4) 財務体質を脆弱にする

運転資金を確保できず、将来的に財政基盤に安定性を欠くことを中心に 118 件の回答があった。

(5) その他（126 件）

例えば、収支相償と公益性は結びつかないのではないか、弾力的な運用が必要であるといったことが寄せられた。

公益目的事業比率（自由記述の全回答については、74 頁以下を参照。）

（1）比率が厳しい（9 件）

（2）比率はもっと高くすべき（6 件）

（3）計算方法について（9 件）

（4）公益目的事業の定義・解釈

公益目的事業の基準・範囲が区々となっているなど 18 件の回答があった。

（5）制度そのものへの疑問

事業比率・費用割合を基準とすること自体に対する疑問など 15 件の回答があった。

（6）その他（24 件）

遊休財産規制（自由記述の全回答については、78 頁以下を参照。）

（1）基準が厳しい

財政基盤の安定、事業の継続性に悪影響を及ぼすといったことを中心に 37 件の回答があった。

（2）算定基準に問題

法人の規模、事業内容等にかかわらず一律の基準は実態に沿わないといったことなど 29 件の回答があった。

（3）運転資金が必要

将来に備えて運営資金を確保しておく必要を中心に 15 件の回答があった。

（4）1 年分では不足

財政基盤の安定に悪影響を及ぼすことから 1 年分の保有制限では少なく、対象を広げるべきといったことを中心に 88 件の回答があった。

（5）その他（50 件）

4 一般法人の公益目的支出計画に対する取組状況・意識

公益目的支出計画を実施中または既に完了したと回答した一般法人 715 件のうち 565 件 (79%) が「困っていることはない」との回答であるが、困っていることがあると答えた 152 件のうち 73 件 (複数回答可) が、「公益目的支出計画の毎年の作成・提出」を挙げている。

1. 公益目的支出計画に関する現在の状況

＜表 4 1＞のとおり、公益目的支出計画を現在実施中の法人が 620 件 (84%)、すでに完了した法人が 95 件 (13%)、公益目的支出計画自体が不要であったものが 22 件 (3%)。

＜表 4 1＞公益目的支出計画の現状

1. 現在実施中	620
2. すでに完了した	95
3. 公益目的支出計画自体が不要	22

2. 公益目的支出計画期間

公益目的支出計画の実施期間の分布を示したものが＜表 4 2＞である。ほぼ半数近い 325 件が 10 年までの比較的短い期間であり、50 年を超える長期のものは 10%強であった。

＜表 4 2＞公益目的支出計画期間の分布

計画期間	件数 (%)
1 年 ～ 10 年	325 (45%)
11 年 ～ 20 年	140 (20%)
21 年 ～ 30 年	70 (10%)
31 年 ～ 40 年	50 (7%)
41 年 ～ 50 年	35 (5%)
51 年 ～100 年	69 (10%)
101 年 ～200 年	20 (3%)
201 年以上	6 (1%)

3. 移行認可後の公益目的支出計画の期間の延長変更申請

今年度から、移行認可後の公益目的支出計画の期間の延長変更申請の経験についての質問を加え、その回答が＜表 4 3＞のとおりであるが、ほとんどの法人が変更申請を実施しておらず、実施した法人は僅か 3%に留まっている。また、変更申請を行った法人の変更期間は 1～3 年が多いが、10 年を超えるものも存在する。

<表 4 3> 公益目的支出計画の期間の延長変更申請の有無・変更後の期間

変更無	649
変更有	21
(変更後の期間)	
1年	9
2年	4
3年	1
4～10年	2
11～50年	4
51年～	1

4. 公益目的支出計画対象事業の内訳

公益目的支出計画対象事業の内訳を<表 4 4>に示しているが、対象事業としては80%強が従来から実施していた事業の一つまたは複数が、不特定多数の者の利益の増進に寄与する対象事業として認められている。他の公益法人など特定の公益法人等に寄附する事業は僅か6%である。

<表 4 4> 公益目的支出計画対象事業の内訳 (複数回答)

対象事業	件数 (%)
公益目的事業	106 (13%)
継続事業	657 (81%)
特定寄附	48 (6%)

5. 公益目的支出計画に係る情報公開

公益目的支出計画の実施状況は、法令により事務所に備え置き、閲覧請求があればこれを承諾しなければならないこととなっているが、法人が自主的にインターネットでの公開をしているかどうかを質問したが、公開しているものは僅か20%であった。

6. 公益目的支出計画の実施について困っていること

困っていることはないとするのが、計画が実施不要である22件を除いた回答法人715件の3分の2以上にあたる517件であるが、<表 4 5>のとおり、困っていることがあると答えた274件(複数回答)のうち40%近い109件が、「公益目的支出計画の毎年の作成」を挙げている。

<表 4 5 > 公益目的支出計画について困っていることの内容

困っていることの内容	件数
公益目的支出計画の実施事業の変更に対して	46
公益目的支出計画の実施期間の変更に対して	59
公益目的支出計画の毎年の作成について	109
監事監査と理事会、社員総会(評議員会)の承認・報告について	36
その他	24

5 会計基準に対する意識

1. 総論

現行会計基準（いわゆる平成 20 年公益法人会計基準）について評価を問うた結果が<表 4 6>であるが、公益法人では3分の2強が現行基準に不便を感じないと答え、少し、または大いに不便を感じるものを合わせて3分の1である。一方一般法人では8割強が不便を感じないとし、少し、または大いに不便を感じるものを合わせて2割弱という結果である。

公益法人の場合は、財務3基準など特有の法規制が会計基準に反映していることにより、一般法人よりは複雑な会計基準となっているためではないかと推量できる。

また、平成 25 年度においては「不都合は感じない」とする公益法人の回答率は約 52%であったことから、経験年数を重ねることにより、不便さ・不都合さが解消する傾向が表れていると考えられる。

<表 4 6> 会計基準に対する意識

	公益法人	一般法人
不便は感じない	1,200 (76%)	611 (83%)
少し不便を感じる	295 (19%)	87 (12%)
大いに不便を感じる	88 (5%)	35 (5%)
将来公益法人会計に変更		4 (0.5%)

2. 法人属性に応じた分析

現行会計基準に「不便を感じない」という回答を、公益法人・一般法人のそれぞれについて、社団／財団別、行政庁別、登記年度、一般法人における税制区分別に分析すると、次の傾向が窺える。

- ・法人種類では財団が社団より5ポイント不便を感じない率が高い。
- ・行政庁別では公益法人・一般法人ともやや内閣府の方が、不便を感じない率が高いが、有意の差とまでは言えない。
- ・移行年度別では公益・一般両法人とも明らかに移行年度が新しいほど不便を感じない比率が低くなり、実施経験を重ねるにしたがって、会計基準への「慣れ」が不便さを解消する方向に向かうことがわかる。
- ・税制区分では非営利徹底型と共益型はほぼ同じであり、普通法人型はやや不便を感じない率が高くなっているが有意の差とまでは言えない。

少しまたは大いに不便を感じると答えた者にはその理由を記入してもらったが、その多くは、新会計基準により、役員等や関係者にわかりにくい計算書類になった、経理事務負担が増えたというものであるが、主な指摘の概要を以下に掲載する。(自由記述の全回答については、公益法人は91頁以下、一般法人は165頁以下を参照。)

公益法人 (全 295 件)

(1) 3会計区分の問題

区分会計が不便であること、法人会計の区分が無意味であることなどを中心に 34 件の回答があった。

(2) 費用配賦が難しい

配賦の意義が不明であること、配布作業が困難であることを中心に 36 件の回答があった。

(3) 資金収支と損益ベースの違い (16 件)

(4) 会計ソフトの問題 (1 件)

(5) 事務負担

配賦が複雑で書類作成に多大な作業負担、時間を要することを中心に 81 件の回答があった。

(6) その他 (127 件)

一般法人 (全 73 件)

(1) 会計実務内容 (15 件)

(2) 会計実務内容をうけて (23 件)

(3) 理事会等の説明 (6 件)

(4) 不慣れ・わかりにくい・理解できていない (12 件)

(5) 現行基準との違いに戸惑い (3 件)

(6) 事務負担課題 (9 件)

(7) その他 (5 件)

6 インターネットによる情報公開の実施状況

i. 公益法人

法令上、公益法人は、事業計画・事業報告や計算書類等をインターネットで公開する義務はないが、自主的にこれをインターネット公開しているかどうかの回答が<表47>である。情報公開を実施している法人は全体で86%、法人種類では財団法人が社団法人より約5ポイント公開率が高い。また行政庁別では、内閣府所管法人が93%、地方行政庁所管法人が82%と明らかな差がある。

<表47>インターネットにおける情報公開の状況（公益法人）

		実施している	実施していない
公益法人全体		1,356 (86%)	227 (14%)
社団／財団	社団	585 (83%)	119 (17%)
	財団	771 (88%)	108 (12%)
行政庁	内閣府	472 (93%)	37 (7%)
	都道府県	884 (82%)	190 (18%)

ii. 一般法人

一般法人でも、<表48>のとおり、半数以上の398法人（54%）がインターネットにおいて情報公開を行っている。一方で、339法人（46%）は実施していないが、その理由としては、備え置きで十分という回答が多数を占める。

<表48>インターネットにおける情報公開の状況及びしていない理由（一般法人）

1. 実施している	398 (54%)
2. 実施していない	339 (46%)
(理由)	
①法律で要求されていない	45
②備え置きで十分	196
③一般法人だから	49
④ホームページがない	49

* 「実施していない」と回答した法人すべてがその理由を選択していないため、理由の総計は、「実施していない」と一致しない。

7 立入検査に対する意識

行政庁は、3年ごとに一回の定期的立入検査を実施するとされているが、本問はすでに実施されたかどうか、実施された場合法令により規定された「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」行うとされているが、その限度内と思うか、限度を超えていると思うかを質問した。

＜表49＞のとおり、回答法人に関する限り、都道府県ではすでに約3分の2の公益法人が立入検査を受けており、内閣府では40%程度と進捗率に差がある。

検査状況について、「必要限度を超えている」と評価する法人は内閣府では2件、都道府県では16件と9割以上は限度内と評価している。

昨年度と比較すると、立入検査を経験した法人の割合が大幅に増え（内閣府：13%→41%、都道府県：34%→63%）ている一方で、検査状況についての回答は同様の傾向である。

＜表49＞立入検査の有無及びその評価

所管行政庁	内閣府	都道府県
全体	509	1,074
立入検査なし	302 (59%)	393 (37%)
立入検査あり	207 (41%)	681 (63%)
(立入検査があった法人による検査状況に対する評価)		
必要限度内	194	655
必要限度を超えている	2	16
わからない	11	10

なお、本回答では自由記述欄を設けており、特に、立入検査の指摘事項が納得いかなかったということを中心に計26件の記入があった。（自由記述の全回答については、89頁以下を参照。）

8 行政庁の指導等に対する意識

行政庁の指導や対応について、「大変良い。」から、「良くない。」までの5段階で評価した結果が<表50>である。

その結果「大変良い。」「概して良い。」「可もなく不可もない。」を併せて90%を上回り、アンケートから見る限り、不適切対応は極めて少数であり、この傾向は昨年度から変化は見られない。

<表50>行政庁の指導等に対する意識

	計	大変良い	概して良い	可もなく不可もない	あまり良くない	良くない
合計	1,583	205	649	637	76	16
内閣府	509	49 (10%)	227 (45%)	197 (39%)	24 (5%)	12 (2%)
都道府県	1,074	156 (15%)	422 (39%)	440 (41%)	52 (5%)	4 (0.4%)

一方で、行政庁の不適切な指導の事例としては、主に以下の項目のとおり、担当者の指導内容や判断が区々であったり、手続に時間がかかること、そもそも担当者が制度をあまり理解していないといった問題意識等が挙げられた（自由記述の全回答については、105頁以下を参照。）

III. 寄附金について

1 寄附金に対する姿勢

寄附金に対する考え方を公益法人についてまとめたものが<表5 1>であり、一般法人についてまとめたものが<表5 2>である。

寄附金を必要としない公益法人は36%であるが、一般法人ではその割合は高くなる。また特定先（設立企業、会員企業等）にのみ寄附要請をするものは公益法人で約15%、一般法人で7%強である。不特定多数の先に広く募集している法人及び今後不特定多数の先に募集する考えの法人は、公益法人で34%、一般法人では僅か9%であった。

また社団法人と財団法人で対比すると、財団法人の方が寄附金を募る割合が高く、社団法人では「寄附は必要としていない」割合が公益法人で44%、一般法人で58%と、その比率が高い。

公益法人については、一昨年度・昨年度とほぼ同様の傾向であるが、一般法人について（母集団が異なるため一概には言えないが）、寄附金を必要としない割合が減少（72%→57%）している。

<表5 1> 寄附金に対する姿勢（公益法人）

		全数	寄附は必要としていない	特定の関係先に寄附を要請している	不特定多数の個人・法人に寄附募集をしている	今後は不特定多数の人々の寄附を募りたい	その他
公益法人全体		1,583	564 (36%)	239 (15%)	330 (21%)	207 (13%)	243 (15%)
社団／ 財団	社団	704	310 (44%)	89 (13%)	88 (13%)	97 (14%)	120 (17%)
	財団	879	254 (29%)	150 (17%)	242 (28%)	110 (13%)	123 (14%)

<表 5 2> 寄附金に対する姿勢（一般法人）

		全数	寄附は必要としていない	特定の先附請いの関係寄附を要する	特定の個人・法人に募集している	今後特定の個人に募集したい	今後特定の個人に募集しない	その他
一般法人全体		737	418 (57%)	48 (7%)	27 (4%)	40 (5%)	132 (18%)	72 (10%)
社団／財団	社団	450	263 (58%)	21 (5%)	9 (2%)	15 (3%)	93 (21%)	49 (11%)
	財団	287	155 (54%)	27 (9%)	18 (6%)	25 (9%)	39 (14%)	23 (8%)

2 総収入に占める寄附金の割合

<表 5 3>は、公益法人及び一般法人の総収入に占める寄附金収入の割合を掲載している。寄附金収入が0という法人は公益法人で54%、一般法人では82%にも上る。他方総収入の20%を超える法人は公益法人で14%強、一般法人では4%程度であった。ここでも財団法人の方が社団法人に比べ寄附金依存率は高いことがわかる。

<表 5 3> 総収入に占める寄附金の割合

	0%	5%未満	5%以上10%未満	10%以上20%未満	20%以上
公益法人 合計 1583	859 (54%)	356 (22%)	75 (5%)	66 (4%)	227 (14%)
うち社団法人 704	458 (65%)	154 (22%)	33 (5%)	21 (3%)	38 (5%)
うち財団法人 879	401 (46%)	202 (23%)	42 (5%)	45 (5%)	189 (22%)
一般法人 合計 737	602 (82%)	79 (11%)	16 (2%)	12 (2%)	28 (4%)
うち社団法人 450	386 (86%)	46 (10%)	8 (2%)	3 (1%)	7 (2%)
うち財団法人 287	216 (75%)	33 (11%)	8 (3%)	9 (3%)	21 (7%)

3 税額控除証明と PST 要件

平成 23 年度に導入された税額控除制度に関する対応状況をまとめたものが<表 5 4>である。税額控除の証明を取得済みの法人は、計 232 法人（15%）であり、うち、財団法人で 18%、社団法人は 11%と寄附金の割合と同様、財団法人の方が寄附金依存率の高い傾向を示している。

この点、平成 23 年度の税額控除の制度施行以来、4 年が経過する平成 27 年度現在においても、「そのような制度は知らない」と回答する法人が 18%存在することには驚きを隠せない。この傾向は昨年度から変わっておらず、平成 28 年度税制改正大綱における PST 要件の緩和をあわせて、今後とも積極的な周知が望まれる。

<表 5 4>税額控除制度への対応状況

	公益法人合計	社団	財団
取得済み (申請中、準備中を含む)	232 (15%)	77 (11%)	155 (18%)
制度は知っているが取得していない	945 (60%)	393 (56%)	552 (63%)
そのような制度は知らない	288 (18%)	164 (23%)	124 (14%)
その他	118 (7%)	70 (10%)	48 (5%)

行政庁別に見ると、取得済みが、内閣府の 21%に対して、都道府県が 12%と低調である。また、制度は知っているが取得していないという割合はさほど変わらないにも関わらず、そのような制度は知らないと回答した法人が、内閣府の 10%に対して都道府県はその 2 倍に及ぶ。このことは、行政庁において、税額控除制度の周知に差があることを示唆していると言えよう。

<表 5 5>行政庁別：税額控除制度への対応状況

	全数	取得済み (申請中、 準備中含)	制度は知っ ているが取 得していな い	そのような 制度は知ら ない	その他
公益法人合計	1,583	232	945	288	118
うち内閣府	509	107 (21%)	323 (63%)	52 (10%)	27 (5%)
うち都道府県	1,074	125 (12%)	622 (58%)	236 (22%)	91 (8%)

また、税額控除証明を取得しない理由としては「税額控除証明にはP S T要件が課されており、この要件を満たすことが困難だから」とするものが406件、「当法人にとっては、あまりメリットはないから」が105件「手続きが複雑で面倒だから」が45件、「個人の寄附は考えていないから」が299件、「所得控除だけで十分だと思っているから」が15件、「その他」75件となっている。

次に、P S T要件撤廃の是非について、大部分は「どちらともいえない」が1,040件と圧倒的に多く、「撤廃してほしい」は221件、「存続してもよい」が321件で拮抗している。

「撤廃してほしい」についてコメント記入のあった件数は192件、以下に概要を掲載する。（自由記述の全回答については、109頁以下を参照。）

(1) P S T要件は公益認定の上に屋上屋

公益認定基準のみで十分であり、P S T要件を重ねて課す必要はないといったことを中心に24件の回答があった。

(2) 基準が厳しい

実績判定期間（5年間）が長い、小規模法人に100人の要件はハードルが高いなど要件が厳しいという回答が107件あった。

(3) その他（61件）

945

IV. 税制について

1 資産寄附税制

生前贈与におけるみなし譲渡所得非課税制度や、相続人による寄附相続財産の控除制度など、資産寄附税制についてニーズや具体例を探るための記述式質問であるが、その中には、公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税特例に承認を受けるまでに2年かかったことを中心に承認手続の簡素化・迅速化や、国や地方公共団体への寄贈と比較して税制優遇の効果が低いことに対する問題意識を中心に25件の記入があった。(自由記述の全回答については、116頁以下を参照。)

2 税制に関する要望事項

i. 公益法人

公益法人からの税制改正に関する要望は、計96件あり、その内訳は、税制全般12件、法人税関係9件、寄附税制27件、消費税14件、固定資産税8件、その他26件であった。(自由記述の全回答については、119頁以下を参照。)

ii. 一般法人

一般法人からの税制改正に関する要望は、計81件あり、その内訳は、税制全般20件、利子配当所得源泉税18件、法人税17件、寄附税制7件、地方税・消費税等11件、その他8件であった。(自由記述の全回答については、169頁以下を参照。)

V. 行政庁・公益法人協会に対する要望

1 行政庁に対する要望

i. 公益法人

公益法人からは、指導監督体制に関するもの 56 件、提出書類等手続及び立入検査に関するもの 53 件、変更認定申請等に関するもの 12 件、個別の制度改善を望むもの 49 件、全般的な要望・その他 38 件で合計 208 件の要望があった。(自由記述の全回答については、125 頁以下を参照。)

ii. 一般法人

一般法人からは、指導監督体制に関するもの 23 件、提出書類等手続に関するもの 13 件、公益目的支出計画に関するもの 6 件、制度改善を望むもの 8 件、全般的な要望・その他 7 件で合計 57 件の要望があった。(自由記述の全回答については、175 頁以下を参照。)

2 公益法人協会に対する要望

i. 公益法人

ホームページに関するもの 10 件、相談事業に関するもの 14 件、セミナーに関するもの 46 件、月刊誌等に関するもの 1 件、会員制度に関するもの 4 件、提言活動に関するもの 36 件、公法協への期待・苦言 62 件、その他 35 件、合計で 208 件の要望があった。(自由記述の全回答については、140 頁以下を参照。)

ii. 一般法人

ホームページに関するもの 5 件、相談事業に関するもの 12 件、セミナーに関するもの 10 件、月刊誌等に関するもの 4 件、会員制度に関するもの 3 件、提言活動に関するもの 9 件、情報提供に関するもの 7 件、公法協への期待・苦言 8 件、その他 11 件、合計で 69 件の要望があった。(自由記述の全回答については、181 頁以下を参照。)

VI. 東日本大震災への対応

1 東日本大震災関連事業について

震災から4年となる今年度のアンケートにおいても、引き続き「東日本大震災へのその後の対応について」の質問にお答えいただいた。

(本項目は、公益法人・一般法人とも、同じ質問である。)

<表56>東日本大震災関連事業について

	公益法人	一般法人
震災関連事業はすでに終了	245 (15.5%)	98 (13.3%)
震災時に追加した事業を継続	113 (7.1%)	37 (5.0%)
元々の事業の中で継続	127 (8.0%)	35 (4.7%)
事業としては当初よりしていない	1,098 (69.4%)	567 (76.9%)
合計	1,583	737

公益法人ではアンケート回答法人1,583法人中、15%弱にあたる240法人が、一般法人については回答法人737法人中、9.7%にあたる72法人が、何らかの具体的な被災地支援活動を平成27年度も実施していることがうかがえる。

これを大震災後の各年度の傾向としてまとめたのが<表57>である。

<表57>被災地支援活動の実施法人数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
アンケート回答総数	3,441	1,623	3,814	2,320
事業実施法人数	895	235	361	312
回答総数に占める割合	26.0%	14.5%	9.5%	13.4%

アンケートに回答していただいた法人全体のうちの事業を継続実施している法人の割合としては昨年度よりも上回っている。しかし一般的に考えると、割合が増加傾向にあると判断することは難しく、同水準での推移または、下げ止まりと考えることが適当と思われる。

事業を継続実施している法人の割合を昨年との平均値11.5%として(誤差を少なくするために)考えるとき、例えばすべての公益法人(約9,400)を対象として単純に計算すると、少々強引ではあるが、公益法人だけで1,000強の法人が関連の事業を実施していると推測できる。一般法人の数も加えた場合、かなり大きな数字になるのは明らかである。や

はり公益法人・一般法人がこの分野で果たす役割はまだまだ大きいという表れではないだろうか。

継続実施している事業に注目し、その内訳を見ると<表58>のとおりとなる。

<表58>継続実施している事業について

	公益法人	一般法人
震災時に追加した事業を継続	113 (47%)	37 (51%)
元々の事業の中で継続	127 (53%)	35 (49%)
合計	240	72

今も継続実施しているとお答えいただいた事業は、震災時に追加した事業と元々の事業とに分かれるが、公益法人・一般法人いずれも約半分は元々（法人本来）の事業の中での継続実施である。昨年度の結果からも見られたことだが、やはり専門性のある本来事業を活かし、行政では手の届かない部分の復興支援を引き続き担っていく法人の存在を実感する。

2 東日本大震災事業についての自由記入回答

自由記入欄では「東日本大震災事業について（これからやるべきこと、今後に向けての問題点、伝えていかなければならないこと等々）」を自由にお書きいただいた。

東日本大震災もさることながら、全国いたるところで自然災害が発生している昨今の事情も踏まえた「備え」についての内容のものも多いことは特徴の一つと思われる。

また、震災直後とは違い、年月の経過とともに支援の多様化や情報の減少、風化などが社会全体として問題視されていることと同様に、お書きいただいた中に「何をすればよいか具体的にわからない」などの主旨のものがあることは、今後の支援事業の大きな課題であることを考えさせられる。現実的な問題として無償の支援の継続が難しいことを訴える法人の声も無視することはできない。

お書きいただいた内容は、公益法人・一般法人別々に、

1. 現在も続く支援について
2. 今何をすれば良いか、何をすべきか
3. 継承・風化させないために
4. 今後の備え（あらゆる災害）
5. 制度や行政の対応など、復興についての問題点
6. その他

で分類させていただいた。全文を付属資料の「記述式回答」に掲載するので是非お読みいただきたい。（自由記述の全回答については、公益法人は152頁、一般法人は197頁以下を参照。）

I. 公益法人

1 公益法人の財務3基準に対する意識

1. 収支相償

【質問4】◎ 収支相償は公益法人の基準として妥当と思わない。(532件)

1 持続的経営が困難(171件)

- ・ 事業展開を抑制している
- ・ 中期的に見た法人の安定的運営を阻害する。
- ・ 活動が制約されてしまう。収益事業を行っていない法人はこれを満たし続けると存続そのものが危うくなる可能性が高くなる。
- ・ 長期的な団体運営にそぐわない面があるため。
- ・ 必要条件の経理的基礎（健全な財務状況）と矛盾する。収益事業を行わない法人では極めて運営が厳しい。
- ・ 法人の財源確保とともに運営面でも厳しく
- ・ 収益事業を行っていない法人にとっては、継続的な運営が難しい。
- ・ 法人の安定した成長が見込めないため。
- ・ 赤字決算が続いているため。
- ・ 継続性を損う
- ・ 小規模事業者において、事業継続ができない。
- ・ 運営の幅ができない
- ・ 事業の継続性に反している
- ・ 事業を継続するためには、収支の出入りは当然である。遊休財産の保有制限で十分である。
- ・ 法人の適正な維持運営上、一定の内部留保が必要と考えるが、その範囲について明確となっていない。
- ・ 公益事業のみを行う法人には、厳しすぎる。
- ・ 基準の趣旨は理解するが、公益事業運営の継続性を考えると更なる緩和等の弾力的運営を期待する。
- ・ 公益法人の健全経営、事業拡大を妨げるものであり、将来的に公益事業の衰退、縮小を招く。
- ・ 赤字を続ける事は事業の継続性を損なう
- ・ 実施事業の継続性を確保することが困難となっている。
- ・ 公益事業を安定的に継続実施していくためには一定の幅の収益を上げることを許容すべ

き考える。特に、国庫補助金等を受けることなく法人の努力によっている団体では、経済変動の大きな時代にあって経営は物差しで測ったようにはいかないものである。

- 法人としての発展性を大きく損なう制度
- 育英事業の継続から、ある程度運用収入から基金の積み立てをする必要があるから
- 事業の安定性確保の邪魔になる。
- 公益財団法人となって事務量が増えつつある。常勤の事務局員の設置を模索しているが人件費の捻出のための財源を蓄積したい。
- 収支相償を緩和し、公益事業の拡充を収益事業により補填できるようにしてほしい。
- 収支相償による事業の拡大等を行う場合、常に変更認定申請を行わなければならないと思われるので、法人の自主性が阻害される。・収入が一定でなく変動するので、事業活動が不安定である。現行事業を安定的に継続するため、余剰時にストック出来るのが望ましい。
- 今後の事業展開を考えてゆくにあたり現実的でないと思われる。
- 公益的な事業を行う法人の象徴として形式的な指標に使われているだけで、実際に利益がないと事業は継続できない
- 事業の年間経費は大体固定しているが(孤児院運営費、学校運営費等)、寄附金収入は一定していない。継続して運営する事業のためには寄附金を留保しておく必要がある。
- 将来的な事業拡大に対する足枷となるように思われること。
- 毎年度の事業で収支相償を求める必要はない。遊休財産の保有制限で十分ではないか。
- 長期的には、財政的にゆとりのある財団しか事業を継続できないから。
- 公益事業をメインとしている法人については、黒字化ができないと事業継続が難しくなる。
- 公益目的事業が黒字にならないようにするということは、将来法人の運営に行き詰まる。
- 運営上の制約が大きいから
- 収支相償により経営の前進が望めない。
- 毎年、収支相償を維持するのは、事業を運営していく中で不可能に近いと思われるため、
- 公益法人の永続性に問題が出る
- 公益目的事業を赤字にし、低金利下でも事業を継続できる財務基盤を要求するのは実務的に疑問。
- 安定した経営基盤の維持に不安がある
- 業務の制限が大きい。赤字の際の補填ができず、黒字は出せず、運営の舵取りが難しい。
- 現行の制度下では、収入が限定される中の今後の事業活動は、徐々に縮小させなければ法人の継続が困難と感じる。
- 当財団は、寄付金、補助金、助成均等、毎年定額で予定される収入により公益事業を行っている財団ではなく、地方自治体の建設関係の研修、積算、現場管理等による事業収入を得て活動を行っている財団である。従って、毎年の収入に変動があるため、収支相償は、安定的な財団運営に支障がある。
- 事業内容によっては、1～2で判断するのではなく、長期にわたって収支相償を考えな

ければならない事業もある。

- ・ 収益事業のない法人にあっては、赤字を補てんするすべがない。
- ・ 収益事業を行っておらず、将来、赤字補填が懸念される
- ・ 硬直的な制度で、事業運営範囲を狭めている。
- ・ 運営が難しい。
- ・ 事業運営に大変苦勞することが多い。
- ・ 法人運営上の支障になる可能性がある。
- ・ 公益事業の維持継続が困難となるのではないか。
- ・ 考え方はよく分かるが、運用面で柔軟性がほしい
- ・ 寄附金収入が変動する中で、事業運営の継続に懸念が発生する。
- ・ 病院等は難しい。
- ・ 公益事業のみの場合、運営上一定の利益が必要
- ・ 事業収入は、利用人数の変動により年度ごとに波があるため
- ・ 適切な事業場の黒字を認めないと事業推進が難しい。
- ・ 経営を継続的に安定させるため、費用を上回るある程度の収入があってもやむなしと考えるため。
- ・ 経営を安定させるため、費用を上回るある程度の収入があってもやむなしと考えるため。
- ・ 事業の継続性・発展性に障害となる
- ・ 周年行事の為の予算確保が出来ない
- ・ 公益法人でも事業運営、法人管理には資金的や余力があっても良いと思うから。余剰金がでも事業費にしか支出できないし、人件費に支出する場合は関係機関と協議が必要であり、簡単には人件費として支出はできないから、結局は公益目的事業費で支出することになるから
- ・ 毎年変動する事業収入で、継続的な事業運営することに足かせとなることがある
- ・ 補助金の内容によっては収支相償が難しい場合がある
- ・ 収入が一定していない。国債などの安定した運用先では収入が少なく、公益事業が満足にできない。
- ・ 赤字を目的にして事業を行なうことになり、疑問を感じている。ある程度の利益があっても良いと思う。
- ・ 収支相償に合う事業と合わない事業がある。
- ・ 法人運営においては、一部内部保留も必要と考える。
- ・ 安定的な運営のためにはある程度の資金の蓄積は必要であるが、剰余金の使途をあらかじめ定めさせる現行の収支相償はこのための妨げになる。
- ・ 法人によって、補助金や助成金で運営しているところは、そう問題はないと思うが、独立採算で事業を行っているところは厳しい。
- ・ どう考えても、安定的な法人運営を阻害しているとしか思えない。
- ・ 公益事業比率の高い当連盟において、公益会計が収支相償となる運営は厳しいものがある。

- ・ 寄付金・補助金のない協会にとっては、収入よりも支出が毎年常に多い状態が続くことは、協会の運営に支障をきたす。
- ・ 公益事業の発展性がない
- ・ 事業の継続性が担保出来ない
- ・ 組織運営上、年度末に運転資金も残さないことはありえない
- ・ 収益事業を行っていない団体として、公益事業を維持するため一定の一般正味財産を残しておきたい。
- ・ 公益事業の推進の妨げになっている
- ・ 法人運営の継続性にとって足かせになる。
- ・ 公益法人が行う公益事業は、社会貢献のために事業活動を行うものであり、単に収支相償の数字上の判断だけで活動の基準とするのは本質ではない。
- ・ 事業の性格上、毎年事業量は変化する。現行制度では、その変化に対応することが困難である。
- ・ 補助金だけでは当然運営できないが、収益もあげられない状態では、予算関連に苦慮する
- ・ 短期的な収支相償は、運営の幅を狭め運営が厳しくなる
- ・ 行政庁の指導が、単年度又は短期的な損益にこだわりすぎて、長期的な運営の安定に着目されない。
- ・ 法人の継続可能性と矛盾している。公益事業で大きな利益が出る場合は別だが、ある程度の黒字でないと事業の継続が難しい。
- ・ 長期で鑑みると妥当ではない。補助金運営から永遠に脱することができない。
- ・ 全て公益事業のため、年々正味財産残額が減少する
- ・ 目的のない剰余金の積立ができない中、収支相償を続けていくと将来的に財政基盤の見通しが立たなくなる恐れがある。(収益事業を行っていない法人)
- ・ 小公益法人では、厳格に収支相償を歌われると経営が安定しない
- ・ 事業執行状況の早期把握が困難
- ・ 毎年度、事業は継続して行われるので黒字になるとダメというのは？、次年度への内部留保という意味で関連財源は必要。
- ・ 運転資金として事業費の1/1.2程度の留保は必要。
- ・ 公益法人といえども事業を拡大していくことは必要なことであり、そのためには収入超となったときには常識的な内部留保は必要になる。
- ・ 収益事業を持たない公益法人が収支相償を続けていくと、先細りで運転資金がなくなってしまう。
- ・ 毎年度、収支がマイナスになると正味財産が減少するので、運営が困難になる。
- ・ 年度によって利息収入や寄附の額が変動するので、支出の見込みが立てづらい。
- ・ 公益事業の拡大を妨げているから。
- ・ プラス分を収入の少ない年度に備えて内部留保できないと、事業継続性に不安が出る。
- ・ 事業収入を増加しなければやっていかれないため

- ・ 活動の実態に即していない
- ・ 収入の殆どが投資有価証券運用益であるため予算とのかい離が生じるため。
- ・ 公益事業のみ実施の法人では意味をなさない。
- ・ 研究助成金はサドンデスで運営できないが、配当だけの収入で不安定であるのに、蓄えがきかないこと。
- ・ 事業の継続性の維持
- ・ 法人継続のためのある程度の運用資金の確保は必要と考えられる。
- ・ 組織の安定的運営に支障がある。
- ・ 収支相償対策として特定費用準備資金があるが、長期的な対応が困難であり、事業の安定性の面からも問題がある。
- ・ 収益事業を行っていないため、収支相償とするため毎年度の正味財産が減額していく。将来的に事業存続が不安
- ・ 公益事業を継続するためには、収支が（少額）プラスになっても良いのではないか。
- ・ 毎年度の収支が同等または赤字では、公益目的事業比率が高い団体ほど遣り繰りが難しい。また、事業を実施する団体においては、事業内容によって収支が大きく左右するため、綿密な事業計画を出してその通り使い切るという考え方にそぐわない。将来的に公益目的事業に使用できれば良いのではないか。
- ・ 特別なイベントを行うと、事業によっては満たさなくなり、特定費用準備資金を積むことになる。
- ・ 毎年、公益目的事業を赤字にし、法人会計を若干の黒字にするのは難しい。予期せぬ遺贈などで使途指定のない多額の寄付を受けてしまった場合、翌年と翌々年だけで使い切るのは難しいのではないか。有能な職員を期間限定で雇用するのは困難である。
- ・ 公益法人の中長期的に見た事業拡大、安定的な事業運営にとってマイナス。事務負担ばかり大きい。
- ・ 年次大会を含め、一銭も儲けずに毎年やることは厳しい。一方、赤字続きだと、学会の運営自体が進められなくなる。
- ・ 年度をまたぐ長期的な視点で、充実した事業を計画し継続することが困難
- ・ アウトドア関連が主事業のため予算執行額が天候に大きく変動されるため、常に収支均衡を保つのは難しい。
- ・ 年度末に翌月の運転資金が確保することが非常に困難である
- ・ 毎年度0かマイナスとするのに収支の状況を見極めるのに大変である。
- ・ 法の趣旨は理解できるが、補助金を一切受けていない当会にとっては大変やっかいな規制である。
- ・ 公益目的事業の持続的、安定的運営を行うため、財政安定化資金の設置などが必要である。
- ・ 事業の性質上、事業年度修了時の収入、支出の予想が立てづらく、コントロールが非常に難しい。
- ・ 公益性を追求すると事業がマイナスになる。収入が寄付金などに限られるなど。

- 基本財産がある団体ではある程度余裕がないと運営が厳しい
- 当方人は、公益目的事業による金銭の動きが大きく、運転資金が必要だが、補助金は潤沢ではなく前年度の繰越金が欠かせない。当方人にとって、収支相償は足枷以外の何物でもない。
- 事業継続が難しい。
- 剰余金(黒字)が発生した場合、特定費用準備資金の積立て等の限られた対応しかできない。
- 事業拡大や安定的な経営を行なうにあたり、一定の収益が上がる必要があると思われる。会員の就業意欲にも影響があると思われる。
- 寄付金収入は安定しないため、収支相償は至難の業となる。
- 総事業費に対する一定割合を財政運営に調整するための基金が必要である
- 収益事業を行っていない当方のような公益法人では、工夫して公益事業を黒字化しても内部留保できないため、フレキシブルな事業展開や資本の投入、急な設備投資への対応ができない。
- 公益目的事業だけを行う法人にとっては、最終的に運転資金がなくなることになるので、拡大再生産が可能となるようある程度の黒字は認めるべきと考える。
- 第一段階においては妥当と思うが、第二段階での判定は会費収入の50%以上を収益に計上して計算されるが、継続的な事業運営の観点からは必要ないと考える。
- 陥没被害が発生後の事業対応となるため、毎年度の計画が困難
- 赤字年度、災害等に対応するための財政課安定資金の設置ができない。
- 予算上は問題ないが、事業収入が費用を超える場合がでてくると思う。常に費用が収入を上回る確証がないので、毎年頭を悩ませる。
- 想定外の事情により、予定していた事業が実施できない場合もあり、ある程度余裕(幅)を持たせる必要がある。
- 不測の事態に対応する積立ができない
- 収入の変動が事前予測困難
- 株式の配当金が主な収入であるため、企業の業績によっては配当が見込めないことも乗じることが予想され、その対応策として「事業資金の積み立て」等に対する配慮が必要と思う。
- 継続、安定運営のための内部留保が出来ない。
- 長期的な計画に立った財団の運営を困難にしているため
- 事業の永続性を考えた場合、相応の資産蓄積は必要と思料される。
- 長期的な財団運営がしづらくなる。
- 支出>収入が大前提にある。マイナス経営で、運営が成り立つものか、疑問である。
- 重要なのは公益目的事業が黒字にならないことではなく、法人全体として黒字を出し続けられないことであり、①公益目的事業比率②遊休財産保有制限のみで目的を果たせると思うため。
- 収益を上げないように努力をしているが、給食という業務上、黒字を2年間ですべて解

消にはかなり無理がある。また、今後の見通しがたたない。

- 税制優遇のある公益法人の立場では過大な利益確保は問題があると思いますが、法人を維持するためには、利益の確保もできないようでは将来はない。
- 外貨で運用している場合為替レートによって収入が大きく変化するので毎期のチェックは厳しい
- 事業年度ごとの余剰金や欠損金、災害等の発生に伴う対応が難しい
- 公益目的事業である講習は年により受講者数に大きな変動があるため収支相償維持が困難であること。
- 組織の財政基盤の安定的な継続性を追求する観点からは妥当と思えない。
- 収入の安定（次年度の運営資金確保）があつてこそその複数年継続の支援運営が可能
- 公益目的事業で収支を維持していかないと法人運営が持たない。
- 収益事業がない中では、事業資金に余裕がなくなってしまう。また、余計な管理が必要となってくる。
- ①常に収入に見合う支出を計画しなければならない。②事業運営に充てるための収入財源を主に基本財産運用配当金収入に依っている実情の中で、特別分配金の要素もあり、年間収入見込みが読み難い。
- 不測の事態や事業拡大に備えた内部留保がやりにくい。
- 不安定な寄付金収入が事業財源。偶々多額の寄付があれば十分な検討を行い篤志を有意義に活用したいところ、「翌年度までに剰余解消」は余りに機械的。
- 年間剰余金が発生した場合の処理
- 当法人は1つの公益事業で運営を行っており、7年間での繁忙期と閑散期のサイクルにより収支差額に大きな変動が存在します。この収支差額の変動に特定費用準備資金で対応しておりますが、想定を超える増減に対し、都度計画変更をするような対応はそぐわないと考えます。
- 全被害者を対象に救済事業を実施しているため、事業に要する経常費用が大幅に変動し、支出予測が困難である。
- 安定した法人組織運営のために、運転資金に最小限度の余裕が必要。
- 新制度移行直前の数年間に正味財産が大幅減となり、その状態で移行したため、収支改善を図ろうとすると、収支相償がクリアできなくなるのは、納得しがたい。
- 問3-1（不適切かどうかは分からないが、旧日本育英会から移管され、国・県からの補助金を受けて実施している事業の奨学金延滞金・延滞利息は返還する義務があるにも関わらず、収支相償となっているため、滞納者が増えると発生主義により延滞利息を計上することになっている。貸倒引当金計上との関係もあるが、返還義務のある延滞金利息の取り扱いについては疑問を感じている。）に記載のとおり。例外があつても良いと思う。
- 財務強化活動により獲得した資金が第4四半期に入金となる場合がある。このタイミングに収入増加が見込まれると、計画以外の事業実施は困難で、収支相償が必須のため無理な支出を強いられることになる。第2四半期までは、収入確定されないため予算執行

を厳格にコントロールし、第4四半期は全額執行に重点を置くこととなり、バランスが取れた事業推進ができない。

- ・ 公益事業を複数に分けた場合、すべてがマイナスでなければならないが、収入のバランスが悪い場合は配賦基準もあり難しい。
- ・ 収支相償をクリアするために配賦額等を調整する必要が生じ、結果として決算書を一見しても法人の財務実態が分かりにくいものとなっている。
- ・ 収支相償については、理解出来るが実際のところ公社の経営について、難しい面がある。
- ・ 計画どおりの収入を確保をできる担保がない。
- ・ 事業量の変動があるため、特定費用準備金や特定資産積立金だけでなく、事業の円滑な運営のための内部留保なども必要と考えています。
- ・ 設備投資に多大な資金が必要な法人もあり、銀行から借入の場合、事業法人である以上黒字は必然のことと思う。毎年収支相償を意識しての財務上の法人運営は大変であり、少々疑問が残る。

2 モラルハザードを招来 (51件)

- ・ 税の免除を受けているので収支相償は当然と思うが、ほんのわずかな黒字でもダメとは如何なものか。事業を営む習性として赤字を出してはいけないと努力するものだと思うし、今では地方公共団体ですら同様と思う。
- ・ 無駄遣いが多くなる。
- ・ 偶々発生した1,000千円未満の黒字でも、黒字の解消を迫られる
- ・ 無駄な支出をしてしまう。
- ・ 現状維持が手いっぱい、事業の拡大等計画的な事業計画が立てられない。
- ・ 寄附に頼る財団は寄附を頂けるタイミングを逸する事がある。
- ・ 公益目的事業しか行わない場合は意味がなく、自由な活動を制限される恐れがある。
- ・ 経費削減努力に水を差す結果になる。
- ・ 法人の存続、経営強化のために収益事業に力を入れたいが、収支相償を期中も考えながら経営しなければならないのは大変だ。
- ・ 常に収支相償を考えて予算を執行しなければならないこと
- ・ 収支相償を意識するがあまり、本来の事業目的等を見失いやすくなるため。
- ・ 要件をクリアするために、無理やり事業を実行しなければならない。市の関係部署に説明しても、なかなか理解されない。
- ・ 収支相償が事業の目的のになってしまう
- ・ 収支相償の検討のため決算時に多くの時間を費やしている。
- ・ 基準のための事業活動となっていないか？と考える場面がある
- ・ 剰余金が生じた場合はプラスされていき、指導等が入るので剰余金を使い切るために無駄使いにつながるおそれがあるのでよくない
- ・ 収入の増減により、助成事業が左右される。

- ・ 収入を使い切るという考えに走り、経費削減が疎かになる。剰余金は限度額を設け、赤字の年度に使えるような制度を設けてもらいたい。
- ・ 公益事業しかしていない法人で、補助金をもらわない法人は、基準を満たすことは不可能であるため、収支相償にならない理由を、毎回資料をつけて提出する必要があり、手間がかかる。
- ・ たまたま収入が増えた場合でも無理に使わなければならない。どんどん財産が減っていく。
- ・ 長期的な経営の観点が失われる。・ 経費節減意欲が低下する恐れ。
- ・ 事業を推進する上で常に収支相償に気を遣い事業拡大に熱意を損ねる（士気が上がらない）
- ・ 収支相償が満たされない場合でも、無理やり新規事業計画をしたり、購入計画を立てるよりも、収支相償の限度額（率）のようなものを設定して、多少は剰余金として認められる制度になると良いと思う。また、収益事業の利益の50%を公益事業に振り替えることによっても収支相償は満たさなくなる可能性もある。公益法人は利益を上げてはいけないのでしょうか？利益を（無制限に）上げて、将来的な事業拡大等に備えることが難しい制度に思えます。
- ・ 意識するあまり、適正な財政運営を阻害する可能性があるのではないか。（他の公益財団の本音がしりたい）
- ・ 無理に収益を費消しようとする実態があることは問題
- ・ 肺腑によって単に帳簿上の辻褄合わせを行っているような感が拭えない。実際の収支が見えにくくなっている。
- ・ 体制の維持、増強、人材育成、事業の充実強化が図れない
- ・ 顧客から作業依頼があり、その作業を行うことによって得た収入（対価）をどうして、「収支＝ゼロ」にしなければならないのか。
- ・ 経営悪化時の財政調整基金や周年事業基金が認められないため、常に赤字を余技なくされ、運営資金の借入れが増える
- ・ 費用を抑えて次期繰り越しを多くして、新年度の補助金が入るまでのつなぎとしていたが、特定資産の用途までも制限されているためそれができないので財政が厳しい事業所は借入れをしてしながら運営をしなければならない。
- ・ 数字に囚われ事業活動が制限される
- ・ 公益目的を達成するために必要な備品を購入した場合、公益法人会計基準では、資産の取得と見做し購入価格を費用計上しないことになっている。その結果、高額な備品を購入すると、収支相償に抵触してしまう場合がある。
- ・ 収支相償になるような予算執行になり意味がない。
- ・ 収支相償を意識して事業を実施しないといけない。（実質的な事項よりも経費的なことが優先してしまう。）
- ・ 遊休財産保有制限で年間の事業費まで遊休財産の保有を認めていることと矛盾する場合があるから。

- 費用削減努力が逆の結果を招くことになる。
- 収支相償とするにはどこかで調整が必要で、そのこと自体が不自然と考える。
- 経済活動は、本来的に赤字を目指して行うものではない。正当な利益が生じても、これを再度公益事業に投入するのであれば可とするべきである。赤字を補填するために収益事業を行えといっても、収益事業で相応の収益を挙げられる業種だけではない。
- あまり大きな利益があるのは公益財団法人としてふさわしくないかもしれないが、赤字にする必要があるかは疑問。必要以上に経費を使うことにもなりかねず、赤字が続くことによって将来的な運営が困難になる恐れもあるのではないか。遊休財産のように、事業規模に応じた、黒字の上限を決めてはどうか。
- 事業経費を節約した事業年度で収支相償（第2段階）が黒になった経緯がある。
- 予算消化を是とする風土になること、及び会計処理上の整理が詰められていないこと
- 固定資産が減価償却等により正味財産が減少する中で、収支相償では、純資産は減少する。安定的な運営をするためには、次期繰越又は、積立資産を持たないと、ショートへの対応が困難となる。また、収支相償の指導によって、年度末に収益増を賞与等に支給し、帳尻を無理に合わせるような法人も出ている。公益事業の安定的な運営のためには、収支相償の弾力運用と積立資産の幅を持たせる必要は不可欠である。特定費用準備資金や資産取得資金等に積み立てることが可能であるとは、思うが複雑であり、相談できる会計士も少ない。
- 収益を全て年度内で消化するために、不要不急のこと・ものにも支出せざるを得ない場合がある。このことに意味があるとは思えない。未来における不確実性を考えるならば、収入超過の場合には、不測の事態への備えとしてある程度の内部留保を認め、支出超過の場合には、次年度以降に補填することも認めて欲しい。
- 公益法人として一定規模の事業を継続的に実施していく一方で、事業の原資を金融資産の運用収益に頼らざるを得ないような場合には、経済・金融情勢による収益の増減は避けられない。状況がよいときにはストックし、状況が芳しくないときには、場合によっては骨身を削りながら、事業を継続していくことが民間の事業体にとっては自然な姿であると考えられる。「収支相償」の考え方自体、市場経済のあり方から乖離してしまっていると思われるため。
- 収支相償の基本原則は納得できるが、事業を行っていく中では様々な事情によって達成できないこともある。達成できなかった場合の行政庁への理由づけや処分方法の説明が厳しい。達成できなかった場合でも、公益目的事業に使うことを厳格に定めて、使途が決まっても、積立などを認めていただきたい。決算月が近づき、達成できない見込みとなると不要物品の購入や無駄な事業を行わざるを得ない法人も多いと思う。
- 前年度の黒字は本年度に加算して解消するよう言われるが、赤字の場合は加味してくれない。収支相償が目的となり、本来の目的が疎かになりかねない。費用を増やそうとしても新規事業を実施するのに時間が掛かり過ぎる。
- 収支相償の基準が不明確。補助金等の毎年度ほぼ決まった収入額を基本としている公益法人と異なり、当法人は事業収入を収入の柱としていることから、年度ごとの収入額が

不安定となる。単年度ごとの収支相償を基本とすることは理論的にも不可能。剰余金の発生については、行政庁からの指導も厳しいことから「いかに収入を増やし、いかに費用を抑えるか」というごく当たり前の経営上の価値観からかい離し、剰余を出さないことが重要視されがち。事業、収入の拡大へのモチベーションを失うことにつながる。

- 実際の事業の運営においては年度により収支も波があり、役所のように計画通りにはいかないことが多々ある。予想以上に利益が出た場合は結局必要のない設備投資に使ってしまうなど、実際はムダも多いのではないかと思う。
- 事業の効率的運営や募金、経費節減等、必死の努力で成果を上げ黒字を達成した場合、そのことで公益法人として問題が生じる基準に矛盾を感じる。団体の安定的運営や存続を阻害するのではないか。
- 当財団は、保有資産の運用のみで全てを賄っているが、限られた収益を如何に有効に使うかに日々腐心している。その結果、決算の収支が+になると、内閣府から収支相償の原則により「不適切」とのご指摘を受ける。遊休財産の保有制限にも抵触するが、数字合わせのために無駄な支出をしたくない。公益事業を末永く継続したいとの思いから資産を目減りさせない努力をすることが評価を下げることになることに得心が行かない。
- 基本的には事業の黒字化は、各事業体の努力の結晶であるが、その努力に対するモチベーションが低下してしまうシステム（まじめな大半の財団においては、低金利時代において事業活動を通じた努力の結晶である黒字化へのモチベーションの低下を招いてしまう。公的資金での運営を少しでも脱却していくためには、黒字化→公的資金の低減といった流れが今後必要である。

3 単年度主義はおかしい（66件）

- 当法人はほぼ収入は一定だが事業費は年度により変わるので収支相償は難しい。
- 年度よっての収支差があり数年単位で判断したほうが良い。
- 収支相償基準が単年度評価主義のため弾力的な法人運営に支障が生ずる恐れがある。
- 収入と助成事業のバランスをとる必要がある。次期に繰越でもいいのでは。
- 収益の留保ができないため、事業の運営が景気などによる収益の増減に左右されやすい。
- 単年度ではなく、何か年か平均にしてもらいたい
- 利益が出た場合、原則翌年度にその利益分を損失等で解消することになっているが、2～3年の期間があればより効果的な支出が可能。
- 単年度の収支相償では法人の運営実態が正しく反映されないと感じるから
- 複数年次にての解消
- 赤字決算で正味財産が減少した際、次年度以降で補填ができない点
- 単年度ではなく一定の期間内での収支相償にすべき
- 毎年の変動が大きい
- 不安定な寄附金収入に頼っており、収支相償が将来にわたって見通せない状況。単年度でなく一定のスパンで判断すべき。

- ・ 自然環境を対象にした事業形態から見て毎年変化があり収支相償は非常にむずかしい。
- ・ 収支相償は5年程度の長いスパンでみてほしい。
- ・ 収支相償の基本概念は良いと思うが、単年度で見るのではなく、3～5年程度の長期で見るべきと思う。
- ・ 次年度の当初事業費として一定額の繰越は必要と思われる。
- ・ 2年ないし3年（原則単年度）の間での基準となるので、事業が制限されることがあるから。
- ・ 特に小規模の法人では、単年度だけで毎年収支相償を充足するのは難しい。周年事業などのために複数年での対応が必要となる。
- ・ 法人運営を計画的に行うために、短くとも5年程度の期間で相償を判断してほしい。
- ・ 事業に継続性があるため単年度での収支判断は不合理
- ・ 公益目的事業は中長期的な収支予測の下に安定的・継続的に運営されるべきであり、毎年度毎（最近、年数の緩和の動きがあると聞くが）の収支相償はなじまないと考える。
- ・ 医療や介護事業は、診療報酬改定等、国の政策により大きな影響を受ける。単年度で黒字を計上し特定準備資金等で積み立てをした場合、運転資金等、他の目的による使用ができない点
- ・ 翌年以降への繰越が不可のため
- ・ 公益事業の黒字分について翌年の赤字部分のみにしか適応できない。
- ・ 複数年的にはやむを得ないが、単年度については厳しさ感ずる。公益んん手を受けており、厳しく対応すべきは分かるが、運営における一定の幅が必要
- ・ 単年度での収支相償は実態に合わないと考える
- ・ 単年度毎の収支相償の決算は困難である。法人運営上、財政的に先細りとなる。
- ・ 法人税は欠損繰越が可能なのに、収支相償では赤字が繰り越せない。
- ・ 第1段階において、黒字のみを翌年度経常収益に加算することとしているため、累積赤字があっても、単年度の収支相償満たしていないと判断される。
- ・ 理論上は理解するが、単年度での収支相償は、実際の法人運営上は非現実的であり、剰余金の取り扱いなどに、さらなる弾力的な対応が必要と思われる。
- ・ 公益法人として、過大な黒字を計上することは適当ではないというのは理解できる。しかし、単年度で少しでも黒字になれば理由を求められ、解消できなければ「特定費用準備資金積立等」の手続きをしなければならないというのは、小規模の公益法人にとって事務負担が大きい。
- ・ 財政面で単年度の収支には大きく変動することがあり、ある程度の繰越金を持って、流動的に運用したい。
- ・ 単年度での収支相償については妥当と思わない。現在の基準では、黒字は複数年度で解消できるが、赤字は繰り越せない。寄付金の多募によって赤字・黒字が分かれる法人の場合は、たとえ単年度で黒字であっても、翌年の寄付金の予測は立ちにくいので、事業拡大や資産取得に積極的に動きにくい面がある。複数年度での収支相償を臨みます。
- ・ 多年度にわたる事業の場合、繰り越す必要が生じる。また、収益事業の利益は次年度に

課税されるため、全体としてマイナスになる場合が生じるため。

- ・ 事業年度によっては良い時と悪いときがあるので複数年度で収支相償としないと、正味財産がいつれ枯渇する
- ・ 小規模団体は節約して次年度または事業へ予算をもっていくことができない。
- ・ 指定管理や委託事業において収支相償を達成するのは単年度では困難な場合があるように思う。
- ・ 長期的には収支相償が妥当だが、1, 2年で判断するのは疑問。
- ・ 黒字は翌年度解消しなくてはならないが、赤字は年度繰越できない。
- ・ 過去の赤字分を認めてくれない
- ・ 大規模法人と子規模法人を同列に扱っている。運営資金繰りのため、子規模法人は費用の1年基準を引き上げ、3年分くらいに引き上げてほしい。
- ・ 事業収益を消化し、収支相償を満たすことは、人員の関係もあり単年度では困難なので、収支相償については3年程度のスパンで判定したほうが良いのではないか？
- ・ 事業規模が毎年変わるため、単年または2-3年で収支相償を求められると実際の運営はかなり困難。
- ・ 公益法人には、事業の適切に実施するための財政基盤が求められる。しかし、公益目的事業で黒字が生じると収支相償で公益目的取得財産残高が発生しているからと来年の使用計画の作成を指導される。私どものような規模の小さい法人では年度末に立替金等で赤字が生じるように常に注意していないといけない。資金運用に余裕ができる一定の財産規模に達するまでは収支相償の枠をゆるめるとかしてほしい。
- ・ 毎年度の経営状況に対応しがたい。通常、サービスの料金は単年度の収益状況で変動するものでないので、中長期的な基準であるべき。
- ・ 翌年度の費消について、厳しい面がある。
- ・ 単年度の収支増減に余裕がないこと
- ・ 単年度の判定では中長期的運営に支障をきたす
- ・ 単年でするべきではない。事業収入の無い助成財団は優遇すべき。
- ・ 事業経営には一般的に収支の波があり、単年度収支を重視する収支相償の原則は公益目的事業の持続的・安定的な運営の妨げになるから。
- ・ 単年度主義となり事業の継続的展開の視点が弱い。
- ・ 公益目的事業の実施に際して、会費、補助金の収入が少額のため、委託事業の収入に頼るところが大であり、その委託事業の収入は事業の完了時に入金される（事業の完了時期はほとんどが年度末である。）ことから、事業着手から完了までの間における委託事業の経費の確保に支障が生じており、銀行からの短期借入を行って事業を成就している状況である。かかることから、委託事業の収入からの一部を翌年度に向けた公益目的事業の費用準備資金としての確保ができるよう基準の緩和が望まれます。
- ・ 前年度黒字分を当年度に上乗せすること事業収支は単年度で見るのではなく、中期的に見るべきと思います
- ・ 収支相償は、中・長期的な見通しのもとで判断することが適当である。

- 法人を健全に運営するうえで、前年度決算において収支がプラスとなった場合、次年度以降の財源とはならず、使用目的を決められてしまうこと。
- 現行の制度では収支相償が単年度の収支で判断され、財政安定化資金の創設も認められていないため、継続的な組織運営の見通しを立てるうえで支障がある。
- 年度により収入に増減が発生するケースも想定されるため、単年度の収支相償に固執するよりも、継続的かつ安定した事業運営に重点を置くべきと考える。
- 財産運用収入の変動により、年度の事業費が大きく左右されることがあるため、単年度で判定するのではなく、数年間の実績により判定すべき。
- 公益財団の事業を長期的に拡充していくには、単年度での収支相償は大きな障害。事業拡大を安心して図れない。
- 年度内の収支相償は妥当とは思わない。収益事業を行っていない法人には不適切と思われる。
- 単年度で判断される状態では、その対応が煩雑となり、法人の健全な発展を阻害する。また、収支の差引をゼロかマイナスにするということは、公益目的事業の持続的・安定的な運営に支障を来す。
- 公益法人の収入の多くは寄附金であり、それ故、正確な収入予測は不可能である。しかし、支出を伴う事業計画は、年単位で行う必要があり、その状況下で収支相償を求めることは、収入計画を上回った場合、資金の無駄遣いにつながる可能性があるなど、制度的に無理がある。
- 原則、単年度収支で機械的に判断され、震災直後で異例の収支不均衡の状況下にある当団体にとり、一過性の剰余金の対応に苦慮している。特殊事情を考慮するなど融通を利かせて欲しい。
- 株式配当金等による収入増から生じる剰余金を長期安定的な事業運営の観点で短期間に解消することは無理がある。(特定費用準備資産の規程では対応が難しい。)
- 資金運用収入を主たる収入源としている公益財団法人にとって、資金運用環境はリーマンショックで経験したように不安定であり、毎年安定した運用収入を得ることは困難である。運用環境の良い年度の多い収入は全てを費消しないで内部留保し、運用環境が悪くなった年度にそれを取り崩して、毎年度安定した公益事業を行うべきである。単年度の収入の全額を単年度に費用として費消しなければならないという収支相償の原則は、公企業の単年度完結の考えであり、民間法人の運営実態を無視した原則である。

4 財務体質を脆弱にする（118件）

- 考え方は理解できますが、運営基準の重要な柱として位置付けるのは、事業活動を制約するものであり、赤字が続けば、事業の活動は縮小せざるを得なくなるという経済観念が欠けている言わざるを得ません。剰余金が発生すれば、それを公益事業に投下するのは、当然のことであり、あえて制約を設ける必要はないと思っています。また、銀行借入れの際、二期連続の赤字は要注意先として分類されてしまうので、不具合が生じる懸

念があります。したがって収支相償の概念は、運営の留意事項程度の位置づけが妥当だと考えます。

- ・ 公益法人といえども収益のあがる年もあり、またある程度のたくわえがないと実際運営は苦しくなる。基準を設けないといけないのはわかりますが、もう少し他の方法があってもよいように思います。
- ・ 補助金収入のない組織では収入が確定しないため予算を低めに見込まざるを得ない。それに見合う支出で予算を計上しているため、収入が従来並み以上に上がったとって支出を無理に増やすわけにはいかないこと、運営資金の蓄えがないと、次年度以降収入不足に陥った場合、組織を維持できないこと。
- ・ 公益目的事業しか実施していないので、赤字決算を求められる。
- ・ 法人会計は本質的に赤字が通常である。公益事業で赤字なら、いずれ運営が不可能になる。馬鹿げた基準である。
- ・ 財政基盤を強化できない
- ・ 赤字が続いた場合⇒解散
- ・ 本会は、収益事業収入が小さくこのままでは会は縮小となっていく。
- ・ 運営費が少なく事業収入が増えない中、収支相償では組織として衰退するのみ。
- ・ 収支相償では、将来的に安定した団体運営は困難である。
- ・ 運転資金が必要である
- ・ 過去の赤字を補完できないから将来の事業運営の不安 事業継続の不安
- ・ 赤字決算を続けていけば、法人は消滅する。
- ・ 収益を出して行かないと運転資金が枯渇する。
- ・ いくら経費節減に努めてもセンターの安定的な財源が確保できない。
- ・ 今後の財政基盤に不安が残るため
- ・ 少しでいいので、運営のゆとりがほしい
- ・ 矛盾している。このままでは存続が難しくなる法人が出てくるのではないか。
- ・ 収入が基本財産運用益及び寄附金で賄っており、意味がないと思う。
- ・ 基準どおり運用していくといずれ法人の財産が枯渇してしまう。
- ・ 財政運営が厳しくなるので、一定の基準で収益を認めて欲しい
- ・ 株式の配当収入で運営しているため、収入が一定ではないため期中での変更が無理がある。
- ・ 新設法人であるため、余裕資金がありません。毎年の余剰資金を積立したいのですが、収支相償の縛りがあるため調整が必要です。もう少し柔軟な対応ができればよいと思います。
- ・ 流動資産の減少が止まらない。
- ・ 再投資が必要だから
- ・ 今後の運転資金として将来的に不足する事が考えられる。
- ・ 財産運用益だけでは将来的に事業規模が縮小せざるを得なくなる。現在20代の職員が定年退職するまで職場を確保できる長期的な展望を描きにくい。

- ・常に基準をクリアすると、健全な財政状態を維持することが困難となるため。
- ・保有する株式の配当金が主な収入のため配当金の減少に備えて安定的・継続的に事業を運営するための資金が保有できない。
- ・長期的展望に立った財団運営に破綻をきたす。
- ・いずれその法人が経済的に破綻するのではないか。
- ・ある程度の余裕資金が無いと法人の安定性が得られないと思う。
- ・収支相償を絶対要件とすると、正味財産を増やすことが出来ない。それ故、一旦赤字を出してしまうと再び元の正味財産額に戻すことが困難となり、団体の財政基盤を弱めてしまう為。
- ・指定管理事業が全体の99%を占めている弊社に収支相償を図るとするのは倒産するも同様。
- ・事業運営に必要な費用を留保できないため、年度当初に多額の運営資金を借り入れする必要はある。
- ・1ヶ月分の配分金を支払いできる額の財政運営資金積立資産を保有できないと、毎月の運転資金に苦慮する。
- ・公益目的事業のみ行っている法人は、毎年財産が減り、その成長力は衰退する。さらには、その存続さえも危ういものとなる可能性がある。
- ・収支0か赤字が条件となっているため、やがて法人の存続が不可能となる。特に、低金利下で、運用収入だけで事業を行っている法人は大変である。
- ・事業安定化のための資金確保が困難
- ・収益事業を行わない法人はいずれ衰退してしまう。
- ・補助金や寄付金等を受けない法人は将来的に健全経営が困難になる
- ・僅かでも収益が上回らないと法人としての存続が不安定になる。
- ・収支相償を守っていても、いつか法人が破たんするから。
- ・団体の財政基盤を強固にする必要がある。
- ・収益を上げなければ法人の長期的存続が困難になるが、税優遇のために2カ年で解消せよという縛りが厳しい。
- ・毎年度赤字の状態を続けることに対する懸念
- ・ある程度の資金的な余裕がないと、赤字決算を行った際に解散せざるを得ない
- ・公益法人であっても繰越分がないと将来の運営に支障が出て来ると思われる。
- ・比率が高く、事業主体の維持が困難なため
- ・赤字も想定した法人運営の将来に不安を感じる事。
- ・プラスマイナスゼロにするのが難しく、赤字決算になってしまう。
- ・基本的に赤字を目指すようなものであり、将来的に財政面で不安がある
- ・収入と支出の残高をゼロ円以下としなければならないのでは、いずれ破綻する。
- ・経営努力が報われない、また、長期的に見て財政基盤が脆弱化するため。
- ・公益目的事業のみを行う法人の法人会計分の資産は、減ることはあっても増えることはない。

- ・ 公益目的事業が赤字でなければならぬことは、今後の運営に支障をきたす。
- ・ 強固な財務基盤を形成し、法人が永続していくため
- ・ 運用資金が少しずつ目減りしていくため。
- ・ 必要以上の利益達成には、反対ですが、法人の規模維持にはある程度の利益は必要である。
- ・ 年度によって黒字赤字があるが、黒字の場合には無理に解消する必要があり、赤字の場合への準備ができない。
- ・ 公益目的事業しかない法人は運営が逼迫していく。
- ・ 小規模団体においては、ぎりぎりの運営をしておりいかにして剰余金を確保し、緊急時などの対応に備えることも必要。
- ・ 基本財産の運用益や補助金も減っている中、少額でも収益がないと今後の運営に影響を与えると考えるため
- ・ 公益法人であるので、公益目的事業で収支相償を求めるのは理解できるが、公益目的事業費率もあることから、収益事業の利益を投入してまで、収支相償を図ることは再考してもらいたい。公益法人だからマイナスでなければならないとすると、法人運営は成り立たず、ゆくゆくは潰れてしまいます。
- ・ 不安定な財政基盤とならざるを得ない
- ・ まだまだ経済情勢が不安定なため、資金運営が難しい
- ・ 財政基盤が比較的小さい法人のため、資金繰りが大変である。
- ・ 財政運営資金に積立できないと法人の存続に苦慮するから
- ・ 法人の運営していく中で、収支相償の基準はいずれ倒産の事態を招くこととなる、
- ・ いつかは財源不足に陥る可能性がある
- ・ 収益が出たときの指導は、公益社団法人ということから理解はできるが、損益が出たときに対する対応ができにくいと思われる。特定目的の積立はできても、行政でいう財政調整基金的な積立が認められていないため、運営が不安定である。
- ・ マイナス決算になると財産が将来的になくなる。
- ・ 赤字になると一般正味財産が減少し次年度に剰余金が出ても補填できないため、将来運営が行き詰まる可能性が大である。
- ・ 健全な経営とは言えない。
- ・ 収入に不確定要素があり、期中、収支のバランスをとる難しさがある。
- ・ 公益目的事業のみ行なっているが、利益が残っても未来に対しての計画のみ認められており、過年度の欠損を補填できず、その積み重ねで最終的には確実に運営できなくなり、解散せざるを得なくなる。
- ・ 配分金を支払うために2～3カ月程度の余裕資金は必要
- ・ 正味財産はいつか枯渇する
- ・ 赤字が続くようだと、法人の運営に支障をきたすので、妥当とは思わない。現在では、資産取得資金等で黒字対応が可能だが、黒字でも問題ないと考える。問題は黒字の限度をどうするかと思う。一律に赤字では、法人の運営が不透明である。

- 赤字決算の場合保有財産が減少していくため
- 継続的な寄付がない限り縮小していくことになる。
- 将来への不安。(収支不安定、かつ行政委託型ではないので。)
- 収支相償を継続しつつ財務の安定を維持することに矛盾が生じる
- 収支相償或いはマイナス決算を続けていくと財団として安定した経営が成り立たなくなる恐れがあるため。
- 収益事業が無い法人は、法人運営が困難、ジリ貧になる恐れがある。
- 収支相償の仔細な制限が経営を危うくしている。
- 中長期的にみれば法人運営が困難になることが予想されること。
- 行政の指導でマイナスにしなければならず、このままマイナスが続くと運営ができなくなる
- 補助金や事業収入が減少していく中、将来に向けて少しでも資産を保全したいが、収支相償により困難である。
- 赤字決算がよいといわれるが、毎年赤字では資金が枯渇し倒産してしまう。一定の運営資金の確保は必要である。行政の補助においても、毎年赤字の団体への理解を得るのは困難。
- 公益認定時に、法人の事業規模に応じた財務基盤が確立されていない団体は、いつまでも改善できない。
- 補助金収入・会費収入・事務費収入のみで元々営利目的としない団体として運営してきた中で収支相償を適用すると経営が厳しくなる恐れがある。
- 収支が増になった時財産として残し、職員退職金に充てたい為収支減が続いたときの対処を如何するのか
- 法人の運営には一定の財源は必要。
- 財政基盤安定のための積み立てができない。
- マイナスでは運営管理費が無くなってしまい、運営ができなくあるが、限りなくゼロにするのは難しい。
- 公益目的事業でゼロかマイナスを継続すれば、正味財産は減る一方で先が不安である。
- 収支相償において赤字が蓄積していくと財政基盤が不安定
- 公益目的事業のみを実施し、かつ、管理費の財源の無い法人では、最終的には事業が立ち行かなくなる
- 法人の体力が確実に劣化し、いずれ事業の継続性に問題が生じる恐れがある。
- ある程度の黒字が認められなければ正味財産を食いつぶすばかりでいずれ破たんする。
- マイナスの場合、いずれは補填が必要となるため。
- 寄付を得にくい法人にとっては、法人運営の先細りが避けられなくなるため。
- 当法人は、毎年の事業量が流動的であるため、もともと運用資金（賞味財産）が少ないため、将来が不安である。
- 公益事業会計の必然的な赤字の累積に対して、健全運営を維持していくため、どのように補填財源を確保していくかが大きな課題といえます。

- ・ 経済状況の変動により、財団の事業の原資である基本財産の運用益が影響を受け、結果として、収支相償、遊休財産の保有制限を超え、対策を講じることが求められる。
- ・ 事業継続性要件と相いれない。官庁・自治体主導型で作った法人にとっては税金が財産や事業収入として投下されているため妥当（投下された税金の回収という意味で）かもしれないが、純粋に民間団体として設立された法人にとっては必死に取り組んだ経費節減策が結果的に仇となったり、将来的な減収に備えたストックに回せないなど、財団の財源は目減りする一方となるため。
- ・ 公益法人もゴーイングコンサーンの法人であり、長期にわたって財団の維持・運営を図ることが困難になる
- ・ 財政基盤の弱い法人においては、収支相償の原則に従っていくことは安定的な運営確保は難しいと考える。
- ・ そもそも、「公益目的事業の収入が支出をを越えないこと」という定義は、長期的に見れば財団が存在できなくなる。
- ・ 法人として存続するため、特定費用準備資金とすることなく、ある程度の剰余金は必要ではなかろうか？
- ・ 法人運営のための経費を捻出することができないため。事実上寄付金で賄うか、収益事業に力を入れるかのどちらかしかない。
- ・ 損益が0円以下では、長期的な運営が不可能である。移行認定申請時に、行政庁より予算書(赤字予算)どおりの場合、今後〇年で債務超過に陥るが大丈夫かと確認があった。
- ・ 公益目的事業が黒字になった場合は翌年度以降でその黒字額を合わせて収支相償を満たさなければならないが、赤字額は翌年度以降の計算に反映されることがない。当協会のように毎年の経常増減額に大きく差がでる事業内容の法人にとっては運営が右肩下がりとなる可能性がある。
- ・ 公益事業で生じた黒字部分は、当該公益事業で翌年中に解消するように指導され、法人経費である事務改善費用等（当然人件費は含まない）の赤字補填に使用できない。
- ・ 公益法人であっても世間の経済状況やトレンドに左右されるので、年ごとに収支相償していけば、極端な不景気や大災害、疫病の発生などがあれば、その年度で破綻する。
- ・ 国債、定期預金などの低金利下で公益事業を持続していくためには、配当の変動など多少リスクがあっても高配当の金融商品などで運用資金を得ねばならない状況である。公益事業の安定運営のためにリスクマネジメントとして、一時的な配当収入低下のためのある程度の内部留保を蓄えたいが、収支相償のために困難な状況であり、財団としてはじり貧になってしまう可能性がある。
- ・ 基本財産や一般正味財産の保有が殆んど無い中、県立施設の指定管理受託と埋蔵文化財発掘調査事業の受託による公益事業のみを行っているが、将来の収支変動に備えるための財政備蓄が出来ないため、財団運営に不安がある。

5 その他（126件）

- 理想論であり、赤字になって喜ぶ組織はないはず。
- 単一の公益事業しか行っていない協会にとっては、公益事業が赤字をベースとして運営しないと行けないと考えることが極めて不自然と感じる。
- 組織の安定的、かつ活力ある運営のために最小限の収益を出すことは必要と思います。
- 収支相償でなくても公益事業は可能
- 諸事情により経常収益が変動するため、その都度、少額でも、その用途を具体的に約束しなければならぬのは不合理
- 若干の黒字でも該当してしまうので厳しい条件と思う。
- 収支相償と公益性は関係がない
- 有り得ない制度だと思う。赤字続きではいずれつぶれる。
- 収支相償は、補助金行政の考え方であり、経営の観点からはナンセンスと考える。
- そこまで徹底する必要性に疑問を感じる
- 法の趣旨を逸脱した指導がなされているため
- 収入がプラスでも理由が納得できるものであればかまわないだろう。
- 公益法人であっても適正なストックを保有し将来に発展の可能性を持つことでモチベーションの向上になる。新たな公益事業の開拓原資の確保が必要。
- 公益目的の観点から見て合理性がない。
- 資産運用益のみで事業を行っている公益財団については、収支相償の規定を撤廃してほしい。
- 資産取得資金および特定費用準備資金を急遽設定するにしても手続きが煩雑すぎる。また行政庁の審査に時間がかかりすぎる。
- 運用収益が大幅に増加した場合の対応が難しい。
- 安定的な事業運営のためには、黒字経営が基本であるべき。
- 一般の会計処理になじまない。世間の人は理解できない。(聞いたことがない)
- 短期的な剰余金の計画的な用途の認可が柔軟ではない。
- 事業の継続性を考えると、多少の黒字は認めても良いのではないか。
- 事業が赤字というのは公益団体として適切ではないと思う。
- 法人としての基本概念から逸脱している。公益かどうかは、事業内容で判断すべき
- 収益事業を実施していない法人にとっては、収支相償は厳しいものとなっている。
- 想定外の収入があった場合の対処が難しい。
- 目標としては良いが、総額の5%位の許容範囲の設定が望まれる。
- 赤字造成は、経営失格である。
- 経営努力が報われない
- 悪意のある団体に対してのみ必要な基準であり、善意・誠意に基く法人にとっては、不要かつ迷惑なものである。
- 財団の資金は全て自前の収入と事業は全て公益目的事業に対して一律に収支相償はおかしい。
- 寄付については、毎年決まった金額を寄附されるわけではない

- ・ 制度が複雑で運営しにくいいため、一般的にわかりやすい制度にするべきである
- ・ 年度によって不可抗力による収支の変動があり、もう少し柔軟な方法が考えられないか。
- ・ 建前的には良いが、現実的ではない。
- ・ 2段階の判定は必要無い
- ・ 每期収支をマイナスにしないといけないこと
- ・ 指定管理者として施設を管理運営するために収支相償は公益法人の基準として妥当ではない。
- ・ あまりにも制約がありすぎて、将来が不安。
- ・ 実際には不可能
- ・ 収支相償を永久に満たすことは不可能
- ・ 形式的な基準であり、目的に合致していない
- ・ 決算時、事業収入等が費用額を上回った場合、公益目的事業において余剰金が発生し、その予測及び解消が難しいため
- ・ 予算を立てておいても人事異動により人件費の金額に大きな差があるため収支相償とまらない場合がある。
- ・ 収支相償の概念が分かりづらい。法人としてはマイナス経営はできない。(どの程度のプラスまでならOKか)
- ・ 収入が費用を上回るのが普通で、費用が収入を上回れば赤字になる。一般論としてこれはおかしいですね。
- ・ 公益法人は、利益獲得を目的としていないことから設けられた基準と推察するが、1円でも利益が出れば、剰余金の扱いの計画を書かせるというのは極端である。
- ・ 赤字の補填ができないのは妥当性に欠ける。
- ・ 事業内容で公益性が高いか否かで判断すべきで、収支を判断材料にすべきではない。
- ・ 基本的には、妥当と思いますが基準を緩和してほしい。
- ・ 資金不足等に陥った時に行政からの支援には限界があり、いざという時の蓄え(基金等)ができないこととなっており、収支相償の考え方は柔軟性に欠けるところ
- ・ 一定の収支プラスは必要。
- ・ その趣旨には同意するが、収益、法人会計を含む総合的な調整がなされていないように感じている。
- ・ 全ての公益法人に適用する必要はないのではないか。公的な補助金の需給等のない公益法人は除外すべきである。
- ・ 非現実的
- ・ 財団とはいえ、将来も継続的に事業を続けてゆくためには、企業と同様、ある程度の黒字を累積することが認められてよいと考えること。
- ・ 法人の永続的存続を否定している
- ・ 0または赤字では、法人の存続に支障をきたす。剰余金が出た場合の処理方法はあるが、この方法もベターでない。
- ・ 公益事業であれ、黒字こそが健全な運営と考えるから。

- ・ 但し、FAQにより、支障はある程度解決されたと思われる。
- ・ 実務的でない。非常しい。
- ・ 理想論は、わかりますが実際問題としては、成り立っていない基準と思います。
- ・ 収支差額がプラスになる場合もあって当然
- ・ 事業を永続化（ゴーイングコンサーン）には財政面の健全（黒字）化が前提となる。助成金・税金を全く受けていない民の財団まで法律で縛るのは納得できない。
- ・ そもそも保有財産を漸減させることを制度で一律に定めるのはおかしい
- ・ ある程度の変動は認められるべき
- ・ 考え方は妥当であるが、実際の運営では難しいところがある。将来の設備投資への資金留保の自由度が小さい。
- ・ 監督官庁の検査指導の下、名実ともに公益財団法人であるなら、財団法人自身の管理に任せて良いと思う。そうしないと事業拡大（奨学金貸与枠）などの機会は生まれない。
- ・ 赤字が続くと解散となり、黒字が多いと詳細な説明が求められる点
- ・ 色々な理由で内部留保が必要とされるけすがわり、一概に収支相償を基準として強制的に課すことに疑問がある。指導くらいでよいのではないか。
- ・ 本組織は該当していないが、収益事業部分の合算で評価することに違和感がある（企業努力・安定性・継続性等で疑問）
- ・ 単に一律の決め事だけでなく、規模の大小、公益・収益の事業の内容等を踏まえた判断、運用を加えていただきたい。
- ・ 収支プラスでも良いと思う
- ・ 事業を行う上で、収支相償にはなり得ないし、どんな事業でも黒字に向けて精進する。
- ・ 公益事業全体での収支相償を基準としてほしい
- ・ 収支残が発生することが意図的なものでなくても、それに対して理由や翌年度の対応を記載しなければならないことが理解できない。中期的に一定割合以下の収支残であればよしとすべきではないか。
- ・ 小規模団体では財政事情及び事務局体制などから苦慮しているように感じている。大規模法人では妥当な基準だと思う。
- ・ 資金繰りが難しい。剰余金について限度額を設ける、また運営資金に繰り入れ出来るよう改正願いたい。
- ・ 0決算は、理解できない。
- ・ 公演・展覧会事業の収益を詳細に把握することが困難であるため、弾力的な運用が認められるとよい（例えば、事業費の10%までは可など）。
- ・ 収支相償により、不安定な財政基盤の上で不安を感じながら運営を行わなければならない、見直しを検討してもらいたい。
- ・ 多少の増減があることが普通である
- ・ 収益がプラスとなった場合の事業費の制限が厳しい。
- ・ 収入を会費、上部団体からの助成金で賄っており、公的な補助金を受けていない団体まで基準を適用することはおかしいと考える。公益事業の会計区分において正味財産が減

少するのみである。

- 目に余る剰余金は除外だが、法人として資金繰りに困らない程度の剰余金は、自らの努力で得ていくべき。
- 赤字になったとき予算の数%位の黒字を認めるべき。
- 安定した事業運営を行うには、ある程度自前財源として、内部留保ができるような仕組みが必要だと思う。収支相償を財務三基準として存続させるようなならば、特定費用準備資金として、財政安定化資金の設置を認める等の緩和措置が導入すべきと考える。
- 公益目的であっても費用負担を軽くするために収益確保に努めるのは必要なことで、そこに制限があることは事業を難しくしている。
- プラス決算の翌年は公益目的事業で費消しなければならないこと。
- 公益事業が比率が50%以上でかつ赤字決算にしなければならないこと。
- 公益事業100%の法人では、安定的な法人経営を図るため、ある程度の収益は認めて欲しいため。
- 法人運営において、内部留保は将来の事業展開に必要。内部留保の貯めすぎについては、定期提出書類や当局の検査等でチェックすべき事柄である。
- 一定の許容範囲は認めるべき。
- 基本財産が一方的に目減りしてしまう。事業費に対して一定率まではプラスでも良いとすべき。規模の小さい財団は極めて不自由。
- 一律にプラスとなれば問題というのではなく、プラスとなった金額の多寡によるべき。
- 公益事業の受益者を拡大することが収支相償規定の存在理由であるならば、基本財産の運用益や受取寄附金は、収支相償の計算をする場合の収入から除外すべきである。
- 公益法人の将来にわたる健全な維持発展のためには、一定の内部留保を認めるべきであると思われる。
- 正味財産期末残高が遊休財産の保有制限額以内であれば、決算剰余金があっても不都合はないと考えます。
- ゼロまたは赤字は厳しすぎる。どんな事業でも資金なしでは動けない。確かに大幅な利益は妥当ではないと思うが、もう少し利益を認めるべきだと思う。
- 収入がその実施に要する適正な費用を超えてはならないという収支相償の会計基準について、公益社団法人が事業をする上で、その経理方式が適当であるか疑問を感じています。
- 事業の性質上未収金が多いため、年度当初の資金繰りに苦労している。剰余金の使途として、財政安定化資金のような積立を認めてほしい。
- 事業を維持継続するために必要な貯蓄を抑制しなければならないという考え方が、妥当ではない。
- 助成事業のみを行う財団にとって無意味。金融資産の運用益が収益の中心であるため事業の永続性の点から剰余金は一定程度積立が必要
- 中長期計画遂行や突発的な外乱（為替変動など）に対応するためにはもう少し柔軟性が欲しい。

- ・ 申請時、受取寄附金を別表C(2)控除対象財産において、「1.公益目的財産」としたため、「6.交付者の定めた用途に当てるために保有している財産」への変更が認められない。
- ・ 公益法人サイドからは、実際の法人運営も踏まえて収支相償基準修正に対する要望、意見は十分に発信されていると思うが、行政サイドの反応、受け止め方が鈍く、公益事業の将来が思いやられる。
- ・ 収支相償が公益事業別
- ・ 当財団の場合は収支相償の問題は原則的に発生しない。内閣府への報告の際に細かい計算を行うが、未だに数値の意味が十分理解できない。
- ・ ガイドラインはともかくとして、公益目的事業は赤字又は収支トントンでなければならないようなルールを決めること自体おかしい。税金の問題はあるにせよ剰余金を一定額積み立てできるような制度が必要。当法人は収支相償をクリアしている。
- ・ リードタイムの長い事業を行う場合、適切ではない。また認定を会計基準にリンクするならば会計基準をきめ細かく設定するかあるいは認定を会計基準と別途設定すべきであろうかと思えます。
- ・ 公益法人の安定的・長期的事業の継続・発展を阻害するもの。
- ・ 基本的には公益事業で儲けを出さない思想は妥当と考えるが。しかし、公益事業会計の合計で収支相償が成立していれば問題なしとしながらも、個別に収支相償がとれていないと理由を求められる事に対して疑問を感じる。
- ・ 補助金や助成金による収入を過度に留保することは避けるべきであるが、収益事業部分に関して利益の上限が定められる理由が不明であるため。
- ・ 公益法人の財源の主なものは補助金、委託料であり、年々削減されているのが実情である。そのような中、安定した運営や新たな事業を展開していくためには、ある程度の収益も認めていかないと公益法人としての役目を果たせなく恐れがある。
- ・ 配当収入が財源の財団は数多くあるが、配当収入の増減で支出を決めていかざるを得ない収支相償は妥当ではない。
- ・ 年度により事業収入が大きく変動する小規模な公益財団法人の場合、収支相償は困難
- ・ 27年3月26日の公益認定委員会最終報告書に対する意見に記載された「収支相償の剰余金解消の1年延長」の考え方においても、原則の「翌事業年度で解消」することには変わりがない。収支相償制度の厳格な運用は、法人の存立維持と公益目的事業の健全な運営に支障が生じる要因となる。例えば、公益目的事業の経常支出の1%以内の収支差（剰余金）は収支相償とみなす取り扱いはできないか。その上で、それを超える金額については、翌事業年度に活用（費消）することとし、費消できない場合は、当該立地市町村に寄付することとするなどのペナルティを設けてはどうか。
- ・ 当協会の収入はほとんどが基本財産の利息収入であり、公益目的会計の収入についても同様であり、収入のもととなる公益目的事業会計の有価証券をあえて低くなるよう法人会計と配分しているだけであり、無意味である。また、両会計にそれぞれ分けるのも意味があるとは思えない。会計が一つでも良いのではないか。
- ・ 原則論としては結構であり維持すべきと思うが、事業収入や収益事業からの繰入れによ

- り公益目的事業に係る経費を賄う場合には、困難な部分もあると思う。
- 収支相償の意義を正しく理解していない（赤字でなければいけないと簡便に理解している）点が問題である。正しくは、「収入が適正な費用を超えてはいけない」であり、つまり適正な費用をかけて公益目的事業を行っているかという点を問うのが立法の精神である。この適正な費用の評価指標として収入を使うという点が稚拙である。費用が適切であるかどうかを正しく維持されれば、その適切な費用（つまり提供価値）に対し、いくらに対価（収入）を受けるかは法人の事業努力であり、収入で相償うことを求められるのは心外である。収支相償が事業存続に影響する云々は、巷で議論されている通りであるが、そもそも「適切な費用」の評価指標に収入を用いることが妥当ではないと考える。
 - 内閣府担当者から次のような指導があった。①法人は、収支相償上は毎年度利益を出さないようにすべき。②年金資産の運用益の増加という法人が使用できない公益事業に直接関係のない事柄による利益であっても内閣府としては収支相償の上の剰余金として機械的に判断せざるを得ない。③特定費用準備資金の用途については、事業の拡大拡充に限ると指導され、具体的にはコンピューターシステムについて改良部分しか支出してはならない、事業拡大のための事業所の新設は可能、資産の取得は認められないと当協会にとっては意味のない無駄な指導をされた。これらの事は、法人組織の縮小を招くので妥当とは思えない。当法人の場合、家畜の頭数が毎年変動するので、これに伴い収入も毎年変動し、黒字の時も赤字の時も生ずる。このため、公益法人として事業を安定的に推進することができなくなってしまうことから事業を安定的に推進するための例えば「経営安定準備金」のようなものを認めて頂きたい。
 - 法人の個別理由により説明が果たせれば基準があるとは言い難く、整理して指針を示すべき
 - 公益なら常に費用 \geq 収益となるはずだ、またそうでなければ公益であるはずがないというそもそもの理屈自体が安直であり、いかにも経営センスに乏しいお役所的。毎年費用 $>$ 収益でも役所は潰れないが民間は潰れるのである。年々上がる人件費に先細る事業費、何年か繰り返していよいよ立ちゆかなくなったら資産を他の団体に寄附して解散。こんなものが役所の考える公益性なのか。
 - 質問3-1（・収支相償特別表A（1）の7欄に前年度の剰余金を加算することについて経常できる第1段階での剰余金の発生は、問題であると認識できる。しかし、第2段階の特に「収益事業から生じた利益の繰入額」については、外的要因等で各年度の収益事業の状況に大きく左右させることから、予想が付けにくい現状がある。勿論、第2段階での剰余金も解消しなければならないが、上記の様な第2段階での剰余金発生判断に、公益法人移行時の公益事業の一般正味財産を基に、その後の増減累計額で判断する項目を設けて頂きたい。）で回答済
 - ①過年度の赤字の補てんが認められない点。進行基準による決算をする場合、事業の期ずれによる損失が発生するが、収支相償により、結果損失のまま残ることになる。そもそも単年度の考え方が強い制度と思われ、損益計算に合わない。②運転資金の確保がで

きず、大きな案件を受けられないばかりか、未収金が大きいと翌年度資金ショートしかねない。③正直に剰余金を出す方がその後の手続きが困難な制度であるため、無償の寄附が含まれているにも関わらず不適切な使い道につながりかねない。例えば、数百万であれば臨時賞与で払ってしまうということも一瞬考えてしまう。正直にやればやるほど苦しくなる。せめて遊休財産の保有制限の額まではストックを認めるべき。

- 指定正味財産の特定費用準備金の取崩の重複収入扱い(都と相談し修正申請)・マイナス分の翌年繰り越し不可
- (1) 現行の規定に対する意見前期の剰余金の額は、当該事業年度に加算することとなっているが、前期がマイナスの場合は減額できるようになっていない。当法人の公益目的事業収益の主なものは、寄附金及びアイバンクへの献眼時のあっせん手数料で、年度ごとの差が大きい。移行後3年間マイナスが続いているが、今後仮に単年度で剰余金が出たとしても、翌年以降に再びマイナスとなる可能性も高い。わずかな剰余金で、翌年度にそれを解消するための具体的な計画を立てさせることに無理がある。また、数字合わせのために、本来の公益法人の目指すものと違う方向に進みかねないのではないだろうか。よって、過去のマイナス分は、剰余金が出たときに埋め合わせができるようにして欲しい。(2) 収支相償そのものの意味について 公益法人へ移行するとき、意味をよく理解しないまま、収入や支出の部について公益目的事業会計と法人会計に区分した。しかし3年経過した今は、あの時もっと考慮して区分しておけば楽に運営できたのと思うようになった。区分方法によって数字が変わるのであれば、収支相償の設定自体に意味がないのではないかと思う。

2. 公益目的事業比率

【質問5】◎公益目的事業比率は公益法人の基準として妥当と思わない。

1 比率が厳しい（9件）

- ・ 会員の会費等で運営している団体にとって、なぜ会員以外にのために50%以上も事業支出しなくてはいけないかとの声もある。
- ・ 補助金の全額と会費の2割は高すぎる。
- ・ 比率が高い
- ・ 国、県から補助金等を受け取っておらず、元々、会員の資金が助成金という形になっており、割合が高すぎると感じる。
- ・ 収入を会費、上部団体からの助成金で賄っており、公的な補助金を受けていない団体は50%を下回る基準を設けるべきである。
- ・ 公益目的比率が高すぎて、独自の新しい取り組みが出来ないのではないかと感じる。
- ・ 相当の範囲内であれば、ある程度は妥当だと思う、50%の妥当性についてはやや厳しい時もある。
- ・ 緊急時の対応を行った以後については、マイナス分を埋めるために事業比率50%以上の予算化が不可能な場合もあるのでは…。
- ・ 収入も50%以上というのが大変である。

2 比率はもっと高くすべき（6件）

- ・ 公益法人は公益目的事業を行うことが本分であるから、公益目的事業比率は50%よりもっと高い比率であるべきだと考える。
- ・ 公益性の一般的な概念（社会通念イメージ）から、事業比率は5割ではなく、高くすべき。
- ・ 収益事業の比率をもっと高めないと、将来的に安定した団体運営が困難である。
- ・ 公益目的事業比率はもっと高くても良い。
- ・ もう少し公益目的比率が高くても良いと感じている。
- ・ 事業内容により、公益性意義の大小が生じる事もあり、予算額を基準とする、更には2分の1という基準での判断では不十分ではないか。

3 計算方法について（9件）

- ・ 公益目的事業比率の算出基準が不明確である。
- ・ 事業は変動するので、事業比率も必要に応じて変更可として欲しい。
- ・ 建物の維持管理費や固定資産税が多額なため、公益目的事業比率の分母が大きくなる。

こうした事情を汲める運用がほしい。

- 公益目的事業比率を、会計基準上の「費用」でしか定義しないので、「事業費用」が少ない法人は運営が厳しくなる。
- 民間企業では、なじまない分野の活動する公益法人として発展するため、単年度単位で収益 \leq 費用はきつすぎる。
- 公益という以上は、事業比率が5：5はおかしい
- 事業費用の割合だけで公益性の是非を決めているわけだが、その他の要素、例えば土地利用の面積や事業従事職員数なども加味してよいのではないか。
- 各事業に関連する費用額の配賦計算表について事業費は年度によって変動するので移行申請時の比率を変えずに基準としている現況に疑問を持っている。
- 事業の軸足は公益目的事業で良いのでは？あくまで目安として50%以上が望ましいとして、それが50%以下であったとしても良いと思う。

4 公益目的事業の定義・解釈（18件）

- 現在数字上は1.の「妥当」かと思うが、質問4と同じ。（将来への不安。（収支不安定、かつ行政委託型ではないので。））
- 各法人の成り立ちや性格、事業の意味等々様々な事情が有るにもかかわらず、数字で一括に判断する事で、公益法人化の妨げになっている。そもそも公益事業か否かの判断の段階で担当者による差が出てしまうことで公益活動の拡大にブレーキを掛けることとなっている。
- 事業単位を細分化してひとつひとつが公益目的事業かどうかを判断すること自体不自然。法人事業全体をとらえるほうが妥当。
- 法人が認識する公益事業と行政庁の認識が大きく違う、したがって公益比率を維持するために運営が窮屈になる。
- 管理費が不足するのに、公益事業は黒字になる実態がある。寄付金等の取扱い規定を変更し、50%以上管理費に使用できるよう検討中である。
- 何が公益事業と認定され、逆に収益事業と認定されるかによる。
- 経費だけでの事業比率では、公益性を正しく反映させられないのではないか。
- 単に一律の決め事だけでなく、規模の大小、公益・収益の事業の内容等を踏まえた判断、運用を加えていただきたい。
- 収益を目的としていないのだから、シルバー事業は緩和すべきである。
- 利益を目的としない法人の本来の目的に沿った事業であっても収益事業とみなされる場合があり、単に収支上の事業比率だけでは、公益性は判断できない。
- 公益認定時、何をもって公益目的事業としているかの確認をしているが、それでも公益か共益か曖昧であり、理由付けがその根拠として公益目的事業比率に影響するものとしている。
- 公益目的事業比率の基準が不明確。

- 公益目的事業の範囲が不明瞭
- 地域振興や過疎化対策等を目的に、これらに貢献するための養殖振興をもっと大規模に進めようとしても、事業団での種苗生産・配布事業が収益（共益）事業と見なされ、公益目的事業比率の低下を招くこととなり、地元貢献型の事業展開に制限がかかる場合があるため。
- 配賦は極端に言えば担当者のさじ加減でなんとでもなる、基準としてさしたる意味があるとは思えない。厳密にやろうにも、そもそもが営利を目的としていないのに、なんのために費用を細切れにするのか。ルールのためのルールでしかない。
- 事業比率の重要度は時代とともに変遷していき、最初の頃の比率と異なってくる側面がある。
- 公益事業の範囲が県によって異なる印象がある。
- 50%の公益比率を超える予算の事業を作らないといけなくなり、そもそもの公益事業の意義があいまいになりがち。予算ありきの事業になりがちです。

5 制度そのものへの疑問（15件）

- 独立した奨学財団のため、何故事業費率を求めるのか分からない。
- 現行の収支相償制度下では、妥当ではない。
- 公益法人であれば、公益・収益の別が事業のなかで明確にあるわけではないことも多いと思われる。制度に矛盾あり。
- 本会には影響ないが、この制限により一般社団を選択した旧民法法人が相当数あるといわれていること自体が、この基準が本末転倒していることを示唆していると思う。
- 同上（公益事業であれ、黒字こそが健全な運営と考えるから。）
- 法人の形態を一律に規定するのがおかしい
- 一般的な提案としてですが、基準としてフローだけでなく、ストックとしての財産、従事職員数などの数値も判断基準として考えられないか。
- 公益目的事業比率の50%以上の制限基準はなくして貰いたい。
- 何らかの規制が必要かと考えるが、公益事業の内容によってはそれほど経費のかからないものもあるので、金額以外の基準も考えられてもよい。規制の必要性は認めるが、公益事業を行う団体の維持・存続があって初めて事業もできるのであり、過度に団体の維持・存続を阻害するような規制は極力なくべきである。行政から補助金（税金）をもらって成り立っている公益社団と一銭ももらわず会員の浄財でのみで成り立っている団体とを同じ法律で規制するのは非常に疑問がある。
- 事業内容で公益性が高いか否かで判断すべきで、費用割合を判断材料にすべきではない。
- 事業内容を考慮した公益目的事業比率を設定すべきと思う。
- そもそも公1のみの当センターとしては、公益と法人に区分する必要性が理解できない。
- 公益目的事業の実施状況を単に、事業比率の数値をもって基準判断するものではなく、公益法人の事業価値はその法人の活動内容によるべきものとする。

- 全ての公益法人に適用する必要はないのではないか。公的な補助金の需給等のない公益法人は除外すべきである。
- 単純に経費を比べるだけでは実態を表せるとは思えないため

6 その他 (24件)

- 利益が少なく、経費がかかる収益事業がある
- 経営にもっとフリーハンドを認めるべき。
- 株式の配当収入で運営しているため、収入が一定ではないため無理がある。
- 公益目的の事業に半分以上経費として使っているかを確認するという主旨は理解するが、費用の多寡ではなく事業を実施したかどうかで判断すべきで、事業報告で確認したら良いと思う。
- 学会行事が毎年同じペースでは実施できない(2年に1回、3年に1回など)ので、どうしても公益目的事業の割合が変動する。
- 目安でしかない。
- 公益目的事業しか行っていないので意味がない。
- 質問4に同じ(活動の実態に即していない)
- 小規模組織では、理事会・総会等の費用も節減しないと基準に該当しなくなる。
- 100%公益事業が求められ、無理がある
- 新事業への対応資金の確保が難しい。
- 数字に囚われ事業活動が制限される
- 現実的ではない。
- 収益事業の無い法人に法人会計の必要性があるのか。(光熱水費等、法人会計で処理が義務付けられているが、すべて公益事業で使用している。
- 支援の効果は、金額では推し量れません。
- 同上(法人運営上の支障になる可能性がある。)
- 質問6とリンクしますが、現在の体制のもとでは、基本的に公益法人は余分な有給財産は持つ必要はないと考えます。
- 公益法人なら公益事業のみ行うべき
- 親睦会等の参加会費の取り扱い。公益法人も交際費を認めるべき。
- 無駄な活動が多くなる。
- 決まった事業を継続しなければならなくなる。
- 補助金等に頼らない自立した経営をするために収益事業を充実することは必要なことだから。
- 公益会計と、法人会計の行き来を緩めてほしい
- 公益事業三つのうち一つの公益事業比率が突出して費用が大きい。

3. 遊休財産

【質問6】◎遊休財産の保有制限は公益法人の基準として妥当と思わない。

1 基準が厳しい(37件)

- ・ もっと自由度を持たせるべき。
- ・ 収支相償の理由と同じく、安定的な運営をする上で、遊休財産の確保は不可欠である。その弾力運用の幅が狭すぎるのではないか。
- ・ 小規模法人の少額の超過もNOと言われるのは困る。
- ・ 突発的な事象が発生したときなどを考えると、ある程度の余力が必要であるが、新制度ではその融通性がやや低い。
- ・ 団体を今後維持していくためにも、資産保有は必要である。明確に公益目的としていない資産を遊休財産と捉えていくと、財務状況が厳しい状況では、年間の公益目的事業費を増加させていくことは難しく、本基準に抵触していく恐れがある。
- ・ 資産運用益のみで事業を行っている公益財団については、遊休財産の規定を撤廃してほしい。
- ・ 法人は公益目的事業のみで運営しているわけではない。管理費等法人会計(法人運営費)を含めた保有制限額とすべきである。
- ・ 公益目的事業を維持継続するために必要な建物(基本財産)の維持・修繕費用を数年かけて貯蓄する必要がある。そのような準備資金は遊休財産と切り離し、別枠として認められるべき。
- ・ 経済状況により収入が大きく変動するのに、資産の積立方法等が過剰に制限されていること。
- ・ 公益団体とはいえ安定した事業の実施を確保する観点から、もう少し緩やかにすべきと考える。国庫補助金等を受けることなく法人の努力によっている団体では、経済変動の大きな時代では経営は物差しで測ったようにはいかないものである。
- ・ 保有制限が厳しい。
- ・ ある程度必要と思うが、年間の公益目的事業費を超えてはならないというのは、バランスシート上厳しいものがある。
- ・ 一時的に流動資産等の遊休財産が膨らむ場面が生じることは、法人運営において自然に起こり得ることでありかつ避けられない場合があるが、それを一時点において一律に規制して判断することに対し無理があると感じるから。
- ・ 経営の基盤を安定させるため、もう少し基準の緩和が必要であると思う。
- ・ 安定した運営を考える場合、制限が厳しいよう思われる。
- ・ 財産運用益に変動があると、公益目的事業のみ行っているため、保有制限額をすぐ越えてしまう。
- ・ 質問4と同じ(公益財団の事業を長期的に拡充していくには、単年度での収支相償は大

きな障害。事業拡大を安心して図れない)。単年度での保有制限は、長期的な事業拡充を図る上で大きな障害。

- 長期的な計画に立った財団の運営を困難にしているため。
- 遊休財産は資産運用の結果として生じており、財政基盤の弱い当財団にあつては将来の備えとして必要。一定の歯止めは必要だが、もう少し基準を緩和しても良いのではないか。
- 当財団は、自治体の建設関係の積算、現場管理等による収入で事業活動を行っている法人であり、毎年収入には変動がある。従って、遊休財産を当該年度における公益目的事業の実施に要した費用の額以上に持つてはいけないという保有制限は、法人の安定的、継続的な運営に支障がある。
- 当財団は実質的に公益目的事業以外を行っていないのに、遊休財産規制に抵触しない努力を強いられている。
- 設備等の資産の留保に対する制限が厳しい。
- 当財団は、所有ビルの賃貸収入を原資に公共事業を運営しており、ビルの維持管理並びに老朽化による建替えの為の資金を将来に向けて安定的に蓄積していくことが必須であり、現行基準では弾力的な運営を難しくしている。
- 財政状態の安全性を考えると、保有制限が厳しい。
- 当法人の場合は、流動資産の額＝遊休財産の額となるが、流動資産は、次年度以降の事業活動に使用する目的で保有するもので、過剰の剰余金を保有しようという意図もなく、「遊休」という言葉にはほど遠いのが現実であるため。
- 収益事業の流動資産が控除対象にならないこと。これは控除対象にすべきと思う。
- 事業運営に十分な収益が安定的に得られにくい状況で、財団として自律して運営するためのリスクマネジメント上は現在の制限は厳しすぎる。
- 景気動向や指定管理のあり方で公益目的事業の全体枠が縮小した時に、大きな制約を受けることになるため、法人の恒久的存立のため、もう少し制限を緩和する必要があるのではないか。
- 過去起きた事例に鑑みて内部留保額の一定の制限は必要と思う。ただし、単年度で判定されると厳しい。(翌年度の事業計画に、具体的活動として使途を反映させていくことが難しい)
- 事業の継続性を考えると厳しすぎる。
- 特定費用準備資金の目的が限定されているので、将来の不測の事態に備えるための資金積み立てができない。例えば、会費収入の減少、地震等自然災害対策費など。
- 特定費用準備資金の審査基準が厳しい(現在、遊休財産となっている)。
- 保有目的、支出計画等が明確であれば、制限外となっても問題ないのではないかと感じる。
- 期末近くに多額の寄附があつた場合などは、熟考する時間もないままに資産取得資金・特定費用準備資金に積み立てを行なうケースが多いのではないか。遊休財産保有制限についても複数年度での解消に規定があるほうが良いと考えます。

- 今まで会費により運営のために蓄えた財産を、保有制限のためになぜ支出していかなければいけないのか。
- 将来にわたって公益事業を行うためには、法人の安定性を保つ必要があり、もう少し緩やかでよいと思う。
- 公益法人であるからこそ、長期的に公益事業を続けるためにある程度の余裕を持って活動できるようにすべきである。

2 算定基準に問題 (29 件)

- 公益目的事業の1年分の事業費という基準が理解に苦しむ。公益法人の維持運営には、管理費も必要であるし、収益事業を実施している法人もある。これらを含めた額、もしくは公益目的事業の2～3年分の事業費などの基準に改めることを希望する。
- 財団の規模を考慮すべき。
- 単年度の遊休財産としては妥当ではないと思われる。
- 現行の収支相償制度下では、妥当ではない。
- 基本的な財産をできるだけ多く持つことは組織運営上当たり前であると思う。これを官庁が制限することは不合理。
- 事業規模が小さいため、期末に一時的に流動性が高まると保有制限額を超過することがある。
- 事業規模が小さいため、赤字を出さないようにすると遊休財産の保有制限に引っかかる
- 継続的な事業運営に重点を置くべきと考えるため、条件を緩和してもよいと思う。
- 保有の上限額を当該年度の公益目的実施費用額としているが、収支相償でも触れたように、震災直後の異例の状況下にある当団体にとっては、本来の事業を展開できていないので、自ずとその上限額が低いものとなり、遊休財産額が簡単に超えてしまう事態となっている。事業規模の変動を見越した上限額設定の考え方が必要と思う。
- 当財団の場合は、債券運用による基本財産運用収入が主たる収入源であるが、収入は社会の経済情勢に左右されるところが大きく毎年不安定な収入である。一方、決算手続き後に判定される単年度における遊休財産判定の考え方とは相当な隔たりがある。中長期的な法人運営の安定化に資する判定であっていただきたい。
- 収支相償との関係で毎年、遊休財産が少しずつ増加しており、20数年先には上限を超えることを問題視されて、特定目的財産新設を指導された。
- 少なくとも管理費も含めたものを限度額とすべきと思う。
- 制限額の根拠の妥当性が理解できない。
- 単年度で算出することの是非。将来の事業等のために内部留保が必要な場合もあるのではないか。
- 公益事業の経常費用が大きく変動する法人の場合、経常費用が非常に少ない年度の決算で、遊休財産保有限度の基準を満たさないおそれが生じる。
- 公益事業のみを行っている法人に対し、法人会計部分に係る遊休財産の保有は公益事業

と同様に認められるべき。

- ・ 遊休財産の保有制限は、財産の原資により区分すべきと思われる。
- ・ 奨学金事業において貸与奨学金の原資が流動資産とみなされるため、遊休財産が保有制限を超過する。貸与奨学金の原資は別枠で考えていただかないと、貸与奨学金事業が継続できない。
- ・ 近年の社会情勢下で、公益法人の将来的な不安定要素を鑑みて、限度額の母数が公益目事業額では少なすぎる（1.5年～2年の担保性しかない）。
- ・ 単に一律の決め事だけでなく、規模の大小、公益・収益の事業の内容等を踏まえた判断、運用を加えていただきたい。
- ・ 法人として運営に利用できない前払年金費用が遊休財産であるとの判断になるのであれば、妥当ではない。
- ・ 1年間の公益目的事業費しかできないと、事業の進捗状況により急遽使用出来なくなった場合に1年間の公益事業費を超えてしまう恐れがある。
- ・ 保有制限額は事業内容により変わってくると考える。一定基準での制限は妥当と言えない。
- ・ 業種、事業内容によって差があるため一律の基準は実態に合わない場合があると思う。
- ・ 財団の原資（基本財産の運用益）が経済状況の変動を受け、結果として、遊休財産が限度額を超過することになるため。
- ・ 単年度決算による遊休財産制限では、財団の長期安定的な運営がしにくい。
- ・ 遊休と判断されたものについて、全て遊休とは言えないのでは無いか。
- ・ 収支相償と遊休財産は密接な関係があるが、公益事業における利益の赤字補填を考えた場合、保有制限額を増やすべきである。
- ・ 保有制限は必要と考えるが、今の制限の妥当性に疑問がある。

3 運転資金が必要（15件）

- ・ 事業費の支出額により遊休財産の多寡が判断される。事業を実施するには、多少の余裕資金が必要である。
- ・ 経済環境が大きく変化する時代、ある程度の余裕資金は安定した事業運営上確保しておきたい。
- ・ 収益が悪化してしまっても、自己責任のため、事業準備金として、可能ならば、留保していただきたいから。
- ・ 今後の活動を充実させていくためには、多少の貯えが必要。
- ・ 助成金の概算払いを事業者に対して、国債等の利金入金までに待ってもらうなど、資金繰りに支障をきたしている。
- ・ 1ヶ月分の配分金を支払いできる額の財政運営資金積立資産を保有できないと、毎月の運転資金に苦慮する。また、作業用備品が計画的に購入しにくい。
- ・ 保有制限制度の必要性は認めるとしても、事業を充実したり、拡大したりするためには資金が必要です。ある程度保有制限に余裕を持たせていただいて、資金の手当てができ

ることが望ましいと思います。

- ・ 運転資金についての視点が欠落している。
- ・ 質問4と同じ（株式の配当金が主な収入であるため、企業の業績によっては配当が見込めないことも乗じることが予想され、その対応策として「事業資金の積み立て」等に対する配慮が必要と思う）。
- ・ 受託事業で運転資金が必要である。それが遊休財産と見なされるのは、不合理である。
- ・ 小規模法人は、資金繰りのため幅を拡充してほしい。
- ・ 将来的な財源不足に備えるため、臨時収入をある程度蓄積しておくことが必要な場合がある。
- ・ 運営資金が必要である。
- ・ 安定した法人組織運営のための最小限度の運転資金の内部留保は必要。
- ・ 公益目的事業以外に収益事業・共益事業がある場合には、それらの運営費用も必要である。遊休財産保有制限が法人全体の財産に及ぶ以上は、保有の上限は公益目的事業費だけでなく、収益事業等や法人会計の費用も勘案されるべきではないかと思います。

4 1年分では不足（88件）

- ・ 現在数字上は「妥当」かと思うが、将来への不安あり（収支不安定、かつ行政委託型ではないので）。
- ・ 事業費の1年分は、遊休財産の上限額の設定として少ないと考える。
- ・ 経済的な基盤への不安。
- ・ 世情が益々混沌としている中で、公益法人の事業を長期にわたり継続するために、その担保として、せめて、現在の倍の遊休財産の保有を認めて欲しい。
- ・ 財政の安定のためもう少し余裕がほしい。
- ・ 事業内容からみて当然公益認定される団体で、遊休財産保有制限のため止むを得ず一般社団法人に移行した例を数多く聞いている。限度額を公益目的事業費3年程度に増やすべきと考える。
- ・ 寄附金に頼る収入の安定性に欠ける財団にとって1年分の事業費というのは小さすぎる。また事業継続のため収入減少に対応した大幅な経費削減や事業規模を縮小した場合、制限を超えてしまう危険性が高く、これをクリアしようとするや資産状況のさらなる悪化を招く可能性があるから。
- ・ 収入の多くを株式配当金に頼っている現状において、配当金が減少した時に事業を継続させるための余裕が1年分しか持てないことは、安定した事業運営にとって大きな制限となっている。
- ・ 継続的な助成・奨学金の安定した給付が難しい。
- ・ 遊休財産額の保有制限を1年度分の事業費相当額となっているが、様々なケースを想定した場合、少なすぎると思う。
- ・ 事業費の上限1年分は少ない。最低2年分程度必要。
- ・ 収益事業のない公益法人は、基本財産の運用益で運用しているが、国債金利が低下して

いるなど、収入が不安定であるため、もう少し余裕がほしい。

- ある程度の制限は必要と思われるが、3倍程度に幅を広げるなど流動的に対応できるようにすべき。
- 中長期的な健全運営を見据えた時に、公益事業会計の赤字が蓄積されていく中で、もう少し保有制限を緩和してもよいのではないかと考えます。
- 運営上将来的に資金不足が生じるおそれがある。
- 法人の事業収入が景気・国の施策により左右される部分が多いので、もう少し余裕があれば良いと思う。
- 過剰に保有することを制限することに異議はないが、公益目的事業1年分ではあまりに少ない。上限を緩和すべきである。
- 法人が安定的に事業を継続していくために、単年度ではなく、当年度事業費の3倍程度までの保有は認めてほしい。
- 経営が悪化した時に団体の存続が不安定である。
- 長期的視野の運営が出来ない。各種の変動・リスクに対処する責任ある経営をする上で1年分の費用でOKとは思えない。
- 当法人は、遊休財産額の保有上限額が7~8百万円程度の小規模法人である。年間の収入が寄附金等により変動幅が大きい中、その程度の上限額では今後対応できない年があると想定される。特に小規模法人の上限額を、現行の倍額程度にはして欲しい。
- 保有制限が低すぎる。将来の事業継続に向けた利益剰余金のある程度の留保は必要。
- 保有制限枠が少ない。株式会社の株式の配当が収入のメインであるため、業績によっては配当がなくなる危険がある。その場合、現在の奨学生が大学院を卒業するまで奨学支援を継続するためには、現在の枠では足りない。つまり、使う時期は特定できないが不測の事態に備える内部留保のような枠がほしい。
- 質問4の回答と同じ（保有する株式の配当金が主な収入のため配当金の減少に備えて安定的・継続的に事業を運営するための資金が保有できない）。
- もう少し、上限について、余裕が欲しい。
- 3年分くらいにしてほしい。
- もう少し余裕がほしい。
- 緊急時の対応なども考え毎年の公益目的事業の3倍程度はあったほうがいい。
- 事業費1年分は少なすぎる。
- 保有制限の金額が少ない。公益支出の2年分くらいにすべきだ。
- 安定した事業運営を続けていくためには、保有制限額が少なすぎる。
- 当会のような小さい規模の公益法人は、突発的にお金が必要になった場合、1年分の公益目的事業費だけでは、なにもできない。
- 将来の財政事情を考慮して、ある程度(直近3年平均の事業費実績の2~3倍程度)の流動資産内部留保は必要と思われる。
- 経常費用の1年分では様々な変動に対応できない。3年分程度は許容すべき。
- 収入のほとんどを補助金として運営しているため、県の財政状況等により補助金の削減

もあり、さらに今後も大幅な削減が危惧されている。今の1年程度の考え方では、事業の見直しをソフトランディング的に行うためには困難と思える。

- ・ 運営上は、もう少し余裕がある方がよい。
- ・ 財産の運用益が財源の為、1年分では少ない。3年分程度は認めてほしい。
- ・ 収支相償の問題と同じく、運営資金的に変動があるので、手元流動資金の繰越をもう少し、保有する必要がある。
- ・ 現行の事業費1年分相当額以内の基準が現実とマッチしていない。
- ・ 事業費の一年分については、妥当と思わない。
- ・ シュリンキングの時代であり、会費収入が減少していくので余裕が必要。
- ・ 少しでも多いほうがよい。
- ・ 現時点では問題ないものの、これを守っていくと状況に変化（例えば会員数の激減等）が出てきた際には継続的な運営が困難になる恐れがある。
- ・ 将来いつ大きな事業がでてくるかもしれないので、その時のための財産は必要だと思う。
- ・ 収支相償から見ると一見妥当だと思われるが、事業を運営する上では遊休財産を確保しておかなければ、事業運営が出来なかった時にとっても不安です。
- ・ 法人の規模等にもよるが、大幅な赤字が出る場合に備え、3～5年度事業費相当分の財産保有が必要と考えられるため。
- ・ 上限額は、事業費用額と同程度とされているようだが、上限額を緩めるべき。当法人の公益事業は、景気動向や国の制度改正に左右されやすいことから、事業収入が大きく減少に転じた場合直ちに経営の存続の危機に直結する不安がある。
- ・ 経営基盤強化のため緩和が必要。
- ・ 安定した経営に不安材料となる。
- ・ 将来的には、財団の維持が困難になる恐れがある。
- ・ 会員の推移からある程度の蓄えは必要だと思う。
- ・ 公益事業を安定的に継続するためには十分な内部留保を認めるべきである。
- ・ 公益法人と言えども永続性を確保するため、時代の要請にあった事業展開をする必要がある。また、経済状況の変動に備える必要がある。
- ・ 会費収入で成り立っている団体の場合、会員数の増減で収入が大きく左右されるため、高齢化に伴う将来の運営費を確保しておきたいが、保有制限があるため事業をしなければならない現状に困惑する。
- ・ 前年事業費と同額では事業の拡大は限定的になってしまう。
- ・ 将来の事態に対応できるようにしたい。
- ・ 法人の安定的継続的な経営面から、資産が多い方がより健全な経営が出来るから。
- ・ 財政規模の小さな団体においては、財政基盤をしっかりとっておきたい。
- ・ 運営に余裕がなくなる。
- ・ 突発的な事態に対応する資金を確保できない。
- ・ 助成金・税金を全く受けていない自主財源のみで運営する民の財団では、安定財源の確保が困難な場合がある。現状の保有制限規制枠を拡大すべきである。また、赤字で取り

崩した財産を爾後補てんすることを認めるべきである（法人税法では繰り延べ欠損金制度がある）。

- 法人は赤字では運営できない、つまり目的は必ず黒字である。つまり経年により必ずこの保有制限が脅かしてくる。そのたびに収益の調整が求められる。ただ公益目的事業規模が大きいか小さいかだけでいずれ苦しむ時が来る。
- 小規模財団にとっては、遊休財産額が小さくなり、弾力的事業運営の支障になる。
- 遊休財産の保有制限は、突発的な助成事業が生じた際、対処が難しい。
- 事業の安定継続を阻害する。
- 将来の赤字（費用超過）への対策が取れない。
- 質問4に同じ（小規模団体においては、ぎりぎりの運営をしておりいかにして剰余金を確保し、緊急時などの対応に備えることも必要）。
- 有価証券の配当を原資として急に減配となった時、忽ち資金不足が発生する。
- 長期的な団体運営に支障をきたす可能性があるため。
- 公益といえども、法人であり、資産がなければ安定した経営はできないと考えます。
- 次年度以降の運営に支障をきたすことが危惧される。
- 長期的な計画で大規模な学会を開催する予定があっても、保有制限にひっかかってしまう。
- 収入源により、公益目的事業費も大きく減少することもあり、その時々で保有制限において超過することもある。
- 事業規模の小さな法人こそ活動が制約されやすく、発展性を阻害されるのではないかと考える。
- 小規模法人は、数百万円程度の変動で、存続の危機につながることもありえるので、せめて法人移行時の期首残高程度は確保してもよいようにしていただきたい。
- 遊休財産の保有制限は、制度として当然考えられるべきものであると思うし、又、現行の基準も妥当な限度であると認識している。ただ、遊休財産額の対象から除外される「特定費用準備資金」の適用範囲をもう少し幅のある解釈で運用出来ないものかと考える。即ち、FAQV-3-④に記載されているとおり、①公益目的事業を行うための準備金として、②将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積立てる財政基盤確保のための資金であって、③貸借対照表も特定資産に計上しており、④過去の実績や活動見込みから準備資金の限度額は適正な範囲に限られたもの、であっても、その資金をいつ使用するのか特定できなければ「特定費用準備資金」に該当しないとする行政庁の適用範囲の現行解釈を、公益事業を安定的に実施するための備蓄資金であれば上記①～④の条件により特定費用準備資金とする等公益目的事業の永続性を重視した運用に修正するというようなことである。
- 有価証券の時価評価に大きく左右されるから。
- 運営資金や長期の事業計画を立てにくい。
- 年度により利益収入は一定していないので、増減を有益に使えるようになるとよいと思われる。

- ・ 年度末の前に、そのままだと遊休財産に該当する資産を、保有制限を満たすために特定資産の取得に当てる、という手続きをする年が多い。無駄に手間がかかる。
- ・ 株式配当金等による収入増が生じる場合に、長期的な観点からは対応が難しい。
- ・ 各年度で事業量が増減すると保有制限額に直ぐに影響するため。
- ・ 活動の実態に即していない。
- ・ 収入の殆どが投資有価証券運用益であるため予算とのかい離が生じるため。
- ・ 不測の事態や事業拡大に備えた内部留保がやりにくい。
- ・ 将来的に安定した収益が確保できない可能性がある。
- ・ 事業用資金の中期的保有が制約されるから。
- ・ 機動的運営が難しくなる。

5 その他 (50件)

- ・ 無目的の遊休財産の保有が制限されるのは、理解できるが、逆に「目的」の幅を広げ公益法人が永続的に存立していくために将来必要となる資金についても遊休ではない目的資産として認めるべきである。
- ・ 遊休財産を増やす手段がない。収支相償黒字分は、遊休財産制限までは、認めるべき。
- ・ 米ドルの保有があるので、為替レートの変化で遊休財産がいたずらに増えてしまった。
- ・ どうして保有制限をするのかよく理解できない。
- ・ 無駄遣いが多くなる。
- ・ 収益事業のない法人にあっては、遊休財産が目減りする一方である。
- ・ 収支相償を担保する財源として必要（法人会計の黒字を認めるべき）。
- ・ 一部大法人を除いて遊休財産を持てる法人がない。かろうじての存立が実態。
- ・ 遊休財産の区分けが不明確。
- ・ 寄附を中心とした規模の小さな公益法人においては、例外措置や別規定があってもいいと思う。
- ・ 制限以上にならないように不要な経費をわざと発生させる可能性がある。
- ・ もう少し低くても良いと感じる。
- ・ 制限は不要。公益法人が自主的に判断すべきこと。
- ・ 年度を越えた事業計画が立てにくい。
- ・ 周年等の費用を積み立てできない。
- ・ 移行前の退職積立を遊休財産扱いとされていること。
- ・ 5年先の維持は見据えることができても10年先までは維持存続を見据えることができない。
- ・ 本会はさほど遊休財産を持っていないので問題ではない。遊休財産を多く持つ法人にとっては、不適切な基準（余計なお世話）という気持ちもわからないわけではないが、各種優遇措置を受けているのであるから、それを遊休財産の原資に回すのはいかなものかという、立法の精神もわからないわけではない。限度額の設定の仕方（50%）に対する納得性のある説明責任を、行政が果たしてくれればよいと思う。

- 建物が古く、特定資産の計画作りが難しい。
- 将来的に事業運営上、不動産保有の必要が生じる可能性がある。
- 計算書類上の遊休財産（剰余金）は、小規模法人にとっては次年度以降の複数年度の公益目的事業を遂行する上で必要（年度により収支バランスの逆転が生じることがあるため）。
- 法律上の定めを前提にすれば、一定の水準に基準を置くことはやむを得ない。ただ、行政サイドには剰余資金の量的規制に重点を置いている感があり、結果として発生する剰余資金を如何に将来の公益事業の推進に役立てるかとの視点が少ないような気がする。
- 財産がない以上、いつかは破たんする。
- 収支相償もそうだが、こちらの方が実際の運営では、支障をきたす。
- 新たな準備資金計画等が立てにくい（保有制限をオーバーする恐れ等のため）。
- 公益目的事業しか行っていないので意味がない。
- 遊休財産の保有制限は必要とは思いますが、公益目的減価償却固定資産が耐用年数を過ぎ使用できなくなっても、新たに購入する必要が有っても資金がなく公益事業を続けられなくなるのではないかと。
- 善意・誠意に基く法人にとっては、不要かつ迷惑なもの。
- それぞれの法人によって異なると思う。一律の考え方は実態にそぐわないのではないですか。
- 小規模法人には必要ない。
- 財団によって状況が違うため、それを配慮して欲しい。
- 財政基盤確保としてある程度あってもよいと思う（弊財団は無し）。
- 移行前の積立金の一部が遊休財産とみなされている。資産取得資金や特定費用準備資金にしていないのは、法人が赤字の場合の補てん財源とするため、特に小規模法人は赤字になりやすいのでこれまで苦労して積み立てをしてきた。
- 制度が複雑で運営しにくいいため、一般的にわかりやすい制度にするべきである。
- 制限額の中で建設資金を確保することは難しいと思われる。
- 妥当と思うが、当財団の場合上限の1割もなく、出来れば増やしたい。
- 当会は認定以降毎年赤字であるが、遊休財産の制限があるために、年度末に不要なものを買うところが出てこないか？
- 保有制限額自体は妥当と思われるが、制限額以内までなら剰余金を保留することを認めるべきである。
- 遊休財産なし。
- 小規模団体なので、これに合致させるため無駄と思われる出費をせざるを得なくなっている。
- 一旦運用資産を控除財産（1号）に持っていくと、法人の運営が苦しくなるまで取り崩せなくなる（融通が利かない）。
- 考えは、理解するが簡単に事業拡大もできない。
- 控除対象財産の考え方は、継続的事业運営に対し合致していないと考える。

- 財産の寄附をうけるにハードルが上がったと感じる。
- 一般的には、保有制限を設ける理由がないこと、及び遊休財産を取り崩して運営している団体が考慮されていないこと。
- 全ての公益法人に適用する必要はないのではないか。公的な補助金の需給等のない公益法人は除外すべきである。
- 当法人は1つの公益事業で運営を行っており、7年間での繁忙期と閑散期のサイクルにより収支差額に大きな変動が存在します。この収支差額の変動に特定費用準備資金で対応しておりますが、想定を超える増減に対し、都度計画変更をするような対応はすぐわないと考えます。
- 法人会計をも含むため。
- 赤字決算した時の対応がやりにくい。
- 非控除資産に関して、その他有価証券で時価評価する場合、認定要件に抵触する場合があります。

2 立入検査に対する意識

【質問7】◎立入検査の指摘事項が納得できなかった。(26件)

- ・ 利益 50%法人であるにも関わらず、事業ごとの貸借対象表の作成を指示された。1年後に当方からの意見に従い撤回された。
- ・ 職務執行状況報告は重複部分が多いため代表理事の出席を前提として理事会で理事の了解を得て業務執行理事が代表して報告しているにもかかわらず、議事録には各自が報告したように記載せよとの強い指導を受けた。
- ・ 役員等に対する儀礼的なものに関してまで“利益供与”とみなされたこと
- ・ 公益目的事業の範囲内と考えていた事業の一部が、否認された。
- ・ 質問3で答えた(公益事業の剰余金は1号財産(研究資金積立基金)に積み立てることができない)。収益が安定しない状況では、単年度のみ黒字で事業拡大を決断することはできない。
- ・ 検査官の個人的判断が介在していた。
- ・ 形式的な指摘が目立った。
- ・ 役員、委員、有力会員などとの懇親会やゴルフの事務局参加費用は個人負担にするのが社会通念と言われたこと。
- ・ 必要限度内と思うが、以下の点について疑問に感じたので、記しておきます。指摘事項になった訳ではないが、○条文に規定のないことでも「法の趣旨に鑑みていかななものか。」という言い方をされることがあった。法の趣旨を明文化したものが条文だと思うので、条文化されていなければ、法がそこまで求めていないと制限的に解釈すべきだと思う。そうでなければ、検査官の恣意的な解釈が罷り通りかねない。○検査官が条文の解釈を誤っていて、その誤りを正すのに少し苦労した。
- ・ 些末な事項の確認・指摘に終始していた
- ・ 4年目を迎えて初めて立入検査を受けた。当方は、収支相償に関しては内閣府の前担当者と相談し対応していたところ、新担当者は挨拶もそこそこに法人の収支相償はもってのほかと高圧的、一方的で罵倒するかのごとき姿勢であった。(質問3-1、質問4の回答通り)担当者が変わる度に指導や考え方がくるくる変わるようでは法人の運営が大変となる。内閣府と過去に話し合ったことが反故にされるようでは信頼できない。
- ・ 役員報酬については、正当な手続きを踏んで決定しているが、世間水準に比べ「高い」といった内容を言外に含みつつ、見直しの検討をすべきとの指摘を受けた。
- ・ 評議員会を一般法人の株主総会とみなす事。(定時評議員会を理事会開催の二週間後以降に開催せよという指導) 自主・自立した民間財団の自由闊達な事業の在り方、事業目的を尊重すべき。
- ・ 収支相償
- ・ 当団体そのものが公益法人として不適切である旨の発言有。それなら認可しなければ良い。

- ・ 定期報告書から根幹に触れる大きな問題に対して立入検査をすべきである。
- ・ 不満というわけではないが、公益目的事業会計と法人会計の配賦割合など基準がよくわからない。ザックリと簡便にできないか。
- ・ 丁寧に教えてもらいました。
- ・ 当時の担当者が異動のため詳細は不明
- ・ 会計区分の仕訳処理の内容を指摘されたため、総収支に変更はないものの収益事業での税務申告額が数千円変更となった。対応については法令・定款にそって自主的に修正するようとの通知があったが、この程度の指摘で決算修正を余儀なくされた。指摘ではなく指導事項として当期の処理を是正することで足りる指摘事項であったと考える。また、他の同様の団体では変更認定を行うことを指摘されており、申請時の事業内容と同一ということに固執しすぎてはいないかと考える。変更届の許容範囲を広げるべきである。
- ・ 視察研修は研修事業の一部としての認識により実施していたが、認定書に表示されてないとのことで公2の事業として認められず、変更認定申請を行った。
- ・ 質問することができない。
- ・ 前任者が受検したため不詳
- ・ 外部理事が経営している会社が公益目的趣旨を理解し「安価」で物品を納入してくれたにも関わらず、理事会社からの物品の購入は「利益供与につながる可能性がある」「相見積をとっていない」「理事会の承認が必要」等と指摘された。
- ・ 立ち入り検査結果の通知が非常に遅い
- ・ 収支相償のため黒字を翌年ですべて消化すべきとのこと

3 事業変更届出・変更申請に対する意識

【質問9】◎ 事業の変更について行政庁からの指摘に納得できなかった。(16件)

- ・ 理事会で承認を受けた事業の変更であり、事業報告（定期提出書類）提出後に行政庁から変更届出が望ましいと指摘があり、納得していないが、従った。
- ・ 当方の意向を斟酌していただけなかった。
- ・ 公益目的事業区分の変更申請（公益目的事業の一本化）を自主的に実施した。
- ・ 公益目的事業に認定されない理由が不明確
- ・ 修正の内容が細かすぎる。
- ・ 公益事業ではないとしていた事業について、公益事業とするよう指摘された。
- ・ 国の補助制度があり、その事業内容を単独事業として取り入れた。公益性の認定が必要とは思えない。
- ・ 認定申請時の事業形態は変わらなかったが、名称や管理施設が増えただけだったので変更届出は不必要であると思う。
- ・ 過去の助成者の中から特に成果著しい方を表彰しようとした際、定款に記載されていないということで変更認定申請した
- ・ 隣県の対応と本県の対応が異なっていた。
- ・ 公益目的事業の細部変更に行政庁の認定がいるのはおかしい
- ・ 事業変更
- ・ 移行申請時の段階で、移行後は廃止することが判っていた事業を「現在実施しているから」という理由で申請を求められ、移行後廃止した際、変更届の提出を求められた。しかも当該事業の廃止は行政の都合であり、法人側にいたずらに労力を課している。
- ・ 収益事業等のその他1事業について、事業は変わらないもののその目的達成のための業務の1つを発注者が発注を取りやめたものであるが変更認定申請を求められた。発注者が発注しないとしたものを公益認定審議会では何を審議するのか、甚だ疑問を感じる。ましてやその事により公益比率は向上する。
- ・ 法改正による品行届けである
- ・ 公益目的事業のうち細細事業の追加に対して、変更届出を出すのは法人の自主性がない。

4 会計基準に対する意識

【質問 8】現在の会計制度（平成 20 年会計基準）に大いに不便な点がある。

1 3 会計区分の問題（34 件）

- ・ 法人会計区分が無意味。（内閣府）
- ・ 1つの公益事業のみで、事業会計と法人会計を分ける点（内閣府）
- ・ 公益事業が一つのみの小規模団体なので、内訳表を作る必要性を感じられない。（内閣府）
- ・ 事業収入の無い助成財団は公益目的事業費と法人会計分けなくても良いのでは。（内閣府）
- ・ 法人会計の位置付け。（内閣府）
- ・ 三会計配賦。（内閣府）
- ・ 公益 100%法人の場合、法人会計の区分は必要ないのではないか。（内閣府）
- ・ 公益会計と法人会計を区分する手間が負担となっている。（岩手県）
- ・ 1事業のみなのに、公益目的事業会計と法人会計に分けて計上しなければならないこと。管理する側も分配比率は書類上のことととらえているのだろうが、仕事の割合を算出することは、あまり意味がないように思える。（宮城県）
- ・ 公益目的事業会計等 3 会計の内訳区分処理が大変に面倒である。（宮城県）
- ・ 三区分の経理により配賦仕訳などで複雑になり、会計の知識のない役員や行政職員がなかなか理解できない。（福島県）
- ・ 公益目的事業会計と法人会計を分ける意図が分からない。特に収益事業を行っていない法人は余計にそう感じると思う。（群馬県）
- ・ 法人会計（収益事業が無い為）。（埼玉県）
- ・ 事業単位での括りであるため、資産の予算入力が難しい。（埼玉県）
- ・ 区分経理に時間を要する。（会計ソフトの利用なし）。（千葉県）
- ・ 一つの支出を公益目的事業会計区分・法人会計区分に配賦しなければならぬ点。（東京都）
- ・ 公益目的と法人目的の振り分けが不便。（富山県）
- ・ 一本の会計で処理できていたものが、事業ごとに分けて処理しなければならなくなったため、事業ごとに按分する配賦処理など仕分け作業が面倒になった。（長野県）
- ・ 公益目的事業、収益事業等、法人の 3 会計に分けなければならず、経常費用は、事業ごとに分かれていないため、理事会等で説明資料が別途必要となる。（愛知県）
- ・ 公益目的事業しかしていないので、正味財産増減計算書内訳表の作成は必要ないと感じるから。（三重県）
- ・ 問 4（赤字になると一般正味財産が減少し次年度に剰余金が出ても補填できないため、将来運営が行き詰まる可能性が大である。）、5（そもそも公 1 のみの当センターとしては、公益と法人に区分する必要性が理解できない。）、6（保有制限額自体は妥当と思わ

れるが、制限額以内までなら剰余金を保留することを認めるべきである。)のとおり。(滋賀県)

- ・ 3会計区分での処理(根拠資料作成含む)は多大な時間を要する。(滋賀県)
- ・ 単一の公益目的(研究助成)事業だけしか行っていないので、法人会計区分の作成が省略できると助かります。(京都府)
- ・ 区分会計は手間がかかりすぎる。(兵庫県)
- ・ 公益・法人区分の必要性が不透明。形式的に作成しているが、帳簿上の配賦と実務での配賦割合が不適合である。(奈良県)
- ・ 勘定科目で「事業費」「管理費」と2つに分けているのに、さらに事業で「公益会計」「法人会計」と区分する意味が分からない。勘定科目の「管理費」は廃止して、「法人会計」の「事業費」に数字を入れるようにすればP/Lで無意味なゼロを並べなくても済むのではないか。(鳥取県)
- ・ 会計区分を明確にしなければならぬため会計処理が非常に面倒で複雑。(岡山県)
- ・ 貸借対照表・正味財産増減計算書の内訳表作成に手間がかかる。(岡山県)
- ・ 賞味財産増減計算書/収支相償私どものような、小規模奨学財団では、奨学金の給与する公益事業だけであり、収益事業も行わない法人なので、会計区分を公益事業、法人会計と区分するのは、作業の負荷がかかる。法人会計は公益事業の一般管理費であり、収支を区分することの意味が乏しい。B/SもP/Lも一つの会計区分でよろしいのではないのでしょうか。小規模で、単独の公益法人の特例会計制度を設定していただきたい。(香川県)
- ・ 事業区分毎の区分経理が複雑すぎる。(福岡県)
- ・ 1つの支払いに対してを公益会計、法人会計とに配賦基準を決めて分けて計上しなければならず煩雑なこと。(大分県)
- ・ ひとつの会計処理を3つの区分に分けるため、全体予算を把握するのに戸惑う。伝票が多くなる。(宮崎県)
- ・ 公益目的事業のみを行っているので、法人会計がなくてもいいのではと考える。(宮崎県)
- ・ 公益事業会計、法人会計と仕訳が大変なうえに、理事や事務方には、全体の数字が分かりにくい。(鹿児島県)

2 費用配賦が難しい (36件)

- ・ 収益事業の規模が非常に小さいにもかかわらず、費用等の配賦をしなければならないこと(内閣府)
- ・ 事業部別の共通費用の配賦が煩雑。(内閣府)
- ・ 1.受取寄附金を別表C(2)において変更できない。2.事業費率を必要に応じて変更可として欲しい。(内閣府)
- ・ 事業費と管理費の両方にまたがる共通経費の経理処理が発生し、煩雑となった。(内閣府)

- ・ 公益目的事業が一つで、営利事業を行わない場合、法人管理費と公益目的事業管理費を区別する理由なし。(内閣府)
- ・ 配賦に苦勞している。(内閣府)
- ・ 公益部分の算定、仕分け、会計区分毎への配賦が煩雜であり、分かりにくい。(内閣府)
- ・ 公益事業・収益事業等へ経費の配賦処理を行なうと、個別事業実施に係る直接費が見えなくなる。(北海道)
- ・ 公益目的事業と法人会計への支出項目の仕分け。(北海道)
- ・ 共通費用の配賦。(岩手県)
- ・ 配賦作業が困難である。(茨城県)
- ・ 配賦の意味がわからない。(栃木県)
- ・ 配賦が難しい。(埼玉県)
- ・ 配賦等。(埼玉県)
- ・ 会計区分ごとの仕訳や配賦が煩雜。(東京都)
- ・ 率での配賦が、実際の支出とあうのか疑問。(東京都)
- ・ 従事割合、使用割合が毎事業年度変わり、その都度予算の積算と事業報告の事務が煩雜で面倒です。(長野県)
- ・ 管理費の配賦が事務を非常に煩雜にしているから。(静岡県)
- ・ 直接費用と共通費用の認識が難しい。(静岡県)
- ・ 共通経費の配分が面倒である。(三重県)
- ・ 共通費の按分、通帳の管理、貸借対照表科目の按分。(京都府)
- ・ 共通支出を事業配賦する時の計算。(大阪府)
- ・ 共通経費の配賦。(和歌山県)
- ・ 事業費と管理費の配賦基準の、見直しのタイミングをどうするか。(鳥取県)
- ・ 費用配賦に必要性を感じない。(岡山県)
- ・ 共通経費の配賦、内訳書の作成が煩雜。(岡山県)
- ・ 費用配賦について、人件費等の各事業への費用配賦は必要なのか？人件費は法人管理で管理してもよいのでは？以前のような一般会計（公益目的事業）、特別会計（収益事業）に法人会計（人件費、事務局費等）を追加した形で良いのではないのでしょうか。決算時に収入と費用配賦の会計事務に困っています。当財団は公益目的事業の比重が大きく公益目的事業収入（指定管理料）の中に人件費が含まれているので、費用配賦ならまだしも、収入を各事業に配賦するのに困っています。純粹に事業に係る収入・費用以外の人件費は法人管理で管理できれば事務処理も簡単で済むと思います。(広島県)
- ・ 経費の按分の煩雜さ、法人税等課税対象に対する考え方への不満。(徳島県)
- ・ 事業管理費と管理費に分かれているため、全体を把握しにくい。(徳島県)
- ・ 共通経費の配賦の複雑さ。中長期の資金計画の立てづらさ。(福岡県)
- ・ 経費を配賦しなければならないこと。(福岡県)
- ・ 費用配賦により事業ごとの予算管理が難しい。(佐賀県)
- ・ 公共料金の支払い等細かな金額についても事業割で出す必要がある点。(熊本県)

- ・ 経費（特に管理費）が各事業に按分されるため、各事業に本来掛かる経費や、実際に施設管理に掛かる経費などの額が判りにくい。（熊本県）
- ・ 公益費、収益費、管理費の事業内容の仕訳区分でわかりにくい。（沖縄県）
- ・ 決算書の作成（毎月の会計簿の従事割合算出作業）。（沖縄県）

3 資金収支と損益ベースの違い（16件）

- ・ 収支予算の管理が難しい。（内閣府）
- ・ 貸付金の貸付や償還など、正味財産の増減に影響しない資金収支が把握できなくなった。（山形県）
- ・ 所管の自治体との関係が深いので、資金ベースの方が扱いやすい。（栃木県）
- ・ 新基準以前に作成していた「特別会計」がなくなったため、資金の移動が外部から見て分かりにくくなった。（群馬県）
- ・ 収支と正味両方の作成が必要であり、額に違いが出るので説明する方もされる方もわかりにくいのではないか。（千葉県）
- ・ 補助金を受けついるため、どうしても予算管理が必要となり、20年会計では事業ごとの予算管理に向いていない気がします。（東京都）
- ・ 正味財産増減計算書と実質収支との相違。（神奈川県）
- ・ 法人の決算方式であるため会員に分かりにくい。（福井県）
- ・ 今まで使っていた、資金収支予算書、計算書の扱い。（山梨県）
- ・ 施設の修繕の毎年の積み立て金は、不確定金額として引当金処理ができないが、一定の基準で引当金扱いとしないと、修繕年度の収支金額のアンバランスが大きく会員へ決算説明に理解が得にくい。（三重県）
- ・ 損益予算であること。（大阪府）
- ・ 公益法人は利益獲得を目的としていないので、資金収支ベースの会計制度に戻すべきと考える。（山口県）
- ・ 損益ベースでの会計処理のため資産状況がわかりにくい。そのため、資産ベースの会計処理も合わせてしないといけないので、事務量が増える。（山口県）
- ・ 役員会等の事業説明資料としては分かりづらい面がある。補足として従来の収支ベースの計算書等も合わせて準備しているのが現状である。（山口県）
- ・ 当協会は、指定管理者として宇部市内の体育施設の管理運営を行っているが、市への決算報告書類は依然として収支計算書を求められ、県への報告書類と作り分けをしなければならず手間がかかる。また、事業ごとに経費を色分けしなければならないため、従来よりも会計仕訳の手間も増大した。経費を細分化したことによって、細分化する前の金額を把握することがまた更に手間である。（山口県）
- ・ 資金収支から損益収支となり、行政庁とのやり取りで資金収支の資料を求められることがある。（鹿児島県）

4 会計ソフトの問題（1件）

- ・ 当財団においては、会計ソフトの機能が追従できていない。（長崎県）

5 事務負担（81件）

- ・ 複雑かつ面倒。事務局員でも簡単にできる「シンプル」な基準がほしい。（内閣府）
- ・ 複雑に過ぎる点がある。（内閣府）
- ・ 以前に比べ煩雑である。小規模法人もここまで必要か？（内閣府）
- ・ 細かすぎる。わかりづらい。（内閣府）
- ・ 煩雑になった。（内閣府）
- ・ 会計監査人から監査期間4週間確保を求められるので、決算業務期間が少なくて大変です。（内閣府）
- ・ 事業費と運営費の比率分類が事務処理を複雑化している。（内閣府）
- ・ 小規模団体においては、もっと簡便な方法で良いのではないか。（内閣府）
- ・ 公益事業のみを実施する公益法人に対する、区分会計処理の義務付けは撤廃してほしい。（内閣府）
- ・ 正味財産増減計算書内訳表の作成が手間である。（内閣府）
- ・ 小規模の場合報告事項は簡略に。（内閣府）
- ・ 管理費は、大きな法人組織でも小さな法人組織でも同じだけかかる部分がある。同じ会計基準で扱われると、小さな法人に負担がよりおおきくかかる。（内閣府）
- ・ 機関決定の際は事業単位で予算、計画をたてるため、予算作成と決算承認時に、以前の会計基準形式の表を作らざるを得ない。しかも、新旧の会計基準形式に互換性がないため、作成に多大な手間がかかる。（内閣府）
- ・ 区分経理に時間がかかり、負担が大きい。（内閣府）
- ・ 当財団は、収益事業がなく公益事業だけであるので、経費支出を事業費と管理費に決めた割合に按分しなければならないのが不便である。（内閣府）
- ・ 財産目録について、事業所別の作成を会計士から求められているが、煩雑であり、必要性があるか疑問。（内閣府）
- ・ 専門的知識が要求され、事務負担が極めて大きい。（内閣府）
- ・ 小規模法人には、無駄な基準だ。従来の会計基準で何ら差支えない。今もって専門家の指導を仰ぐための費用ねん出等無駄と思う。（内閣府）
- ・ 会計基準に沿って作業をすると大変煩雑になる。（内閣府）
- ・ 事務量が多い。（内閣府）
- ・ 決算時の事務処理（計算書類・定期提出書類の作成）が大変。（内閣府）
- ・ 会計処理が煩雑である。（内閣府）
- ・ 事業区分別の細目が細かくなりすぎている。（内閣府）
- ・ 人件費の事業別配賦割合を設定して配賦するのが面倒。（内閣府）

- ・ 指定正味財産の一部を拠出者了解のもと一般正味財産に振り替えた場合複雑な会計処理が必要。(北海道)
- ・ 慣れたから問題は無いが、システム変更をしなければならない変更は、小さな法人にとっては負担が大きくなることを考えておいてください。(北海道)
- ・ 元帳を会計ごとに出力するため、事務量が多くなった。(青森県)
- ・ 行政庁提出書類が複雑で細かすぎる。(岩手県)
- ・ 1 貸与奨学金(資産科目)の会計処理 2 正味財産増減計算書にB/S部分が有り、複雑だ。(宮城県)
- ・ 会計制度が複雑で、中小法人にとっては大変な負担となっている。(宮城県)
- ・ 個別事業の収支を別に作成する必要がある。(秋田県)
- ・ 仕訳事務に手数がかかりすぎる。もっと簡便にできる方法を考案していただけないか。(秋田県)
- ・ 資金収支計算書を内部の管理用の書類として作成し、理事会に提出、承認を得ることとなっているが、正味財産増減計算書等の作成に加えて計算書を作成することは、作業量も多い。資金収支については、中途半端な位置づけではなく、明確に整理してほしい。(山形県)
- ・ 当会は行政の委託事業が多い。従って、行政基準の予算・決算を作ったうえで20年基準の帳票を作成せざるを得ないのが現状である。(最初から公益三区分で伝票を切るのは現実的でない)。(福島県)
- ・ 作成しなければならない財務諸表が多い。(福島県)
- ・ 補助金を受けているため特別会計を求められており事務負担が増大する一方である。指定正味財産に係る取扱いが煩雑すぎる。(福島県)
- ・ 法人会計が区分されているため、仕訳が煩雑(茨城県)
- ・ 当財団は、従来の資金収支による管理も継続しており、事務が煩雑となった。(茨城県)
- ・ 区分処理が煩雑。(茨城県)
- ・ 公益目的事業会計及び法人会計に従事、使用及び面積割合等による配賦会計のため、経理事務処理の手間及び帳票類の量が多くなることです。(栃木県)
- ・ めんどくさい。(群馬県)
- ・ 提出書類の簡素化をお願いしたい。(群馬県)
- ・ 資金管理の複雑化。(群馬県)
- ・ 配賦処理が煩雑。(埼玉県)
- ・ 共通費の配賦に手間がかかるため。(埼玉県)
- ・ 会計の技術的能力が必要なのはわかるが、弱小法人では素人がやるしかないので大変です。(千葉県)
- ・ 大規模財団と小規模財団の会計基準が同じであること。(千葉県)
- ・ 会員以下一般の方含め、財務諸表等が非常にわかりにくいとの指摘がある。(千葉県)
- ・ 会計処理が複雑で、時間と手間がかかる。予算との対比がわかりにくく、また会員への説明のために改めて修正計算書等も作成しなければならず、作業量が増え、結果人件

費が増加した。(東京都)

- ・ 零細団体の場合、会計処理が煩瑣。(東京都)
- ・ %を振り分けたり、手数がかかる。(東京都)
- ・ 3会計になったことにより、事務負担が増大した。(東京都)
- ・ 配賦による経理事務の煩雑化。別帳簿で管理しないと事業報告の別表記載ができない。(科目一律ではなく、用途別に配賦しているため)。(東京都)
- ・ 事務の作業が増える。予算書がわかりづらい。(東京都)
- ・ 公益目的事業会計と法人会計に分ける趣旨は分かるが、場合によっては細かすぎて事務が煩雑になるばかりである。(神奈川県)
- ・ 公益目的事業への振り分けを手計算で行っているため手間がかかる(システム化するには経費がかかる)。(新潟県)
- ・ 科目別管理が煩雑。(新潟県)
- ・ 法人区分の必要性(公益事業のみ実施する団体で)。(新潟県)
- ・ 資料作成に時間がかかりすぎる。理事会、評議員会への説明が煩雑になる。(富山県)
- ・ 関係書類の作成が多い。(富山県)
- ・ 小規模法人にとって、現基準では余りにも事務負担が大きすぎるため、小規模法人については勘弁な会計処理を可能とすべきと考える。(石川県)
- ・ 複雑すぎる。複数の公益事業を行っている場合、事業ごとに会計処理を行わなければならないが、これは公益事業会計ひとつにまとめて行ってもいいのではないか。(福井県)
- ・ 国庫補助の事業費目と適合しない科目があり二度手間。(山梨県)
- ・ 複雑で、作成する上でも、理解して頂く上でも苦労がある。(岐阜県)
- ・ 小規模な法人にとって、事務負担が多い。もっと簡素でよいのではないか。(岐阜県)
- ・ 規模の大小にかかわらず統一した制度(一部法令で基準は違っているものや改正されたものがある)であり、事務負担が大きい。(静岡県)
- ・ 行政への決算報告提出書類が複雑。(静岡県)
- ・ 区分会計をしなければならないこと。会計制度とはいえないかもしれないが別表G様式で管理費等按分した費用が事業費と法人会計の区分により合計額が表示されないので、科目の合計額がわかりにくい。(愛知県)
- ・ 複雑。(愛知県)
- ・ 事業規模に応じ簡便な方法を設定し、その選択を可能にする必要性を感じる。(愛知県)
- ・ 必要な書類が多い。一般正味財産と指定正味財産を分けて管理するのが煩わしい。(三重県)
- ・ 収益事業がなく、かつ小規模の法人にとっては、事務の負担が大きい一方で、必要性が乏しいのではないか。(兵庫県)
- ・ 計算等処理手法が少し異なるため、労力を必要とする。(鳥取県)
- ・ 複雑すぎるもっとわかりやすくしてほしい。(岡山県)
- ・ 事務量が増えた。(福岡県)
- ・ 外貨建債権、投資信託、割引債など、会計処理が複雑である。(福岡県)

- ・ 計算書類の作成や電子提出など事務量が増大した。(鹿児島県)
- ・ 附属明細書等のように、作成しなければならない書類が増えた。収支相償を取らなければならない。収益事業の利益の半分をみなし寄附とする場合、3/31までに振替なければならない。(鹿児島県)
- ・ 複雑である。(沖縄県)
- ・ 公1だけの法人の場合、法人会計勘定はあ必要ないと思う。会計を2つに分けているため複雑化し、作業が倍になっている。(沖縄県)
- ・ 県・国の収支決算等の項目と、当団体が所属している日本青年会議所の収支決算等の項目では、表記の差異があるため、担当委員が2回決算を行っている事と同義となるため(日本青年会議所が変えればいいだけだとは思いますが・・・)。(沖縄県)

6 その他(127件)

- ・ 決算をしてみないと公益会計基準に適合するのか、明確にならない点。(内閣府)
- ・ 金融資産の時価会計が実態とそぐわず(満期まで保有するので100以外の数字は意味がない)、説明に難儀する。(内閣府)
- ・ 収支相償。(内閣府)
- ・ 一般の会計制度とのかい離があり一般的にやや難解ではないか。(内閣府)
- ・ 助成を受けた団体が求める会計と異なるため。(内閣府)
- ・ 多くの役員等に理解されない。そのため、説明に難儀する。(内閣府)
- ・ 満期保有目的であっても有価証券の時価情報をいちいち取得しなければならないこと。(内閣府)
- ・ 企業会計で計算した損益計算書の帳尻と公益法人会計で計算した正味財産計算書の帳尻が合致しないが、先進国ではこの種のことはあり得ない。粉飾決算と見なされる。(内閣府)
- ・ 会計基準そのものは概ね妥当と考えるが、内閣府の定期提出書類との整合性を図ってほしい。また、財務諸表のフォームに改良の余地がある。特に正味財産増減計算書内訳表は事業・法人が横列で折角区分されているにも関わらず縦行で事業費と管理費に分かれているため数表が無用に下側に伸び、非常に見にくく作成もしにくい。(内閣府)
- ・ 貸借対照表の表示明細が明瞭でない。(内閣府)
- ・ 売上、売掛の概念がないので、収益状況の把握が困難。民間出身者からみると理解不可能。公益会計と法人会計との事業振替。(内閣府)
- ・ 収支相償の対応について、質問4で答えたような理由で不便さを感じております。(内閣府)
- ・ 会計処理が複雑である。(内閣府)
- ・ 公益目的事業費率の算定基準をわかりやすく解説してほしい。(内閣府)
- ・ 遊休財産を次期の運営経費として積み立てることが出来ない。(内閣府)
- ・ 基本財産は投資有価証券が大部分であり、取得価額ではなく帳簿価額で表示するため、

- 毎年基本財産額が変動する点。(内閣府)
- 公益法人の実態にあった基準の適用を望みます。(内閣府)
 - 正味財産増減計算書と損益計算書との相違点・貸借対照表内訳表の必要性。(内閣府)
 - 職員が20年会計基準の思想を正しく理解できていない(ついて行けていない)点に不安を覚えている。処理の仕方ではなく、なぜその処理が求められているか(求められるようになったか)を理解する機会を与えたいと考えている。(内閣府)
 - 金融商品会計基準、退職給付会計基準、リース会計等の企業会計で一般的となっている会計処理の基準は、会計基準の本体で明示的に規定すべきである。(内閣府)
 - 事業会計とも異なり、財団の運営には適していないため。(内閣府)
 - 収支相償について。(内閣府)
 - 頻繁に会計基準が変わる。(内閣府)
 - 収益事業から公益事業への繰り入れに関する処理等。(内閣府)
 - もう少し規制を緩和してほしい。(内閣府)
 - 収支相償。(内閣府)
 - 指定正味財産の制度が分かりにくい。また病院運営を行っているが、この会計基準では運営上必要な数値が出せず別途集計せざるを得ない。(内閣府)
 - 会計基準で調べても不明のままの部分が存在する。(内閣府)
 - 指定財産と一般財産の区分は不要ではないか。(内閣府)
 - 収益事業会計から他会計への振替限度額についての基準がややわかりにくいようにも思われましたので。(内閣府)
 - いつの間にか更新されており、専門の公認会計士と契約していないと情報が入ってこない。運用指針が充実しておらず、会計処理に困る時が多かった。公益事業のみを行っている法人にとって、BS、PLの内訳表は意味をなさないとされる。退職金の資産・負債は毎年積み立てるものだが、ある人物において従事割合が同じ年などないため、退職した場合の計算、毎年の管理が非常に煩雑。従事割合や人数割合、面積割合などが、毎年変わると想定されて作られているとは到底思えない。什器備品など、取得した時の割合のまま減価償却されるなどということはありません、まともに計算させられるのは煩雑。担当官も会計士も人によって言うことが違い、会計処理が果たして合っているのか不安に思いながら仕事している。(内閣府)
 - 事業ごとの支出が分からない。(内閣府)
 - 財産目録に「使用目的等」の記載を求められることの根拠がわからない。(内閣府)
 - 慣れの問題か？(内閣府)
 - 会計基準が一般企業とは違うため、管理ソフトウェアへの投資が費用負担として重い。統一してほしい。(内閣府)
 - 一般企業の会計制度のかけ離れているため、理解がされづらい。(内閣府)
 - 小規模法人にとって法人会計として区分する必要性が疑問。正味財産の区分が難解(「指定」の意味)。(内閣府)
 - 基本財産運用における国債・社債等の評価損益の処理。(内閣府)

- ・ 決算の内容を理事や評議員に理解していただくことが困難。(内閣府)
- ・ 収支相償。(内閣府)
- ・ 公益事業が一つしかない法人の場合、法人会計を区分経理する必要性が乏しい。総じて会計制度を複雑怪奇にしているのではないか。(内閣府)
- ・ 作成しなければならない決算関係書類が多すぎるため、中小の財団は対応が大変と思われる。(内閣府)
- ・ 理事会・評議員会のたびに「16年会計基準でないと理解できない」と言われるため、別資料を作成する事務作業が増える。(内閣府)
- ・ 正味財産増減内訳表の収入と費用の対応が必ずしもリンクしない。(内閣府)
- ・ その他有価証券を時価評価する場合、会計基準が明示されていない。財産目録は計算書類として位置づけるべき。(内閣府)
- ・ 公益とはいえその業態は多岐にわたる為、一般企業的な尺度での単純分類収支計算では解決できない複合的な価値に対する解決と報告方法があてはまらない。(内閣府)
- ・ 現在平成20年会計でないため不便と思う。(北海道)
- ・ 正味財産増減計算書において、事業計を表示する科目がないため、数字の把握が困難で、使いづらい。(北海道)
- ・ 収支の詳細がわかりづらい。(北海道)
- ・ 事業予算の管理がとてもしにくい。(青森県)
- ・ 行政庁提出する予算書、決算書は20年会計基準になっていない。(岩手県)
- ・ 一般に理解を得られにくい。(岩手県)
- ・ 緻密な収支管理が開示できない。(宮城県)
- ・ 非常に分かりづらい。(秋田県)
- ・ わかりにくく、指導をお願いしている会計事務所でも間違えている。(山形県)
- ・ 企業会計制度のほうがわかりやすい。(福島県)
- ・ 複雑になり理解を得られない部分がある。(茨城県)
- ・ 事業費と管理費を区分しているため、会員から見れば決算書が分かりにくいこと。当社は事業費と管理費を合算して月次決算報告をしている。但し、当社は公1事業のみ。(栃木県)
- ・ 第三者(行政職員等)に配賦基準や他会計振替などの理解を得るのに苦慮する。(栃木県)
- ・ 3月支払い分が翌月支払となる関係上。(栃木県)
- ・ 次期繰越がわからない点。予備費が見えてこない点。(栃木県)
- ・ 当初は大変わかりづらく不便と感じたが、慣れてきたので少し不便を感じる程度。(群馬県)
- ・ 予算準則主義が大前提にあり、予算を超えた執行は公益法人としてはよろしくない。しかるに、補正予算を組む場合、理事会への説明資料としての補正予算書が、非常にわかりづらくなる。(群馬県)
- ・ 収支相償を担保する為の会計運用に苦心している。(群馬県)
- ・ 企業会計寄りに改正されてきているが、公益法人会計は特殊であるため、会計担当者の

- 育成、登用（中途採用等）が困難である。（埼玉県）
- ・ 当該法人または、行政の実務担当以外の者の理解し難い。情報公開を行っても理解されなければ意味がない。「理解させないためにあえてわかりにくい会計にしている」と指摘を受けたこともある。（埼玉県）
 - ・ 事業形態により事業毎に大きな違いがあるため、書類を作成する上で、明確に参考となる資料がない。（埼玉県）
 - ・ オンラインでの事業報告の掛かる仕事量が多く、経験を積んでない場合にはきわめて複雑さに直面する。そこまで求める必要があるのか？ 会計基準そのものについてはやむをえないと思う。（東京都）
 - ・ 以前の方がわかりやすかった。（東京都）
 - ・ もう少し融通が利くとよい。（東京都）
 - ・ 高齢者の会員には、決算書類がわからない。（東京都）
 - ・ 行政と会計制度の違い大きすぎて、理解していただけない部分が多い。（神奈川県）
 - ・ 収支相償の取扱いについてさらに緩和して欲しい。（神奈川県）
 - ・ 公益目的事業比率の算定基準を説明してほしい。（新潟県）
 - ・ 基準内容の理解が難しい。（新潟県）
 - ・ 明確でないことが多い。（富山県）
 - ・ 素人には科目の演算方法とその意味が理解できない。（富山県）
 - ・ 会計基準の例示収入・支出科目が本会の実態に合わない。（富山県）
 - ・ 現在の複式（石川県）
 - ・ 担当者が毎年変わる為、理解が難しい。（石川県）
 - ・ 助成金100%公益事業へ支出では、会員のメリット面から不満が出ている。（福井県）
 - ・ もっと企業会計基準に近づけるべきである。（長野県）
 - ・ 経常経費 事業費科目が性質別科目であると、事業名ごとの事業費がわかりづらい。（岐阜県）
 - ・ 会計制度とは直悦関係はないかもしれないが、当法人は公益・収益の両事業行っており、毎年の法人会計の赤字を公益事業収入から補填できず、遊休財産から補填せざるを得なくなっている。遊休財産が減少していくことは問題があると考えている。（岐阜県）
 - ・ 会計制度が複雑怪奇で、素人の対応では処理が困難。（静岡県）
 - ・ わかりにくい。（静岡県）
 - ・ 所轄の会計と合致しない。（静岡県）
 - ・ 難しい。（静岡県）
 - ・ 総会や理事会で説明がしづらい。（愛知県）
 - ・ 科目間の流用ができない。（愛知県）
 - ・ 就任間もないので判断できかねます。（愛知県）
 - ・ 企業会計との乖離が大きい。（愛知県）
 - ・ 流用ができない。決算書類が多すぎる。（愛知県）
 - ・ 公益法人会計3月末決算に対し、補助金交付団体（国、市）の決算処理は出納閉鎖期間

(5月末)があり、整合が取れない。(愛知県)

- ・ わからない。(三重県)
- ・ 会計制度がわかりにくい。(三重県)
- ・ 理事等に基準を説明しても、なかなか理解してもらえない。(京都府)
- ・ 企業会計をベースにしているため、実務的に戸惑うことがある。(京都府)
- ・ 会員に分かりにくい。(大阪府)
- ・ 指定正味財産振替について。(大阪府)
- ・ 公益目的事業費率や収支相償等の状況確認が困難。(大阪府)
- ・ 収支相償の考え方をもう少し柔軟にしてほしい。(兵庫県)
- ・ 会計処理の労力と時間会計制度そのものを役員が把握していない場合説明な時間がかかる。(和歌山県)
- ・ 複雑である。(和歌山県)
- ・ 複式簿記になれないため。(鳥取県)
- ・ 満期保有目的の債権について例えば基本財産の国債の短期売買による運用を行う場合、時価評価となり基本財産額の変動が每期生じる。(岡山県)
- ・ 特別展や企画展別の収支が財務諸表に表れないため、役員等への説明時に別途作成する必要がある。(岡山県)
- ・ 会計間の振替に不便を感じる。(岡山県)
- ・ 一般会計基準と相違があること。(広島県)
- ・ 公益目的事業会計の共通で収入した受取利息などを、公益目的事業で使用する場合でも、使用した事業の会計区分上の貸借対照表上で他会計借入金となり、残っていく点がよく分からない。(徳島県)
- ・ 正味財産増減計算書総括表から正味財産増減計算書内訳表に替わった点、附属明細書の義務付け等、前回基準以上に専門性の高いスキルを持った人材が必要とされてきている。(徳島県)
- ・ 勘定科目の設定が提出先にて異なり、そのまま流用出来ない。(愛媛県)
- ・ 極めて専門的な会計制度であり、顧問会計士が居ないと決算や事業報告が難しいため経費増となる。(高知県)
- ・ 正味財産増減額などの言葉になかなか慣れない。(福岡県)
- ・ 収益事業のない法人にあっては、遊休財産保有の規定が無意味である。(福岡県)
- ・ 担当者として、実務に従事する場合、会計制度の知識と経験が必要ではないかと感じている。(佐賀県)
- ・ 基本財産を公共債の売買で運用しているが、その売買益の配分先がわからない。(佐賀県)
- ・ 科目で計上するので事業内容に相対した金額がわからず 総会において説明が詳しくできないし、会員からもわからないと不平を言われる。(長崎県)
- ・ 会計基準がわかりにくい。(熊本県)
- ・ 制度の詳細がわかるマニュアルが欲しい。(大分県)
- ・ 公益事業を赤字しなければならないこと。(大分県)

- ・ 基準が細かすぎる。(宮崎県)
- ・ 収支相償等、どのような会計処理をすればいいのか非常に難しい。(鹿児島県)
- ・ 剰余金が生じた場合その処理の仕方。(鹿児島県)
- ・ 一般の会員から決算書等を見ても分かり辛いと言われる。(鹿児島県)
- ・ 収益事業等からの公益事業への繰り入れ制限。(鹿児島県)
- ・ 赤字にしないといけない経理。(沖縄県)

5 行政庁の指導等に対する意識

【質問 11】◎ 行政庁の指導や対応が良くない。(85 件)

1 指導内容・判断が区々 (12 件)

- ・ 定期報告書や変更認定で担当者ごとに指摘や修正内容が異なる。
- ・ 担当者によって運用が統一されていないため
- ・ 具体的に記載したのに討論しているうち結果的に漠然とした回答で良しとなった。
- ・ 質問 III-1 (移行前と立入検査時における、寄付金の取り扱い方法の変更根拠及び説明が明確ではない。)に記入済み。内閣府の対応のぶれ
- ・ 電話相談をしても回答が曖昧なことがしばしばあり、かつ、その回答と実際の指導が異なるケースがある。
- ・ 前任者と比べて、違う事を言うことがあるから。それに振り回されてしまう。
- ・ 担当者によって、違いがある。
- ・ 指導行政庁の監査部門、財政部門、事業指導部門、地方自治法に基づく外部監査人が異なる指摘をする場合がある。
- ・ 担当が変わるたびに返答が曖昧であるため
- ・ 担当者が変われば、対応が違うので戸惑う
- ・ 定款変更等の際、事前に問い合わせ確認を行い、了解を得ていたにも関わらず、変更届出後に訂正を求められる事がある。
- ・ 担当者によって対応や指導が違うので、前担当者の指示どおりに書類を作成していても、翌年度には指摘を受けることがある。一貫性がないので、とても困る。

2 手続・回答に時間がかかる (13 件)

- ・ 特に、内閣府は立て込んでいるのであろうが、上記したように、前前年度の指導や指摘が前年度の決算前に来る。ただ、対応は極めて丁寧であり、処理する書類が多く対応が追い付いていないためと気の毒に思う。
- ・ 定期報告書類に対する審査に時間がかかりすぎる。
- ・ 質問に対する回答が余りにも遅い。3 回程度督促してやっと回答があった。
- ・ 前年度事業報告に関する定期提出書類の確認が 1 年後で、今年度分提出直前に連絡が来る点
- ・ 定期提出書類の審査が極めて遅い (平成 25 年度分の審査に今年 6 月まで要した→ 提出してから丸 1 年も掛るのは、どうか…)
- ・ 決算の報告 (定期提出書類) の指摘事項が 1 年後というのはいかがなものか
- ・ 定期提出書類の確認・指導のタイミングが遅く対応困難あるいは混乱するケースが多い。
- ・ 問い合わせに対する行政庁の回答が半年後だった。
- ・ 担当者は大変対応が良いが、如何せん形式的なことが多く、本質的な改善にならない。また、スピード感は全くない。

- ・ 問合せに対する回答が遅いあるいは回答が明確でないことがある。
- ・ 全体として「大変良い」であるが、提出書類の点検や更生の指示が遅すぎる点が唯一良くない点である。11月や12月に言われても、思い出すのに時間がかかり、どこに不具合があったのかとつさに理解できない。どうせ時間がかかるのなら、提出期限をもっと延ばしてほしい。
- ・ 申請や届出の処理が遅いのではないでしょうか。
- ・ 届出、提出等の結果判明が非常に遅い。なぜ3～4ヶ月つきもかかるのであろうか？

3 細かい (9件)

- ・ 報告書類が細かくて多すぎる。
- ・ 細かすぎる説明や資料を求められる。
- ・ 指導が細部にまで及んでいる
- ・ あまりにも細かすぎます。
- ・ 事業変更の細部まで変更届が必要であるのは法人の自主性を損なうものではないかと思う。
- ・ 担当者は親切丁寧だが、指導が細かすぎる。
- ・ 指導内容が細かすぎると感じる。
- ・ 内容が細かすぎる。公益法人として、県の外郭団体として、補助金の交付団体として検査・指導が多すぎる。
- ・ 事業報告について小さいことまで修正を求めすぎる。

4 行政庁の印象 (21件)

- ・ 行政庁担当官によるセミナーを受講した僅かな例でしかないが、受講者が制度を熟知しているとの前提で話されるようで一般には理解し辛いとの印象を受け、少し配慮不足ではと思われる。
- ・ 問い合わせするに敷居が高い気がします。もう少し問い合わせしやすい雰囲気があると良いと思います。
- ・ 資料提供はしてくれるが、直接教えることは監督部署の役割ではないと言われており、提出書類の是非は出してみないとわからない。
- ・ 個別具体の案件にアドバイスがない
- ・ 「法律、規程で決まっていることですから」としか答えが返ってこない。
- ・ 杓子定期的な指導対応が見られるが、収支相償など担当者も制度に疑問を感じているふしも感じられる。
- ・ ①担当者が変われば言っていることが180度変わる。②高圧的で法人側が相談したいと言ってもまともに答えてくれず、回答を逃げた。③最後には、言うことを聞かないと公益認定を取り消し、公益財産を没収すると脅しをかけた。
- ・ 可能性を与える指導はできていない。粗探しをする”法的な検閲”に重点がおかれている。

- ・当初から不適當な団体という扱い
- ・公益認定、変更認定申請共に法人側に立った姿勢、対応ではない。変更認定の際、公益事業を分けられている。事業を分けることが全国の状況に逆行していることを理解していない。
- ・行政庁の担当者は、人事異動により短期間で異動することが多く、公益法人会計等についての実務について長けておらず、詳細な相談が難しい。専門家の育成、公認会計士等の設置等を考えるべき
- ・県の公益法人担当部署が、当方からの直接の質問を受理してくれない。当団体の所管部署経由しか質問を受け付けてくれないが、所管部署の担当が人事異動で変わるので、不慣れであり、質問を理解されない。
- ・公益認定等審議会が示す見解が根拠を示さない一方的なものが多く、法人の独自の事情等が十分に踏まえられたものとなっていない。事務局が事前の調整に時間をかけて、納得できる根拠を示した上での指導が望まれる。
- ・決算書の記載に関する回答が不適切なものがあつた。
- ・共益と公益の境界があいまいではないか。行政庁毎に認証をすることの問題を解決すること。また、制度の熟成が必要である。
- ・移行認定にあたり、公益の基本的な考え方に違いがあり、法の下の公平・平等に疑問を感じた。
- ・規制が厳しい
- ・事前指導、十分な情報提供がなされていない。各法人の自由裁量にまかされているとはいえ、手前勝手の感がある。
- ・都度都度方針が変わるたびに対応を求められる。現場の状況を踏まえてという感じが薄い。など
- ・事業を拘束している
- ・法人の運営にプラスになる指導が望まれる。揚げ足を取るような指導には不満である。
- ・指導助言というより、押しつけ的な印象を受けた。今年度に入り研修会を開催されたが、一方的な説明に終わった。

5 担当者の態度・能力に問題あり（17件）

- ・担当者が制度を十分に把握していない。
- ・公益法人移行時の担当者はベテランだったが、その後の人事異動ごとに担当者の質が下がっている。
- ・この4月より担当官が変わったが、あたら悪い担当官の事務品質が悪くなり、少々困っている。
- ・担当者によって知識や力量、指導基準に落差があり、対応に苦慮している。
- ・実際の報告書の書き方の指導ができなかった。
- ・担当者が理解していない。こちらの質問に明確な回答をもらえない。
- ・問い合わせをしても制度自体をよくわかっていないような印象を受ける。

- ・ 担当者に問題あり
- ・ 態度が横柄
- ・ 本来提出不要の資料を提出させている。
- ・ 担当者の勉強不足。提出した計算書類について、何も理解できていないまま確認しているようだった。
- ・ わからないことを聞いても行政庁担当者も知らないなので、結局自分で調べるしかない
- ・ 担当者の横柄な言葉使い、態度が不快である。
- ・ 担当者にもよるが、問合せ等した際の対応が不親切
- ・ 移行期間が過ぎ、行政庁の人員削減や組織の簡略化が進み体制や配置される職員が複数業務の兼務で能力不足
- ・ 法務課からの説明会が毎年度1月～2月にあるなど、ほぼ年度が終わってからであり、そこでこの事例は法令違反ですと言われてももう過ぎてしまっている。担当課の職員は本制度をまだ理解しておらず、当てにならない。
- ・ 横柄的である

6 地域格差 (2件)

- ・ 地域の特性が考慮されていない
- ・ 内閣府等の研修等が東京で頻繁に開催されているが、地方においても適度に開催して欲しい。

7 その他 (11件)

- ・ 定期提出書類の簡素化が望まれる。
- ・ 質問 7-1 (役員等に対する儀礼的なものに関してまで“利益供与”とみなされたこと) の理由のとおり
- ・ 我が国では監督官庁がその監督責任を充分果たしているは言い難いが、法令による書類等の提出義務を簡素化し、監督責任が果たせる範囲内に留めるべきである。
- ・ 内閣府への事業報告 (特にH表・C表) が詳細、繁雑すぎる。
- ・ 収支相償と遊休財産の基準を、早く改めるべきである。
- ・ 質問 3 (*理事会と評議員会の同日開催に制限があるが、実態を踏まえ、開催条件を緩和すべき。*事業報告・計算書類等の作成が複雑な上、内容についての確認・指導が五月雨式で完了までにかかなりの時間を要する。また内容を考慮して書面で郵送したものをさらにPDFで要求されるなど手続きに時間がかかる。) の回答と同じ。
- ・ 就業開拓のため企業訪問するとき、あいさつ用のタオル・ティッシュペーパーなどは補助対象にならない。せめてティッシュペーパー程度は対象にしてほしい。
- ・ 監督官庁の報告事項が多岐にわたり事務量が増加傾向である
- ・ 電子申請における入力方法等分かりづらい
- ・ 以前より丁寧な感じを受ける
- ・ 親切丁寧に対応いただいている。

6 寄付金について

【質問 16】 ◎ 税額控除証明を受けるための PST 要件を撤廃してほしい。

1 公益認定の上に屋上屋（24 件）

- ・ 公益法人になる段階でより厳しい基準をクリアしているのだから。
- ・ 公益認定の屋上屋要件。
- ・ 公益法人であれば平等に P S T 要件なしに控除証明を出してほしい。ただちに寄附金募・集活動に入れる。
- ・ 公益法人であれば、その公益性は認められているので、それだけで認定してもよいと思う。
- ・ 公益法人として認定された法人への寄附は優遇されて然るべき。
- ・ 認定法の基準は満たしているため、P S T の要件を上乗せすることは不要と考える。
- ・ 公益法人であることで、すでに要件をクリアしているのではないかと考えるから。
- ・ 公益法人の認定で十分と考える。
- ・ 要件を設定する必要はない。
- ・ 既に公益認定を受けているから。
- ・ 公益法人認定だけで充分。
- ・ 厳しい基準をクリアして公益認定された法人に、P S T 要件を課すのは合理的でない。特定の関係先もない小規模法人でも寄附金を集めやすい制度を望む。
- ・ 公益法人であれば新たな PST は不要。
- ・ 公益法人認定基準を満たしていることで OK と考えるから。
- ・ 公益法人という要件で認可してほしい。
- ・ PST 要件の設定に疑問を感じている。公益法人には、無条件で税額控除証明が受けられるように改めてほしい。
- ・ 公益法人の場合すでに公益的事業をやっていることが認められていから必要ないと思う。
- ・ 公益認定を受けているにもかかわらず、PST 要件を課す必要性に疑問がある。
- ・ 公益法人としての認定を行政庁から受けている以上、受けた寄附を法人から・個人からで区別する必要がないと思う。
- ・ 公益財団法人として認められているのだから、それ以上のハードルは不要と考えます。
- ・ 屋上屋であるから。また要件が厳しすぎるので寄附文化の醸成のためには緩和すべき。
- ・ PST の存在理由がない。
- ・ NPO 法人は要件とされておらず、均衡を失っている。

2 基準が厳しい（107 件）

- ・ 5 年間の寄附者をまとめるのは非常に手間の掛かる作業なので。

- ・ 要件にあることをクリアできそうもない。
- ・ 条件が厳しい。
- ・ 要件のハードルが高い。
- ・ 要件を満たすのが当団体では困難なため。
- ・ 要件を満たすことが困難であるため。
- ・ 毎年100件以上という要件が厳しい。
- ・ 用件をクリアするのが難しい。
- ・ 寄附者を100名集めることは、現時的ではない。
- ・ 要件の緩和を望む。
- ・ 要件を満たすほど寄附額のウェイトが大きくない。
- ・ 公益目的事業の原資が必要であるが、小規模団体では要件クリアできないため
- ・ 基準を超えられない。寄附のみで運営していない。
- ・ 零細団体の場合の要件緩和。
- ・ PST要件を満たすことは到底困難と考えます。
- ・ PST要件をクリアすることができないから。
- ・ 要件のハードルが高い。
- ・ 現基準のクリアは不可能である。
- ・ クリアすることが難しい。
- ・ 勉強不足かもしれませんが、条件が厳しすぎると感じるため。当基金は、公益事業のみで、収益事業を行っていないのに、厳しくないのだろうか。収益事業のみの先は、撤廃できないか。
- ・ 個人がどんな公益法人のどんな事業に寄附をするかは純民間団体であるか元官制団体であるか、企業財団であるかは関係なく、あくまで事業そのものへの共感。PST要件はそもそもの出損企業からの寄附に頼り、その寄附金収入のウェイトが非常に大きい企業財団にとって不利な制度であり、せつかく事業に共感して寄附したいといわれてもお断りせざるを得ないこともあるので、是非とも撤廃していただきたい。
- ・ 要件が厳しすぎる。
- ・ 少額寄附者が多いことと繰り返し寄附していただける方が多いのでPST要件をクリアすることが困難である。
- ・ 要件の緩和。
- ・ 小規模の法人では、100名の寄附者は、難しい。
- ・ 当センターの事業規模では、年平均100人以上の規制は達成が困難である。
- ・ 要件を満たし続けるのが難しい。
- ・ 実施事業の一部について、寄附金で運営したい場合、条件が厳しいのでクリアできない。
- ・ 寄附件数や寄附の占める割合などハードルが高いので、要件を緩和していただきたい。
- ・ 当協会としては、将来の課題としてもPSTをクリアすることが難しいので。
- ・ PST要件を満たすことが困難。
- ・ 更新時クリアできなくなる可能性がある……。

- ・ 要件は不要。現状からは要件の求めるハードルは高く、クリアする為の事務局負担は大き過ぎる。寄附者の善意を考えると本末転倒の要件である。
- ・ PST の実績判定期間の5年間が長すぎる。
- ・ 条件をクリアすることが困難。
- ・ 厳しすぎ、制度を活用する阻害要因になっている。
- ・ 公益法人の認定だけでも、公益性の条件はクリアできるはず。ハードルが高すぎる。
- ・ 要件が厳しすぎる。
- ・ 適用条件が厳しいことから、広く効果を共有するためには撤廃してほしいと考えます。
- ・ 要件 1、2 のみでは限られた法人でしか適用されない。要件が厳しすぎる。公益法人にとって、寄附金は活動の根幹である。
- ・ 人数、年数が多すぎ、クリアできない。弱小法人ゆえ、本来事業の実務で手いっぱい、募集に係わる人・時間・予算がない。寄附集めを行うと事業がおろそかになり、本末転倒になりつつある。こういった弱小法人こそが寄附を求めているのが実態だと思う。
- ・ 残念ながらまだ寄附を寄せてくれる人は、10~20 人程度に過ぎず、PST 要件の継続維持が難しい（初めの取得は、たまたま周年寄附事業の成果があったため）。しかし少数ではあるが、すでに寄附を寄せてくれている方々への価値提供機会が奪われてしまうことは申し訳ない。法人として行政に規制撤廃の陳情努力をすることも、法人の責任の範囲と考える。
- ・ 100 件は中小法人には酷。緩和してほしい。
- ・ 現有体制で百人以上の寄附者を継続的に集めるのは困難である。
- ・ 充足できないため。
- ・ 要件条件が高いため。
- ・ ハードルが高い。撤廃まではいかないにしても、緩和してほしい。
- ・ 当法人は建物の大改修を行う計画をしており、その財源として寄附を募る予定です。そのためには、税額控除証明を取得しておけば寄附を集めやすいと考え、PTS 要件を満たすために平成 25 年度において 2 事業年度の特例を利用して 3,000 円の寄附者を年平均 100 人以上集めて税額控除証明を取得しました。現在は有効期間中であるが、改修の計画が遅れると期限が切れることとなります。よって、このような要件を撤廃してほしい。
- ・ 規模が小さい財団にとっては、不利だから。
- ・ 要件を満たすのが困難であるから。
- ・ PST 要件のハードルが高い。
- ・ 人数とか収入割合など撤廃を望む。
- ・ 一人 3,000 円というハードルが、当財団には高すぎる。
- ・ クリアできないので、緩和してほしい。
- ・ 賛助会費を 3000 円以上にすることが困難なため。
- ・ 当財団の特性上、年平均 100 人以上を達成することは出来ない。
- ・ 要件が厳しいため、緩和してほしい。

- 単発、散発の寄附であり、継続的に年平均 100 人以上の寄附を受けること等は難しい。
- 2 つの要件をクリアすることは困難であるため。
- 条件が難しく、5 年の審査期間は業務が繁多となる。
- 寄附金収入が総収入の 20%以上となることは想定出来ないため。
- すでに個人から多額の寄附を受けている団体にのみ適用され、これからの団体は適用されない。
- PST 要件を満たすことが困難だから。
- これから広く寄附を募りたい法人にとって、ハードルが高すぎる。
- 対価性の基準が厳しい。公益法人ということですのですでにひとつ大きなハードルがあるので、それを満たせば良いと思う。
- PST 基準の緩和。
- これも規模的に適合しないから。
- 要件を満たすことが難しいから。
- 総収入に占める割合が 5 分の 1 以上となると、かなりハードルが高いと思われる。
- 要件を満たすことが困難だから。
- 100 人、割合ともに開始したい場合、小規模な団体は絶対に無理。
- 要件のハードルを引き下げして欲しい。
- 要件として、敷居が高く煩雑で、妥当とは思えないため。
- 要件の幅をひろげて欲しい例えば、100 人以上ではなく 50 人以上とか。
- 官から民へと謳うわりに要件が厳しすぎる。
- 運営に余裕のない法人が今後寄附を募りたくても、要件をクリアすることは困難なため。
- 知名度の面から、平均 100 人以上から 3 千円以上の寄附金をいただくことは至難。
- PST のクリアはハードルが高いため（年 100 人以上の寄附実績が必要）。
- 税額控除が最初から認められていれば寄附を集めやすい。補助金等を受けてない財団にはハードルが高い？
- 年間実績件数が基準にとどかない。
- PST 要件を継続的に満たすことは非常に難しい、特に今に今の時代は。
- 厳格な公益認定基準をクリアしている法益法人と NPO 法人が同じ扱いは納得できない。また、年間 100 人→5 年間合計 500 人のハードルが高すぎる。PST 要件の即時撤廃を望む。
- 要件が厳しい。
- 小規模の法人にとって P S T 用件のクリアは難しいのでもう少し基準を下げて欲しい。
- 要件を満たすことが困難。
- 条件が厳しすぎるため。
- 当財団のような規模の小さい財団では取得は困難であるから。
- 「3、000 円以上の寄附金を支出した者が、5 年間の平均で年に 100 人以上」という人数と期間では要件を満たすことが非常に困難であり、要件の緩和をすることにより寄附の増加になると考える。

- ・ 公益法人としては寄附行為を有効活用したいが、要件を満たすことが困難である（そのような法人が多いのでは……と想定します）。
- ・ これまで寄附によらないで経営してきた社団が、これから始めるにはハードルが高い。
- ・ 当法人では、PSTのクリアが困難なため。
- ・ 要件をクリアすることがリアルに出来ない。
- ・ 寄附が100件以上とか収入割合20%以上とかの基準が厳しすぎる。
- ・ 判定が困難。
- ・ 要件1の年平均100人以上の意味がない。
- ・ 会費を徴収して会員制度をとっており、会員になると観覧料が無料となることから税額控除の対象とは見なされなかった。入会時に多額の会費（寄附のお積み）を出される方もあり、もう少し広く解釈していただきたい。
- ・ 3,000円以上100人以上というだけでなく、1,000円以上300人といった基準も設定してほしい。
- ・ 寄附者の人数で決めるべきでないとする。また、面倒である。
- ・ 1人でも寄附してくださる方があればその篤志に報いるべきであり、寄附者人数により要件とするのは不適切である。
- ・ 寄附者数や寄附金額によって決定すべき事項ではない。
- ・ 少人数からの大口寄附対応ができない。
- ・ 税額控除を欲しいのは寄附者個人であって、統計的な法人の寄附収入比率等は、寄附者にとって関係ないと思う。
- ・ 寄附者からすると、法人の規模で控除が決まるのは不公平だと思う。
- ・ 善意の寄附金について最低人数制限を設けるのは無意味。
- ・ 100人以上、3,000円以上の基準の根拠が分からない。
- ・ 100人以上が必要か？
- ・ 法人の規模により、寄附活動の状況は様々なので、一律な要件を設けることは小規模の団体には不利である。

3 その他 (61件)

- ・ 一定規模（割合）の寄附を得ている公益法人でないと税額控除の適用が受けられない現行の仕組みを撤廃すれば、寄附が拡大していくと思われる。厳しい審査をクリアして認定された公益法人が、NPO法人と同様に扱われることに疑問を感じる。
- ・ 今後財団法人として寄附収入を市民等から幅広くもらうためには、PST要件が撤廃が必要と思われるため。
- ・ 要件をクリアできなくても税額控除の適用を希望。
- ・ PST要件を満たす公益法人、満たさない公益法人の違いにより、寄附者の税制面での扱いが左右されるのは不公平であり、安定した法人運営を図るため、寄附の増加をめざす意味でPST要件を撤廃してほしい。
- ・ 個人の方々からも寄附を集め易くなるから。

- ・ 一度認定されたら5年に1度の更改は撤廃して欲しい。
- ・ 多くの寄附を求めているはないが、もし、あった場合には税額控除をさせてあげたい。
- ・ 申請書類の準備に手がかかるから。
- ・ 要件を定めることによって自由な寄附行為の制限につながる。
- ・ 寄附者の割合や数は関係ない。寄附者の意向が大事。
- ・ 寄附文化を育てていくためにも、公益事業への寄附であれば、テストなくても税額控除の対象になるようにしていきたい。
- ・ 時に会員から寄附金を受けることがあるが、そういった人にも税額控除を認めるべきである。
- ・ 手続きが複雑で面倒だから。
- ・ 公益法人への寄附はすべて税額控除できるかのように制度を紹介し、税額控除証明を受けられない公益法人があることは紹介されていない。
- ・ 寄附者の数量、金額の大小だけをもって公益目的かどうかを判断するのは如何かと考える。
- ・ たとえ少人数、少額の寄附しかない財団であっても、寄附者にとって寄附しやすい環境にしていきたい。
- ・ 今後は民間による公益事業活動への理解と支援が必要であり、広く寄附を得るためにはPST要件は撤廃すべきと考える。
- ・ 個人から例えば少額の寄附をいただいた場合でも、税額控除証明が出せた方が良いと思う。
- ・ 寄附は、公益目的事業に対する賛助の寄附であり、PST要件で寄附者の控除が違うというのはどうかと考える。
- ・ 寄附を集めることが困難になってきている。
- ・ 公益法人の規模等により承認の可否が生ずることのないような制度でありたいと考えます。
- ・ 寄附者の多寡で差を設けるのは良くない。小さい法人には不利な取り扱いである。
- ・ 手続きが煩雑。100人以上の見込みが得られない。募集事務に労力がかかる。
- ・ 寄附者にとっては、税額控除の選択肢が増えた方がよい。
- ・ 寄附金を集めやすくするため。
- ・ 必要性に乏しい。
- ・ 個人寄附の増加により、公的補助金等に依存しない自主的な公益目的事業を推進するため。
- ・ 個人寄附に関して、寄附者が得られる税の優遇措置の選択肢が増えることにより、現在よりも多くの個人寄附者から寄附を受けられることなどが期待できるから。
- ・ 広く寄附を募ることができるため。
- ・ 税額控除に係る証明の申請を行ったが、要件を満たしておらずクリアしなかった。収入が寄附収入と基本財産運用収入のみの公益財団法人については、税額控除を受けられるようにしてほしいと思います。

- ・ 寄附文化を育てるために、公益法人には無条件で寄附ができ、税額控除になるようにしてほしい。
- ・ PST 要件を撤廃することにより公益社団法人・公益財団法人へ寄附をする個人が増えることが見込まれ、公益法人の活動が活発になる可能性がある。
- ・ 申請時に相当な労力を要したため。
- ・ 寄附実績を重視した制度で、新たな取り組みにつながらない。
- ・ 寄附者には控除の制度がどこに寄附しても同様に扱われた方がよいと思うが、寄附する先で違ってくるため。
- ・ 手続きが煩雑で現実的でない。
- ・ 寄附者の金額や人数に関係なく同等の扱いをすべきである。
- ・ 法人自体の規模が小さく、認定後、毎年 100 名以上の寄附者の増加を目指している。
- ・ 手続き管理が煩雑。
- ・ 寄附する側に不利益となるから。
- ・ 寄附をして下さる個人には条件をつけず所得税控除が受けられるようにしたい。
- ・ 寄附を募りやすくなるから。
- ・ 公益社団法人を税務上の公益法人として認めていないことであり、制度の緩和等（P S T要件緩和・撤廃等）を求める。
- ・ 平均 100 名上を維持することは困難であるが、財団趣旨に賛同して寄附していただく個人に対して税額控除を適用できれば個人寄附が増えることが期待できる。
- ・ 自由にすべきと思う。
- ・ 寄附の増額が期待されるから。
- ・ 公益法人の意味がない。
- ・ 寄附の望む方々が、誰でも寄附を必要としている法人へ寄附できることが望ましい。
- ・ 寄附者については平等に税額控除してほしい。
- ・ 撤廃が無理な場合、税額控除証明を受けやすくする為、P S T要件を緩和してほしい。
- ・ 要件を満たさず、税額控除ができなくなったときに、寄附者が混乱するため。
- ・ 公益性に反している。
- ・ 寄附文化の醸成がこの制度の目的なら、寄附金額や寄附者数に限りを超えず、すべての寄附に適用した方がより寄附を受けやすいと思う。
- ・ 寄附金収入の収入全体に占める割合が低い法人と高い法人とによって、控除を認めない、あるいは認めるというのは不平等。
- ・ 寄附に頼らず、自らの事業運営によって財政基盤を築いている健全な団体への寄附が寄附者にとって有利である税額控除を受けられないのはおかしいと思うので。
- ・ 税額控除の有効期間の延長を希望する。有効期間の根拠がP S T要件のクリアにあるのであれば、その撤廃を希望する。
- ・ 寄附する側からすれば同じ寄附をするのに税額控除ができる法人を選択すると思われる。
- ・ 公益法人はそもそも非常に事業内容を制限されている特殊な団体であり、寄附を受ける

ことを前提とした団体であるため。

- ・ 寄附の主旨、内容で判断すればよいのではないかと思います。
- ・ 寄附はその都度変動するので一定とはいえない。少ない労働力で公益目的事業を行うので、どうしても寄附の募集までに手が回らない現状。公益法人なので寄附だけを集める訳にもいかない。職員が疲弊し、いずれは法人が疲弊していくように感じている。必要なのは地方自治体のような身近な行政の信頼と公益法人との連動性。それがあれば税額控除証明やPST要件も前向きになれる。
- ・ 広く寄附を募っていますが、年額76千円は総収入150百万円に比して僅かな額であり、PST要件を満たすことが困難であるため、税額控除証明は取得していません。

7 税制について

1. 資産寄附税制

【質問 17】◎ 土地、建物、有価証券などの財産の贈与もしくは遺贈について。(25 件)

- ・ (美術品等の受贈はあったが特に問題はない。)
- ・ 固定資産税の課税と不動産取得税が今後課税される見込みだが、法人の財政を圧迫すること
- ・ 40 条申請で 2 年かかった。
- ・ 以前はあるが、公益法人移行後は無い。
- ・ 旧財団法人であったときのことである。寄付者において、税務関係は全部処理いただいたので、困ったことはありません。
- ・ 提出書類が多い
- ・ 公益財団事業であっても税制の恩恵を受けられないのは、悲しい
- ・ 国税とのやりとりを簡素化にしてもらいたい。
- ・ 租税特別措置法第 40 条の承認申請を行ったが、国や地方公共団体への寄贈の場合、みなし譲渡所得税が免除になることに対し、公益法人の場合、課税の猶予であって、寄贈品を所有している限り、永続的に課税の可能性が残るのは不公平だと感じる。申請書類が多く多大な労力を必要とするし、申請から国税庁長官の承認まで時間がかかる(当法人の場合 2～3 年かかった)のも、何とかならないものかと感じる。税金を優遇してもらうのだから、ある程度の労力を惜しむものではないが、この不公平感の改善と、申請手続き・承認の簡素化・迅速化は是非お願いしたい。
- ・ 規模的に無理といわれ、適応を断念した。
- ・ 租税特別措置法の規定は、寄附はしたいが現物資産しかない一般の方々にとって寄附を「できなくする」ための悪しき装置でしかなく、日本に寄附文化が定着しない大きな障壁だと考える。公益法人に対する寄附に関しては、すぐに撤廃すべき条項と考える。
- ・ 40 条適用申請から免除の最終決定まで約 2 年かかっている点
- ・ 昭和 56 年 5 月に有価証券の贈与を受けているが、財団が存在する限り届出書が必要で有り、この事について知らなかった。(例：特例民法法人が公益財団へ移行した場合の届出書)
- ・ 国税庁長官より譲渡所得税の特例認定を受けるのに苦労した。
- ・ 設立当初のみ贈与を受ける。問題は特になし。
- ・ コンサルティング会社の指導を受けて対応してきている。
- ・ 公益法人となる前に遺贈をうけました。困ったことは特にありません。
- ・ 寄附者が国税局に対して、書類を提出し、承認を受けるのに日数がかかりすぎる。
- ・ 将来的に遺贈資産を処分・換価出来ない
- ・ P S T 対象外のため、適用外となった
- ・ 公益法人許可以前に財産の増与を受けているが現時点は、ない。

- ・ 遺贈は相当昔であり、当時の担当者も異動しており詳細は不明
- ・ 公益認定の際に、認定のまさに直前に寄附資産の公益目的事業会計と法人会計の賦課割合について、認定等委員会から寄附者の意向の確認を求められた。時間的にきわめて厳しかったがなんとか間に合った。寄附時に、取扱は財団の好きにして良いと申し出ていただいていたので、そのような確認は不要であったと財団側では認識している。
- ・ 数十年も前の贈与された件を国税庁にチェックされ、贈与物が財産リストに載っていないなどの不備があり、その当時を知る者もいなかったため、リストに漏れた経緯などの説明をするのが大変であった。
- ・ 勉強しないと手続きが行えない。何度も税務署に通った。そのための勉強もした。とても苦労したが、財団法人の財産を支えるものとしては、遺贈などが適しているのではと感じる。寄付金も頂いているが、実際には香典返しも多い。そうした市民の意志を未来につなげられる事が、公益法人の特性なのではないかと感じる。

2. 税制に関する要望事項

【質問 18】◎ 公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。

1 全般 (12件)

- 公益法人に対する課税ないし課税強化の動きが常にあるが、このような常識を外れた動きを阻止していただきたい。公益法人は「私の」財産を公の目的のために提供しているのであって、そのためにどこの国でも税制上の優遇制度により国がバックアップしている。要は本来国がなすべきことを（個人・企業の私財をなげうって）代わって行っているのであり、その範囲で課税しないことは当然（国の活動に課税はしないはず）。
- 公益事業についての優遇税制を積極的に導入すべき、我国の文化財行政の貧弱さの現れ
- 規模の小さい法人にも適応できる優遇税制が必要。
- 公益法人の現在の税法優遇措置は継続を望む。
- 非営利型一般法人と比べると公益法人である利点が全く感じられない。非営利型一般法人との区別をより明確にすべきである。
- 公益法人に対しては、税制優遇を継続してほしい。
- 税制優遇と剰余金解消施策とは不条理であると感じる。公益法人税制も納税義務ありきの税制改革を望む。
- 非課税法人としての優遇は今後も継続してほしい。
- 収益事業の一定額までの申告免除。P S T要件の実績の緩和又は届け出制等創設。
- 一般法人との差別化。公益法人を選択したメリットが欲しい。
- 公益法人はすでにその事業内容と支出面で十分な監視を受けているので、あえて収入面での仔細な制限について厳しくするべきではない。
- 市民にとって、分かりやすくする方向性にすることが大切だと感じる。納税と寄附の距離感や選択性を市民に浸透するような方向性や一元化があると良い。難しい問題、ハードルがあるだろうというのは十分理解できるが、制度だけではカバーできない部分をもう少し見直す必要があるかと感じる。

2 法人税関係 (9件)

- ①税制優遇を受けることができるはずの公益法人が、収支の内容によりみなし寄附を行ったとしても繰入時の管理費分調整計算等により、一般法人（全所得課税）よりも高い納税額になる場合がある。収益事業課税＞全所得課税の場合は全所得課税を選択できるような処置を希望。②みなし寄附金の損金算入限度額の計算に「公益目的事業以外の事業(収益事業除く)から公益目的事業への繰入額」は内部の資金移動であるため含めないようにしていただきたい。
- 公益法人が行う収益事業については、利益の処分配分が行われたい限り、原則非課税としていただきたい。公益法人が本来の事業に付随して実施している収益事業は、収益を目的として行われている場合は無いと思う。

- ・ 収益事業会計（指定管理事業）から法人会計への繰入が課税対象と判断される。法人全体でみると当期収支が赤字でも課税される。当初予算で指定管理料を法人会計に組み入れる方法を検討したが、指定管理料を法人会計に組み入れることには行政側から抵抗がある。収益事業から公益事業に繰り入れる額を上限として、法人会計への繰入も同じように扱っていただくのが妥当な課税なのではと思うのは、私のわがままなのでしょうか。
- ・ 公益目的事業会計に収益事業会計の黒字を補てんするが、公益目的事業会計が赤字の場合には、収益事業への課税の軽減をお願いしたい。
- ・ 法人税をもう少し下げてほしい。
- ・ 収益事業の収益が公益事業の資金源であるため、収益事業に対する課税を減税、できればなくしてほしい。
- ・ 税率を下げてほしい。
- ・ 収益事業についても非課税にしてほしい。得た利益は結局すべて公益事業と管理費で使用するのだから。
- ・ 収益事業の利益の半分を公益目的事業へ振り替える場合、みなし寄附金とするためには、年度内の資金移動が必要である。その為、見込みの金額で振替額を計算するが、実際の決算額とは相違が出てしまう。正確な数字で会計間の振替を行えば、みなし寄附の減額措置が当年度での受けられなくなるので、他会計振替額とみなし寄附金の額が一致しない。他会計振替を決算額確定後に行っても、みなし寄附とみなすよう見直してもらいたい。法人税は、収益事業等会計の他会計振替後の金額で計算するが、収益事業等会計の利益で法人会計もまかなわなければならないので、法人税は法人会計の収支も含んでの計算として欲しい。

3 寄附税制（27件）

- ・ 寄附をする財産にかかるキャピタルゲインにたいし、課税を行わない。寄附する財産が購入時よりも値上がりしている場合、寄附時に値上がり益（キャピタルゲイン）に対して所得税課税がなされる。特にバブル期以前に購入している財産（株、債券、土地など）を寄附するインセンティブが増すと思われる。
- ・ 限度額の拡大寄附額は所得の40%、寄附金控除額は税額の25%までとそれぞれ上限があるので、この上限をあげる、もしくは撤廃する。
- ・ 寄附金控除による還付金を、認定NPOまたは公益財団法人などへ寄附できるようにする。還付金を受け取る際に、振込先として金融機関口座を明記するが、その際に個人の口座ではなく寄附先を指定できるようにする。
- ・ 所得税、住民税の税額控除額を50%から拡大する。
- ・ 損金算入限度額の拡大。寄附者の資本金額と寄附者の所得額に応じて上限が決まっているが、それを拡大する。
- ・ 寄附金控除申請を年末調整時にできるようにする。現在は確定申告時にのみ行うことができるが、多くの納税者は確定申告を行っておらず、寄附のためだけに確定申告を行うのは不便であると考える。

- 会計3基準については不都合があるため見直し。また公益法人への寄附はすべて税額控除すべき。
- 寄附金税制における優遇措置の拡充。
- 質問17への回答のとおり。(租税特別措置法第40条の承認申請を行ったが、国や地方公共団体への寄贈の場合、みなし譲渡所得税が免除になることに対し、公益法人の場合、課税の猶予であって、寄贈品を所有している限り、永続的に課税の可能性が残るのは不公平だと感じる。申請書類が多く多大な労力を必要とするし、申請から国税庁長官の承認まで時間がかかる(当法人の場合2~3年かかった)のも、何とかならないものかと感じる。税金を優遇してもらうのだから、ある程度の労力を惜しむものではないが、この不公平感の改善と、申請手続き・承認の簡素化・迅速化は是非お願いしたい。)
- 土地、建物、有価証券などの財産の贈与もしくは遺贈に対する充実した税制度。特にナショナルトラスト運動を設立の契機としているが、不動産取得、保持に係る税制の問題もあり進んでいない。
- 税額控除制度について、ふるさと納税制度と同じ条件にしていいたいただきたい。内閣府認定の法人の場合は、事務所の所在地に関係なく、住民税の控除を適用するようしてもらいたい。
- 3年前から税額控除証明を取得し、いろいろ寄附のお願いをしているが、個人からの大口寄附は皆無である。法人にもこの制度を適用し、税額控除を適用して欲しい。
- 公益法人への寄附金について、個人のほか法人からの寄附も租税特別措置法第40条が適用されるよう希望する。
- 会費、入会金収入の50%以上は公益目的事業に支出することになっているので、これらについても税額控除を認めてほしい。
- 寄附控除については、公益事業のみの事業母体であるので、PST条件は、厳しすぎないだろうか？
- 税額控除の比率の改善。
- 寄附金控除の限度額の%をもっと上げるべき。また税額控除に関しても2000円を引く今の仕組みを廃止し、寄附額全額について対象とすべきだと考える。
- 法人に寄附した個人、法人すべてが税額控除証明なしに当該法人の領収書で税額控除を行って欲しい。
- 公益法人への寄附にもっと魅力を感じてもらえるような制度にしてほしい。
- ふるさと納税は、法改正により特例制度が設けられたが、公益法人はどうなのか。日本は、公益法人の寄附税制がまだまだ不十分である。
- 寄附金等の全額控除。
- 確定申告時に、公益法人への寄附者は控除証明書のコピーが必要となっている。今後は、税務署でデータを持つことにより、同証明書の添付は不要としていただきたい。
- 公益認定をされているのだから、もっと簡略化してほしい。PSTとかは廃止希望。
- 寄附金特別控除の拡充。
- 多数の人から寄附金をいただける環境にするため、税制優遇処置をさらにし易い(受け

やすい) 環境にしていきたい。

- これまでの所得控除とこの度の税額控除のメリット・差別化について寄附者に説明がしにくい。もう少しそれぞれの控除に差を付けてほしい。(高額寄附者のメリットをわかりやすく控除範囲を広げること)
- 税額控除の比率を拡大してほしい。金融情勢が悪くなく財産運用による運用益があがらない情勢下にあっては、寄附金をより多く求めなければならない事から。

4 消費税 (14件)

- 消費税での減免措置もほしいものだと考える。
- 事業収入に対する消費税。
- ①特別な事前の申請手続きを経ることなく、消費税に関する優遇が適用されることを希望する(特定収入に該当しない寄附金に係る確認)の手続き等)。②公益目的事業に係る支出で支払った消費税について、後の還付請求等の手続きにより公益法人に還付される制度を希望。
- 公益目的事業の中で、国、地方公共団体からの受託事業を実施しているが、消費税について分かりやすい実務本等があればと思っている。
- 消費税を免除して頂きたい。
- *消費税還付を過年度に遡って認めてほしい。*一般公益法人法202条第2項の2年間連続で正味財産残高が300万円以上の要件の撤廃。事業開始時の操業赤字の対応が法制度にない不備な条項と考える。
- 公益事業なのに消費税がかかるのは疑問。公益社団・財団法人はすべて消費税を免除してほしい。
- 公益目的事業に係る売上は、消費税の課税対象外としてほしい。
- 消費税の取り扱いが非常に煩雑。課税対象にならないようにするため、制約が多い。
- 今後、消費税が10%に引き上げられることになっているが、公益法人に対する消費税の取り扱いについて変更があるならば、早く情報提供をいただきたい。
- 公共等からの受託事業において不用額が生じた場合の消費税の取り扱いについてなど。
- 特にありませんが、出来れば消費税の支払いを免除して欲しい。
- 消費税の免除があるとよいと思う。
- 特定収入に係る課税仕入れ等の税額計算を見直して欲しい。(消費税関係)→課税取引の多い法人にとって、仕入税額控除の対象から除外されると法人負担が大きくなり事業活動が制限される恐れがあると感じる。

5 固定資産税 (8件)

- 公益目的事業で使用する固定資産は、償却資産税を免除にしていきたい。
- 現在、当法人が所有する能楽堂に係る固定資産税は平成27年度の税制改正による租税特別措置法(2年)の特例措置(課税標準を2分の1に軽減)が適用されている。この

措置の恒久化を図ってほしい。

- ・ 公益目的事業会計に属する固定資産（償却資産）については、無条件で固定資産税を非課税としていただきたい。
- ・ 固定資産の償却額に見合う積立金・余剰金をある程度認めてもらう。余剰金を特定資産準備資金にする場合の処理基準（年度内処理か、決算時処理か）が、県により対応が違いますが、統一をお願いしたい。
- ・ 固定資産税・都市計画税及び償却資産税の全額減免措置。
- ・ 固定資産税の税率も優遇してほしい。
- ・ 固定資産税の優遇も導入してほしい。
- ・ 現在一定の限度を超えた場合に固定資産税がかかるが、対象となる公益に使用する資産は公益目的法人会計と法人会計を振り分ける比率で勘案して欲しい。今の状況では通常の業務で使用する償却資産はすべて課税対象財産になってしまうので不合理である。

6 その他（26件）

- ・ 国税、市税は減免等の措置があるが、県税は殆どありません。公益認定を行う県だけ税制が以前のままです。公益法人のメリットが何もないというのは、おかしいと思います。
- ・ 契約書の収入印紙貼付を現在の1万円以上からせめて3万円～5万円以上に緩和してほしい。
- ・ 印紙税の非課税化（印紙税法第5条）
- ・ 補助金の使途が厳格すぎる。もっと柔軟なお金の使い道が出来るようにして頂きたい。
- ・ 印紙税の免除。
- ・ 税制度がよくわからない。
- ・ 出資証券、契約書等に貼り付けする収入印紙を不要な団体（非課税法人）としていただきたい。
- ・ 法人地方税の減免制度の適用。特に減免制度自体が無い自治体があるので、そのような自治体は導入していただきたい。
- ・ 税制ではないが、内閣府への事業報告で、区の納税証明書の提出は廃止してほしい。区税が関係する公益法人はすくなく、不必要な書類である。
- ・ 法人県民税、法人市民税が定額で徴収されているが廃止すべきと考える。
- ・ 収益事業を行っていないこと及び個人寄附も受け入れていないため特にありません。
- ・ 省力化を希望する。
- ・ 委員会や理事会などで、知見者や役員を招集する際の交通費について、国税通達（所基通204-4）に基づき、実質、謝金とみなされてしまうので、委員会や理事会などの場合は、源泉徴収の適用除外をしてほしい（源泉手続きの事務負担が重いのと、国民への周知が徹底されていないため、周知してもらうための事務負担が重い）。
- ・ 公益法人の団体組織形態によっては、会員間の情報交換など会員間の交流事業も必要である。実施する場合の会費収入の一部を公益会計に算入する制度。
- ・ 奨学財団であるが、貸与奨学金借用書の印紙税は非課税扱いとしてほしい。公益法人も

地方公共団体と同じ扱いとすべきである。

- 印紙税の免除。
- 公益性を追求するとどうしても実施事業がマイナスになる点を何とかしてほしい。
- 納税証明書を毎年提出する必要があるのか。
- 臨時的、短期的、軽作業のいわゆる「臨・短・軽」の廃止。
- 公益法人解散後の残余財産帰属先の縛りをなくしてほしい。
- 収益事業を行っていない法人に対して、均等割も非課税にしてほしい。そうでないと公益法人になったメリットがない。
- 遊休財産を増加してほしい。
- 収支相償は理解できるが、過年度欠損の補填（営利法人並み）を認めるべきであると考える。
- 収支相償の撤廃。
- 収支相償についてももう少し内部保留ができる様な改正をして欲しい。
- 定期提出書類などのフォーマットについて別紙の記載する箇所が順序だった構成になっておらず、後の分を記入後前のページを確認するなど非常にやりづらいし、手間がかかり記入ミスも発生するので、早期の改善を要望。

8 行政庁・公益法人協会に対する要望

1. 行政庁に対する要望

【質問 19】 行政庁への要望があればご記入ください。

1 指導監督体制に関するもの（56 件）

1) 行政庁のバラツキ（5 件）

- 行政指導で特に収支相償などの会計処理の解釈・運用に都道府県によつての違いがあるように思う。（群馬）
- 公益認定の基準が県によつて相違している場合があり、是正をしていただきたい。（神奈川）
- 各都道府県で事業に対する見解の統一を図つてほしい。例：所管の県で公益事業として認められるものが、他府県では認められない、または、その逆もあり。（和歌山）
- 公益法人として国、県の上部団体それぞれの指導について統一されていないように感じる（広島）
- 法律で定めた「公益法人の運営」に対して、本県の行政庁の発言は「他県は他県です。本県の事は本県の担当で判断します。」ということが説明会の回答でよく聞かれます。これって、本当はおかしなことではないかと感じます。（佐賀）

2) 担当官の対応（13 件）

- 担当者など職員への研修強化（我々の場合、過去の全ての担当者が国際協力や NGO についての基礎的な知識や理解を欠いている。少なくとも、担当する団体の業界の理解は必須。）（内閣府）
- 担当調査官の対応は満足している。親切であり、相談にも適切なアドバイスをいただける。（内閣府）
- いつも相談等で良い対応をしていただいているので、特にありません。（内閣府）
- 現時点ではまだ公益法人に対する姿勢が一定していないのではないかとと思われる。担当者ごとに見解が少しずつ異なっているのでは無いだろうか。また公益法人というジャンルに、あまりにも幅広い種類の法人がいると思われ、我々のような学術団体とか学会のような地味に質素に素朴な運営を行っているところと、スポーツ関連等どちらかという組織も大きく、予算規模の大きな派手なところが同じ考え方（法令）の下で規制されるのは少し違うのではないかという気がする。（内閣府）
- 会計基準、法人制度ともに、公益法人について精通している方を担当官にいただきたい。企業会計でも構いませんが、損益計算に慣れている方を望みます。（内閣府）
- 担当者が変わってしますと、変更申請が変更認定申請が変わってしまうようなことはなくしてほしい。担当者が変わっても統一な対応を希望する（内閣府）
- 担当者を明確にしてほしい。（内閣府）
- 当法人のご担当者は、比較的柔軟に対応していただいています。色々な形態がある中で、

対応は難しいと思いますがこれからもよろしくお願いします。(千葉)

- ・ 毎年、行政庁の担当者が変わってしまうので、質問などしづらい。(東京)
- ・ 実績退出について、担当者によって回答が変わって来ることがある。(東京)
- ・ 担当者の交代による対応の違い等がないようお願いしたい。(現在は親切・丁寧な指導で助かっている。)(山口)
- ・ 公益法人の自主性を尊重してほしい。(香川)
- ・ ◎行政担当者が、全般的に公益法人の趣旨、目的について知識不足である。(鹿児島)

3) 指導監督体制全般 (38件)

- ・ 儀礼的なものまで制限しようとする姿勢に疑問。何でも白黒つけるのではなく、常識的な範囲で柔軟に対応する部分があってもよいと思う。(内閣府)
- ・ 公益法人改革理念を維持し、指導・監督基準を形骸化・外形のみにこだわることのないように、また、監督機関であると同時に「サービス機関」であるという改革時に打ち出されたスタンスを維持するように要望したい。(内閣府)
- ・ 担当者の異動が早すぎて人間関係が作れない。(内閣府)
- ・ 民間活力を公益の増進に活用したいなら、公益法人の声に柔軟かつ迅速に対応してほしい。(内閣府)
- ・ 公益法人制度改革の原点、精神に立ち返った運営をして欲しい。即ち、各種法律、ガイドライン等文書化された規定を厳密に順守させようとする、本末転倒かつ事務局が大変苦勞することが多々あるので、柔軟な運営を望む。例1：代議員性をとる法人(数万人の会員で構成される学会等)の法律上の社員は代議員であることは理解しているが、法律に規定された社員は「会員」である。社員が欠けたるとき法人は解散するとの法人法規定の社員は明らかに「会員」を指している。にもかかわらず、何らかの手違いで「代議員」が不在となるとその法人は「解散」となる。これは、法律が実状に合わない典型例だと思う。例2：社員総会直後に開催する理事会の招集手続き：理事全員の同意が必要とのことで、欠席理事には電話で了承を得る必要があるとの指導があるが、理事予定者に予め開催通知を(あくまでも理事に選任された暁には、として)送付することで、社会通念上問題ないと思える。(内閣府)
- ・ 適切な対応をしていただいておりますが、弱小法人も巨大法人と同等の業務を行うことが難しい面があることを理解していただきたい。(内閣府)
- ・ 透明性のある行政をお願いします。(内閣府)
- ・ 直接相談することもあります。適切なご指導・ご配慮をいただき有難い。(内閣府)
- ・ 当会のような小さい規模の公益法人は、大規模法人と同じような運営をするためには、お金の面で大変である。もう少し、臨機応変を認めてほしいと思う。(内閣府)(内閣府)
- ・ 行政庁から電話で連絡をいただくことが多いが、メール連絡の方が関係者と内容を共有できるのでありがたい。(内閣府)
- ・ 直接相談できる窓口を設置してほしい。(内閣府)
- ・ 従来のように、事業の内容も理解している行政機関と指導等ふくめ対応していただいた方

がやり易い。(内閣府)

- ・ 欧米の慈善団体などはその縛りがいないために活動が活発になっている。私達の”文化団体”は広い意味で社会を豊かにする”慈善団体”であり、国家事業の肩代わりをして構成員が手弁当で歯を食いしばってがんばっている。それに対してなんらの国家的援助もできないのに、さらにムチを与えるという現状には大いに疑問がある。(内閣府)
- ・ 特になし、よく相談に答えてくれる。(北海道)
- ・ 公益認定の財務3基準の適合判断に当たっては、機械的ではなくもう少し団体ごとの特殊事情に配慮すべきと考える。(宮城)
- ・ 県本庁の対応でなく、出先機関(地方振興局)が対応してほしい。(福島)
- ・ 事業規模の小さな団体は、資金繰りが難しく、一定の財産がないと現金不足で支払遅延になる。毎年赤字になっていくと、資金不足が加速するので、小さい団体への配慮がほしい。(茨城)
- ・ 無料の勉強会等の開催(東京)
- ・ 研修会、個別相談会等の実施をしてほしい。(神奈川)
- ・ 行政庁における事務局と公益認定等審議会における事務局の差がよく分からない。行政庁における事務局と議論をしたいと考えているのだが、事務局では一切議論に応じず、そのまま公益認定等審議会に伝わり、判断が公益認定等審議会から結論だけが示される。公益認定等審議会に話を上げる前に、行政庁事務局と具体的方法等についての議論の交換をした上で議論が集約できたところで公益認定等審議会委員に提案して頂く事はできないものだろうか。(神奈川)
- ・ 公益法人といえども、行政からの補助金や委託料などにいつまでも依存しているわけにはいかず、独自で一定の利益を確保することが法人の安定的な運営に必要と思われる。公益事業の中の収益が見込める部分は収益事業として切り離す形を推奨するなど柔軟な指導を求めたい。(新潟)
- ・ 同団体の公益法人同志で意見を共有していますが所管課によって指摘される点及び変更を指示される内容が違ったりすることが多く戸惑う点が多く感じる。またそれについて意見すると、目をつけられる(言い方が悪いのですが・・・)ことになり他の事まで細かく言われることとなるので泣き寝入りとなってしまう点多々あり・・・行政庁も担当が変わることで苦勞も多いのですが、共有と統一は善処いただきたいところです。(福井)
- ・ 質問及び問い合わせ等をした場合、速やかに回答して欲しい。(静岡)
- ・ 公益法人としての運営や経理面で相談できる窓口の設置と制度等に精通した人材の配置(三重)
- ・ 単に、指導監督事務を行うだけではなく公益法人の活動を支援する立場に立っていただきたい。(京都)
- ・ 適正な法人運営を目的とした一定のルール設定の必要性は理解しているが、その時代に求められる公益法人の役割や存在意義を前提とした、できるだけ実態に即した大枠でのルール作りが望ましい。(京都)
- ・ 事業を支援・支持頂いていることは大いに感じますが、現実的な(現場)レベルで必要性を

感じないような細かい部分までの補助金に関する報告等については、ご検討いただきたい。

(京都)

- ・ 柔軟性のある対応を強く望む (大阪)
- ・ 申請時に指導を受けて実行していたことが、法人検査で指摘を受ける等、指導の一貫性が見られない部分がある。行政庁の担当者が変わって、指導を受ける本会の役員も交代していれば、不本意ながらも行政庁の言われるままに変更することになる。(兵庫)
- ・ 法律や制度の改定は、事前に説明会を実施したり、ダイレクトメールやパンフレットを配布するなど周知を徹底してほしいです。(兵庫)
- ・ 事業規模が小さく、職員数が限られているような小規模法人の事務作業の軽減を求める。

(鳥取)

- ・ 丁寧に対応してもらっており、特にはない。(山口)
- ・ 困ったとき適切な支援を一層お願いしたい。(高知)
- ・ 法人の自治を尊重してもらいたい。(福岡)
- ・ 引き続きご指導をお願いしたい。(福岡)
- ・ 制度改正等の情報の提供をお願いしたい。(宮崎)
- ・ 今後とも適正な指導をお願いしたい。(宮崎)
- ・ 大変協力的であるため、なし。(鹿児島)

2 提出書類等手続き及び立入検査に関するもの (53 件)

1) 定期提出書類 (42 件)

- ・ 様々な手続きについて簡素化してほしい (内閣府)
- ・ 定期提出書類の簡素化及び収益事業非実施の公益財団については、納税証明書(非滞納)提出を撤廃してほしい。(内閣府)
- ・ 事業報告書、決算書類を受け付けたあと、修正等の指示がある場合、できるだけ早く連絡願いたい。現実には、1年近くなって次年度の事業報告書を提出する時期になって修正の申し入れがあり、混乱を極める。(内閣府)
- ・ 煩雑な種々手続きを簡素化して欲しい。(内閣府)
- ・ 定期報告書の提出書類を簡略化していただきたい。(内閣府)
- ・ 定期提出書類の確認に時間が掛かるので、改善していただきたい。昨年6月初旬に提出した事業報告・決算報告の修正指示が11月に来た。(内閣府)
- ・ 毎年度の事業報告を簡素化して頂きたい。(内閣府)
- ・ 定期提出書類の修正の指摘はできるだけ一括でしていただきたいと思います。昨年、1回目に指摘のなかった事項が2回目の修正通知に新たに加わっていたような気がします。(内閣府)
- ・ 1 毎回の資料作成が膨大で結局、外部へ委託せざるを得ず弱小団体にとっては経費の無駄遣いである。2 定期提出書類中、法人の基礎的資料は変更の都度、届け出るので省略してほしい。(内閣府)
- ・ 提出書類の簡素化 (内閣府)

- ・ 事業報告等のチェックをいつまでに行うか明確にしてほしい。(たとえば、提出から 6 か月以内に行うなど) (内閣府)
- ・ 定期提出書類の作成に係る事務作業の負担が大きい。簡素化、簡略化を希望します。(内閣府)
- ・ 定期事業報告の記載内容の簡素化 (内閣府)
- ・ 内閣府への事業報告を・法人の規模と内容に合った報告の仕方にしてほしい・入力を簡易にわかりやすく便利にしてほしい (既存データ使用で作成の際、前期末の数字等を今期首に変換してほしい)・手引きの解説がわかりづらい・内閣府HPから他団体への検索を簡易にしてほしい(検索のための必要データ入力が多い) (内閣府)
- ・ 定期提出書類の簡素化 (内閣府)
- ・ (まっとうな事業活動をする法人にとっては) 定期提出書類(事業報告に係る提出書)に記載(入力)すべき項目のほとんどは不要であると思われ、撤廃ないしは簡素化すべきである。ほとんどの事項の出所は、事業報告書と財務諸表であり、この2点の提出で十分に足りると思われる。「微に入り細を穿った」チェックをして、重箱の隅をつつくような修正要請をいただくが、本質的なことでない場合も多く、全く時間とお金の無駄である。そのような時間とお金があるのなら、官僚たる者、国の進むべき道を見据え、国民ならびに国家の繁栄、ひいては世界の幸福に資するような活動に、持てる能力、資金(税金)、時間を使っていただくことを心から願うものである。残念ながら、行政による裁量の余地は、制度改革前と変わらず依然として残っているとしか思われず、悲しき哉、現在の公益法人制度(または公益認定等委員会事務局)のあり方についても、公益法人制度改革の主旨とは異なり、「行政の行政による行政のための制度」としか思われぬ。(内閣府)
- ・ 省力化を希望する (内閣府)
- ・ 提出書類の作成方法等の研修会を開催してほしい (内閣府)
- ・ 定期報告書類のチェックに時間がかかりすぎるように思う。25年度(26年6月末日提出分)の修正依頼が27年5月にきました。(内閣府)
- ・ 毎年6月の定期報告に納税証明書を添付することについて、隔年にするなど、手続きの簡素化を図ってもらいたい。(内閣府)
- ・ 定期報告書類の簡素化 (岩手)
- ・ 提出書類の内容が多すぎる。事業報告・・・報酬等の規程、事業の公益性 → 移行申請時に提出しているので、変更時に提出 評議員・理事の変更届 → 登記事項証明書と確認書を添付すればよい。名簿は不要 (宮城)
- ・ 定期提出書類について、説明会を毎年行ってもらっていることはありがたい。(栃木)
- ・ 提出書類の簡素化。(群馬)
- ・ 事業報告等の報告手続きが煩雑でわかりにくく、少人数の法人なので苦勞している。(東京)
- ・ 計画書、報告書等提出書類は、簡潔な内容にして欲しい。(東京)
- ・ 提出書類の簡略化をお願いしたい。(東京)
- ・ 定期報告書類に対する回答に時間がかかりすぎている。速やかに対応してほしい。(神奈

川)

- ・ 事業報告書の作成について、別紙や別表の記入方法が分かりづらい。記入しやすいように改善して欲しい。(三重)
- ・ 報告内容の簡略化を希望する。(三重)
- ・ 報告文章が複雑である。(三重)
- ・ 定期提出書類の「事業報告等の提出」の処理を早くしていただきたい(京都)
- ・ 提出書類の簡素化を望む質問のしやすい環境づくりを(岡山)
- ・ 報告事務の簡素化(岡山)
- ・ 報告等簡潔にすべきである(岡山)
- ・ 要求時の締切はあまり時間の余裕がないが、報告後の判定結果が判明するのに時間がかかりすぎである。少人数で対応していることは理解しているが余りにも遅すぎる。(徳島)・
1. 事業報告のチェックをもう少し早くしていただければありがたい。(3月に事業報告を提出して、補正事項が返ってきたのが6月下旬だったりする。) 2. 事業の一部追加または廃止の変更(事業番号は変化なし)等の場合でもあらかじめの変更認定申請を求めらるるのであれば、認定の可否を審議する審議会の開催頻度を月1回程度に増やしてほしい。(現状は年4回となっている。)(愛媛)
- ・ 3月始めから6月末までは、予算・事業計画、決算・事業報告をする時期と、奨学金の給付等の公益事業をする時期が重なり、超多忙となる。1月から9月までは忙しい。よって、書類作成の手間を少しでも省いて欲しい。例えば、当財団は収益事業を行っていないので、滞納処分は受けるはずがないが、滞納処分を受けたことがない証明書を添付しているが、取得等に半日(場合によっては1日)程度要している。(福岡)
- ・ 定期報告書の提出内容の種目が多過ぎると感じる。役員報告は任期中に1回の報告でいいのでは。会員(社員)名簿の報告は必要なのか(公表することで名簿の閲覧は可能)(佐賀)
- ・ ○事業報告については、紙ベースで報告をしているが電子申請についての記入がわかりにくい。○紙ベースで報告書を提出しているので、県において電子申請の書類は作成してもらいたい。(長崎)
- ・ 定期提出報告等の受理後の結果が分からない。担当窓口では間違いもあるが之で学事法制課に提出し、後は学事法制課の判断次第であると言われる。仮に間違いがあった場合はそのまま翌年の定期提出報告も間違いのまま繰り返してしまうのではないかと心配がある。その辺りを間違いはその都度正していただければと思う。(鹿児島)

2) 立入検査(3件)

- ・ 立入検査は出来れば、6月7月は避けて頂きたい。(内閣府)
- ・ 検査に時間がとられることがあるので、5年に1度にしてほしい。(千葉)
- ・ ○ 年度当初・年度末での立入検査については、実施時期を考慮してもらいたい。○ 年度末・年度当初の事業計画等の提出期限について、もう少し遅らせてほしい。(京都)

3) 電子申請・電子報告および公益インフォメーションに関するもの(8件)

- ・ 定期提出書類の一部では、入力 of 文字数に制限があるが、公表されていない。私は、各書類に上限を設けている場合、文字数を公表することが必要と考える。（内閣府）
- ・ 変更申請や事業報告等の届出のシステムが非常に使い難い。できれば改善して欲しい。（内閣府）
- ・ PC による提出が複雑で、苦勞しております。修正提出が常時可能であれば、使いやすいと思っています。（内閣府）
- ・ 公益 info の変更届等、入力が分かりにくい。システムを改修し利用しやすくしてほしい。（福島）
- ・ 年度末の事業報告をインターネットで行っているが非常にわかりにくい。もう少し簡単なソフトでおねがしたい（群馬）
- ・ 定期提出書類（6月30日締切分）の提出に際し、最終日に公益法人 information へのアクセスが集中する為、最終日の提出が困難。・ 担当者が変わり過ぎ（3年間で3人目）で非常にやりづらい。少し慣れた頃が変わってしまうので、きちんと答えてくれるのか非常に不安（愛知）。
- ・ 小規模法人でも電子申請等の細かく厳しい制約がある割には、事業報告等に関する具体的な説明会等がない。多種多様な公益法人があり画一的な説明は難しいと思うが、もう少し公益法人の立場を理解して説明会等をしてもらいたい。（高知）
- ・ 電子申請システムにおける自動計算の取り扱いが不便である。（宮崎）

3 変更認定申請・諸届（12件）

- ・ 変更申請、届出書の条件がわかりにくい。世の中の変化に対応するためには、事業の変更等も必要になってくるが、その申請が煩雑であり、理事会、総会に諮ってから、申請するため、申請しても却下になる可能性もあり、事前審査を希望する。（内閣府）
- ・ 変更認定の審査を迅速に行っていただきたい。（内閣府）
- ・ 新たな事業を開始する場合、介護事業などに関連した事業でもいちいち公益認定申請しなければならない、認定を受けるのに3か月は要する、簡素化してほしい。（内閣府）
- ・ 新規事業や事業変更を行う場合理事会、評議員会を開催し、承認を得た上で行政庁に申請。月1回程度の審査会には、当該公益法人ではなく行政庁が出席・説明するため、不要と思われるバックデータや資料を何度も求められることもある。新規事業を行うのに数カ月も要する。これでは今までどおりでいいや、となってしまう。また、審査会が非公開というのも納得できない。○定期提出書類事業報告、決算報告を見れば全部書いてあることを、公益法人 info のHPで同じこと、またはそれ以上の資料を作成、入力しなければならない。しかも使い勝手が悪い。行政庁の都合だけのシステムであることから、正直勘弁してほしい。（岩手）
- ・ 事業の変更認定申請・変更届出を行政庁から指摘された際に、納得はしたが、変更認定申請と変更届出の基準が、明確ではないことから、明確に指導してほしい。（宮城）
- ・ 変更認定申請・届出に関し、変更する事項だけでなく、当初認定時の申請内容を全て記載することとになっているが、事務負担の軽減が図られるよう記載事項・内容と添付書

類を簡素化していただきたい。（福島）

- ・ 事業の変更認定申請手続きをする場合、新規に公益法人認定申請をする場合と同等の準備をしなければならず、事務手続きに大きな労力を要する。もっと簡素化することをお願いする。現行の手続きは新規事業を実施しようとする意欲を削いでいる。・電子申請の記入欄が小さく、入力に苦勞する。スリープにも気をつけなければならず、早急に改善をお願いする。・認定法第2条の別表の中に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事業が、明確な項目として入っていない。認定時は時間の余裕も無く、三の生活困窮者や十四のその他より良い社会の形成の推進、十九を根拠としたが、しっくりこない。法律があるのだから本来は項目にあつてよいと思う。法律改正が無理なら政令で定めて欲しい。また、現行法でいくなれば母子父子寡婦福祉法に基づく事業はどの項目が妥当なのか教えて欲しい。（栃木）
- ・ 移行認定と変更認定で同じ内容なのに、審査の基準があまりにも違いすぎるので、統一した審査基準を確立してほしい。（神奈川）
- ・ 事業運営上、時代のニーズに対応していくには、現在の変更認定と変更届がネックとなり、計画段階で移行申請時の事業内容を変更することなく旧態以前の事業内容としているのが現状である。変更認定と変更届の許容範囲を見直し、公益事業の趣旨・目的に反することがないかぎり自主的に対応できるように改正してほしい。事後チェックは立入検査で行い、当初の目的を逸脱しているような事例があつた場合には、罰則を強化したり変更認定を提出させることで対応できると考える。小規模な団体や少人数での事務局体制では、こうした対応が困難となっている。また、公益法人制度改革に従事した事務局職員が異動した場合や退職した場合等の事務負担は相当なものになっている。（静岡）
- ・ 事業内容の変更、修正に柔軟な対応をしていただきたい。市民団体にとって、このままでは公益法人のメリットより、デメリットのほうが大きい。（奈良）
- ・ 公益増進のために事業の充実を図ろうと事業内容の見直しや新規事業を実施したいと考えた場合でも、変更認定申請の事務作業の負担や認定までの期間を考慮し、これまでの事業を継続し続けることになってしまっています。手続きの簡素化や柔軟な制度運用を要望します。（佐賀）
- ・ 行政庁へ事前に相談し、了解を得ているにも関わらず、変更届出後に訂正を求められると、事前相談の意味がなくなる。登記事項の場合、法人側に本来不要である人的、財政的負担が伴うことを理解してほしい。（岡山）

4 個別の制度改善要望（49件）

1) 収支相償（32件）

- ・ 1. 当法人は、加盟する公益又は一般財団法人のガバナンスや財政の指導を行っているが、前述したように「収支相償」の基準は、理解が難しく、持続可能で安定的な公益事業経営を存続できるか不安がある。特に、資産が無く純資産が減少する法人では、300万円の最低ラインを保てるのか、心配がある。収支相償・遊休財産保有制限に関しては、

弾力性を持たせる制度を検討していただきたい。2. 純資産 300 万円以下の複数年度決算でのマイナスの場合解散ということは小規模で固定資産を持たない公益・一般財団法人では厳しすぎる。特に、公益性の高い新事業の開発をする場合、先行投資的に、マイナスを出しても事業を行う場合がある。もちろん寄附で賄えればよいのだが、結果的に田正できない場合もある。300 万円複数年度マイナスの場合の指導期間や方法を制度上明らかにしてほしい。(内閣府)

- 公益法人の年度の収支で赤字となった場合、単年度毎の収支相償のため翌年度以降補填できず運営が難しくなるので、補填を認めてほしい。(内閣府)
- 公益法人の年度の収支で赤字となった場合、単年度毎の収支相償のため翌年度以降補填できず運営が難しくなるので、補填を認めてほしい。 定時評議員会の開催に理事会後 14 日間以上間を開けなくてはならないが、税務署への申告め切を考えると非常に日程調整が難しい。閲覧期間を短縮改善してほしい。(内閣府)
- 収支相償について、再検討してほしい。(内閣府)
- 公益法人の会計に関する研究会へ「収支相償の剰余金の取扱について」弾力的に運用できる方策を検討いただきたい(理由：質問 4 の回答のとおり) (内閣府)
- 1. 平成 26 年 8 月の立入検査の時に、規模の小さい財団の収支相償の緩和処置を要望したところ、検討するとのことであったが、検討されているのか不明。基本財産が減る一方なので早急に改善してほしい。(内閣府)
- 収支相償及び遊休財産の件に 100%公益の公益財団法人については考慮できないものでしょうか。(内閣府)
- 「事業継続のための積立金等」について検討をいただきたい。(内閣府)
- 1. 収支相償の緩和 2. 遊休財産の規制緩和 3. 特定費用「準備資金の緩和 (内閣府)
- 職員数 2 名の小規模公益社団法人であり、経営が安定しないことと合わせ事業収入が年度末までほとんどないため、運転資金に困っており、支出を切り詰めている。当法人のような小規模法人には収支相償の制度は、適していないと思う。(内閣府)
- 上記、収支相償と遊休財産限度規程に係る部分のとおり。(内閣府)
- 収支相償の原則の廃止別表 H の改善 (内閣府)
- ①当財団のように公益目的保有財産のすべてが金融資産で、その果実をもって公益目的事業を行っており、管理費も適正に管理されている場合には、収支に生じた余剰を、無条件で公益目的保有財産(基本財産等)に積むことを認めていただきたい。②収益が変動しやすく、その結果として助成額が変動するなど公益事業が不安定化する惧れがある場合には、安定化基金的な特定資産の設置を認めていただきたい。(内閣府)
- 収支相償問題については、法人側としてもその解決に努力しようとしているところであり、内閣府としても一方的かつ高圧的な姿勢で臨むのではなく法人組織の活動状況や業界の特徴が、実態等を十分に理解した上で法人としての合理的な解決策について丁寧な説明や助言をお願いしたい。質問 3-1 や質問 4 で記載した点について改善を望みたい。(内閣府)
- 公益目的事業の剰余金は、公益目的事業にしか使用できない定めがある以上、長期的に

収支相償となればよいのであって、短期的な期間で考えるべきではない。また、公益目的事業の剰余金は、流動資産としてある程度の繰越、累積を認め、(5年程度の)中期的な期間で収支相償を図れば基準を満たすものとする旨(特に、公益目的事業しか行っていない公益法人)の緩和措置について要望する。(北海道)

- ・ 収支相償については、年度によって偶発的な事象により収益が超過することもあり、そのために当該法人の性格に沿いながら、別途、公益目的事業を計画することは、法人によっては厳しいものがある。収支相償を数年間の実績で判定するとか、若しくは総収入に対して一定の割合の範囲内であれば適合とするなど、弾力的な取扱いとなるような制度を望む。(北海道)
- ・ 1. 収支相償 2. 週20時間、月10日の就業日数の緩和(青森)
- ・ 収支相償について 現在、本件についてはその取扱いについて議論、検討がなされていると思うが、法人側として対応しやすく改善されることを強く望む。収支相償の条件を付すことは理解できるが、剰余金の処理方法等については各々法人での運営事情があると考えられるので、ある程度柔軟な処理が可能となるよう願う。公益目的事業での収益を公益目的事業に充当するということは十分理解できるので、その手法の更なる緩和策の検討を強く希望する。(宮城)
- ・ 病院等の高額機械及び建物の改築等の企業は収支相称は難しい。(福島)
- ・ 特定資産の財政運営資産の考え方を理解していただきたい。剰余金が出た場合、翌年度当初のつなぎ運営資金としての使途を認めてもらいたい。(福島)
- ・ 事業の持続性のために公益目的事業でも赤字補てんのための内部留保を一定程度できるようにしていただきたい(千葉)。
- ・ 不安なく法人が存続するための現実的なルール(収支相償・遊休財産保有制限)を望みます。(東京)
- ・ 収支相償の緩和(東京)
- ・ 収支相償により、事業年度での収支の均衡が求められているが、公益法人といえども事業を継続するには、安定的な基盤が必要であり、最低限の運営資金は必要ではないか。仮に赤字になった時に補てんする仕組みがないと資金を食いつぶし、先細りとなるため、事業運営が大変不安である。(新潟)
- ・ 収支相償に関して、財政運営のためならある程度の積立が可能になるようにしていただきたい。(静岡)
- ・ 収支相償基準の撤廃(愛知)
- ・ 有給財産保有限度額まで剰余金の保留を認めるべきである。(滋賀)
- ・ 収支相償をなくしてほしい。又は限度額で規定してほしい。(兵庫)
- ・ 公益目的事業が黒字の場合の対策を深く考えてほしい。(福岡)
- ・ 収支相償の原則を改善していただきたい。これが出来ない場合、剰余金について基金として留保できるようにお願いしたい。(福岡)
- ・ 収支相償の制限を緩和してほしい。(熊本)
- ・ 収支相償をなくしてほしい(沖縄)

2) 公益目的事業比率・遊休財産規制 (4件)

- 公益法人を安定的に継続運営していくためには、内部留保の維持が必要不可欠である。是非必要最低限の内部留保を保有できるようルールを改正して頂きたい。(内閣府)
- 遊休資産の保有制限の見直し 限度額を「1年分の事業費」ではなく、「1年分の経常費用」にしてほしい。・理事会、評議員会関係の制限をもう少し緩くしてほしい。(委任状を使えないので、定足数を満たすのがぎりぎりになることが多い。決算承認の理事会と評議員会は、間に14日以上の間をおかないといけないので日程調整が厳しい。など)・毎年、「税の滞納がないこと」の証明を各機関からもらっているが、そもそも基本的に非課税の法人なので毎年もらう必要はないのではないか？(内閣府)
- 遊休財産保有の制限を緩めてほしい。(内閣府)
- 寄付金や公的な補助金・助成金を受けていない公益法人に対しては、公益事業比率、収支相償等の要件を緩和してもらいたい。また、事業報告等については、もっと指導的な助言を中心とした対応をして貰いたい。(福岡)

3) 機関運営 (4件)

- 決議の省略などの方法を用いずに、理事会・評議員会の同日開催が可能となるような仕組みを導入してほしい。(内閣府)
- 理事会・評議員会の開催時期が株主総会や他の財団の理事会・評議員会と重なるため、代理出席を認めてほしい。毎回、出席者の確保に苦慮している。法人会計は、公益比率のカウントから外してほしい。(内閣府)
- 代表理事及び業務執行理事の職務報告の形式またはひな形を示してほしい。・同報告を年2回くらいにしてほしい。(通常理事会の開催回数との整合のため)(新潟)
- 理事会と評議員会の同時開催ができるよう法律の改正を要望する。(福岡)

4) 会計 (9件)

- 公益法人基準の見直し。(内閣府)
- 会計制度の設定は、とにかく緩和方向でお願いしたい。規模の大小で同じ基準というのは納得がいかない。(内閣府)
- 当団体では、認定審査に際に、全ての寄付金を指定正味財産として取り扱うよう口頭指導を受け、そのとおりに変更する旨の書類を提出して実行していたところ、2015年の立入検査では、寄付金の一部はその内容から一般正味財産とするのが適当ではとの指摘を受けた。行政庁による指定正味財産の定義の明文化、ならびに指導方針の統一を強く希望する。(内閣府)
- ○会計基準の勉強会を頻度よく実施してほしい(実例を交えたもの) ○消費税の計算、法令改定の通知の勉強会を頻度よく実施してほしい○会計帳簿の管理ソフトウェアを社団・財団向けのものではなく、一般企業が使っているものを利用して行うための勉強会を実施してほしい。(内閣府)

- ・ 今回の公益法人会計に関する様々な問題点の見直しについては、結局何も見直しに繋がらなかったのは残念。結局は、認定法、一般法を変更するしかないのではないか。（内閣府）
- ・ 公益法人の会計に関する諸課題の検討期間が長い。（内閣府）
- ・ 認定要件に会計数値をリンクするならば会計基準のより詳細な明示が必要。（内閣府）
- ・ 当会の主要事業は地方都市施設の指定管理（産業振興のソフト事業を含む）が主である。地方行政に対して、収益（指定管理料）の公益三区区分への柔軟な配賦を認めるよう指導してほしい。なぜなら、当会の法人会計（管理費）は100%会費によるもの。当然人件費は計上できるほどの収入はなく、指定管理料の予算のタガにはめられている状況。つまり、地方行政にも、公益法人の自主性を尊重していただけるような指導を願いたい。（福島）
- ・ 公益事業のみの法人の、法人会計枠の削除。（埼玉）

5 全般的な要望、その他（38件）

- ・ 移行後、ある程度の運用実態が見えてきたので、制度の見直しをぜひお願いしたい。（内閣府）
- ・ 1. 法人法をはじめ法の趣旨、立法過程を今一度きちんと整理理解し、法の趣旨を逸脱した運営はやめていただきたい。2. 公益法人の活動は自主運営を大原則とすべきである。しかし一方でガバナンスを強化するために情報公開を徹底させる（第三者の目によるチェック、ガバナンス）とともに、公益法人協会や助成財団センターのような団体が真の業界団体となって傘下の公益法人を指導すべきである（もちろんその前提としてもっと公益法人を団体加盟させることを工夫すべきである）。行政はこうしたことをベースに指導管理していただきたい。3. 但し、国の資金（税金）で作った法人や国の資金で運営している法人は（国民の血税を投入しているのであるから）もっと厳しく管理すべきである。4. また新制度移行後もスポーツ財団中心に不祥事（勧告事例より）が多発している状況を改善すべきである（この中には問題の事象が公益認定前から存在している例が多く、認定サイドは深く反省し管理強化を徹底すべきである）。（内閣府）
- ・ 大規模法人と小規模法人、また公的資金を受領している法人と完全に民間資金のみで運用されている法人、また、公務員退職者が勤務している法人と公務員退職者が勤務していない法人等々の取扱（定期提出書類、財務諸表等の作成、財務三基準など）が全く同一基準は理解し難い。それぞれ後者に属する法人に対しては負荷を軽減する制度があっても良いのではないか。（内閣府）
- ・ 現状では何のために公益法人の制度改革をしたのか疑問である。変更以前より予算、決算の事務作業が複雑化し増加した。また、運営面でも収支相償、遊休財産等により、以前より制限されるようになってきているので、全体的に大幅な見直し、変更を切望する。（内閣府）
- ・ 公益法人は不特定多数の利益のための法人かと思うが、結果的に国民のためになることはどのような性質のもので、日本に欠如しているものは何なのか。この制度がそれに見

合ったものなのかよく検証すべきだろうと思う。（内閣府）

- 世間で公益財団・社団法人と名乗っているところで、ほんとうに公益事業体なのかどうか疑問な団体もある。今後の申請に対しては、きちんと審査してほしい。（内閣府）
- 質問 18 と同じで、一般公益法人法 202 条第 2 項の 2 年間連続で正味財産残高が 300 万円以上の要件の撤廃。事業開始時の操業赤字の対応が法制度にない不備な条項と考える。（内閣府）
- 財団法人・社団法人は、少人数の職員で運営しているのが大多数であり、煩雑な事務処理は本来の事業活動を障害しかねない。現行制度を検証し、見直しを行っていただきたい。（茨城）
- 公益法人移行の趣旨は理解できるが、制度が煩雑すぎる。補助金削減の中、人件費確保が苦しくなっているながら、煩雑な事務を何とかやりくりしている状況。何とか改善を。（神奈川）
- 現実的にナンセンスと思われる法令を改定していただきたい。既に制度が始まって複数年度が経過しているので、行政庁から直接の聞き取り調査や、またはアンケート等で問題点の収集を行い、制度の趣旨を損なうものではないと思われることに関しては、実務運営がよりやりやすいように変更していただきたい。（大阪）
- 年間経常費用が億以上で役職員が多いところと、2~3 千万程度で 1 人・2 人でのところとを同じ網にかけることには問題があるのではないかと思う。（事務負担等において）（広島）
- 常に財務三基準を念頭に事業を実施しており、認定取消しのリスクを負っている。自主的に認定取り下げを行う場合には、移行法人と同様公益目的支出計画を作成・実行することで対応できる制度にしてほしい。（山口）
- 規模の小さい公益法人にとって公益法人に移行して事務処理が大幅に増加し、負担が増えた。もっとわかりやすいやり方にしてほしい。（山口）
- 平常よりお世話になっております。今後ともよろしく願いいたします。（内閣府）
- 安定的な財団を運営するためには活動資金との原資を確実に把握する必要がある。基本財産の運用規定を株式、外債などの運用可にすべきと思う。信託銀行を通じて個々の信託による公益法人への寄付は特定の限られた公益法人のみであり、広く公益法人にチャンスを与えるべきと思う。（内閣府）
- 欧米に比べ日本は寄付文化が定着していないので、もっと色々なメディアとアイデアを使って寄付に関する広報をしてほしい。（内閣府）
- 相談会や説明会をもっと頻繁に開いてください。夕方以降の時間帯の開催も検討してください。（内閣府）
- 公益団体が自活し、安定的に事業を継続できるよう、一方で公益制度が悪用されないよう、そのバランスを常に見直す必要がある。（内閣府）
- 公益財団法人に移行してようやく 3 年を経過したところで、立入検査を受けていないので、要望は特に無い。（内閣府）
- 理事会出席者に対して交通費のみを支給していますが、高齢者が多くタクシー利用も見

受けられます。現在の行政庁指導では、「3千円以内で支給」との指導を受けておりますが、せめて5～10千円程度まで可とできないもののでしょうか。現在理事の持ち出しとなっているケースもあります。税法上の問題もあるとは思いますが、一応希望を述べさせていただきました。（内閣府）

- 公益活動が取り組みやすい社会環境に政策面からバックアップしていただきたい。（内閣府）
- 地方への巡回相談窓口を増やしてほしい。（内閣府）
- ○自主・自立した民間財団の自由闊達な事業運営への一切の規制・指導無用。○事業の変更認定申請・変更届出制度の撤廃。○公益法人の評議員会を一般法人の株主総会とみなす現状認識は、大きな間違いである。（北海道）
- 公益認定をする場合、法人のみの利害を考えるのではなく、県、地域にとってどうかという視点に重点を。（岩手）
- 公益法人に関する規定の情報提供（秋田）
- 当法人は、税の優遇と補助金交付及び行政からの優先的（随意契約）な就業機会の提供が続けられることを期待して公益社団を選択したが、全く同じ事業を行っている一般社団であっても補助金などが同様に継続されており、公益社団に移行したメリットが全く感じられない。税の優遇についても、黒字部分に税金がかかるのであれば税金を引かれてもまだ残るのだから気楽なもの。収支相償達成へ神経を尖らせること及び増大した事務量、加えて運営費補助金の縮小が続き疲弊の一途である。正味財産の赤字化などと言わず、戻れるものであれば苦しむことなく一般社団に移行したいものだ。一考を願いたい。（秋田）
- 行政からの受託事業にあっては、原価割れでなく適正価格で発注してほしい、行政の経費削減のため結果的に基本財産の運用益、寄付金、会費を充てることは避けたい。（千葉）・公益事業か非公益事業かの判断は柔軟に対応してほしい。（富山）
- 公益と共益の線引き。（石川）
- もう少し、運営の自由度が欲しい。（遊休財産制限、収支相償のアローアンス）（山梨）
- 優遇税制の拡充（長野）
- これからも丁寧なご指導をお願いいたします。（長野）
- 非営利型一般法人と比べると公益法人である利点が全く感じられない。難点の方が多いと感じる。制限を課すのであれば、それに見合う利点が必要。非営利型一般法人との区別をより明確にすべきである。（愛知）
- 法人の管理運営費として、基金の果実を利用しているが、低金利の中、必要な額を確保できていないことから、法人運営に必要な人件費等について、県等の補助を希望する。（愛知）
- 過疎対策の一環として、栽培漁業、養殖漁業等への支援策（放流、養殖種苗生産・入手への支援等）の充実をお願いします。・老朽化した種苗生産施設等の改修繕に係る支援策の充実をお願いします。（京都）
- 公益法人から一般社団法人への移行条件の緩和を強く要望したい。収支相償の緩和及び

公益法人の税制優遇撤廃。※当法人は一般社団法人を目指していたが、同団体の総括組織の圧力により自由な選択肢がなかったため、公益法人への移行を承服した。収支相償の概念が一般常識では逸脱した概念であると感じる。(奈良)

- いわゆる外郭団体の公益法人に対する出捐金について基本財産として元本保証型商品(国債等)での保持、運用制限など法人法上矛盾する指導について整合を取って欲しい。現在はデフレで良いが財団法人はインフレに極めて弱い。財政難や行政改革で行政からの今後の積極的な支援は期待できないなかで、収支相償を図る上でも自主財源の確保が必要。(法人法上の行政庁が外郭団体の監督庁も兼ねているため)(岡山)
- アンケートの所々で述べていますが、地方自治体、特に地方行政との連動性を求める。公益法人をテクニカルに課題解決させていっても、根本は解決されない。少子高齢化、財政難、様々な縮退は、社会全体の共通課題テーマ。もう少し、市民セクターと役割分担できるような体制づくりが必要。行政庁は自らの行革として、公益法人と協働しないと公益法人を認定した意義が、このままの経過だと薄れることは間違いない。みんなが公益法人改革に取り組んだのに、公益法人も一般法人も行政庁も疲れただけ、という結果にだけはしてほしくない。(大分)

2. 公益法人協会に対する要望

【質問 20】 公益法人協会への要望があればご記入ください。(208 件)

1 ホームページに関するもの (10 件)

- ・ 立ち入り検査についての Q&A、法人同士の情報交換の場をサイトに設けてほしい (内閣府)
- ・ 貴ホームページの「何でも Q&A」を時々拝見しています。今後もますます充実していただくよう期待しております。(内閣府)
- ・ Q&A を更に充実して行って下さい。(内閣府)
- ・ 評議員会、役員会等の運営について、Q&A を多く掲載してほしい。(埼玉)
- ・ 貴協会の HP は、移行前から参考にさせていただいております。特に Q&A は、困ったときにたいへん役立っております。初歩的なことも含め、さまざまな情報の掲載をお願いします。(千葉)
- ・ なんでも Q&A を利用していますが、公益法人協会の役員&相談員以外の方が回答している場合が見受けられます。「みなさまへのお願い」にも回答しないようにと記載があります。これに則り、系統的に不可能にするなど、回答できないように徹底をお願いします。てはどこの誰かもわからない一般の人の回答は、回答とみなすことができないので。(東京)
- ・ Q&A は非常に参考になります。今後ともよろしく願いいたします。また、各種セミナーですが、公益法人の運営について役員改選のつど受講できればと思っております。しかし、回数が少ないことと地方でのセミナーが少ないことで、開催日に都合がつかず今のところ受講できずにあります。開催決定の前に日程案をお示しいただき、アンケートなどとしていただけると嬉しいです。(長野)
- ・ 貴協会ホームページの Q&A などを充実していただけると助かります (三重)。
- ・ 常にホームページを開けて、参考にさせて頂いております。今後もタイムリーな情報をお願い致します。(山口)
- ・ 提供されている Q&A について、よりわかりやすい内容にしてもらいたい。・九州地区でのセミナー開催を増やしてほしい。(宮崎)

2 相談事業に関するもの (14 件)

- ・ 気楽に安価に相談できる機会を増やしてください。(内閣府)
- ・ 電話にて相談したことがあるのですが、電話に出られた方の対応が悪く、二度と相談する気になりませんでした。(内閣府)
- ・ 電話などでの質問にも回答していただけるので、大変感謝しています。(内閣府)
- ・ 適宜、相談させていただき感謝しています。(内閣府)
- ・ 電話相談は大変役立つので、これからも続けていただきたい。(内閣府)

- ・ 相談業務を活発化していただきたい。（内閣府）
- ・ 日頃より、電話相談に乗っていただき感謝しております。（内閣府）
- ・ 各種個別相談の時間枠の拡大（また、同時間帯における相談窓口を複数設置する。）（内閣府）
- ・ いつもお世話になっております。移行当初は特に数々のご助言助かりました。最近では会計に関する質問が中心ですが、税理士の鈴木先生には丁寧に説明していただき感謝しております。（内閣府）
- ・ 公益法人のいろいろな相談対応をこれからもお願い致します。（内閣府）
- ・ 相談への回答は、文書で頂ければ幸いです。（宮城）
- ・ 疑問が発生したときに、メール等で、指導していただきたい（岐阜）
- ・ 相談業務（照会、問合せ等）は、是非とも継続してください。（大阪）
- ・ 相談会に行かせていただきました。大変有難く思っています。関西での機会を増やしていただければと思います。（兵庫）

3 セミナーに関するもの（46件）

- ・ 無料のセミナーをもっと関係してほしいです。（兵庫）
- ・ 講習会等の参加費が個人負担のため、もっと気軽に受けられる低額のセミナーを実施してほしい。（内閣府）
- ・ セミナーについては会員は無料にできないのか。年会費を支払っている効果があまり感じられなくなっている。（内閣府）
- ・ ○時宜を得たセミナーの開催については感謝していますが、非会員料金の低減を希望します。○マイナンバー制度に係る実務上の具体的な説明（マイナンバー及び法人番号の取得が必要な者、それらの使用が必要な手続き等）、モデル規程をホームページで紹介していただけないでしょうか。○会員制又は有料の福利厚生サービスの実施はできませんか。（内閣府）
- ・ 初心者向けのセミナーを開催してほしい。（できれば複数実設定で。）新理事・新会計担当向け（内閣府）
- ・ 公益法人協会が開催するセミナー開催場所はほとんどが関東地区（東京）に集中しており、関西在住のものは参加が難しい。もっと関西地区（特に大阪）においても開催してほしい。（内閣府）
- ・ 公益議場のみの法人団体向けのセミナーを希望します。（内閣府）
- ・ 各種セミナーについて、費用を安くしていただきたい。東京だけで開催するセミナーがあるが、大阪でも開催いただきたい。（内閣府）
- ・ 公益法人協会主催のセミナー等の会員の受講料は、大幅に下げしてほしい。（会費は、ある程度負担してもよいと考える。）（内閣府）
- ・ 非会員ですが、時々セミナーに参加し勉強させてもらっています。今後もタイムリーなセミナーの開催を希望します。（内閣府）
- ・ 今後とも時勢にマッチしたグッドタイミングのセミナーの開催をお願いいたします。

- ・ マイナンバー制度など、新しい事柄に対してすぐにセミナーを開催して下さることがありがたい。今後も、そのような啓発活動をよろしく願います。できれば、もう少し高くても良いので、「総論」を聞いた人対象に、「少人数でじっくり」、というセミナーを設けてほしい。このアンケートについて実務と担うスタッフの事務局長と、法人の代表者である理事長とでは、質問2、質問3-1、質問12等では感じ方が異なる。今回は記入者の考え方で回答した。(内閣府)
- ・ 講習会、研修会のようなものは、無償で行ってもらえるものが多くあると助かります。(内閣府)
- ・ 低受講料の研修会(地方での)を開催してほしい。(小さな法人としては必要)(北海道)
- ・ ○「トップマネジメントセミナー」の再開。(北海道)
- ・ 様々な研修や講習会等を協会で開催されているが、中央部での開催ばかりで地方での実施も希望する(北海道)
- ・ セミナー等の案内を今後ともよろしく願います。(青森)
- ・ セミナー等は県単位で開催して欲しい。(岩手)
- ・ 研修会の参加費を安くしてほしい(岩手)
- ・ 公益法人協会主催の研修会等の参加費については、非会員の場合も安価に参加できるようにしてほしい。(岩手)
- ・ 翌年度のセミナーや講習会のおおまかな計画がわかれば、研修計画をつくる参考となる。
- ・ 現在、全国公益法人協会のセミナー等への参加がほとんどだが、中には公益法人協会のものも興味深いものがあり、あらかじめ選択できれば好都合である。(岩手)
- ・ 企業ごとのセミナーを行ってほしい。(福島)
- ・ 無料の研修会の定期的な実施(千葉)
- ・ 無料の勉強会及び相談会の開催(東京)
- ・ 全国の都市での法人運営に関する説明会の開催(新潟)
- ・ 地方での講習会を開催してほしい。(富山)
- ・ セミナーについて地方(静岡)にももっと開催を増やしてほしい。(静岡)
- ・ 講習会において、講座を選択して参加できる聴講制を設けていただきたい。(静岡)
- ・ 総会、理事会を始めとする法人運営に関する情報提供、並びに、事務局担当者に対する研修会の開催等を今後とも要望する。(愛知)
- ・ 勉強不足は実感していますが講習会等受講料が高額なので、もっと安価で受けられると参加しやすいと思います。(愛知)
- ・ セミナーの実施。制度等の情報提供。質問12で1の回答をしましたが、本音は2です。(三重)
- ・ 各種セミナーを開催いただきありがとうございます。できれば会計セミナーのように地方での開催をご検討いただけるとよりありがたいです。(三重)
- ・ 社団・財団法人の経営強化に向けた、負担額の少ない研修制度の充実をお願いしたい。・ 関西圏での研修・講習会の充実をお願いしたい。・ マイナンバー制度など、今後も新しい制度が導入される際の情報提供、制度対応の具体的なアドバイス等をお願いしたい。

(京都)

- ・ 定例研修会に参加しておりますが、講義時間、講義内容が中途半端。(大阪)
- ・ 1 公益財団法人の運営や会計基準などについて、参考となるセミナーや研修を今後も行っていただきたい。2 また、関係法令の運用や公益法人の状況等についても適宜、情報をご教示願いたい。(鳥取)
- ・ 財産運用や寄付の集め方などの収入に関する講習会を開いてほしい。・公益法人会計検定試験の地方開催。(島根)
- ・ 講習会の案内が来るが、受講料が高く参加しにくい。(香川)
- ・ 研修会や発行図書の充実(香川)
- ・ 事業報告書の作成について、具体的な記入の方法作成手順などを地方でも研修会を開催してほしい。(愛媛)
- ・ セミナーを地方でもっと開催してほしい。(福岡)
- ・ 定期的に法人会計講座などを開催頂いているが、初級クラス、中級クラスなど分けて開催頂きたい。(福岡)
- ・ ○講習会等の受講料が高すぎると思う。(非会員の場合) ○開催場所の問題・・・できれば各県で開催されたら受けやすい。(佐賀)
- ・ F A Qの改正ポイントや解釈などについての研修会を開催して欲しい。(宮崎)
- ・ 地方において研修会を適度に開催して欲しい。(宮崎)
- ・ ◎ 公益法人協会が行う研修の参加費用が高い。(鹿児島)
- ・ マイナンバー対応セミナーを沖縄県で開催して欲しい(沖縄)

4 月刊誌・書籍に関するもの(1件)

- ・ 企業財団以外にも多様で新しい世代の組織も貴協会に加入しています。以下の点をご検討願います。発信書類の簡素化月刊『公益法人』は会員などにとってとても有益な情報ではありますが、文章ばかりで宣伝広告も多く、読みやすいものではありません。このようなスタイルの雑誌を好む読者層だけが読む月刊誌にしておくのは非常にもったいないです。より簡潔に短い記述で、図やイラストによる表現を取り入れたり、カラフルなデザインを取り入れたり、女性読者をも意識した工夫をして刷新して頂きたい。(内閣府)

5 会員制度に関するもの(4件)

- ・ 会費を安く設定してほしいと思います。申し訳ありませんが、本会の財政上の問題もあり、会員となり貴会に貢献することができないことを心苦しく思っています。(内閣府)
- ・ いつも相談会を開催いただきありがとうございます。大変役に立っています。正規職員(法人より給料を支払っている者)が一人しかいない小規模財団ですので、もう少し会費がお安ければ入会もできるのですが・・・(内閣府)
- ・ 協会会員に対する更なるサービス向上を希望する。→ 主催セミナー等参加費の減額(非会員とのより一層の差別化)(内閣府)

- ・ 入会したいと思うが、負担が大きい（鳥取）

6 提言活動に関するもの（36件）

- ・ 1. 当法人は、加盟する公益又は一般財団法人のガバナンスや財政の指導を行っているが、前述したように「収支相償」の基準は、理解が難しく、持続可能で安定的な公益事業経営を存続できるか不安がある。特に、資産が無く純資産が減少する法人では、300万円の最低ラインを保てるのか、心配がある。収支相償・遊休財産保有制限に関しては、弾力性を持たせる制度を検討していただきたい。2. 純資産300万円以下の複数年度決算でのマイナスの場合解散ということは小規模で固定資産を持たない公益・一般財団法人では厳しすぎる。特に、公益性の高い新事業の開発をする場合、先行投資的に、マイナスを出しても事業を行う場合がある。もちろん寄附で賄えればよいのだが、結果的に田正できない場合もある。300万円複数年度マイナスの場合の指導期間や方法を制度上明らかにしてほしい。行政庁に要望した上記2点に関する見解をお教えてください。当法人代表理事である私の勉強不足による理解の無さからくるのかもしれないので、いつもお支えに感謝しています。（内閣府）
- ・ 収支相償について、見直しを内閣府に提案してほしい。（内閣府）
- ・ 変更申請や事業報告等の届出のシステムが非常に使い難い。できれば改善して欲しい。
- ・ 平成27年1月15日メール通信：太田達男理事長の「前途多難な新公益法人制度」に書かれた内容に100%同感です。このアクションについて、内閣府の対応にめげず、協力を推し進めてほしい。以下、太田理事長のコラム抜粋：付帯決議に基づく、「政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定する附則を適用し、その「必要があると認め」、「必要な措置」を講じてもらいたい。（内閣府）
- ・ 特に、小規模法人の収支相償について数年にわたる弾力的な運用ができるよう、ご尽力をお願いしたいと思います。（内閣府）
- ・ 制度改善に向けて引き続きご尽力お願いします。（内閣府）
- ・ 会計制度検討委員会？が過去に答申を出したが、小規模法人にはあまり恩恵を受けているようには思えない。簡素化、省力化に向けた検討をお願いし、実施化に向けて努力頂きたい。（内閣府）
- ・ 各法人の行政庁への要望をとりまとめて、行政庁が対応するように働きかけてください。・ 質問コーナー、無料相談会など、専門家がない法人が知識を得たり、相談したりできる場を引き続き提供ください。とても助かっています。（内閣府）
- ・ 公益法人が発展できる仕組みを監督官庁へ提案すること（内閣府）
- ・ 上記質問19の回答を受けとめて何らかの対応が取れるように働きかけて頂きたい。（内閣府）
- ・ 公益法人制度の改善に向けて、問題点を整理して行政当局宛に訴え続けてほしい。（内閣府）

- ・ これからもより良い公益法人制度に向けて、行政側への提案を行っていただきたい。また、同様に情報の提供をお願いしたい。（内閣府）
- ・ これまで通り、公益法人のニーズをお汲みいただき、行政庁への働きかけにご尽力いただくとともに、各種のセミナー等の機会を通じて、情報提供、相談窓口としての役割を期待したい。（内閣府）
- ・ ①財務3基準の内の「収支相償」・「遊休財産保有制限」の見直しが実現出来る働き掛けを 継続して下さい。②関西地区での各種講習会の開催頻度のアップを考慮して下さい。・（内閣府）
- ・ 今後とも法律面、会計制度について、連携を密にしていきたい。（内閣府）
- ・ 各拠点シルバーの要望等を機会ある毎に伝えてほしい。（青森）
- ・ ガイドライン以外で内閣府が打ち出している細かな対応、方針、解釈は表に出ているものよりさらに厳しいルールとなっているようです。これを厳密に都道府県が適用するとすると運営に苦慮する団体が出てくる。また、財務基準の中の収支相償基準を満たせない団体について、ガイドライン等で基準を緩和しているようだが、法律に記載がある以上法を遵守していないことになるのでは。法改正を含め、第二期の内閣府公益認定等委員会が出したコメント「より柔軟な姿勢で公益認定申請にあたる」という考え方で対応していただけるよう働きかけをお願いしたい。（岩手）
- ・ 行政庁の公益認定基準の厳格な適用に対し、団体ごとの特殊事情にもっと耳を傾けるよう要請して欲しい。（宮城）
- ・ 公益社団法人に対する法令等の適用については法人規模の大小にかかわらず、同一適用となっている。そのため、小規模法人にあっては、法人事務が過大な負担となっている。貴協会に対しては、小規模法人の事務簡素化に向けた制度改正等への国への働きかけをお願いしたい。（福島）
- ・ 制度上の問題点や運用面での課題について、今後も公益法人の立場に立ち、意見をまとめ、制度改正に向け引き続き要望などをしていただくよう希望します。（福島）
- ・ 法人運営についての個別・具体的な対応策をとりまとめていただきたい。（福島）
- ・ 公益法人にとって現行制度が妥当なものであるか検証し、法人を代表し、制度設計を国に働きかけていただきたい。（茨城）
- ・ 現実に即した方向に制度を変えるよう更なる努力をお願いしたい。（栃木）
- ・ これからも、公益法人の活動支援のため、国への要望、Q&A、情報公開の充実を図ってってください。（東京）
- ・ セミナーや相談会を実施する中で得た団体からの意見・要望を行政庁に届け、その結果や対応について知らせてもらいたい。（新潟）
- ・ 公益社団法人格を持つ上部団体への賦課金支出は公益事業費（せめて50%でも）として認めてもらえるように働きかけてほしい。（富山）
- ・ 事業運営のため短期借入を行っていることから剰余金の中から運営資金の積立てができるよう改正をお願いしたい。（富山）
- ・ 収支相償の原則は、公益目的事業の持続的・安定的な運営を否定する発想であり、基本

的考え方として撤廃するか、単年度収支ではなく5年間程度の収支で判断するように要望してもらいたい。(富山)

- 公益法人の中には、寄付金や補助金ならず、役員等の積極的な広報・営業活動により、公益目的事業を受託して頑張っている法人も多いと思います。公益認定法の収支相償や遊休財産の制限は、規制が厳しすぎ法人の安定的、継続的な運営に危惧を抱いているところです。少しでも法人が安心して長期間にわたって公益活動に専念できるよう、制度改正の働きかけを行っていただけるよう要望します。(岐阜)
- 公益法人を代表して、今回のアンケート結果をもとに末端の声を聴取し、行政庁に課題・問題提起し改善を働きかけていただきたい。(静岡)
- 収支相償について国への見直しの働きかけ(静岡)
- 収支相償基準の撤廃の実現に向けて取り組んでいただきたい。(愛知)
- 公益法人活動の実態、問題点を積極的に掘り起こし、法律改正や運用緩和などの要求を強くあげていただきたい。よろしくお願ひいたします。(奈良)
- 公益法人の声を内閣府等に届けていただいております、大変ありがたく思っています。(広島)
- 1. 収支相償について、そのものをなくすことはできませんでしょうか。それが無理であれば、上記に記述したように、剰余金のマイナス分を繰り越していただくようになりませんか。2. 有給資産の上限額を引き上げていただきたいです。(愛媛)
- 公益法人といっても、種類も事業もさまざま、制度による不具合や歪みが出てきている。当財団のように、公益法人制度と、指定管理者制度の二つの網を被っているところも多いと思うが、相反する考え方の制度に翻弄されており、双方の指摘を満たすことが困難なことも多い。現在、実施しておられる国に対しての働きかけを継続して行っただけのと同時に、他の制度と公益法人制度の整合性についても、検討や働きかけを進めていただきたい。(熊本)

7 公益法人協会への期待・苦言(62件)

- このようなアンケートを通じて、公益認定等委員会に意見を伝えていただくと同時に、公益・一般法人の意見を集約するシンポジウムなどの開催も検討していただきたい。また、本アンケート結果については回答の全数を公開していただきたいと思う。(内閣府)
- 1. 公益法人の活動は自主運営を大原則とすべきである。しかし一方でガバナンスを強化するために情報公開を徹底させる(第三者の目によるチェック、ガバナンス)とともに、公益法人協会や助成財団センターのような団体が真の業界団体となって傘下の公益法人を指導すべきである(もちろんその前提としてもっと公益法人を団体加盟させることを工夫すべきである)。2. セミナーや研修の料金が高すぎる。もっと小規模法人が気軽に参加できるように工夫すべきである。(内閣府)
- 今後も特にリソースの乏しい小規模法人のサポートをよろしくお願いいたします。(内閣府)
- 税制、会計、法改正などに対応するために、今後もセミナー等の定期的な開催をお願いします。また、無料相談室には度々お世話になっており、大変助かっております。今後とも

よろしくお願いいたします。(内閣府)

- 公益法人が活動しやすくなるような体制をこれからも整えていってほしいと思います。(内閣府)
- いつもご相談させていただきありがとうございます。(内閣府)
- 平素財団運営上の諸問題解決にあたり、適切なご指導、助言を賜り感謝しております。今後ともよろしくお願いい致します。(内閣府)
- 公益法人の運営について、今後とも諸々の改善に向けてのご努力に期待します。(内閣府)
- 公益法人協会の必要性はない。(内閣府)
- 絶えず問題意識を以って、課題解決に取り組んでほしい。上記の様に、関連法の改正が最も最適な問題解決の近道である。但し、非常に困難な道です。健闘をお祈りします。(内閣府)
- 行政庁で追い切れない部分を補完する役割を担っておられると思う。今後も、法人の立場に立った、法人運営をサポートするようなセミナー、出版等をお願いしたい。(内閣府)
- いつもお世話になり有り難うございます。(内閣府)
- 今後ともご指導をお願いします。(内閣府)
- 前述のように、力を合わせたい。(内閣府)
- 定期的な勉強会を開催頂きありがとうございます。(内閣府)
- 特ありません。必要時、相談に対応していただき感謝しております。(内閣府)
- 移行直後は、運営上の不明な点について、助言等をいただきお世話になった。引き続き、気軽に問い合わせができるような対応をお願いしたい。(内閣府)
- 公益法人協会様の対応には感謝いたしております。今後とも、公益法人の公益増進の機関車としての活動をお願いいたします。(内閣府)
- 日頃からご指導賜り、感謝しております。(内閣府)
- いつも貴協会の情報、ありがとうございます。セミナー等を通じて一つ一つ知識を増やしていきたいと思います。(内閣府)
- 当財団は、前期及び今期にかけてスポット的に短期事業への特別な寄付収入があったものの基本的には所有しているビルの賃貸収入をベースに公益事業を展開しており、寄付を原資にしている多くの公益財団とは基本構造が異なっている。ビル自体が築後40年以上経過しており、今後建替えも含めて老朽化対策を検討していく必要があり、同様の参考事例等の情報のご提供とご指導をお願いできれば有難い(内閣府)。
- 特に要望はありません。従来どおり、当方が分からなくてお尋ねすることにお答えいただければ、結構です。(内閣府)
- 現状通り、有意義な情報提供やご対応をお願いいたします(内閣府)
- これまで同様、情報の発信と会員に対する相談窓口機能の維持を希望します。(内閣府)
- 情報をいつも参考にさせていただいています。(内閣府)
- 今年6月入会しました。提供サービス・指導に期待しています。(内閣府)
- いつも大変お世話になっております。今後ともよろしくお願いいたします。(内閣府)
- 公益法人運営にまつわる情報や助言を頂きたい。(内閣府)

- ・ 公益法人の相談窓口としての機能をさらに強化されること、また行政庁とのパイプ役として、公益法人全体の社会的役割の拡大、充実に貴協会の果たす役割は大きく期待したい。
(内閣府)
- ・ ①収支相償問題やその解決策としての「特定費用準備資金」や「資産取得資金」について具体的な事例を含めてアドバイスをお願いしたい。②公益法人協会として収支相償問題の改善方を内閣府に強く要望願いたい。(内閣府)
- ・ いつもお世話になります。有難うございます。(内閣府)
- ・ いろいろな資料や研修会の案内を送っていただきありがとうございます。過ちかもしれませんが、研修会の参加費が高かったと思いますが。(福島)
- ・ 現行のままでよい(茨城)
- ・ 公益財団法人への移行申請準備段階より 貴法人サイトを参考にさせて頂いております。当財団が平成23年に公益移行いたしました後も日々参考にさせて頂き感謝しております。今後も各種書類の公開とQ&Aの公開をお願い致します。(栃木)
- ・ 公益法人の事務担当者にとって、大変ありがたい組織とっております。県の担当者よりも、解りやすく適切にご示唆をいただける組織と認識しました。内閣府より委託を受けた事業を実施しておられますので安心してご相談できると思っております。今後も、貴会のご隆昌を願っております。(群馬)
- ・ 今後も有益なセミナーや相談会など、公益法人のために情報提供をしていただきたい。(群馬)
- ・ これからも御指導よろしく願いいたします。(千葉)
- ・ 相談会の継続・公益法人の環境改善のための国への陳情・廉価な研修会継続(東京)
- ・ これからもよろしく願いします。(神奈川)
- ・ 各種情報の提供をお願いしたい(神奈川)
- ・ 貴団体の運営等をいつも参考にさせて頂いています。今後も情報公開等を通して参考にさせて頂きたいと思えます。(神奈川)
- ・ 公益法人を導く明かりです。頼りにしています。(神奈川)
- ・ 判らないときにいつも教えていただいて感謝している。(神奈川)
- ・ いつも、ありがとうございます。これからも、いろいろな書類の公開をお願いします。とても参考になります。(山梨)
- ・ ほぼ担当者一人で実務に関わっていることもあり、HPを参考にさせていただいたり、特に、電話での相談を何度かさせて頂いており、その度に適切にご指導をいただき、大変助かっております。今後も継続してこのようなサービスを提供していただけると大変ありがたいと思えます。(愛知)
- ・ アンケートの集計結果を今後変わっていくことを期待しています。(愛知)
- ・ 何かとご努力いただいていることは理解しているが、公益法人の目的、公益法人改革の趣旨、法律、行政、各々が一体化していないよう感じる。また、国民への広報も不足していると思えます。特に一般法人と公益法人との違いに対する理解は浸透していません。困難なこととは思いますが、今後も所々の課題にお取り組みいただくようお願い致します。(愛

知)

- ・ ○ 講習会・講演会等について、参加料が高額である。個別相談等は無くてもよいので、多くの職員が参加できる安価で一般的な講演会等を実施してほしい。(京都)
- ・ 今後も会計基準や法令順守の観点から、運営にあたってアドバイスや相談にのっていただきたい。(京都)
- ・ 平素より助言、提言をいただき感謝しております。法人の移行も一段落し今後は更に日本の公益法人の活動が拡大発展するよう引き続きご尽力をお願いします。行政に期待出来ないなか、貴協会からの更なる情報提供、向上に向けての種々多様な事業の実施を期待しています。(京都)
- ・ 法人の運営についてご指導頂き感謝しています。今後もよろしくをお願いします。(京都)
- ・ 規程等についての事例、サンプル等を充実させてほしい。(兵庫)
- ・ 共同サイトの利用料の値上げ幅が大きすぎる。1万円から1.8万円と80%も一擲に上がった。零細法人にとっては大変な値上げであった。(奈良)
- ・ 新しい情報の発信をお願いする。(和歌山)
- ・ 非課税法人としての優遇は今後も継続してほしい。(和歌山)
- ・ 引き続き充実した研修、情報提供を実施されたい。(島根)
- ・ 今後とも情報提供をお願いしたい。(山口)
- ・ 貴法人の情報公開、また書籍等を参考にさせていただいております。その他セミナーにも数回か参加させていただきましたが、会計研修(松山市・決算?)は余りにもレベルが低く残念でした。また、地方の小規模法人にとって参加費の外、旅費・宿泊費も臆様となります。参加費をもう少し安くしていただけたら幸いです。(徳島)
- ・ いつもご指導感謝しております。(香川)
- ・ 非会員へのサービスや地域の研修会参加に、さらなる充実をお願いしたい。(福岡)
- ・ アンケートの提出に遅れてしまい申し訳なく思います。しかし、業務の増大が止まらない中で、アンケートに何とか答えることをご理解下さい。公益法人協会からの情報は大変役立っています。また、このようなアンケートの機会がないと、法人運営を振り返られない現状もあります。全国的にどのような状況かもわからないままですが、地方の弱小規模の公益法人は運営が苦しいのではないかと感じます。このような声を少しでも中央に届けていただけると助かります。(大分)
- ・ 今後ともよろしくお願いいたします。(鹿児島)

8 その他のご意見 (35件)

- ・ 特になし。丁寧に対応していただいている。(内閣府)
- ・ 公益法人の資産運用についてアンケート調査をしていただけると助かります。平成20年に公表されていますが、その後、公益法人に移行して運営形態が異なってきていること、更には経済環境(円安、低金利)も変化しています(内閣府)。
- ・ マイナンバー制度導入に関し、安全管理措置として必要とされている取扱規定類及び基本方針のモデルを早い時期に公開していただきたい。(内閣府)

- ・ 認定等委員会の対応、一般法、法人法の解釈等、貴法人の回答と、認定等委員会の回答の乖離がたびたびあるので、参考意見としてでしか聞く事ができない。社団法人の運営の相談は一般論となり、経験論ではないため参考にならない。（内閣府）
- ・ 1. 収支相償問題は多くの公益財団法人が抱えている問題であり、これに対し、強い姿勢にて主務官庁と粘り強い交渉を賜りたい。2. 公益財団法人の会員団体の現場担当者が集まる場の提供を行って欲しい。国際協力関係では、国際急力公益財団法人連絡会を定期的に開催し情報の共有化などを行っているが、同種の団体からも、運営における問題点、立入の際の対応など、学びあう場があると、更に質的向上が図れる。（内閣府）
- ・ 特定個人情報に係る具体的な対応方法例について、情報入手（交換）できる媒体等があればありがたいです。（内閣府）
- ・ 引き続き財団運営に関わるご指導をお願いします。マイナンバーへの対応に関心があります。（内閣府）
- ・ 公益社団法人で法人運営の何が良くて、何が問題があるのかよくわかっていないので、研修等を受けたいが、費用がありません。（内閣府）
- ・ 特に会計書類についての説明は、素人にわかりやすい説明をお願いしたい。（内閣府）
- ・ 公益法人協会とは、公益法人の持つ悩みを聞いてくださるところでしょうか？もし、そうなのでしたら今後お世話になるかもしれません。（内閣府）
- ・ 本アンケートが、どの程度、具体の対策に反映されるのか疑問です。単なるアンケート（結果成果）にならない様、分析結果とその後の事後評価を示してほしい。（内閣府）
- ・ 本会の人員に変更があり、新体制が新たに運営に携わる者で構成されているため、ただいますべてを勉強中です。（内閣府）
- ・ 通知連絡確認が遅れお返事が遅くなりました。よろしく願いいたします。（内閣府）
- ・ 公益法人に対する片寄のない資金的援助の制度を樹立して欲しい。（内閣府）
- ・ 監査状況の情報（他の法人の監査にける指摘事項の具体例等）（岩手）
- ・ 財団運営にかかる適時適切な情報を頂きたい（宮城）
- ・ 公益法人といっても様々な事業があり、またその規模も様々で協会も大変かと思う。それぞれの法人ともその内容については、自分の行っている事業しか知らないと思う。たとえば、社団法人の人間は財団法人のことはよく解らないなど。知識習得と後学のため、法人の事業種類や運営の原資となっているもの、行っている公益目的事業、収益事業の内容など、知りたい。（秋田）
- ・ 事務局職員の年齢別平均賃金等のデータをまとめてほしい。（当会は独立組織で、横のつながりは皆無）（福島）
- ・ 公益法人と言えども、規模や事業内容、歴史など千差万別です。同様な業種毎や、移行年度毎、規模毎などの情報提供などをいただくと幸いです。（茨城）
- ・ どのようなことまで要望していいのかわからない。（埼玉）
- ・ 質問5でも触れたが、そもそも新公益法人制度の成り立ちを踏まえると、補助金で成り立っている公社と、会員の会費で成り立っている団体とを同じ法律で規制するのは非常に疑問がある。『公益社団法人』の看板を掲げる以上、また税制上の恩典がある以上、

何らかの規制、諸手続きがあることは理解できるが、全く同じ扱いというのはどうかと考える。補助金あつてが成り立つ団体と、自助努力で成り立つ団体とでは、自ずと差異があり、その差異を踏まえた規制、諸手続きのやり方が考えられないか、その点の法律・規制の見直しがなされるよう、貴協会に動いていただけると有難い。(東京)

- 本アンケート内容が一時保存できるようにしてくれれば、作業がし易いのですが、如何でしょうか？(東京)
- 他県の問題点共有をぜひ行ってほしい。参考になる点が大いにあると考えます。(福井)
- 収益事業を行わないシルバー人材センターについては、収支相償の特例(資金繰りに困らない程度の剰余金の確保を認める等)があつてよいと考えます。(静岡)
- 公益法人から一般法人への移行があつた場合、一般法人から公益法人への移行などの情報や手続きについて情報提供をいただけると幸いです。(静岡)
- 7月24日に既にこのアンケートを提出しましたが、間違いがありましたので、再送しています。質問4の回答などは変わりありませんので、24日に提出した分をこちらで差し替えというふうにしていただければ幸いです。お手数おかけして申し訳ありません。(愛知)
- 質問12に関して、上記のように回答しましたが、選択肢がなかったためです。現実には「わからない」です。(香川)
- 認定申請前後の時のように、会員以外にも質問応答などで幅広く対応していただければと思います。(広島)
- 当協会は公益事業と収益事業を展開しているが、公益事業では収支相償を求められ、収益事業では収益が上がりすぎると納税額も増大する。収支相償を保ちつつ、最低限の納税額とするための努力をするが、なかなか難しい。公益法人のメリットである「非課税」を最大限に活用するノウハウのご教授をお願いしたい。(山口)
- 【質問12】の答えとして、「1. やはり公益法人」にチェックしていますが、【質問2】の答えを考慮すると、【質問12】の答えは、「やむを得ず公益法人」となります。以上、その点、ここに追記します。(香川)
- 実例に基づいた、「知らずに引き起こしてしまう法令違反の事例集」を作つていただくと助かります。高知9
- 行政庁への要望と同じ。(福岡)
- 収益事業のない法人について、収支相償の説明が不十分と感じる。(福岡)
- いつも、いろいろな情報を公益法人インフォメーションを通じて、広報してもらい感謝しています。特に、事業計画・事業報告についての「メール」による確認には感謝です。これから、公益法人として立派に活動し、事業を継続していきたいので、経営基盤を損なう「ルール」については、早急に見直しをお願い致します。(佐賀)
- 公益法人のみを実施している団体にとって、収支相償はこれからの団体存続にとっても大きな不安となっています。公益法人ですから莫大な黒字は許されなくても、その団体の運営状況に合わせて、せめて必要だと思われる額の黒字くらいは認めて欲しいです(熊本)。

9 東日本大震災関連事業について

1 現在も続く支援について (50件)

- ・ 本来の事業の中で支援していきたいと考えています。
- ・ 本法人会ででき得る支援について、今後も継続実施することとしたいと考えている。
- ・ 放射能汚染が染色体に及ぼす影響の講演は複数回行った。
- ・ 福島県で被災した子どもの体力低下、肥満傾向が課題と認識している。このため、スポーツを通して心身ともに健全な発育の必要性が高まっており、当法人として果たすべき役割が増大している。
- ・ 復興支援に伴う、地域住民のコミュニケーション不足やメンタルケアが不十分であるとともに、津波被害の地域と企業の復興はまだまだこれからであることから、継続した支援活動に気を配っていきたい。
- ・ 被災地を中心に少年少女野球大会を随時開催していく。その場合、開催地行政公官庁と協力し被災地支援に役立つイベントを企画実施していく。
- ・ 被災地の定時制通信制高等学校生への奨学事業をこれからも継続していきたい。
- ・ 被災地のスポーツ振興事業に優先的に助成をしている。
- ・ 被災地のスポーツ事業への優先的な助成や被災地のスポーツを専攻する学生への奨学金の優遇を行っている。
- ・ 発災後4年以上が経過し、被災地の状況・支援のニーズも変化している。助成財団としては、被災地の今々のニーズを捉え、それに適切に対応する助成プログラムを実施すべきである。その意味で、私どもとしては、仮設から復興公営住宅への移動が進んでいる現在、「復興公営住宅におけるコミュニティ形成支援」を最重点課題として捉え、支援を今しばらく継続する予定である。
- ・ 独自の事業は行っていないが、共催や後援の形では参加してきた。これからも、様々な角度で支援を行えるような取り組みをしていきたい。
- ・ 当法人は財政的な制約から現時点では対応できないが、本件については事業実施に際してできるだけ制約をなくするようにすべきではないか。
- ・ 当法人の特性からして海外への広報。
- ・ 当財団の使命として、東北食材の風評被害払拭への取り組みを継続していく。
- ・ 当会独自の事業はありませんが、これまで同様に全国法人会総連合と連携して対応していきたいと考えています。
- ・ 当会はいわゆる被災地であり、復興事業については適時、積極的に推進している途上である。
- ・ 東北大学への奨学金事業を実施した。今後は、公益事業の対象としている地震研究助成の分野で引き続き貢献したい。
- ・ 東日本大震災に原因する東電福島第1原子力発電所事故に伴う放射性物質拡散の影響は、未だ解決していない。環境の修復、避難を余儀なくされた地域への帰還、等々に当たり、

放射線、放射能の計測技術の信頼性の確保、放射線に対する正しい理解の普及は相変わらず必要であり、引き続き技術的な専門法人として、積極的に対応してゆきたい。

- ・ 東日本大震災による図書館等への被害は、甚大なものとなった。震災前の状況に近づけるため、今後も援助を続けていきたい。
- ・ 東日本大震災が生物（当然、人間を含む）の生態系に与えた影響を継続的に調査・解析してゆく。
- ・ 土木用コンクリートブロックを通して、国土の保全に寄与することが当協会の目的であり、今後も復旧に対し土木用コンクリートブロックの生産・流通・施工技術に関し供給責任を果たしていく。
- ・ 大震災後に災害ボランティアへの登録を行いました。また、研修会の際に、義援金の募金協力などを継続しています。
- ・ 息長く支援活動をしていきたい。
- ・ 相談業務。
- ・ 震災から5年目を迎えるも、本県水産業の復興は未だ途上にあり、中でも水産加工業者にあっては、失った販路の確保・拡大が喫緊の課題となっている。系統の枠を超えて県や商工会議所等が主体となり、流通小売業に対する水産加工品の宣伝・普及に取り組んでいる状況。震災復興事業の一環として漁業者の復興状況を取りまとめてきた経緯もあるが、今後は当協会の使命である資源管理型漁業及び栽培漁業の再開・推進を通じて水産業の復興に寄与することはもとより、県とも連携して、水産加工業者の復興支援などの事業も継続実施していく予定。
- ・ 上部団体の活動を通じて、支援を継続している。
- ・ 少額ではあるが災害義捐金の拠出は4年間続けた。
- ・ 所属する会が「民謡・民舞」などで被災地に随時慰安訪問し喜ばれている。今後も続けていく所存である。
- ・ 質問21で4と答えたが、26年度「東日本大震災鎮魂コンサート（共済事業）」や、27年度3月実施予定「東日本大震災復興支援コンサート」等、既存の事業枠の中で実施している。
- ・ 事業は被災地が復興する日まで、継続していきたい。被災地を忘れないということが大切だと思う。
- ・ 今後も植林事業を通じて東日本大震災の復興に寄与したい。
- ・ 今後も継続していきたい。
- ・ 高校生への奨学金を2学年分を卒業まで3年間実施。
- ・ 公認料の半額等行ってきたが、協会の財政を圧迫しているため、徐々に戻している。被災地の子供のチャリティースキーレッスンは続けている。
- ・ 現地の人達の希望もあり、「震災復興支援」という言葉は使わずに、「東北プロジェクト」として、パッケージデザインをとおして若者との交流を深め、若者発の地域活性化に結びつけたいと考えている。

- ・ 現在、住民主導型の“復興支援コンサート”がある。チラシやチケットの作成アドバイスやチケットを預かったりしている。継続できるよう協力していこうと考える。
- ・ 研究開発事業及び試作開発事業を通して寄与。
- ・ 協力できることは引き続き実施したいと思います。
- ・ 協会として、被災地方面への教育旅行増加を意図して、各種情報の提供・発信等に努めていく。
- ・ 寄り添い継続していくことが大事だと思っていますので、続けていきます。
- ・ 仮設住宅の音響対策など。
- ・ (公財)日本体育協会の事業の中で、事業は実施している。
- ・ 東日本大震災直後から同年9月末までの約半年間にわたり、当協会が管理する施設に「避難所」を開設し、延べ約11万人の避難者を受け入れた。・東日本大震災や原発事故からの避難者等へスポーツ・レクリエーション施設を無料で貸出すなど、現在も避難者支援を継続実施している。
- ・ 建築技術団体として、建築物の耐震化は当然進めるが、実際の予防的仕組みづくりは難しい。・被災後の復旧スキルを研修すること、また震災による怪我人の大多数が家具の転倒によるものなので、今年からボランティアによる高齢家庭の家具固定事業を展開する。
- ・ 被災地の状況は変わっていない。当財団が支援対象とする学校はまだ多数が仮設校舎や他校への間借りをしているし、被災しなかった学校の校庭には仮設住宅が建ってる。道路や堤防の完成はニュースになるが、このような変化していない状況は伝わりにくい。継続して支援していく。
- ・ 日本博物館協会では、東日本大震災によって被災した博物館の復興支援を当協会が取り組むべき重要課題と位置付け、平成23～25年度までは、文化庁主導の文化財レスキュー事業への参画を中心に対応した。平成25年度以降については、当協会独自の事業として、被災博物館の復興と文化財の再生等を継続的に支援する事業に取り組んでいる。
- ・ 震災から4年経過したが、まだまだ復興が進んでいないことから、今後の文化芸術による心のケアを図る事業などを推進することとしている。
- ・ 奨学金貸与のひとつとして、被災者向けの貸与を継続している。奨学金貸与は、その性格上、被災者の学齢とともに、長い期間の継続が必要と思われる。
- ・ 今後も震災関連事業を考えて行きたい。
- ・ 当法人の特性を生かした(デザインやサイン関連)支援活動は現在も継続して実施している。当初は個人の寄附によって活動のベースを築いたが、2年、3年と経つうち実施継続に必要な資金の調達に悩んでいる。

2 今何をすれば良いか、何をすべきか (32件)

- ・ 連携してできる事業があれば、検討できる。しかし現状はそれぞれで事業を行うという形になっていたり、都会の組織力があるところが支援するという形式にとどまる。何か

で貢献したい気持ちがあるが、こちらからアプローチしない限りマッチングはほとんどない。どのようなことができるか、役割を果たせるかも思いつかないところがある。

- ・非常に長期にわたる支援活動が必要。
- ・被災地に向けて、それぞれの立場で出来る支援を継続していくこと、忘れないこと。
- ・被災地ごとの要望の把握し様々な事業を実施するのではなく、優先的にやることを終わらせてから次に移るように、資金やマンパワーの有効活用する。現在の情報提供が減ってきているので、どこで何をしているのかが分かりにくい。
- ・農業分野においては、本会事業のOB・OGの組織が主体となって、復興に寄与すべく活動を行ってきたが、福島原発事故に起因することに対しては、限定的なことしかできない。風評被害をどのように食い止められるかについて考えていかなければならない。
- ・当連盟は、ボディビル・フィットネスの普及・拡大を目的に活動しています。被災地の発展と当連盟の発展を同期させるには、被災者の方々の健康・体力促進を行っていくことが必要だと考えております。ただ、指導員の現地派遣に止まらず、現地に密着した指導体制の構築を関係部署と進めるには、どこにお話ししたら良いのか分からないのが現状です。
- ・当連盟の場合、被災地域における珠算教育の再興が課題です。そのために全国の会員個々が手を携えて、被災地域の珠算教育者を支える必要があると考えています。
- ・当法人は事業体としては何もしなかったが、現在もチャリティコンサート等を継続しているところには頭が下がる。スタッフに呼びかけてチケットを購入する程度しか協力できないのが申し訳ない。公法協さんも、「知の交流」で支援活動などを知る機会を提供してくださりありがたい。法人として取り組んでいなくても、個人参加できる協力方法があれば、広く知らせていただきたいし、こちらも知る努力をするべきだと感じる。被災地支援は、全体的に規模が縮小され、忘れつつあるが、現地ではさまざまな問題点が生じていることは、わかっている。被災した方々のうち、発言力がなく、弱い立場に置かれた人の悩みを吸い上げるような草の根の活動が行なわれることを望む。たとえば、アルコール依存症者、性暴力に逢った女性等。
- ・当財団は福岡県にあり、今、何が必要か、何をすべきか、実体がよくわからない。
- ・当財団で行っている事業など・早く震災前のように活動ができるように取り組んでいきたい。
- ・地域コミュニティの再生や原発災害からの復旧など、助成財団としてはまだまだやることは多いと思います。
- ・新聞社の運営する財団なので、今後は紙面を通じてのサポートになると思います。
- ・奨学生に採用に際して、大震災の被災者の子弟に対する配慮を検討する。(保護者の所得については配慮しているが、今後被災者の申し出があった場合への対応を検討する必要がある。)
- ・自主事業としての取り組みはすでに終了しているが、今後市民や使用者からの要望があった場合は、協議の上何らかの協力をしていくべきと考える。

- ・ 事業内容の違いから、本連盟では地震関連事業については行っていないが、本問題に関して考えるのは、公益法人として、また日本人として必要なことであると痛感している。個人的には寄附をしたが、他に貢献できることがあるのであれば考えていきたいと思っている。
- ・ 支援を行なうべきであると理解しているが、現在は法人の維持で苦慮しているところである、全シ協を中心として業界内での支援のみである。
- ・ 市民活動では限界があります。欧米に比べ日本の公益法人の力不足を感じています。地域で活動している団体にとって支援をしたくとも出来ないジレンマをそれぞれが抱えています。
- ・ 今行っている事業のどの部分が、東日本大震災と関連があるのかを検証し、法人として立場を明確にする必要がある。
- ・ 高齢の被災者に対する事業を根本的に考える必要があるのではと思える。（居住場所の確保、収入への裏付け等）
- ・ 公益社団法人として、被災地の早急な復興の支援活動にできる限り協力をしていきたい。
- ・ 研究助成にあたり、東日本被災研究者からの申請があれば極力支援に努めているが、直近ではそうした申請はほとんどない。
- ・ 関連ある地域の公益法人で、援助協定等を締結しておくことが必要である。
- ・ 官と民の間に立つ組織として、民の活力と公益的な考え方の両立する新たな領域、社会起業的な人材の育成や社会システムの確立への支援が重要と考える。
- ・ 学会の事業目的を進めることで、貢献できる部分がある。直接関わることとして要請があれば、協力したい。
- ・ 何をやるべきなのかうまく把握できない。ニーズがあればできるだけ対応していきたい。
- ・ 何が出来るか分からないが、復興の支えになりたい。
- ・ 応急仮設住宅の解消までが支援のひとつの区切りと考えており、今後自宅の再建や公営災害住宅への入居が始まると新たに、コミュニティ形成などの課題が発生することが予想され、公益法人を中心とした民間援助が必要になると思われる。
- ・ まだまだ、復興には程遠い状況。消耗品や、材料などの購入を関連地域から購入できる仕組みがあると協力できるのではないかと。
- ・ それぞれの公益法人が、その法人としてできることをできる範囲で協力すべきと思う。
- ・ 行政と連携して事業協力を行った実績があり、今後もその体制で当財団にできることは、積極的に協力していきたいと考えています。
- ・ 一時的な盛り上がりでは無く、継続した事業として多くの法人等が推進することが望ましい。
- ・ 特に、ないですが、本協会が所属する「日体協」からの参加呼びかけには、いつも応えていきたいと考えます。

3 継承・風化させないために（11件）

- ・ 風化させずに継続すること。

- ・ 東日本大震災を忘れない為にも、今後の復興の為にも継続の寄附を！
- ・ 震災への復興事業を通じて、当法人と東北の法人とのネットワークができたため、それを生かし、地域の、特に子供たちに対して、震災を忘れることのないような事業を今後行っていきたいと考えています。
- ・ 場所柄、東日本大震災を大きく事業として扱うことはなかなか難しい。しかし、アーティスト達も、東日本大震災に大きな影響を受け、それは作品にも現れてきている。今後も、私たちは、彼らの作品を通じて、この震災が風化していかないように、未来に伝えていく役割があると考えている。
- ・ 出来ることに限りはあるが、風化させないことが大切と思います。
- ・ 時間が経つにつれて特に関西では人々の関心も薄れてゆき、東日本大震災復興支援への協力も少なくなっているように思われます。また、被災地の情報もなかなか流れてこなくなっています。しかしながら、今なお以前の生活を取り戻せていない人々が大勢おり、関西に避難して来ておられる方も将来に対しての不安を抱えたままの生活を送っておられる中で、我々がいつまでどこまで復興支援の活動を続けるかということも考えてゆかなければならない時期に差し掛かっているように思われます。
- ・ ①毎年、本部事業或いは支部、部会単位で『被災地支援』目的で宿泊研修旅行を行い、被災地の復興に役立っている。②集客力のあるイベント開催時には『被災地復興支援の物販』を行っている。以上の取り組みを通じ、とにかく”忘却の彼方”にせず、復興に目途がつくまでは折に触れ、いろいろな機会を捉えて、事業を展開していくことが必要。
- ・ 当財団助成事業（2013年度より3年間継続事業）の中で「高校生による被災地とのネットワーク形成」として採択した。若い世代が「3.11」と長期に向き合い語り続けながら未来を共に創るプログラムについては、今後とも積極的に支援して行きたい。まだ、事業の途上にあり総括は終了していないが、高校生による自主的運営と指導する教員との関係性など検討事項も見えて来てはいる。
- ・ 風化させては絶対にいけないと考えます。
- ・ 被災県であるが、私どもの団体の所在地は被害が少なかったため、これまでも後方支援を行ってきており、今後も震災の記憶を風化させることのないよう、緊急雇用型ではない息の長い事業の継続を望みます。
- ・ 東日本大震災は近年における未曾有の災害であり、犠牲者の方々の追悼をすると共に、その復興を願うものである。当財団で東日本大震災復興事業に携わることは出来ないが、関係資料の配布があればそれを閲覧に供し、その状況が広く一般公衆の心に記憶されるようその復興を支援したい。

4 今後の備え（あらゆる災害）(28件)

- ・ 被災地を訪問し、被災地の復興状況を自分達の実目で実際に確認したい。被災から立ち上がった企業の事例等を学習し、今後の万一の災害等に備えることが必要と思われる。ささやかではあるが、食事でもお土産購入でも現地で消費活動を行うことにより、少しでもお役に立てればと考えている。

- 日本は自然災害の多い国で、それに対する備えが地域レベル、個人レベルで行なわれていること、災害がおきた場合には、地域ごとのルールで行動すること、そしてみんなで助け合うことなどを、平時に多くの外国人住民に知らせておく必要があると感じている。またより多くの人に協力してもらえよう、普段から分野を超えたネットワークづくりを心がけたい。
- 奈良で活動していることもあり、直接の支援活動はしていないが、同じような災害が近畿で発生した場合を考えると、法人の支援活動として何ができるのかを常々考えておく必要があるだろう。
- 当法人では独自事業としては取り組んでいないが、申請や希望があれば取り組んでいる団体の支援をしている。特に西日本という地域性もあり、4年が経過した今、全体の活動としては、岡山県内では減ってきているがニーズが変化してきていることもあり、大災害発生初期からその後の変化の経過を記録しておくことで今後の支援体制の整備に役立てたい。
- 当地域は、かねてより東海大地震が起こる可能性について指摘されているところであるが、改めて災害に対する当財団としての危機管理意識の徹底を図るとともに、災害時の具体的な行動計画及びマニュアル策定をする必要があると考えている。
- 東日本大地震被害による早い復興を願っています。東日本大地震に等しいか或いはそれ以上の災害が起きる可能性のある状況の中、常に危機意識を持っておかなければならないと思います。放射能汚染の問題はいかんともし難い感が致します。
- 東日本大震災事業では無駄な補助金支出が多かったと聞かすが、南海トラフ大震災に向けて、問題点とその対策を検討してほしい。
- 東日本大震災に特化したものではないが、関連他団体とともに熊本県災害リハビリテーション推進協議会を組織し、災害時対応について検討を進めている。
- 東日本大震災に直接関連する事業はしていないが、地元地域における防災の在り方等について啓発周知させる事業も検討する必要があると考えている。また、災害支援の立場にたったときに、法人内の支援体制及び各機関との連携をどうするかについても議論する必要があると考える。
- 東日本大震災に限らず、自然災害が発生した際の当法人の役割を整理し、それに向けて準備、備えをしていく必要がある。事業継続を第一義とし、そのうえで、医療スタッフ等による応援、地域の自治会等と調整を取り、事業所の避難場所として活用等、災害が発生した場合の当法人の役割を果たせるように検討していく必要がある。
- 地震により生じる地すべり災害を防止するための、研究開発は今後も重要なテーマである。つい最近ネパールでも、地震による地すべりで、甚大な被害が発生した。
- 地域的に考えて、勉強していく必要性があると思う。
- 地域の大災害対策に積極協力（救護所、地域防災計画に参画等）
- 全体として又個々の単位会としてやれることの整理その様な場合のマニュアル等整備が必要。

- ・ 専門機関による「災害時における多言語支援センターの在り方について」提言を受け、今後、外国人住民に対して防災意識をどのように醸成していくか、現状を把握し課題への対応、対策を検討していく。
- ・ 震災発生時は会員から募金を募ったりしたが、現在は何もしていない。いろいろな媒体を通じて募金活動が行われており、公益法人としても現在は実施していない。当センターは、災害ボランティア連絡協議会に加盟し、常日頃から他の団体と協力して災害時の対応を考えた活動を展開している。
- ・ 震災事業は東日本大震災だけでなく、幅広い震災事業対応が必要と考えている（本法人も、広島災害等に事業主体を移行している）
- ・ 自治体との災害協定の締結の促進を図り、有事に活動しやすい体制を確立していきたい。
- ・ 災害時に即応できる、専門職としてのボランティア組織の整備。研修・訓練の実施。
- ・ 災害は、その後も各地で発生しており、東日本大震災だけではない。傘下の各団体では、引き続き支援を続けているところもある。今後は、各団体の事業の関連性から、特定のプロジェクトへ参加するなど、地域の実情に即し焦点化されていくのではないかと。
- ・ 今後災害発生時に自治体との協力体制を図っていかなければならない。
- ・ 今後、大地震が発生し、その被害を受ける可能性が大きい地域であるので、東日本大震災後に各法人がどのような事業を行ったか研究をして、当法人に何ができるか見極める必要があると考えている。
- ・ 激甚災害支援基金として預金の積み立てをしている。
- ・ 東日本大震災を教訓に団体独自事業として災害対策事業を創設（平成25年度公益法人移行時から）
- ・ 東日本大震災は原発事故を引き起こしたこともあり、直接被害にあわれた方々と地域にとってはもちろん、国家国民にとっても未曾有の大災害でした。しかし、それと同時に毎年の自然災害や、災害とは関係なく本人の責にない事故や病気のために不憫な暮らしを強いられる人たち、また、格差社会の下層におかれ生まれながらハンディを背負わされる子供たち、公益事業の対象者は身近なところにもたくさんいると考えます。とかく話題になりやすい東日本大震災に関してだけでなく、それを含めた、社会全体に目を向けた役割を果たしてゆくことが公益法人として大切であると考えます。
- ・ 東日本大震災に限らず、当県（佐賀県）でも抗病原性鳥インフルエンザに係る防疫活動等を積極的に展開した経緯があるため、ひきつづき災害時等緊急輸送体制等の事業は充実していきたい。
- ・ 会員企業が受けた被害とその対応策について、情報を収集し後に残るよう報告書としてまとめた。またこれをもとに技術講習会を何度か開催して会員企業のみならず、一般の企業の方に対する啓発を行った。
- ・ 震災後、東北の同一協会から、東日本震災の経験を学ぶために、講演をしてもらったが、継続はしていない。なお、災害時の避難所等の清掃協力の協定を行政と締結し、今後に生かしていきたい。

5 制度や行政の対応など、復興についての問題点（23件）

- ・ 制度的なことより、一人ひとりに視線を向けて、足りない事を細かく対応することではないでしょうか？ 被災者と支援する側の間に立つ立場で優秀な人材がもっと必要かと思います。また被災地だけでなく原発等の問題も、経済優先というだけでない考えで、子どもたちに引き継げる国をつくる必要があるのではないのでしょうか？
- ・ 労働単価が高騰し、当協会の経営に影響を及ぼしている。
- ・ 復興は着実に進んでいるのか？・・・将来に向けて検証が必要と考える。
- ・ 当法人は、5年間を期限として震災支援事業を行ってきたが、今後も被災地域の加盟法人の復興事業は継続していく。そのため、特に福島被災者への国としての支援は継続すべきである。当法人としても、福島の方々の支援にも力を注いでいきたい。
- ・ 東日本大震災事業は皆持ち出しでやっている。これら民間の努力を正當に評価するのは国家の役割でありただ傍観するだけであってはならない。
- ・ 東日本大震災の支援事業は終了した。寄附金の残余金も関係市町村（陸前高田市、宮城県）に寄附をして精算した。一度財務大臣の指定寄附の確認を受けた団体には2回目以降は申請すれば自動的に確認をもらえるようにしてほしい。
- ・ 東京オリンピックのスタジアム建設費用が最終的に決定がなされた、国民のほとんどがなぜこれだけの大金をかけなければならないのか疑問に思っている。おもてなしの心が何なのか、見た目だけの事を重視していると思えない。東日本大震災のことが目を追うごとに関心が遠くなっている気がしてならない。
- ・ 隊友会は、東日本大震災に組織的かつ大規模・長期にわたりボランティア活動を実施しましたが、一部会員の保有公的資格等が十分に生かされず、一般活動に終始せざるを得なかった事について残念に感じています。活動開始前にボランティアセンターに有資格情報を伝え、避難上等での活用法を依頼しましたが、何の連絡もありませんでした。被災者ニーズの収集・整理及びボランティアの効果的運用の仕組みについて整備する必要性を感じました。
- ・ 震災復旧・復興にまだ時間を要するのはもはや明白であり、民間の立場からの支援が今後も大いに必要である。一方で寄附額をみると、一般の関心は年々低下していることから、震災復旧・復興に対する国民の関心をいま一度喚起するために、税制面での新たな寄附支援制度を展開してほしい。
- ・ 従来より、東日本大震災に関連する記録を収集するとともに、ホームページ上で毎月、被災地の女性・妊産婦・子ども支援に関する情報を発信しているが、これを風化させずに継続していくことが大事だと考えている。また、「男女共同参画と災害・復興ネットワーク」（代表：堂本暁子）と共同で、災害に強い社会の構築に向けた政策提言と人材育成プロジェクトを実施してきたが、今後も何らかの形で共同して取り組みたいと考えている。しかし、大震災から4年ということで、こうした日常的な活動を支援する助成金が少なくなり苦慮している。
- ・ 指定管理者として管理している文化会館に、東日本大震災復興支援として公演の開催を希望する団体が多くあるが、現在においても、ほとんどの団体が施設利用料を予算化し

ておらず、施設を無料使用で考えている。このことによるトラブルやクレームもあり困っている。復興支援の気持ちはありがたいが、施設利用料を支払うことも復興支援の一部として考えて欲しい。指定管理料及び貸館も含めた事業収入が主な収入なので、施設の無料貸し出しは法人運営の継続を困難にさせてしまう。

- ・ 山形県においては、東日本大震災（原発事故）による風評被害により、観光客（特に教育旅行関係及び外国人）の落ち込みが顕著であり、回復が遅れており、民間事業者の一部会費納入者について半額の減免措置を継続している。
- ・ 災害支援チームの人員増が難しい。
- ・ 行政の行動が明るみに出ていない。大口寄附金を集めた団体の寄附金使用先が不透明。これから先にやるべきことは、普通となっている交通機関をまず通すこと。一企業（特に福島原発・東電）に任せておかないで、国がイニシアチブをとり復興を時間短縮で進めるべき。
- ・ 現在は復興作業の途上である。復興事業の終了時期（前後）に問題点が出てくる可能性があるのではと思います。
- ・ 現在、避難指示のあった支部からは、震災以後会費を徴収していないため全法連から寄附金をいただいて補填し活動をしている。避難指示の解除とともに補償金が打ち切られるか減額になるだろうが、29年からは全法連の寄附金がなくなるので、会費を徴収するしかない状態になるが、戻ってこないことが考えられる（現在、他の管内にて操業しているか廃止に向け何もしていない）となれば、会員の減とともに少人数の支部の再編など山積みの問題が考えられる。そして、退会の連絡が来るだろうと想像できる。現在も、避難している会員の把握など他の法人会とは異なることの作業もしており、公益事業や他の団体の事務など繁忙になっている。
- ・ 医療関係の人材の確保が難しい。
- ・ まだまだ復旧が進んでいないので震災関係の事業は必要であるが、行政の予算の関係で先の見通しがたたない状況にある。
- ・ 震災当時、観光協会として「元気まつり」を行いました。現在は実施していませんが、市役所が支援を継続していますので、この中で連携がとれるか検討が必要かと思います。
- ・ 震災時に修学支援（生活支援）事業を立ち上げ現在も継続しているが、財源に限りがあり、思いを膨らませる事が出来ない。財源を確保する手段として募金活動を展開したが、実際の事業内容を検証して補助金が受けられたら良いなと感じている。（不正申請団体もあり難しいが、真摯に取り組んでいる団体 に対しては、ハードルを下げた支給が実効性が上がると考える）日頃の事業実績を評価した対応が必要。新規に立ち上げる事業は慎重に判断する。
- ・ 当会は、高校奨学事業（東日本大震災津波特例）として被災生徒を対象にした奨学金事業を県からの補助金を受けて実施しているが、国の財源措置の関連で、昨年度から単年度事業となっている。平成27年度に高校に入学した生徒でこの奨学金を受けた者については、在学中も安心して修学できるよう、配慮してほしい。
- ・ 震災復興に必要な各種事業に対する財源を確実に確保願います。

- ・ 公益法人としてというより、法人・個人全体として、徴収されている復興税が適正に使われているか疑問を抱かざるを得ない。役人の勝手な解釈による流用、トータル管理機関不在と言わざるを得ない、投入財源の不均衡の問題が存在している。

6 その他 (25 件)

- ・ 本震災により、日本国民の意識に、日本人のよさの気づきや、助け合いや将来への展望が生じる等の変化が生じた。失ったものは大きすぎるが、得られたものも大きかったのではないだろうか。
- ・ 本会のような団体（学術団体）としては、今さら 311 ではないと思っている。一般社会もそれを学術団体には求めている。これからの公益活動は、自己満足で行うものではなく、具体的な実績を出せることを行うべきと考えてあり、その観点で我々はいつまでも 311 と言っていてはいけないと思っています。もちろん、復興復旧を主に活動している公益事業団体の活動は、いまだ大いに求められていることであり、これを否定するものではありません。
- ・ 法人格取得（H25 年 3 月）以降ぎりぎりの状態で法人運営をしています。余裕ができたなら活動していきたいと思います。
- ・ 平成 23 年 3 月 11 日、当財団の美術館も被災しました。幸い修復可能な程度で、翌年には修復を完了しました。現在は、大きな作品の耐震工事も完了し、美術館事業も継続しています。震災当日は、休館日でスタッフのみ在所していたので、大きな騒ぎにはならず安堵致しました。今後は、作品の保全や来館者誘導に向け、職員一同気持ちを引き締めて活動して参りたいと思います。
- ・ 被災地への支援、元気付けの観点から、公益法人としての取組は既に実施、完了しています。
- ・ 当法人としては、そこまでの体力を持っていない。
- ・ 当社は就業場所の制約もあり、震災地から離れているため、会社として何もできない。
- ・ 当財団の事業目的に合わず、また、財政的裏付けがないため、当財団の事業としては実施しない。
- ・ 東日本大震災事業については、その必要性を感じているが、弊財団としては現行の奨学関連事業で手一杯なるため、斯かる事業への取り組みは考えていない。
- ・ 東日本震災復興事業の進捗状況については常に注視しているが、関西に拠点を構える協会は遠隔地のためになかなか復興事業の技術支援はままならない。
- ・ 定款に記載のない事業であり、かつ、事業対象地域（富山県内）では必要とされる事業がそれ程多くないと思われる。
- ・ 直接の被害者ではないため、よくわからない。
- ・ 震災の支援は継続してすることが必要と考えますが、公益法人、助成財団として、最優先すべき事を考えると、現在の助成事業、特に若い研究者への支援を拡大することが本来の趣旨と考えます。
- ・ 実施の予定はありません。

- 今年度で終了予定である。
- 今後に向けては考えていない
- 行政支援策の周知経営に関しての情報提供。
- 学校が運営している畜産農場の汚染牧草の処理に困っている。
- 外国人留学生の支援を行っており、東日本大震災事業については検討していない。
- 一時的に実施したものの、当財団の事業領域からして、震災事業実施はむずかしいと思う。
- できる限り協力するつもりであるが、現在のところ収支に余裕がないため、あまり取り組めないでいる。
- 東日本大震災災害時の年には、東北地方出身者で、お困りの方を優先して、奨学生採用も行ったが、現在は、継続はしていない。
- 入館者からの震災関連の募金を継続して募っているが、銀行等の金融機関の手数料無料の募金受付口座は27年からはないと聞いている。息の長い支援を続けたい法人向けに公法協が代表となり受け入れ口座を設けてもよいのでは。支援の仕方がわからない法人もあるはず。小規模の法人でも支援に参加できる体制を考えてほしい。
- 当財団は、定款上、我が国の社会福祉全般についてその向上と発展に寄与することを目的としており、東日本大震災事業といった特定の地域を対象とした対応は想定していない。ただ、一般論として言えば、公益法人が震災事業に貢献できるとすれば、結構なことだと思う。
- 早期の復興を願っている。

41

II. 一般法人

1 法人運営について

【質問4】◎ 運営について、現在困っていること。(25件)

1 理事会、社員総会・評議員会の運営。(3件)

- ・ 規則とおりの理事会運営が周囲の環境となじまないこと。
- ・ 理事会、評議員会の定足数の確保
- ・ 理事会・評議員会開催にあたり開催要件の定足数を超える出席人数を確保する日程調整が難しいこと。
 - 1 前項 1.以外の機関運営（社員、理事、評議員、監事、会計監査人等）。(4件)
- ・ 会員（3, 657人）が多く、総会時の議決数、会員の1/2（出席者・委任状）確保に苦慮している。
- ・ 役員の任期と会計年度、医師会・行政等の委員の任期の相違
- ・ 職員数の減少に伴う事業運営。
- ・ 責任感の欠如

2 公益目的支出計画の作成・提出（公益目的支出計画を実施の法人様）。(2件)

- ・ 公益目的支出計画の申請時は、予算書を基に作成しているが予算書は費用を過大に計上しており、公益目的財産がゼロになる期間が実態より短くなっている。
- ・ 税務当局からの指導により、今年度から出向者の給与負担額が大幅に増大したため、公益目的支出計画が当初計画より大幅に進展しそうな状態。財政的に収支の大幅な悪化が懸念される。基本財産が目減りして計画そのものの変更が近い将来予想される。監督官庁からは、毎年度の報告書に同様の理由（税務当局からの指摘により、人件費負担が増大したため）と理由を明記すればいいとの確認はとっているが。
 - 2 相談する先がないこと。(2件)
- ・ 相談する先が少ない
- ・ 電話での問い合わせ先がない

3 申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き。(1件)

- ・ 施行時の定款に重要条文の記載漏れがあり、今後対応の必要が発生するかもしれない。

4 行政庁の指導・関わり。(7件)

- ・ 行政機関の知識経験が不足（1～2年で担当者が代わる）一義的な相談窓口が事業担当課である。（県全体の総合窓口担当課では、相談を受けつけない）
- ・ 移行前の管轄が地方政府だったので、関わり方がよく分からない。

- ・ 質問事項に対して明確に回答してほしい
- ・ 内容が細かいため、事務作業が煩雑。行政庁からいろいろと細かいところで指導がある。
- ・ 年1回受験しているが、行政のスケジュールの消化にすぎない。
- ・ 公益目的支出計画実施報告に関する処理が遅く、25年度分の処理についての結果が出ないうちに、26年度の報告をしなければいけなかったため、報告の仕方が定まらない。いろいろなことを、問い合せてもなかなかはっきりとした回答が得られない。
- ・ 岐阜県は、担当が毎年変わり、不親切で、問い合わせしても何も回答してくれない。一般社団法人の制度等を勉強する機会がまったくなく、支出計画の内容も、本当にこれでいいのか、運用がこれでいいのかわからない。公益目的支出計画の年数が111年???本当にこれでいいのか??疑問!

5 その他 (6件)

- ・ 会員の減少による会費の収入減。
- ・ 各種 高額税金の支払い
- ・ 収益事業の決定と運営
- ・ 法人運営や事業実施に必要な収益の確保 (会員及び会費収益の減少)
- ・ 基金の設置 (新ビル建設協力金)
- ・ 県職員の派遣に係る経費負担 (派遣法との兼ね合い)

2 会計基準に対する意識

【質問7】◎ 現在の会計制度（平成20年会計基準）について。（73件）

1 会計実務内容（15件）

- ・ 新規事業の科目がない。
- ・ 税務申告用の決算書を別に作成しなければならなくなった。
- ・ 貸借対照表内訳表の作成が義務付けられていること。
- ・ 区分経理と配賦
- ・ 区分経理方式の継続
- ・ 公益法人会計基準独特の文言あり
- ・ 公益法人制度が会計概念よりも優位に立ち、制度を満たすために会計処理が操作される。
- ・ 奨学金給付事業のみにもかかわらず、事業会計と法人会計に区分しなければならないこと。
- ・ 一つの支出について会計・事業ごとに従事割合で分かち計算すること。
- ・ 管理会計より事業費への配賦
- ・ 公益法人会計基準（公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成16年10月14日）により財務諸表を作成している。
- ・ 事業管理のために事業経理をする必要がある。
- ・ 事業費・管理費配賦基準作成
- ・ 事業費と管理費の仕分け等。
- ・ 一般正味財産増減と指定正味財産増減の考え方法人会計への経費の配賦

2 会計実務内容をうけて（23件）

- ・ 区分経理が煩雑
- ・ 経費の按分が煩瑣である
- ・ 法人会計と実施事業会計の区分計上が煩雑である。
- ・ 事業別の収支がわかりにくい
- ・ 公益目的支出計画など国民向け報告書としての側面が強すぎて財務諸表として不十分。
- ・ 実施事業等・その他会計・法人会計の3区分が実態に沿わない事がある
- ・ 費用の配賦や会計間の振替が非常に面倒
- ・ その他会計と法人会計を統合した方が実務的と考えるため。
- ・ 実態として一本化すべき事業であるが、継続事業と法人会計に分離せざるを得ないため
- ・ 実態に合っていない
- ・ 損益ベースであるため、実際の収支がわかりにくい。
- ・ 配賦処理作業に少し不便を感じる。
- ・ 複式簿記の知識がないと作成できないのが少し不便を感じます。
- ・ 指定正味財産増減計算がわかりにくい

- ・ 予算書、収支決算書を別途作成する必要がある。事業費と管理費の区分の必要性が疑問である。内訳表作成の趣旨は理解できない。一般法でいう「計算書類」との整合性の取り方等煩雑になる。
- ・ 会計区分業務が大変
- ・ 各事業毎の按分
- ・ 現金の収支がわかりづらい。
- ・ 公益事業と収益事業との按分作業が煩雑
- ・ 事業別予算が分からないので毎年補足資料を作成しなければならない。
- ・ わかりにくい。投資活動及び財務活動の部科目。
- ・ 事業毎の費用集計が面倒。
- ・ 予算管理がやりにくい
 - 1 会計ソフト・会計委託の問題（3件）
- ・ 分かりづらい。前顧問税理士が廃業したため、昨年より新たな顧問税理士と契約したが、慣れていない。
- ・ 会計ソフトを使わず行っているから
- ・ 税理士があまりうまく対応していないため、公益目的支出計画期間終了後は、一般の会計基準にしたい。

3 理事会等の説明など（6件）

- ・ 総会時において、説明するのが大変である。（出席会員が、現行の会計制度が良く理解できていない）
- ・ 会計区分が煩雑で法人運営に合致していなく、会員からの理解が得られづらい。
- ・ 決算書の記載がわかりにくく、団体職員でさえ理解しづらい。外部の方に資料を公開しても、実態を把握できるとは考えられない。
- ・ 公益法人会計基準は、企業会計と違って分かりにく面がある。特に収支計算書の内容を説明するにあたり、一般社員にも分かりやすく説明したい。
- ・ 会員には難解であり会計の専門家でないとわからない。
- ・ ①事業別区分経理が煩雑、②損益ベースの計算書類では理事会や総会で説明しても理解が得られにくいため、従来の収支計算書も作成していること

4 不慣れ・わかりにくい・理解できていない、など（12件）

- ・ 社員の方があまり理解されていない。
- ・ 多少複雑すぎる
- ・ 複雑すぎる。
- ・ 分かりづらい
- ・ 分類項目が分かりづらい
- ・ わかりづらい
- ・ わかりにくい

- ・ 経理事務に不慣れである。
- ・ 面倒
- ・ 会計基準に不慣れ
- ・ 一般会計と比べ、わかりづらい。
- ・ 画面更新の手順（オペレーション）が独特で、慣れが必要。

5 現行基準との違いに戸惑う（3件）

- ・ 平成16年度基準と比べると会計体系が細くなりすぎて、逆にわかりづらいものになったように感じる。
- ・ 以前の会計を見やすいという方が多い
- ・ 以前の制度がわかりやすかったと感じているため。

6 事務負担課題（9件）

- ・ 経理の事務量が多い
- ・ 事務員がいないので、会長が仕事の合間に報告書を作らなければならない。
- ・ 従前から事業毎の収支がよく見える事業別会計を採用しているが、新法人になって2年度会計基準も作成せざるを得なくなり二度手間となっている。公益目的支出計画期間が終了後は元に戻したい。
- ・ 少ない人員での運営時に、制約の多い会計基準は面倒。
- ・ 良くできている制度と思いますが、当会のような小さな団体のように、簡略化基準があれば助かります。
- ・ 会計間における事務処理
- ・ 会計規模が小さい割に面倒である。
- ・ 決算時、管理費の事業直下処理にかなりの時間を取られる。
- ・ 支出科目について、共通、実施事業、法人会計、その他会計に区分しなければならず、事務作業に多くの時間を費やさねばならず、非効率であると考えます。

7 その他（5件）

- ・ 平成20年会計基準は、採用していない。（以前より、平成16年改正基準の採用している。）
- ・ 変えなくてはならないのかもわからない。
- ・ 具体的な内容・時期等は未定
- ・ 公益法人会計基準は、経理担当者には理解できても、他人に説明するのは難しい。勉強しようとする人も少ない。（日商簿記や建設業経理士のような履歴書に書ける資格検定制度でもあれば、理解が進むのかもしれませんが。）
- ・ 現在は、共済組合の会計基準で処理しているので、将来どうなるか、少し不安である。

3 税制に関する要望事項

【質問 11】◎ 一般法人をめぐる税制で希望する事項。(81 件)

1 全体 (20 件)

- ・ 非営利型にも優遇措置があってほしい
- ・ 非営利型の場合、法人税法上の非収益事業であれば課税されないにもかかわらず、非収益事業における受取利息に源泉徴収課税される理論が納得できない。
- ・ 非営利型法人に対する税制優遇措置。
- ・ 非営利団体であるから、運用益に対する課税への優遇措置が欲しい。
- ・ 非営利団体には、税制上の優遇措置がもっとあれば良い。
- ・ 非営利徹底方一般法人について、今よりもう少し税制上の優遇を受けられるとたいへんにありがたい。
- ・ 非営利法人なので、非課税にして欲しい。
- ・ 非営利法人なので、非課税になればよい。
- ・ 以前のように税制上の優遇措置を受けたい。
- ・ 元々非営利法人で、法人税等が掛かていなかったので、一般財団法人でも非課税法人にして欲しい。
- ・ 現行の非営利法人の税制が継続されるように。
- ・ 公益法人以上に公益活動を展開しながら税制面でなんら税の優遇措置を受けられない一般法人がある。
- ・ 従来どおり、受け取り利息を非課税にして欲しい。
- ・ 純然たるボランティア団体なので法人税を免除してほしい。
- ・ 当然のことであるが、税率を下げしてほしい。
- ・ 一般法人であっても、公のために真摯に事業を行っている団体に対して税制上の恩恵がないのは疑問だ。
- ・ 一般法人の場合、非営利徹底法人と共益法人と 2 種類が存在し選択可能ではあるが、税務署が職権で非営利法人から共益法人に変更させることはあるのか？非営利法人でなくなつてからの欠格期間は何年ほど課せられるのか？分かり易い資料開示して頂きたいと思います。(行政の資料は難解な表現で意味が分からない)
- ・ 当協会は、普通法人を選んだ為、会員会費にまで税金が掛かってきます。展示会運営(当協会の公益目的事業)のため、収益事業での収益を努力して増やしましたが、その年(H25 度決算)では、40 万円近くの法人・地方税が発生しました。H26 年度は、前年度の繰越金に比べ、期末残高が赤字になりましたので、定額のみ 7 万円で済みました。以前の民法の社団法人の方が、協会運営は楽でした。
- ・ 業界団体で建設した複合施設の維持管理を行っているが、法人税の算出根拠に公益目的支出計画上の配分が適用されるため、一時的な売上の増加による収入増や大規模改修での多額の出費等が発生しても、適正な範囲での経費計上が行えず、過大な法人税を支払

うケースがある。また、建物の維持管理に不可欠な修繕引当金等が、経費として認められないため、税引き後利益からの積立となり、大規模改修等に支障を来している。そもそも、公益目的支出計画上の残余財産に、貸借対照表上の建物の時価や修繕引当金を計上して計算するのは納得できない。建物や修繕引当金は、収益事業に資する財産であり、法目的である団体が社会還元すべき公益目的財産と見なされるのは、大いに疑問である。

- ・ 移行法人なので、固定資産税や不動産取得税は非課税になっているが、そのほかの税も非課税にしてほしい。金融課税を非課税にしてほしい。寄付金控除を受けられるようにしてほしい。登録免許税を非課税にしてほしい。

2 利子配当所得源泉税（18件）

- ・ 利子課税の廃止
- ・ 非営利事業を行う一般法人の利子の非課税化
- ・ 非営利徹底法人については、預金等利子配当課税をなくして欲しい。
- ・ 有価証券の利子に対する源泉所得税の割合をもう少し減らしてもらえると助かる。
- ・ 銀行、株式配当金等に対する課税を免除して欲しい。
- ・ 債券運用等による利子所得に対する課税について、免除・減額するような措置を希望する。
- ・ 債券等に対する利息の課税を廃止してほしい。
- ・ 現在、所得税約20%を納付しているが、運営上大きな影響がある。収益事業を行っていない非営利法人に対しては、所得税を免除して欲しい。
- ・ 資産運用益については、非課税にしてほしい。
- ・ *非営利法人の場合は、利子収入の源泉徴収税率を引き下げて欲しい。1、希望：最低でも現状の20.315%を10.315%に引き下げ2、理由：現状会費収入が全体の約20%程度であり、毎年減少傾向にあるが、これに対して利子収入は、源泉徴収後のウエイトが全体の約35%をしめいるので、これで会費収入の減少の補てんをしたい為
- ・ 預金利息が課税処理されること。
- ・ 一般財団法人を選択したものの、従来からの継続事業が主で収入財源の確保が年々難しくなってきました。寄付金、賛助会費等は企業側の景気に左右されることが多く資産運用についても景気動向に大きく左右されます。公益事業で事業収入の無い事業もあり投資有価証券の運用収益が回されていますが、一般法人のため利息等に課税をされています。少しでも税負担の軽減措置があればと思っています。
- ・ 一般法人で収益事業がなく、従来公益事業のみ（当法人は奨学金給付事業のみ）の場合の資産運用収益（国債、預金等の利息）への源泉課税の見直しをしていただければ・・・
- ・ 運用財産の利子に20%の課税が課されているが、公益目的支出計画を実施している間は、少なくとも公益事業を実施しているので、公益認定を受けた法人と同じ税制にして頂きたい。
- ・ 支出の大半を公益目的で使っているのだから、利息収入の課税は廃止していただきたい。

- ・ 当財団は非営利徹底法人であり、実施している事業は公益目的（継続）のみですので、従前同様、基本金の運用益への課税を廃止してほしいと願っております。
- ・ 昨年まで基本財産の運用を県債で運用していたが、償還まで2年あまりとなり、現在の利率特にリスクをとらない金融商品では利息収入が大幅に減少するため、昨年、利付国債に切り替え、譲渡益を確定させた。税務当局に決算処理を聞いたところ、通常の方のキャピタルゲイン課税額を指摘され、何度かの交渉の結果、税理士の確認では、公的支出目的の財産から派生した収入で、今後、確実に公益目的支出計画のなかで償却される財産であるから非課税扱いで申告する旨、届けたところ、それで手続きしてくださいとのこと。2016年1月1日以降、税制改正でいままで個人のキャピタルゲインが無税だったのが申告課税になるのに関連して法人も損金が3年通算で繰り入れされるほか、申告式になるとのこと。現在、同じ利付国債での買換えを予定しているため、今期と同じ扱いが可能なのか、確認中。一般法人化のなかで事業収益に対する事業課税などで、一般法人化以降、通常の事業活動の税金が約6倍になっている。非課税枠の事業では基本的に利益が出ない構造であるため、収支バランス、特に、収益事業の取り組みが非常に困難になってきている。
- ・ 私学教職員の退職時に学校法人等へ退職金給付のための資金を供給する退職資金給付事業を移行前から公益事業として実施している法人について、公益法人では保有する金融資産の運用益について税制優遇されているが、同様の事業を実施している一般法人については課税されていることについて、さまざまな事情から移行先が異なったことで、当該法人並びに当該法人からメリットを享受する立場の者に不利益が生じている現状について、特段の配慮を賜りたい。

3 法人税（17件）

- ・ 一般財団法人においても「みなし寄付」を認めてもらいたい。
- ・ 非営利型一般法人についても、公益法人同様に収益事業で得られた利益の付け替えについて、寄付金税制が適用されるようにして頂きたい。
- ・ 法人税、固定資産税など公益目的の部分でもっと軽減してほしい。
- ・ 法人税の減額
- ・ 法人税の免税利子課税の免税
- ・ 法人税率の引き下げと、収益事業の収益を公益目的支出計画に使用した場合のみなし寄附金制度の適用
- ・ みなし寄付の考え方が、税務署によって、また税理士によって考え方の相違が見受けられる。
- ・ 事業収入を非課税にしてもらいたい。
- ・ 収益事業があり、利益が上がっても非収益事業にその利益を費やす場合、収益事業の課税対象から除いてほしい。
- ・ 収益事業に対して、税率を軽減してほしい
- ・ 収益事業課税の意味は分かるが、法人として利益を出していないのに多く納税するのは

無理がある。公益目的事業を実施しているときには、事業費で公益法人時代の資産を使っているのだから、収益事業課税で税金を多く払うのはきつい。

- ・ 法人事業税の軽減をお願いしたい。
- ・ 実施事業等会計の赤字分をその他会計損益通算させてほしい。
- ・ 公益目的事業収入を法人事業税の対象外として欲しい。
- ・ 法人税法上の区分として「非営利型法人」は、「公益財団法人」及び「普通法人 非営利型以外の法人」のいずれよりも不利益な課税となっています。移行法人で「公益目的支出計画」の実施期間中は、各法人において、「公益目的事業会計」は基本的に赤字となります。一方、「収益事業会計」は、法人の永続性を確保するためには収益を上げる必要があることから、基本的に黒字となります。「公益財団法人」であれば、課税所得の範囲は「収益事業」のみですが、その収益から「公益目的事業」に支出した金額については、「みなし寄附金」として損金算入され、「収益事業」の所得金額はその分控除されます。また、「普通法人 非営利型以外の法人」であれば、課税所得の範囲が「全ての事業」とされることから、「収益事業会計」の黒字は「公益目的事業会計」の赤字と相殺され、所得金額はその分少なくなります。しかし、「非営利型法人」については、「公益財団法人」と同様に、課税所得の範囲は「収益事業」のみとされており、「公益目的事業会計」の赤字相当額が控除されないことから、「普通法人 非営利型以外の法人」よりも不利な結果をもたらすこととなっています。ついては、「非営利型法人」について、他の法人区分と均衡のとれた課税を確保するため、「公益財団法人」のみに認められている、「みなし寄附金の損金算入」を適用されるよう要望します。
- ・ 事業目的として、国際親善を推進している団体、並びに留学生への奨学金として年間 1 億円の助成金を支給しているが、税務上は寄付金税制の下、ごく一部しか損金として認められていない。公益活動としての助成活動を推進すればするほど、税負担も増えるという矛盾は早急に是正されるべきである。
- ・ 社団法人及び特例民法法人であったときは、主務官庁から公益事業と認められていた事業が、公益認定委員会では収益事業と判定され、税務署から 5 年に遡って法人税の滞納課税と追徴金を求められた。納税したのは 3 年分だけであるが、5 年間の申告のための作業に大変な労力と経費がかかった。青色申告は平成 27 年度からとなったが、このような場合は 5 年に遡って青色申告があった見なしでもらう制度があつて良いと思う。

4 寄附税制 (7 件)

- ・ 一般社団法人の場合、寄附された方の税制上のメリットがない。公益目的の寄附の場合は、一般社団法人に対する寄附であっても、税控除の対象とされたい。
- ・ 非営利徹底法人に該当する一般社団法人に対する寄附者への寄附金控除の優遇措置。
- ・ 個人又は法人の寄附控除優遇等
- ・ 公益的な事業会計の運用に利用するみなし寄付金制度は、その意味を考えれば一般法人にも認められるべきで、税制を改正してほしい。
- ・ 一般法人の中でも一定の要件を満たす法人には、個人寄附者への寄附金控除を認めてほ

しい。

- ・ 公益法人時に特定公益増進法人の許可を申請し得ていた。税金控除が適用されるので寄附金の割合が高かったが、一般社団法人になり低下している。現在も同じ事業を展開しているので寄附控除の制度を設けて欲しい。
- ・ 当法人の事業内容は以前と変わらず公益的な事業が主です。寄付金などの課税については、公益性を考慮していただきたいと思います。

5 地方税・消費税等 (11件)

- ・ 消費税に対する優遇措置を希望する
- ・ 非営利型法人の場合は、収入額の高低にかかわらず地方税を非課税にして欲しい。移行法人の場合公益目的支出を実施しながら、法人の発展的な運営をはかることは厳しく消耗戦になりかねない。非営利型法人は法人解散の場合は殆どの資産は最終的に国庫に入るのだから。
- ・ 非営利徹底法人であるが、法人住民税・固定資産税の減免が認められない自治体がある。自治体独自の条例に基づくもので仕方がないと思っているが・・・
- ・ 非営利徹底法人については、収益事業があっても全てを非課税とすべきである。国税より地方税の負担感が大きい。
- ・ 不動産が大きな割合を占めるため、固定資産税の全課税により負担が急激に増えた。やむを得ないことかもしれないが、営利企業と同じに扱われるのはなにか釈然としない。
- ・ 公益性の高い事業なので、固定資産税は減額またはなくしてほしい。
- ・ 土地、建物に課される税金が高いので考慮して欲しい。市の法人事業税が高い。優遇措置や恩恵を受けていないので検討して欲しい。
- ・ 非営利で運営している場合、固定資産税の減免措置を望む。(例 2分の1) (なお、当財団は補助金・助成金など一切受けていない)
- ・ 営利活動をしていないので市民税、府民税を免除して欲しい。
- ・ 均等割り支払いをしているが、減免を希望する。
- ・ 当法人は、収益事業を行っておりません。従って、地方税法に基づく法人市・県民税の均等割りの対象であります。その中で、法人市民税の均等割りについては、収益事業を行っていないことから、減免申請を行い、免除されておりますが、県民税については、一般社団ということから免除を受けられません。税の徴収権者の運用解釈において、相違があることに疑問を持っています。ちなみに、県税においても特例民法法人の時は、減免を受けておりました。

6 その他 (8件)

- ・ 現在、勉強中。詳しくは分からないので希望を書けと言われても書きようがない。
- ・ 非営利徹底型で問題なく運営可能
- ・ 本会は、移行前とそう変わらないので特にありません。
- ・ ここでは場違いな意見かもしれませんが、早急に社会福祉法人の課税強化を行って頂き

たいと思います。

- よくわからない。
- 税金を納めることには異論はないが、会費のみで運営している非営利法人には、確定申告等の報告義務はもっと簡素にしてもらいたい。
- 「特定の個人または団体に対する特別の利益」の内容がどこまでを示すのかよく分からない。
- 一般法人をめぐる税制とは少し違うが、非営利法人でも法人税法上は課税されている。法人税の申告書は別に作成しなくてはならず(会計基準の会計区分とも一致していない)、非常に煩わしい。

4 行政庁・公益法人協会に対する要望

1. 行政庁に対する要望

【質問 12】◎ 行政庁への要望があればご記入ください。(57 件)

1 指導監督体制に関するもの (23 件)

1) 行政庁のバラツキ (地域格差、地域性の考慮) (4 件)

- ・ 当法人は、一般社団法人の選択を指導された。ほぼ同じ事業を行っている他県の法人が公益法人となる中で、熊本県だけが一般社団法人となったが、その理由が良くわからない。今回の公益法人改革が、「公益法人を増やす」「行政庁の裁量の余地をなくす」との狙いがあったやに聞くが、現実には県の考え方の違いが、指導に表れている。法人選択のほかに、公益目的支出計画実施報告書の書き方についても、内閣府のガイドラインとは異なる方法を要求されている。全国統一的な基準を適用して欲しい。(熊本県)
- ・ 移行後の公益社団法人と一般社団法人の運営にどのような違いが見られるのか。社団法人は公益認定が難しいと聞かされてきたが、他県で同様の事業内容を行っている団体との違いがよくわからない。税制優遇を受けるためにも公益認定の検討が必要と考えている。(富山県)
- ・ 指定管理者制度の公募のあり方は、全国一律的な考え方で適用されることが多かったことから、今後は、各地域の特性(人口、雇用問題、財政状況など)に配慮した上で本制度が運用されていくことが望ましい。(公募・非公募の管理者決定に際し、何らかの特性に配慮した事例などを紹介してほしい。)(新潟県)
- ・ 新潟県では、H22以降説明会が開かれていない。法人の運営、定期書類の記載方法等他県では、開催されているようだが。(新潟県)

2) 担当官の問題・対応 (8 件)

- ・ 県の担当者が不慣れで、細かい質問が多い。
- ・ 公務員は自分の仕事を増やしたくないのかもしれないが、こちらは必要なことしか依頼しないのだから真摯に対応してもらいたい。
- ・ 行政側の担当者を固定してほしい
- ・ 担当者の異動がよくあり、質問に対する明確な回答をしてもらえないことがある。(同部署内で詳しい方もいるので相談してもらいたい)
- ・ 毎年担当者の移動があり、相談しても回答までに時間を要する。公益法人制度について精通した担当がいらない。
- ・ 特にありませんが、4月は人事の月のせいかな、決算時に担当者が代わるのはあまり好ましくありません。
- ・ 公益認定の審査において、もう少し各法人が行う事業内容について理解できる人を担当官としてもらいたい。当たりはずれがある。
- ・ 広島県公益法人グループの指導及び相談は適正と考えている。また、対応もよくしてい

いただいている。・直接の主務官庁等の担当者の知識の習得が必要と考える。

3) 指導監督体制全般 (8件)

- ・ 財務諸表等の作成をしたことがない側が財団を監督・指導することに無理がある。
- ・ 継続事業実施期間が終了すれば行政庁の手が離れる事になっているが、小規模、少人数で運営している本会のような会には定期的に行政庁の指導があったほうがレベルを維持しやすい。
- ・ 公益法人法に関しては特にはないが、毎年の変更登記に戸惑う。登記に関する法令の変更などの情報を事前に知らせて欲しい。
- ・ 今さらの話ではあるが、一般財団移行法人の資産についての国の認識として、平成27年4月1日付け公益法人 information メールに代表されるように「移行時点の純資産額は民法法人として税制優遇を受けて形成した資産」とされている。確かに、公益法人時代に受取利息の20%は優遇されてきたが、あくまでもその限りの20%であるはず。移行時点の純資産額の100%を不当利得のように定義づけられるのは、不愉快である。財団が資産運用に苦勞して形成した資産である面を全否定されている。純資産額の20%を公益目的に還元するのは受け入れるにしても、こうした国の認識を不快に感じるのは私だけだろうか。できれば、冒頭のメールのような表現には慎重な配慮を願いたい。
- ・ 今年度、上記の基本財産買換えによる譲渡益が出たため、公益目的支出計画実施報告書の提出の際、区分経理表の収益部分の扱いについて、税務当局に申告した内容と一般財団法人認可手続きの区分経理表の収入部分の食い違いが発生。最終的に、監督官庁の指導に従い、区分経理表を作りかえることとなった。公益法人改革の制度設計が、税務制度の改革と整合性につかない事態が今後、起こり得ることが予想される。そのたびに、提出資料を作りかえる必要性が出てくる。出来ればこうした事態を避けるため、省庁間の調整、事前の告知を丁寧に行ってほしい。
- ・ 公益法人認可の基準で、遊休資産についての統一的な見解を示してほしい。当財団では、金利変動に対する準備基金を保有しているが、これをどのように評価するかについて、認可申請時点では明確な回答がなかった。財団法人にとって近年の運用金利水準の低下によって運営基盤が脆弱化している。金利変動に対する準備基金の取り崩しは時々金利水準によって変動している。取り崩しの時期が明確ではなくても、目的が明確な場合は遊休資産には該当しないとの見解を示してほしい。
- ・ ★相談しやすい体制を整えてほしい。★移行までは、なにかと指示や要求をしてきたが、その後の勉強会などの開催をしてほしい。岐阜県は4年間毎年担当が変わり、何をどうしたらいいのかさえも教えてくれない。県の担当は、実施計画の提出時期さえも知らなかったし、通知もしない。県は、法人の種類ごとの勉強会を開催してほしい。公益目的事業がこの事業でいいのか、支出計画も本当にこれでいいのかさえも、教えてくれない。したがって、他の医師会へ聞いても、ほとんどがわからない状態である。私たちは、小規模な医師会担当者は相談する相手もいない。突然、指導監査とかいって、あれもダメでしたこれもダメでした、ほら、新聞沙汰なんて、過去からやり直しといわれても、事

務員1人しかいない医師会では無理だと思う。早めの教示をしてほしい。

- ・ 処理は早めに、指導は的確にお願いしたい。

4) 相談窓口 (3件)

- ・ 地方での出張相談窓口
- ・ 気軽に相談できる窓口があったほしい
- ・ 公益法人への移行について、随時に個別相談に応じてくれるような窓口が用意されるとありがたい。

2 提出書類等手続きに関するもの (13件)

1) 手続きの煩雑さ (8件)

- ・ 公益目的支出計画実施報告が毎年となっているが、2・3年に一回程度として欲しい。
- ・ 一般財団法人での公益目的支出計画実施報告書は、もっと簡素化していただき、審査ももっと簡単でよいと思う。
- ・ 簡素化された経理報告書式にしてほしい
- ・ 公益目的支出計画の毎年の作成を簡素化して欲しい (手続関連)
- ・ 書類の簡素化
- ・ 少額経常費の一般財団法人として、手続きが煩雑、経理士への支払い費用等、課題が多すぎる。任意団体にしたいが、その方法はないものか。
- ・ 適切な運営がなされていなかった法人が多かったためにできた制度と思いますが、改革制度によって事務が煩雑となり、真っ当に事業を行っている法人までも本来の事業が行えなくなってしまったら本末転倒なのではないかと考えます。
- ・ 公益目的支出計画の実施報告は、毎年するの必要がありますか? 開始して2年目ですが、単年度では予定額に届かない場合がありますので、5年に1度でもよいのでは。

2) 回答に時間がかかる (3件)

- ・ 公益目的支出計画実施報告書の審査を早急にして欲しい
- ・ 公益目的支出計画実施報告書を提出してから審査が完了するまで、かなりの期間を要しているが、もっと早くして欲しい。(平成25年度は提出してから約8か月後であった。)
- ・ 特にありませんが、強いて言えば、公益目的支出計画実施報告書提出から処分までの期間を短縮いただければ、と思います。

3) 電子申請・電子報告および公益インフォメーションに関するもの (2件)

- ・ 公益法人費消報告の申請画面を簡素化して欲しい。
- ・ ①説明の言葉が難解なのに、Q&Aの想定は逆に簡単な例しかない。5年以上も審査を重ねてきたのだから、Q&Aについて、中級編や上級編も用意してほしい。(公法協さんのQ&Aは、法人の実態を理解した関係者でのやりとりなので、役に立っています) ②公益法人インフォメーションWEBSITEについて一般社団財団が「公益目的支出計

画実施報告」を提出しても、公益法人インフォメーションの画面では「受付済」としか表示されない。進捗状況（書類が行政側サーバーに到達しただけか、報告行為が完了したのか）が法人側にも判るように、書類進捗の画面表示を工夫してほしい。（巨費を投じて作っているシステムの筈なのに、使い勝手が悪すぎる）

3 公益目的支出計画について（6件）

- ・ 公益目的支出計画実施報告書の事業内容の変更認可の要否の基準を明確且つ一律にしてほしい。
- ・ 公益目的支出計画の変更を簡素にしてほしい。
- ・ 公益目的支出計画をもっと簡略にしてほしい
- ・ 公益目的支出計画延長の認可申請について年度末残高が少額の場合（例えば 500 万円以下）は認可ではなく、届出にするなど事務の簡素化についてご配慮願いたい。
- ・ 当法人は公益目的支出計画の期間が 3 9 年と長期になります。法人の運営面からも、少しでも機関を短縮していただきたいと思えます。
- ・ 公益目的支出計画の実施事業の変更または廃止及び公益目的支出計画の実施期間の変更（期間を短くする）について、届出で実施できるよう手続きを簡素化してほしい。

4 制度改善要望（8件）

- ・ 中小企業支援の観点から、勤労者の福利厚生事業に対する補助などを制度化していただきたい。
- ・ いろいろありすぎて記入できません。ただ一言言えることは、今回の制度改革により移行して良かったと思える事項は皆無であり、改革ではなく改悪だと感じている法人は多いと思えます。制度の抜本的な見直しを希望します。
- ・ 移行審査 5 年の期間の中で、当初行なった移行審査申請から比較すると、公益目的事業の審査基準が後半にいくと大分ゆるくなったと感じる。この公益法人制度改革は本来必要があったものなのか疑問が残る。
- ・ 課税を下げたい
- ・ 助成金や補助金を取りに行く時に公益目的事業計画変更届等の申請を同時に行う必要があるが、両方の準備をしているうちに補助金や助成金が締め切られてしまう。獲得できるかわからない（金額の減額もある）補助金や助成金の獲得に対しては、事前申請ではなく事後申請にしてもらいたい。
- ・ 法の支配の理念に基づき、法律の明確な根拠に基づく行政を行っていただきたい。法律に根拠もないのに恣意的な指導を行うのでは、何のために民法時代の主務官庁制度を廃止し、公益法人制度改革を行ったのか分からない。例えば、代議員制度がそうである。代議員制度について「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に何も規定されていない。かろうじてモデル定款やFAQ（公益認定等委員会に寄せられた質問に対する回答）で代議員制度の内容が示されているだけである。しかし、社団法人における社員の権利や代議員制度の骨子は法律で規定すべきであり、行政の裁量に委ねることとは公

益法人制度改革の制度趣旨を逸脱するものである。それならば、代議員制度をとるかどう
うか、その内容、基準等の詳細は行政が決めるのではなく、法人の団体自治を尊重し、法
人の内部規範の定めるところに任せていただきたい。

- 公益法人は、公益目的事業を主たる事業とし、公益事業費の割合を50%以上にする必要
性が求められている。法人会組織は、会員企業の会費によって運営されていることから、
公益事業費の割合を高めることによって、会員メリットがなくなり、ひいては会員ばな
れが進むことになる。公益法人の組織実態を見極めることにより、公益性の高い
法人に対しては、条件のハードルを下げてよいのではないか。
- 公益目的財産額に有価証券の時価・簿価評価差額が含まれている。この評価差額は満期
償還時点ではゼロになるので、公益目的支出を実施するには評価差額分を稼ぎ出さな
ければならない。このため、保有目的の有価証券は評価差額をゼロとした公益目的財産額
に見直ししてほしい。

5 全般的な要望、その他（7件）

- 当会を始めとした業界団体は、会員減に伴う会費収入減少に苦しんでいる。法人格を持
つ業界団体は、行政主導で設立された組織も少なくなく、業界の維持発展のため行政と
負担を分け合ってきた。しかしながら、行政機関における一般競争入札の広まりや請負
価格の引き下げ要請により、業界団体会員として、行政への協力を続けている企業が価
格だけで勝負する非加盟の団体に公共的な仕事を奪われるケースが頻発している。（逆に
極端に利益が少ない事業については、かえって実績ある会員企業に対し、入札に応じる
ように行政機関側から依頼されるケースすらある。）その結果、会費負担をして、行政機
関への協力や、法律の遵守を行うことにメリットがなく、会員の退会に結びついてしま
う。団体加盟企業が行政機関からの業務を受けやすくなるスキームを検討していただき
たい。また、一般法人移行期における行政庁の説明では、税務に関する説明が一切無
く、知らずに移行した多くの団体が、法人税の支払いに苦しんでいる（当会では、独自
に情報収集を行い、定款上にて非営利が徹底された法人と見なされる状況にあり、かつ、
公益目的支出計画上の経費配分を法人税算出適用を念頭に設計したため、大增税は回避
されている）。特に税務当局については、公益目的支出計画期間での法人税計算の比率変
更等を実態に合わせて変更を認めるように柔軟な運用をお願いしたい。
- ①公益目的支出計画は、移行時の予算で収入、支出を算出して期間の承認を得ているが、
実際は毎年、収入および支出の変動がある。実施報告は毎年でなく、3年に1回ぐら
いにすること。②一般法人に対しては、規制はせずに、柔軟な運用を図ること。例
えば、立入検査など←一般法人には、まだ、入っていないと聞くが。
- 当社は一般の部分と公益的な部分の財産がほぼ半分ずつになっておりますが公益支出の
部分の負担が大きく一般の収益を減らしてしまい、完全独立採算の現状では寄付も補助
も無く厳しい経営状態になってます。行政からの補助金等があれば助かります。
- 一般社団法人移行時申請、公益目的実施計画書、公益目的支出計画完了予定変更、公益
目的完了報告の各時点において、公益認定等委員会において懇切に指導していただき厚

く感謝している。

- あてにならない。
- 当法人の対応には満足している。
- 特になし。不明なところは相談しているが、的確に回答していただいている。

2. 公益法人協会に対する要望

【質問 13】 ◎ 公益法人協会への要望。(69 件)

1 ホームページに関するもの (5 件)

- ・ インターネット等を通じ適宜、情報をお送り頂き参考となっている。
- ・ Web サイトなんでも Q & A の他法人からの質問・回答は参考になるので、今後も継続をお願いしたい。
- ・ なんでも Q & A で勉強させていただいております。有難うございます。
- ・ 移行時にウェブサイトがとても参考になったので、さらに充実してほしい。
- ・ 御協会が移行期限前までに実施していたホームページによる質問に対する回答 (Q & A) を、移行後に対する課題も相談できるようにできないでしょうか。

2 相談事業に関するもの (12 件)

- ・ 経営基盤のしっかりした法人を目指しており、収益事業への取り組みを考えております。当面は、障害者の雇用の場を考えた事業取組とし、その後においては、会員の協力を得た両面の取り組みとした収益事業を考えております。税制上のご相談を賜りたい。
- ・ これまでも何度か電話で相談させていただいたが、大変親切に回答いただき、感謝しています。制度上、なかなか理解しづらいところも多く、思い悩むことも多いが、気軽に相談できる雰囲気があるとありがたい。
- ・ すでに、認可後の運営面で質問等をさせていただいておりますが、引続きご支援くださいますよう、よろしくお願い致します。
- ・ 何かあった時には相談をお願いします。
- ・ 個々の法人の実情について、個別に相談できる機会をより多くつくっていただきたい。
- ・ 行政庁に相談できないことなど、相談できる体制を何かつくってほしい
- ・ 将来、公益目的支出計画の期間の変更(短縮)等が発生した際の対処方法の相談をお願いするかもしれません。
- ・ 税制面では、適格且つ非常に有益なアドバイスを親身にさせていただきました。現場運営の泥臭い内容をご相談できる活動をされており、今後も引き続き、運営上の問題点についてご教授いただける団体として期待しております。
- ・ 定款の変更案についてご相談したい。
- ・ 相談会開催などの情報提供をメールでいただいております。そのうえで、個別相談を随時お願いできればありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか(恐縮ですが、無料として)
- ・ 毎月、相談会を開催しているが、日程の案内を早くして欲しいまたは毎月二回以上の開催にして欲しい
- ・ 無料の相談会を、もっと小さい規模で行ってほしい

3 セミナーに関するもの (10 件)

- ・ いろんな研修会の参加費が高額で参加できない。
- ・ アンケート調査に基づく講習会を開催してほしい。特に一般法人を対象とした講習を希望します。
- ・ いつもお世話になっております。関西での相談、セミナーの充実をお願いします。
- ・ いつも大変お世話になりありがとうございますいつも適切な時期に適切な講習会やセミナー、相談会を開催いただきありがとうございます
- ・ セミナー等への参加費の低減をお願いしたい。
- ・ 今後とも、会員が有益なる研修会等を開催してください。
- ・ 参考となる有意義な講習会等の開催を引き続き開催していただきたい。
- ・ 私は、何を公益目的事業として計上しているのかさえもわかりません。法人の規模にあった相談会、法人の種類ごとの相談会を、もっと身近で無料で開催してほしい。理事長の理解がまったく進んでいないので、理事長対象のセミナーを県の医師会主導で開催するよう指導してほしい。公益法人協会等が行うセミナーや勉強会は、公益法人中心で、小規模な一般社団法人は説明の中のどれが当てはまるのかさえも分からず、戸惑うばかりです。
- ・ 各種セミナー、HPのQ&Aなどを利用させてもらい、助かっている。今後とも支援をお願いしたい。
- ・ 公益、一般、社団、財団の壁を越えたポータルサイトとしての情報発信をお願いしたい。各種セミナーや講演会の費用が高すぎると思います。会費を徴収した上での事業にしては会員サービスになっていないのでは。また、同じようなテーマが多いように思います。税理士、公認会計士のアルバイト対策としか思えません。また、セミナーで話されたことが少しあとで機関紙に掲載されていることも多く、何のために高い費用を負担しているのか、と思います。

4 月刊誌・書籍に関するもの（4件）

- ・ 刊行物の内容について、もう少しわかりやすい言葉で説明して欲しい。
- ・ 関連法規は一通り読み込んでおりますが、貴協会発行『公益法人制度改革関係法令集』などに、用語・事項による索引（どの法令の何条に記載されているか？）を付けて頂けると有難いです。
- ・ 2015年5月に改正施行した一般法人法に係り、当協会の定款変更をした際は、丁寧なアドバイスをいただきありがとうございました。貴協会から出版されている「理事の責任と役割」は実務に沿った内容で、非常にわかりやすく説明されており、理事（理事会）の役割や責任、そして根拠やその委譲範囲など、法人法に準拠した経営管理態勢を目指す中で、参考にさせていただいております。今後も、これらに関するセミナー・研修を、是非開催いただけたらと存じます。
- ・ 行政に対する要望かどちらかわかりませんが、公益目的支出計画実施報告書の記載の仕方が非常にわかりづらい。すべての記載方法についてわかりやすいマニュアルの作成していただけるとありがたい。

5 会員制度に関するもの（3件）

- ・ 小規模法人であることから、協会入会の必要性を感じない。
- ・ 全国公益法人協会との違いがよくわからない、地方におけるセミナー等の開催がもっとあれば入会するかも。
- ・ 単年度収支が赤字であるため、会費の捻出ができず会員になれない。よって全研修会が有料なので、結果として参加できない。

6 提言活動に関するもの（9件）

- ・ 上記要望（中小企業支援の観点から、勤労者の福利厚生事業に対する補助などを制度化）に対する行政庁への要望活動をお願いしたい。
- ・ 簡素化への提言をされたい。
- ・ 公益、一般関わらず法人法適用後において、課税負担に苦しむケースが多いので、税務負担が減るように行政機関に働きかけを強めて欲しい。
- ・ 公益性の高い法人なので、固定資産減免対策を国に要望してほしい。
- ・ 公益法人のみならず、一般法人に対する税制優遇措置の要望活動を行っていただきたい。難しいのであれば、一般法人から公益法人への移行認定支援を行っていただきたい。公益法人制度改革は果たして必要であったのかを調査研究していただき、その結果を行政庁に報告していただきたい。
- ・ 公益目的支出計画の変更を簡素になるように働きかけをしてほしい。
- ・ 今後とも、一般法人の意見を行政庁へ届けていただきたい。
- ・ 税制上の課題について、関係官庁に働きかけてほしい。
- ・ 会計処理の基準を16年基準（旧基準）で処理できるようにしていただきたい。小規模の法人にとって18年基準（新々基準）で決算書作成しなくても十分決算内容は理解を得られると思料する。

7 情報提供に関するもの（7件）

- ・ いつも情報を頂き有難うございます。貴財団の情報で各種財団の動向がよくわかり、移行時の情報等非常に役に立ち勉強が出来き理解も出来ました。今後の情報をいただければと願っています。
- ・ 今後とも情報提供をお願いしたい。
- ・ 今後も、適宜情報提供をしていただきたい。
- ・ 今後も国の方針などの情報提供をお願いしたい。
- ・ 今後共セミナー等で、最新の情報提供とご指導を宜しくお願い致します。
- ・ 今迄通り情報発信をお願いいたします。
- ・ 従来どおり情報提供をお願いします。

8 公益法人協会への期待・苦言（8件）

- ・ 一般法人に対しての世間の評価が予想以上であったことを実感している。当財団は公益法人で実施してきた事業をそのままに、公益に資する事業を継続している。しかし、その評価は事業内容でなく、一般法人か公益法人かで判断されることが、この数年の間にもあった。図書館界においても、そのような発言がなされ、大変驚いている。貴協会においては、公益が「正しい法人」ということではなく、法人全体の視野で情報の提供や広報をしていただけたらと思う。
- ・ 期待しております。頑張ってください。
- ・ 一般法人についても今後も変わらずお願いします。
- ・ 一般法人への移行時には、貴協会HP上のQ&Aで大変お世話になりました。今後も、いろいろご教授いただけるシステムを期待しています。
- ・ 公益法人移行の際はお世話になります
- ・ 公益法人協会様は我々にとりまして頼もしい存在です。民間の法人の立場に立った公益法人への支援事業を引き続き宜しくお願い致します。
- ・ 実態が存在しない、運営資金を株に投資して失敗・理事長が逃亡等々…今回の改革についてメディアで様々な報道がされましたが、その影響で公益的な法人に対するイメージは悪化したと考えられます。貴協会にはこの悪化したイメージを払拭する広報活動を展開するような、外向きな活動を期待します。
- ・ 新公益法人制度が当初の理念を維持し、より充実したものになるよう、引き続き尽力いただきたい。

9 その他のご意見（11件）

- ・ どこに言ってもいいかわからないので、貴協会に悩みをいいます。全国的に問題があり、法人改革が始まった。一般法人・公益法人の選択はなく、銀行からの借入れがあるため公益法人への移行は無理で（県の指導）、一般財団法人に移行した。本事業団は、3セクターため、公益法人に移行したかった。この移行はともかくも、制度そのものに疑問を生じている。本事業団は、看護師養成事業を目的として、医師会と市の出資による3セクターであります。事業は、看護専門学校の運営のみであります。他の事業はしておりません。このような法人では、このたびの法人改革に疑問を持っております。1. 財団法人時代の資産が「ゼロ」になるまで、公益目的支出計画を作成しなければならない。つまり、毎年赤字決算が必要であります。38年後に公益目的支出計画が完了した時、本事業団は収益事業も行っておりませんので、赤字となります。言い換えれば、本事業団のような小さい法人をなくするための法改正ですか？ 38年後は自分はいませんので、法律どおりにやる必要がありますので、やっておりますが、将来的に不安です。収益事業もやっていない、実施事業も学校運営の一つだけの団体の存続方法はありませんか？
- ・ いつもお世話になり感謝しております。
- ・ マイナンバー制度に関して、具体的に定款、規程等における加除整理等すべき条文のひ

な型を御教示いただけたら幸いです。

- 会計処理の準則（会計規程のひな型）を示してほしい。
- 公益目的支出計画終了後の会計について ・実施事業等会計は、公益目的支出計画終了後、区分する必要がなくなると思われるが、どのような会計に区分整理するのがよいか。説明してほしい。
- 広島市に支部を作ってほしい。
- 今回のアンケートの2014収入内訳の金額記入の振り分け方法がよくわかりませんでした。
- 助かってます。
- 担当行政庁ごとに審査の仕方が異なるのは仕方ないのですが、2年も前の公益目的支出計画実施報告の処理がなされていないのに、法人側にばかり期限を押し付けられるのは納得がいきません。審査内容や解釈、指導の仕方など、全国的に平均化する方法などはないのでしょうか。
- 良くしていただいているので特になし。
- 特にありません。（相談室、参考図書、セミナー等を活用させてもらっています）

5 東日本大震災関連事業について

1 現在も続く支援について（26件）

- ・ 現在、東日本大震災関係では職員を行政に1名派遣しており、次年度も継続して1名を派遣する予定である。
- ・ 東日本大震災への対応については、防災集団移転促進事業に係る担保解除、および被災代弁への迅速かつ適切な処理に努める等、前年度に引き続き被災者に対する復興支援を行っております。また、私的整理ガイドライン対応に関しては、私的整理ガイドライン委員会および東北労働金庫と所要の協議および調整を行い、迅速な対応に努めております。
- ・ 被災地において、今もなお、行方不明者の捜索や防犯活動に苦勞している宮城・岩手・福島の県警察本部に対し、必要物品を贈呈する等、警察活動に対する協力・支援を実施しており、平成27年度も当事業を継続して実施する予定。
- ・ 復興事業については当法人が直接行ってはいないが、例えば、県産木材利用センターが実施主体となって行った「復興住宅への木材供給調」等、他の団体を支援する形で実施しており今後も継続していきたい。
- ・ 被災者への施設無料解放。募金活動。
- ・ 被災地からは継続した支援要請を受けており、当面継続していくこととしている。
- ・ 1. 学校図書館・公共図書館の整備 2. 子どもたちの読書環境の整備 3. 書店の販売環境の整備。
- ・ グループで形成している「復興支援対策本部」の事業に参加し、支援活動を継続している。
- ・ これまで、募金活動や人的支援（医療関係、清掃活動等）を実施してきましたが、今後の支援の方向は、生活面（住宅環境、インフラ整備、雇用の受け皿等）が重要と考える。元の場所に戻って生活できる環境整備が必要。
- ・ 会員に寄附をお願いして、宮城支部（岩手・福島は会員が少ない。）へ送金して感謝された。宮城支部は現在も活動している。また、日本赤十字にも会員の寄附を送った。
- ・ 原発事故被害による生徒数減少に歯止めをかけるべく、助成金をもとに、生徒増に向けた教育環境の整備等の震災復興事業を継続してゆきたい。
- ・ 今後も引き続き、被災地エリアの支部を支援し、被災者支援活動を行っていきたいと考えております。募金活動を継続しております。
- ・ 支援金、義援金活動は今後も無継続して行う意向。
- ・ 助成活動の一環として、過去2回「東日本大震災」への寄附を実施（注）したが、毎年の計画の中で恒常的な事業という位置づけにはない。（注）2011年：10百万円、2014年：3百万円今後とも全体の助成金の枠を勘案しながら、可能な場合は寄附金の形で適宜実施することになるものと思われる。
- ・ 奨学金、研究助成を被災地に厚く給与していく。
- ・ 震災地のオートキャンプ場の復興および集客の増加。

- ・ 震災地域から離れていることもあり特に関連事業は行っていないが、被災地の同業他協会が行っている事業への協力は引き続き行いたい。
- ・ 展示会事業において「食べて応援しよう東北の食材」を行っているがこれを引き続き行っていきたい。
- ・ 東日本大震災の復興事業経費として、福島県庁に約960万円特定寄附を行った。
- ・ 当会は、被災地区の大事な『写真』の修復のお役に立ちたいとの思いから、東日本大震災発生直後から『被災写真の修復ガイドラン』の設定および募金等での現地修復作業への支援の実施を行い、修復活動状況を『画像保存セミナー』等の講演・研究事業の中で報告を行っている。今後も被災地区の写真修復状況のフォローを行って行きたい。
- ・ 当財団が事業協力している団体が東日本大震災への援助事業をしているので、些少ですが協力しています。
- ・ 当財団の継続事業の一つとして発行している海事論文集『海事交通研究』の中で、震災直後の物流の再構築に奔走した実録を掲載したり(2014年、第63集)、2015年11月発行予定の第64集で、「災害時の船舶利用」についての論文掲載を予定している。
- ・ 当方の臨海研究施設も被災し、再建を断念した。震災対応の事業として計画した事業ではないが、当該事業の実施が被災地の支援に少しでも役立つよう心掛けています。
- ・ 当法人は、毎春、花まつり・ゆざわイベント(約5,000人参加)を主幹で実施しており、大震災以降、引き続き復興支援事業として会場内での募金活動やイベント売上の一部を義援金として寄附している。いろいろな人や団体が、近い・遠い及び事業内容にかかわらず、何らかの形で今後も継続していくことが大切であると考えます。
- ・ 特に『福島』の支援については、今後も末永く日本経済協会として出来ることを発信(支援)していきたい。震災後の2011年4月には、商工会議所とも力添いを頂き“復興支援(会議)”、現地視察等々に取り組みました。その後、目立った活動にはなってはおりませんが、特に『福島』支援は、今後も長く支援していきたいと考えます。
- ・ 微力ながら今後も震災復興事業に対する寄附を行って行く予定です。十分な復興が達成されるまで世間一般の風化を防ぎつつ、真に必要な復興事業と現地のニーズに合った活動などに活用されるよう願って止みません。

2 今何をすれば良いか、何をすべきか(12件)

- ・ 復興に向け継続的に推進していくこと。
- ・ 常に念頭において情報発信している。
- ・ 被災地の業界の団体との連携で協力できることへの対応を進めている。
- ・ 当財団は、震災後、図書館什器の寄贈や、児童図書等の寄贈などを行ってきた。しかし、4年を過ぎ、現在は特に事業を実施していない。今後の方が大切な時期であると考えますが、具体的な方法を持たないことが課題である。
- ・ 継続的に支援が必要だと考える。
- ・ 個人的には何かしなければという気持ちはあるが、法人としてするだけの実力がない。

- ・ 今後も、状況に気を配り、必要と思われる時、事柄には、事業を通して支援を続けたい。ことに被災した女性、子どもにかかわる事業について支援したい。
- ・ 私どもでは、鑑賞事業のメニューの中に、震災チャリティ事業が含まれて、当時から継続的に実施している。最近感じるのは、「温度差」。被災地のニーズにあった事業なのか？今、必要とされている事業、活動なのかという疑心暗鬼。
- ・ 時間が経つにつれ、今、なにをすれば良いのか具体的なことがわからない。
- ・ 宿泊施設やキャンプ場を管理していることから、震災後には引き受け施設に手を上げたり、気仙沼市の中学生の夏キャンプを実施するなどしたが、ここ数年は何も関係していない。希望があれば、これからも受け入れを検討したい。
- ・ 当協会は規模も小さく余裕はありませんが食品の安全衛生に資する取り組みとして貢献していきたい。
- ・ 特にありませんが、同じ職域団体（被災された県の臨床検査技師会）から再度要請があれば対応いたします。

3 継承・風化させないために（8件）

- ・ 東日本大震災に関する単独事業は実施していませんが、震災の記憶を風化させないための一助となればとの趣旨で毎年開催しているチャリティイベントを今後も継続していきたいと考えています。
- ・ 復興支援（実効施策）のスピードアップ・記憶と教訓を風化させないこと
- ・ 何かとブームで終わってしまう日本人の国民性を忖度すれば、長い期間にわたり定期的な大震災について伝えていく必要があると感じます。そのような広報活動の展開や協力などで、法人が協力できる部分はあると考えます。
- ・ 寄附金の募金が終了し、かなり風化してきていると思います、現状の復興状態や支援の必要がよく分らないのが風化に拍車をかけている。寄附金や交付金の使い方と残額をしっかりと伝え、剰余金がなくて、まだまだ必要なら明確な目的や報告を伝え、寄附を募る役目を担っていきたい。
- ・ 震災について風化させないような工夫が必要である。
- ・ 震災直後に募金等の活動を実施した。現在は震災に関する事業は実施していないが、その他の事業活動を通じてチャリティ等現実的な支援と共に、東北からは離れた地域でもこの経験を風化させないための一助となる活動ができればと考える。
- ・ 大学の同窓会団体として、本学在学の学生、本学卒業の同窓生が行う被災地支援活動への支援を継続していくべく情報収集をしている。震災直後に比べ活動が縮小し、また実態がつかみにくくなってきているため、法人としての方針を折々の機会に明確にし、社員によびかける必要があると感じている。
- ・ 東日本大震災の復興支援事業について、これまで当法人単独ではなく、関連法人を含めてグループとして取り組んできた。意識の風化が懸念されるどころだが、今後も何からの形で支援を続けていきたい。

4 今後の備え（あらゆる災害）（16件）

- ・ 震災により損傷した伝統文化財（建造物、工芸品等）の修復、安全な場所への移管等のための他団体による義捐金募集に応じ醸出した（震災発生直後）。当法人独自で震災関連事業に直接取り組む予定はないが、文化財保存・保護という視点からの災害対策の必要性は強く感じる。
- ・ 東日本大震災だけに特化するのではなく、今後の災害・復旧維持にも備えて防災・減災等を視野に入れた事業活動を、各々の法人が展開していくべきだと思う。
- ・ 『東日本大震災事業』が何であるのか、今一つ理解できない。「東日本大震災」のみならず、これからも想定外規模のダメージをもたらす災害の起きる可能性はあるし、過去に起きた災害から未だに立ち直れていない（復興しきれていない）部分は、公には伝わりづらいと実感している。『事業』として捉えるなら、「東日本大震災」だけでなく戦争も含め、あらゆる災害に対して取り組むべきではないのかと考える。
- ・ ブロックは、安全安心なブロック建築として、耐震、耐久、耐遮音、耐火、耐熱性能を備えた材料。防火対策、風防対策、津波対策、竜巻対策、盗難防止、車の飛び込み防止などに有用であり、安全安心な省エネで環境にやさしい建築物の普及の手助けをしていきたい。
- ・ 災害対策委員会を設置しており、震災が発生した場合において薬剤師として対応すべきことを研修している。
- ・ 災害対策事業として今後の震災に備えて事業を実施しており、東日本大震災についての事業は実施していない。また今後も実施の予定は無い。
- ・ 将来に向けた技術伝承を地道に進める必要がある。
- ・ 震災復興事業の本格化・加速が図られているところではあるが、三陸沿岸域においては地理的・社会的な要因等により事業実施に時間を要しているのが現状であると認識しています。杭基礎建設の設計・施工を担う会員社で構成している協会として、既製コンクリート杭の特長である高品質・施工性等の特長を活かして復興事業がより円滑に推進できるよう引き続き事業の進捗状況・課題等を注視し、資機材の確保等に万全を期していきたいと考えています。また協会において震災被害調査を実施し報告書にとりまとめており、その後の関連調査・分析結果と照合を行い再整理をすること、今後想定される大規模な震災発生への対応において反映することなど経験にもとづく知見・技術を的確に伝えていく取組みが必要であると思っています。
- ・ 対岸の火事として、済ませることのないように、常時、対策を考えていくこと。
- ・ 東海地震時にどのような貢献ができるか検討していきたい。
- ・ 東南海地震等、大規模災害に備えた支援体制づくりと支援に係る予算の捻出。
- ・ 東日本大震災での教訓を生かして、各地での震災対策、災害時の情報収集体制等について、研究し自治体への情報提供等のあり方について、今後も行っていくこととしている。
- ・ 当財団発行機関誌『教育展望』誌上を通じて、特に学校、教員、児童、生徒のその後の状況を取り上げるようにして、全国の防災教育の啓蒙に役立てられるようにしています。

- ・当初は社会貢献の一環として、被災地を訪問し現状確認とボランティア活動等を実施した。これからは、対岸の火事ではなく、被災地の建設業協会及び行政機関と連携し、本市の将来の災害に備えて、建設業協会の役割、取組み方法など、様々なノウハウを学んでいきたい。
- ・南海トラフ地震が今後30年間に70%の確率でおこるといわれています。東日本大震災の教訓を風化させることなく伝えていきたい。
- ・被災者の医療保険負担金等の免除など、被災者の立場に立った保険制度の改正等に問題定義をしていきたい。また、今回の震災に関しての身元不明者の身元確認業務において不都合等があったので、これを改善して、短時間で効率の良い検死情報の作成ができるように研究したい。

5 制度や行政の対応など、復興についての問題点（7件）

- ・復興特別税が無くなったことに疑問を感じていますが、国の税金使用は阪神・淡路大震災の時より多く使用されていると思っています。東京電力が倒産すると問題ではありませんが、もっと責任感を感じて対応して欲しいと思っています。
- ・団体の支援対象国は、太平洋島嶼国なので、主たる事業としてではないが、阪神淡路大震災後の救援活動からヒントを得、太平洋島嶼国内で実践している炭プロジェクトなどを、検討し直し、毎年地球環境基金に助成金申請しているが、残念ながら許認可を得られていない。
- ・業界団体としても被災地支援をしていきたいが、税制で控除等を認めて欲しい
- ・政府の東日本震災対策については、公共事業（箱物事業を中心とした旧来の事業）ばかりが目立つ。もう少し人に寄りそった復旧事業ができないものか？
- ・東日本大震災事業にかかる経費拠出については、幅広く公益目的財産額の消費対象事業として取り扱うべきではないか。
- ・震災事業については、人手不足により復興が順調に進行しているとは思われないし、人材の派遣が必要だと思う。
- ・現実問題、なかなか復興が進んでいない状況だと思われれます。

6 その他（7件）

- ・大震災時の送電用鉄塔の被害（津波による被害）については、各電力に協力し、被害状況の調査及び復旧等に協力した。現在では、特に東日本大震災関係の事業は行っていない。
- ・今の所、東日本大震災関連事業については、考えてはおりません。
- ・災害発生時に義捐金を送った他は、特に実施していない。
- ・財源等のこともあり出来ればと願ってはいますが、現在は厳しい状況です。
- ・収入計画が、1特定寄附団体に限られているため、東日本大震災事業への支出が不可能のため今後も計画の予定はありません。

- 東北の関連する競馬場、馬主に東北物産品購入、見舞金等を支給したが収入が低減しているため、残念ですが会事業を継続するので手いっぱいである。
- 当協会は山梨県内のみのため、震災に関する直接的な事業は考えていない。

アンケート質問全文

I. 公益法人

I 法人基本情報

◆法人の別

- 1 公益社団法人
- 2 公益財団法人

◆法人の形態

- 1 特例民法法人からの移行
- 2 特例民法法人から一旦一般に移行してから公益認定

- 3 新設（2008年12月以降に一般法人設立）
※ 一般法人を設立する以前の組織がある場合
 - 1 任意団体
 - 2 特定非営利活動法人
 - 3 営利法人（株式会社等）
 - 4 その他の法人
 - 5 なし（新設）

◆行政庁の別

- 1 内閣府
- 2 都道府県
- 都道府県名

◆移行登記日

年 (和暦)
月
日

◆役職員数

- 1 常勤数
- 2 非常勤数

◆事業規模（2014年度決算額）

- 1 正味財産残高
- 2 経常費用

◆2014年收入内訳

- 1 会費収入
- 2 寄付収入
- 3 事業収入

- 4 委託費・指定管理料
- 5 補助金・助成金
- 6 基本財産（財産運用収入）
- 7 収益事業からの収入
- 8 その他

II 法人について

【質問 1】 ◎ 貴法人が行っている事業で最も経費と労力の比重が高い事業を次の事業区分より一つだけお答え下さい。

コード

その他（記入欄）

【質問 2】 ◎ 法人選択についてお答え下さい。

- 1 公益法人を選択して良かった。
- 2 公益法人を選択して後悔している。
- 3 どちらともいえない。

★ 【質問 2】 で 1. と答えた法人様のみ

【質問 2-1】 ◎ 公益法人になって良かった点はなんですか？（複数回答）

- 1 社会的な信用が一般法人よりも高いと感じること。
- 2 公益目的事業が非課税であること。
- 3 前項 2. 以外の、法人本体に係る税制優遇措置（みなし寄附金など）が充実していること。
- 4 補助金・助成金が受けやすいこと。
- 5 寄附金控除の優遇措置（寄附金が集めやすくなった）。
- 6 特にない。
- 7 その他

★ 【質問 2】 で 2. と答えた法人様のみ

【質問 2-2】 ◎ 公益法人になって後悔する点はなんですか？（複数回答）

- 1 収支相償で事業活動が制限されること。
- 2 公益目的事業比率 50%以上で事業活動が制限されること。
- 3 遊休財産の規制があること。
- 4 立入検査など行政庁の監督が続くこと。
- 5 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きいこと。
- 6 適正な機関運営（社員総会・評議員会・理事会など）が難しい。
- 7 特にない。
- 8 その他

Ⅲ運営について

【質問3】 ◎ 運営について、現在困っていることがありますか。

- 1 ある
- 2 ない

★ 【質問3】で1. と答えた法人様のみ

【質問3-1】 ◎ 何についてお困りですか？ （複数回答）

- 1 理事会の運営。
- 2 社員総会・評議員会の運営。
- 3 前項1. 2. 以外の機関運営（社員、理事、評議員、監事、会計監査人等）。
- 4 収支相償。
- 5 公益目的事業比率。
- 6 遊休財産の保有制限。
- 7 毎年の事業計画書・予算書作成。
- 8 毎年の事業報告・計算書類作成。
- 9 定期提出書類の作成。
- 10 変更認定申請・変更届出の手続き。
- 11 行政庁の不適切と思われる指導。

【質問4】 ◎ 実際に新制度下の運営に携わってみて、収支相償は公益法人の基準として妥当と思いますか。

- 1 妥当と思う。
- 2 妥当と思わない。（記入欄）
- 3 わからない。

【質問5】 ◎ 実際に新制度下の運営に携わってみて、公益目的事業比率は公益法人の基準として妥当と思いますか。

- 1 妥当と思う。
- 2 妥当と思わない。（記入欄）
- 3 わからない。

【質問6】 ◎ 実際に新制度下の運営に携わってみて、遊休財産の保有制限は公益法人の基準として妥当と思いますか。

- 1 妥当と思う。
- 2 妥当と思わない。（記入欄）
- 3 わからない。

【質問7】 ◎ これまでに行政庁からの立入検査を受けたことはありますか。

- 1 ある
- 2 ない

★ 【質問7】で1. と答えた法人様のみ

【質問7-1】 ◎ 立入検査は、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」行うこととされています（認定法27条）。この規定に照らしたとき、

実際に受けた立入検査はどのようなものでしたか。

- 1 必要限度内と思った。
- 2 必要限度を超えていると思った。
- 3 指摘事項が納得できなかった。 (記入欄)

【質問 8】 ◎ 現在の会計制度（平成 20 年会計基準）についてお答え下さい。

- 1 現基準のままで、不便は感じない。
- 2 少し不便を感じる。
- 3 大いに不便な点がある。

(記入欄)

【質問 9】 ◎ 事業の変更についてお答え下さい。

- 1 変更認定申請・届出両方とも提出したことがある。
- 2 変更認定申請は提出したことがある。
- 3 変更届出は提出したことがある。
- 4 変更認定申請・届出両方とも提出したことはない。

★ 【質問 9】 で 1～3. と答えた法人様のみ

【質問 9-1】 ◎ 事業の変更認定申請・変更届出をした経緯をお答えください。

- 1 法人の自主的判断による。
- 2 行政庁からの指摘による。(納得した)
- 3 行政庁からの指摘による。(納得できなかった)

(記入欄)

【質問 10】 ◎ 事業計画書・事業報告、予算書・計算書類等をインターネットで情報公開していますか。

- 1 している
- 2 していない

★ 【質問 10】 で 2. と答えた法人様のみ

【質問 10-1】 ◎ 一般の方から情報公開内容を確認していただくには、インターネットで公開しているのが便利だと思いますが、していない理由は何ですか。

- 1 法律で要求されていないから。
- 2 事務所備え置きをしているから十分。
- 3 公益法人 information で十分。
- 4 ホームページがない。

【質問 11】 ◎ 行政庁の指導や対応について、どのように思いますか。

- 1 大変良い。
- 2 概して良い。
- 3 可もなく不可もない。

4 あまり良くない。

5 良くない。

(記入欄)

【質問 12】 ◎ 今、仮にどの法人種類でも自由に選択出来るとすると、選択するのはどの法人ですか。

1 やはり公益法人

2 一般法人

3 特定非営利活動法人

4 認定特定非営利活動法人

5 営利会社（株式会社・合同会社など）

6 その他の法人

IV 寄附と税制について

【質問 13】 ◎ 法人や個人からの寄附についてはどのような姿勢で臨んでいますか。

1 寄附は必要としていない。

2 特定の関係先に寄附を要請しているので不特定多数の寄附は募集していない。

3 すでに、不特定多数の個人・法人に寄附募集をしている。

4 今後は不特定多数の人々の寄附を募りたいと考えている。

5 その他

【質問 14】 ◎ 寄附金の総収入に占める割合はだいたいどれくらいですか。

1 0.0%

2 5.0%未満

3 5.0%以上 10.0%未満

4 10.0%以上 20.0%未満

5 20.0%以上

【質問 15】 ◎ 税額控除証明はすでに取得していますか。

1 取得済み（申請書提出済み・準備中を含む）。

2 制度は知っているが、取得していない。

3 そのような制度があることは知らなかった。

4 その他

★ 【質問 15】 で 2. と答えた法人様のみ

【質問 15-1】 ◎ 税額控除証明を取得していない理由は次のどれですか。

1 PST 要件を満たすことが困難だから。

2 当法人にとってはあまりメリットがないから。

3 手続きが複雑で面倒だから。

4 個人の寄附は考えていないから。

5 所得控除だけで十分だと思っているから。

6 その他

【質問 16】 ◎ 税額控除証明を受けるためには PST 要件をクリアすることが必要ですが、これについてどう思いますか。

- 1 存続してもよい。
- 2 撤廃してほしい。(記入欄)
- 3 どちらともいえない。

【質問 17】 ◎ 土地、建物、有価証券などの財産の贈与もしくは遺贈を受けたことがありますか。

- 1 ある
- 2 ない

(記入欄)

【質問 18】 ◎ 公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。

V 行政庁への要望

【質問 19】 ◎ 行政庁への要望があればご記入ください。

VI 公益法人協会への要望

【質問 20】 ◎ 公益法人協会への要望があればご記入ください。

VII 東日本大震災へのその後の対応について

【質問 21】 ◎ 東日本大震災関連事業についてお答えください。

- 1 震災関連事業はすでに終了した。
- 2 震災時に追加した事業を今も継続している。
- 3 元々の事業の中で継続している。
- 4 事業としては当初よりしていない。

【質問 22】 ◎ 公益法人として、東日本大震災事業について、自由にご記入ください。
(これからやるべきこと、今後に向けての問題点、伝えていかなければならないこと等々)

II. 一般法人

I 法人基本情報

◆法人の別

- 1 一般社団法人
- 2 一般財団法人

◆移行申請行政庁の別

- 1 内閣府
- 2 都道府県
- 都道府県名

◆移行登記日

年 (和暦)
月
日

◆税法区分 (定款の定めるところよりご判断願います。)

- 1 非営利徹底法人
- 2 共益法人
- 3 特定普通法人

◆役職員数

- 1 常勤数 ※ 常勤の定義：週3日以上勤務
- 2 非常勤数

◆事業規模 (2014年度決算額)

(2014年度が終わっていない場合は、見込みを入れて下さい。)

- 1 正味財産残高
- 2 経常費用

◆2014年収入内訳

- 1 会費収入
- 2 寄付収入
- 3 事業収入
- 4 委託費・指定管理料
- 5 補助金・助成金
- 6 基本財産 (財産運用収入)
- 7 収益事業からの収入
- 8 その他

II 法人について

【質問1】 ◎ 貴法人が行っている事業で最も経費と労力の比重が高い事業を次の事業区分より一つだけお答え下さい。

コード

その他（記入欄）

【質問2】 ◎ 法人選択についてお答え下さい。

- 1 一般法人を選択して良かった。
- 2 一般法人を選択して後悔している。
- 3 一般法人しか選択できなかった。
- 4 どちらともいえない。

★ 【質問2】で1.と答えた法人様のみ

【質問2-1】 ◎ 一般法人になって良かった点はなんですか？（複数回答）

- 1 法人の比較的自由的な運営が可能であること。
- 2 収支相償の制限がないこと。
- 3 公益目的事業比率の制限がないこと。
- 4 遊休財産の規制がないこと。
- 5 毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単なこと。
- 6 法人税は収益事業のみの課税であること。
(但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象)
- 7 特にない。
- 8 その他

★ 【質問2】で2.と答えた法人様のみ

【質問2-2】 ◎ 一般法人になって後悔する点はなんですか？（複数回答）

- 1 社会的な信用が公益法人よりも低いと感じること。
- 2 公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務および、行政庁の監督が続くこと。
- 3 相談する先がないこと。
- 4 行政からの支援が得られないこと。
- 5 税金の負担。(非営利型法人：収益事業がすべて課税、特定普通法人：税法上の普通法人と同等の全所得課税)
- 6 預金利子に対し源泉徴収課税がされること。
- 7 寄附者への寄附金控除の優遇措置がないこと。
- 8 特にない。
- 9 その他

【質問3】 ◎ 公益認定取得についてあてはまるものをお答え下さい。

- 1 既に、公益認定を申請している。
- 2 準備中。
- 3 早期に申請したい。
- 4 将来は考えたい。
- 5 当面考えない。
- 6 全く考えていない。

★ 【質問3】で1～4. と答えた法人様のみ

【質問3-1】 ◎ 公益認定を申請した、または目指している理由は何ですか？

(複数回答)

- 1 もともと公益法人への移行を予定していた。
- 2 社会的な信用が一般法人よりも得られること。
- 3 公益目的事業が非課税となること。
- 4 税制優遇措置（みなし寄附金など）を受けられるから。
- 5 寄附金控除の優遇措置（寄附金が集めやすくなる）が得られるから。
- 6 総合的に 一般法人のメリットを感じないから。

Ⅲ運営について

【質問4】 ◎ 運運営について、現在困っていることがありますか。

- 1 ある
- 2 ない

★ 【質問4】で1. と答えた法人様のみ、お答えください。

【質問4-1】 ◎ 何についてお困りですか？ （複数回答）

- 1 理事会の運営。
- 2 社員総会・評議員会の運営。
- 3 前項1. 2. 以外の機関運営（社員、理事、評議員、監事、会計監査人等）。
- 4 公益目的支出計画の作成・提出（公益目的支出計画を実施の法人様）。
- 5 相談する先がないこと。
- 6 申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き。
- 7 行政庁の指導。

（記入欄）

【質問5】 ◎ 公益目的支出計画は実施していますか。

- 1 作成し、実施している。
- 2 既に完了した。
- 3 不要であった。

★ 【質問5】で1. 2. と答えた法人様のみ、お答えください。

【質問5-1】 ◎ 公益目的支出計画の期間は何年に決めましたか。

※ 公益目的支出計画の期間：年数

★ 【質問5】で1. 2. と答えた法人様のみ、お答えください。

【質問5-2】 ◎ 移行認可後、公益目的支出計画の期間の延長変更申請をしましたか。

- 1 した。
※ 何年の延長か：年数

2 していない。

★ 【質問 5】で 1. 2. と答えた法人様のみ、お答えください。

【質問 5-3】 ◎ 公益目的支出計画の実施の方法についてすべてお答え下さい。
(複数回答)

- 1 公益目的事業で実施。
- 2 継続事業（これまで実施してきた公益事業）で実施。
- 3 特定寄附（公益的な団体への寄附）で実施。

★ 【質問 5】で 1. 2. と答えた法人様のみ、お答えください。

【質問 5-4】 ◎ 公益目的支出計画の実施において困っていることはありますか。
(複数回答)

- 1 公益目的支出計画の実施事業の変更に対して。
- 2 公益目的支出計画の実施期間の変更に対して。
- 3 公益目的支出計画の毎年の作成について。
- 4 監事監査と理事会、社員総会(評議員会)の承認・報告について。
- 5 特になし。
- 6 その他

★ 【質問 5】で 1. 2. と答えた法人様のみ、お答えください。

【質問 5-5】 ◎ 公益目的支出計画は備え置き書類として閲覧できるようにすることが必要ですが、それとは別にインターネットで情報公開していますか。

- 1 している。
- 2 していない。

【質問 6】 ◎ 事業計画書・事業報告、予算書・計算書類等をインターネットで情報公開していますか。

- 1 している
- 2 していない

★ 【質問 6】で 2. と答えた法人様のみ、お答えください。

【質問 6-1】 ◎ 一般の方から情報公開内容を確認していただくには、インターネットで公開しているのが便利だと思いますが、していない理由は何ですか。

- 1 法律で要求されていないから。
- 2 事務所備え置きをしているから十分。
- 3 一般法人だから。
- 4 ホームページがない。

【質問 7】 ◎ 現在の会計制度（平成20年会計基準）についてお答え下さい。

- 1 現基準のままで、不便は感じない。
- 2 少し不便を感じる。
- 3 大いに不便な点がある。
- 4 将来は公益法人以外の会計基準に変更する予定。

（記入欄）

【質問 8】 ◎ 今、仮にどの法人でも自由に選択出来るとすると、選択するのはどの法人ですか。

- 1 やはり一般法人
- 2 公益法人
- 3 特定非営利活動法人
- 4 認定特定非営利活動法人
- 5 営利会社（株式会社・合同会社など）
- 6 その他の法人

IV 寄附と税制について

【質問 9】 ◎ 法人や個人からの寄附についてはどのような姿勢で臨んでいますか。

- 1 寄附は必要としていない。
- 2 特定の関係先に寄附を要請しているので不特定多数の寄附は募集していない。
- 3 すでに、不特定多数の個人・法人に寄附募集をしている。
- 4 今後は不特定多数の人々の寄附を募りたいと考えている。
- 5 今後とも不特定多数の人々の寄附は募らない。
- 6 その他

【質問 10】 ◎ 寄附金の総収入に占める割合はだいたいどれくらいですか。

- 1 0.0%
- 2 5.0%未満
- 3 5.0%以上 10.0%未満
- 4 10.0%以上 20.0%未満
- 5 20.0%以上

【質問 11】 ◎ 一般法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。

（記入欄）

V 行政庁への要望

【質問 12】 ◎ 行政庁への要望があればご記入ください。

(記入欄)

VI 公益法人協会への要望

【質問 13】 ◎ 公益法人協会への要望があればご記入ください。

(記入欄)

VII 東日本大震災へのその後の対応について

【質問 14】 ◎ 東日本大震災関連事業についてお答えください。

- 1 震災関連事業はすでに終了した。
- 2 震災時に追加した事業を今も継続している。
- 3 元々の事業の中で継続している。
- 4 事業としては当初よりしていない。

【質問 15】 ◎ 一般法人として、東日本大震災事業について、自由にご記入ください。
(これからやるべきこと、今後に向けての問題点、伝えていかなければならないこと等々)

(記入欄)

公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関する
アンケート調査結果
報告書

2016年3月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267
URL: <http://www.kohokyo.or.jp/>

©2016

印刷 株式会社美巧社
